

杉並区職員措置請求監査結果

(平成28年度政務活動費に関する住民監査請求)

平成30年6月

杉 並 区 監 査 委 員

目 次

第1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の概要	1
4 請求の受理	2
第2 監査の実施	
1 証拠の提出及び陳述	3
2 監査対象事項	3
3 対象部局とその抗弁要旨	3
3—1 区議会事務局	4
3—2 総務部総務課	5
4 区議会議長の調査回答の要旨	6
4—1 平成30年5月21日付け調査回答	6
4—2 平成30年6月14日付け調査回答	7
4—3 平成30年6月19日付け調査回答	7
第3 監査の結果	
1 結 論	8
2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯	8
3 判 断	
3—1 監査の基本的な考え方と視点	9
3—2 項目別判断	10
3—2—1 調査研究費	10
3—2—2 研修費	14
3—2—3 広聴広報費	19
3—2—4 資料購入費	45
3—2—5 事務費	50
3—2—6 事務所費	57
3—2—7 人件費	59
3—3 まとめ	63
4 意見・要望	64

<別紙>

1	措置請求書等	
1—1	措置請求書	67
1—2	追加の証拠資料	163
2	区議会事務局抗弁書	187
3	総務部総務課抗弁書	205
4	区議会議長の調査回答	
4—1	平成30年5月21日付け調査回答	211
4—2	平成30年6月14日付け調査回答	253
4—3	平成30年6月19日付け調査回答	257

<資料>

1	政務活動費条例（平成28年4月1日現在）	259
2	政務活動費規則（平成28年4月1日現在）	263
3	政務活動費規程（平成28年4月1日現在）	265
4	事務処理の手引（平成28年度版）	269
5	平成30年4月6日付け区議会事務局長報告	345

【注】

なお、請求人の氏名等は仮名（A、甲等）で表示し、その住所等の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

2 請求書の提出

平成30年4月27日

3 請求の概要

請求人が提出した措置請求書は「別紙1—1」のとおりであり、その概要は次のとおりである。なお、10ページ以降の「3—2 項目別判断」において、次の各請求項目における「返還請求の対象及び金額」並びに「請求人の主張要旨」を

記載した。

平成 28 年度政務活動費について、請求人の政務活動費検証の基準（①政党、後援会、選挙活動等への利益誘導の要素を有しない、②主体性のある活動である、③公私混同のない活動である、④コスト低減に徹した活動である及び⑤情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること）に基づき、会派及び議員の支出状況の精査・検証を進めた結果、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。

このことから、措置請求書記載の会派及び議員の平成 28 年度政務活動費のうち、次の違法又は不当な支出（合計金額：1,238 万 1,387 円）について、当該会派及び議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

- (1) 調査研究費（視察先への土産代・オペラ鑑賞券購入費）
- (2) 研修費（研修参加費等・視察交通費等・研修会開催経費）
- (3) 広聴広報費（区政報告（区政報告会）及びホームページ関係経費）
- (4) 資料購入費（一般の資料購入費・所属政党発行の機関紙購入費）
- (5) 事務費（パソコン等の購入費、リース料、インターネット接続料等・区民意見聴取時のお茶代・携帯電話代）
- (6) 事務所費（自宅兼用議員事務所の賃借料）
- (7) 人件費（政務活動補助職員賃金）

4 請求の受理

本件監査請求については、平成 30 年 5 月 11 日の監査委員会会議において、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、大和田伸監査委員及び増田裕一監査委員を除斥とした後、監査委員 2 名（上原和義監査委員及び三浦口仁監査委員）の合議により、同法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定した。

なお、請求人には、同月 16 日付けで文書によりこの旨を通知した。

その後、同月 22 日の監査委員会会議において、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、同月 19 日に就任した内山忠明監査委員及び井口かづ子監査委員のうち、井口かづ子監査委員を除斥とした。（大和田伸監査委員及び増田裕一監査委員は同月 18 日に退任）

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年5月28日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは、追加の証拠資料（資料1「監査請求の継続について」、資料2「平成18～27年度政務調査・活動費の監査請求に対する監査結果書に記載された監査基準及び監査委員の意見・要望等のまとめ」、資料3「かすみがうら市の住民が訴えた「政務調査費交付取消しとその返還措置請求事件」の最高裁判決（平成22年3月23日）」）（別紙1—2）が提出され、請求人13名のうち4名から本件監査請求に関する意見の陳述が行われた。

2 監査対象事項

措置請求書記載の会派及び議員の平成28年度政務活動費のうち、請求人が違法又は不当と主張する各支出について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、本件監査請求のうち、次の表に掲げるものについては、監査の対象外（却下）とした。

番号	区分	返還請求の対象及び金額
①	政務活動費に計上されていない経費の返還を求める請求	脇坂たつや議員の視察先への土産代 (1,028円)
		奥田雅子議員の視察先への土産代 (281円)
		そね文子議員の視察先への土産代 (281円)
②	政務活動費の計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める請求において、当初から2分の1按分で計上されているもの	脇坂たつや議員の携帯電話代 (2万5,451円)
③	本件監査請求後に返還された経費の返還を求める請求	小林ゆみ議員の通話用の携帯電話代 (2万832円)

3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局（以下「区議会事務局」という。）及び杉並区総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、平成30年5月21日付けで抗弁書の提出を受けるとともに、区議会事務局については、同年5月28日にその説明を聴取した。

区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書（別紙2）及び総務部総務課（杉並区長）の抗弁書（別紙3）の要旨は、次のとおりである。

3—1 区議会事務局

区議会事務局（区議会事務局長）の抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②政務活動費の交付に関する規定と交付手続、③収支報告書等の提出に関する手続等、④政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割、⑤領収書その他の証拠書類の取扱い、⑥政務活動費の平成28年度の状況、⑦請求人の主張に対する見解等及び⑧平成30年度からの取組について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）の一部が改正され、政務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、別表において具体的な経費区分が定められた。

また、議長は、収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

(2) 政務活動費の執行に係る議長の役割（議長の調査権に関する見解）

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられるものと考えるが、平成24年の地方自治法の改正に伴い、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）に、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨が明記されたことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派及び議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

(3) 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動をいい、政務活動費として支出するに当たっては、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動費条例別表に規定する政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（以下「政務活動費規程」という。）別表に規定する政務活動に要する経費細目（以下「政務活動に要する経費細目」という。）の範囲内で支出することは当然である。

また、会派及び議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があり、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識している。

しかし一方で、政務活動の対象は広範囲に及び、活動内容も多様であることから、「政務活動に要する経費」の支出については、会派及び議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派及び議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものとする。

その他、個別の請求項目等（①調査研究費及び研修費（視察関連費・研修費、交通費、視察先の謝礼品）、②広聴広報費（区政報告・区政レポート等、ホームページの運用管理等、区政報告会・区民懇談会等、茶菓代）、③資料購入費（政党機関紙の購読等、計上年度）、④事務費（携帯電話代等）、⑤事務所費、⑥人件費及び⑦その他（領収書の宛名、按分）に対する見解が記載されている。

（４）平成30年度からの取組

政務活動費の適正な執行を確保するため、平成29年度の政務活動費調査検討委員会での検討結果を受け、金券類により支出した経費に対しては政務活動費を充てることができないものとすることやインターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費の支出割合の上限を2分の1（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない）とするなど、政務活動費規程の一部を改正した。

今後は、これまで以上に区民の納得と信頼が得られる政務活動費制度を目指して、按分の割合（上限）が定められていない経費や月極駐車場代その他改善すべき課題を整理し、検証・見直しに取り組むこととしている。

3—2 総務部総務課

総務部総務課（杉並区長）の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組及び④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

今回の措置請求に関する区の見解は、次のとおりである。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派及び議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障のないような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものと考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、政務活動費条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したもの

と考えている。

平成 29 年度の議会の取組として、前年度に続き、政務活動費調査検討委員会及び政務活動費専門委員会の審議を重ね、改善を図るなど評価するものであるが、これまで以上に区民の納得と信頼が得られる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の一層の確保が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取組を後押ししていく。

4 区議会議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。

議長の回答要旨は、次のとおりである。

4—1 平成 30 年 5 月 21 日付け調査回答（別紙 4—1）

議長の調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④個別事項についての会派及び議員からの説明について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

(1) 調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 28 年度の「政務活動に要する経費」及び「政務活動に要する経費細目」に基づく適正な支出が行われていた。

なお、富本卓議員、大泉やすまさ議員、小林ゆみ議員、河津利恵子議員及び太田哲二議員については、本人からの申出により、それぞれ訂正処理等を進める。

(2) 今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、平成 28 年度当時の基準により、会派及び議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める。

その他、措置請求書記載の個別の請求事項についての会派及び議員の説明が記載されている。

4—2 平成30年6月14日付け調査回答（別紙4—2）

本件監査請求後の平成30年5月21日に行われた富本卓議員、大泉やすまさ議員、河津利恵子議員及び太田哲二議員の「平成28年度政務活動費収支報告書及び出納簿」（以下「28年度収支報告書等」という。）の訂正（誤記控除・誤記更正）等について、追加回答がされている。

上記の訂正に伴う返還日、返還額等は、次のとおりである。

議員名	返還日	返還額	内 容
富本卓議員	平成30年 6月7日	1万4,563円	区政報告宛名ラベル購入費 （平成28年8月21日支出） ほか6件
大泉やすまさ 議員	平成30年 6月8日	1万5,300円	都政新報（平成29年3月29 日支出）
河津利恵子 議員	平成30年 6月14日	2,400円	ホームページ運営・管理費 （平成28年7月29日支出）
太田哲二議員	平成30年 6月6日	2万2,305円	「4.30勉強会」会場使用料 （平成28年4月30日支出） ほか7件

4—3 平成30年6月19日付け調査回答（別紙4—3）

本件監査請求後の平成30年5月21日に行われた小林ゆみ議員の28年度収支報告書等の訂正（誤記控除）等について、追加回答がされている。

上記の訂正に伴う返還日、返還額等は、次のとおりである。

議員名	返還日	返還額	内 容
小林ゆみ議員	平成30年 6月19日	2万838円	携帯電話利用代（通話用） （平成28年4月21日支出） ほか11件

第3 監査の結果

1 結 論

本件監査請求については、平成30年6月21日に監査委員3名（上原和義監査委員、三浦口仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、第2の2の「監査対象事項」（3ページ）に記載した①政務活動費に計上されていない経費の返還を求める請求、②政務活動費の計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める請求において、当初から2分の1按分で計上されているもの及び③本件監査請求後に返還された経費の返還を求める請求（第2の2の表）に係る部分については、これを却下し、その他の請求に係る部分については、請求に理由がないものと認められるので、これを棄却する。

2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成12年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成13年に、政務調査費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成13年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。
- (2) 平成19年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費などの10項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。
- (3) 平成20年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。
- (4) 平成24年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。
- (5) 平成25年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途

基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として10項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費）の経費が定められた。

また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。

- (6) その後、平成26年3月、平成27年3月、平成28年3月、平成29年3月及び平成30年3月に、政務活動費規程の一部が改正され、「政務活動に要する経費細目」の見直しが行われた。

3 判 断

3—1 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成25年3月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は首長と並ぶ重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務活動費規則」という。）に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。

- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成21年12月17日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。
- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、用途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

3—2 項目別判断

請求人は、措置請求書において、「政務活動に要する経費」の項目（調査研究費、研修費等）ごとに、返還請求の対象、金額、理由等を述べている。

そこで、措置請求書記載の7項目

- ① 調査研究費（視察先への土産代・オペラ鑑賞券購入費・視察交通費等）
- ② 研修費（研修参加費等・研修会開催経費）
- ③ 広聴広報費（区政報告（区政報告会）及びホームページ関係経費・区民意見聴取時のお茶代）
- ④ 資料購入費（一般の資料購入費・所属政党発行の機関紙購入費）
- ⑤ 事務費（パソコン等の購入費、リース料、インターネット接続料等・携帯電話代）
- ⑥ 事務所費（自宅兼用議員事務所の賃借料）
- ⑦ 人件費（政務活動補助職員賃金）

について、平成28年度当時の政務活動費条例（資料1）、政務活動費規則（資料2）、政務活動費規程（資料3）及び「政務活動費の支出に関する事務処理について」（以下「事務処理の手引」という。）（資料4）等に基づき、請求内容の適否を判断することとする。

なお、[返還請求の対象及び金額]の欄には、返還請求の対象とされた会派及び議員名と括弧書きで措置請求書記載の返還請求額を記載した。

3—2—1 調査研究費

[返還請求の対象及び金額]

- 1 井原太一議員、今井ひろし議員、大泉やすまさ議員、富本卓議員
（視察先への土産代：各1,028円）
- 2 佐々木浩議員、藤本なおや議員、小林ゆみ議員、岩田いくま議員、
松浦芳子議員（視察先への土産代：各864円）

- 3 山本あけみ議員
 (①視察先への土産代：281円、②オペラ鑑賞券購入費：2,500円)
- 4 河津利恵子議員、上野エリカ議員、市来とも子議員、新城せつこ議員、松尾ゆり議員（視察先への土産代：各281円）
- 5 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（視察先への土産代：1万4,041円）
- 6 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（視察先への土産代：5,752円）
- 7 川野たかあき議員（視察交通費等：9万3,301円）

※ なお、先に述べたとおり、脇坂たつや議員、奥田雅子議員及びそね文子議員の視察先への土産代の返還を求める請求については、そもそも政務活動費に計上されていないため、監査の対象外（却下）とした。

また、川野たかあき議員の熊本県南阿蘇村・大津町及び大阪市（こどもの里）の視察交通費等については、措置請求書では研修費の項目に記載されているが、調査研究費として計上されていることから、調査研究費の項目で判断することとした。

[請求人の主張要旨]

- 1 視察先への土産代（井原太一議員、今井ひろし議員、大泉やすまさ議員、富本卓議員、佐々木浩議員、藤本なおや議員、小林ゆみ議員、岩田いくま議員、松浦芳子議員、山本あけみ議員、河津利恵子議員、上野エリカ議員、市来とも子議員、新城せつこ議員、松尾ゆり議員、杉並区議会公明党（山本ひろこ議員・中村康弘議員））

政務活動費に計上する視察において土産物が必要な場合は、公金ではなく、自分の財布から出費するのが一般社会通念である。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

なお、山本あけみ議員、河津利恵子議員、上野エリカ議員、市来とも子議員、新城せつこ議員及び松尾ゆり議員の視察先への土産代の返還を求める請求については、措置請求書において、上記の返還を求める理由が記載されていないが、請求の趣旨を斟酌して、他の会派及び議員に対して返還を求める理由と同様であると解することとした。

- 2 オペラ鑑賞券購入費（山本あけみ議員）

平成28年度杉並区NPO活動資金助成事業であるオペラ「泣いた赤鬼」の鑑賞券を購入しているが、自身の娯楽のため又はNPO法人への助成が目的なら自費で賄うべきであり、政務活動費への計上は不可である。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

- 3 視察交通費等（川野たかあき議員）

- (1) 熊本県南阿蘇村・大津町視察（2回）交通費等

2度にわたる熊本県の視察の基本行動はボランティア活動であると明言しているが、ボランティア活動は政務活動費（税金）を使って行う行為ではない。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

(2) 大阪市（こどもの里）視察交通費等

東京には多種の子供施設があり、わざわざ大阪まで出向いて視察をした理由が不明であり、区政への提言もなされておらず、また、ボランティア活動をするために大阪まで行ったとも考えられる。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

[判断基準]

1 視察先への土産代

視察先への土産代は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、「政務活動に要する経費」の調査研究費に該当するといふべきであり（平成16年9月15日京都地方裁判所判決参照）、「政務活動に要する経費」、「政務活動に要する経費細目」及び「事務処理の手引」等（以下「政務活動に要する経費・同細目等」という。）に基づき、領収書（これに類するもの（預金通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細書等）を含む。以下同じ。）が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるといふことはできない。

なお、視察先への土産代については、平成30年度から、政務活動費規程の一部が改正され、視察先1か所当たり5,000円を限度とすることとされている。

2 オペラ鑑賞券購入費

政務活動費条例において、「政務活動に要する経費」の調査研究費は、区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費と規定されており、これらの調査研究の一環として行われるオペラ鑑賞であれば、調査研究費に該当するといふべきであり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるといふことはできない。

3 視察交通費等

区政に関する調査研究その他の活動のために視察をし、その交通費、宿泊費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で調査研究費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書及び視察先、視察目的、行程、概要等を記載した「政務活動視察報告書（宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える場合のみ）」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるといふことはできない。

[会派・議員別判断]

1 井原太一議員、今井ひろし議員、大泉やすまさ議員、富本卓議員

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は視察先1か所当たり2,057円であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件各支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 佐々木浩議員、藤本なおや議員、小林ゆみ議員、岩田いくま議員、松浦芳子議員

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は視察先1か所当たり2,160円であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件各支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 山本あけみ議員

(1) 視察先への土産代

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は3,086円であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) オペラ鑑賞券購入費

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、オペラ鑑賞の目的については、「NPO活動資金助成事業に関して、実際に会場に足を運び鑑賞することで本助成事業が区政にとって有用な使われ方をしているかといった調査を行う上で重要であると考え行ったものであり、個人的な娯楽や特定のNPO法人への助成が目的ではない」と説明されており、区の事務、地方行財政等に関する調査研究の一環として行われたものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 河津利恵子議員、上野エリカ議員、市来とも子議員、新城せつこ議員、松尾ゆり議員

上記の山本あけみ議員の判断—(1)のとおり、本件各支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要

する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は視察先1か所当たり最高で1,620円であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

6 杉並区議会公明党（中村康弘議員）

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該土産代は視察先1か所当たり最高で2,050円であり、その金額は社会通念上適正な範囲内のものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

7 川野たかあき議員

(1) 熊本県南阿蘇村・大津町視察（2回）交通費等

上記判断基準—3のとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該視察について、「杉並区が被災した場合を想定し、どう備えておくべきか、どのように対応すべきかを確認し、参考とするための視察であり、住民目線、民間ボランティア目線での状況把握を行うために、ボランティア活動を通じて視察を行った」と説明されており、区政に関する調査研究のための視察であると認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 大阪市（こどもの里）視察交通費等

上記判断基準—3のとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該視察について、「こどもの里は、里親事業や児童館機能など子育て支援事業の拠点であると同時に、義務教育を終えた子どもたちが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように共同生活をしながら、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行う、全国でも珍しい先進的な施設であり、視察するに十分に価値のある施設である」と説明されており、区政に関する調査研究のための視察であると認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3—2—2 研修費

[返還請求の対象及び金額]

1 市来とも子議員（①自治体議員立憲ネットワーク研修（2回）参加費等：2万9,942円、②社民党夏季研修会交通費等：2万3,900円）

2 けしば誠一議員、新城せつこ議員（自治体議員立憲ネットワーク研修（2回）参加費等：各5万4,694円）

- 3 奥田雅子議員（自治体議員立憲ネットワーク研修参加費等：2万9,924円）
- 4 川野たかあき議員（①自治体議員立憲ネットワーク研修参加費等：8,409円、②自治体議員バックアップセミナー（2回）参加費：2,000円）
- 5 太田哲二議員（お金と福祉の勉強会（8回）開催経費（講師謝礼金、案内チラシ作成費等）：65万9,651円）

[請求人の主張要旨]

1 市来とも子議員

（1）自治体議員立憲ネットワーク研修（2回）参加費等

政務活動視察報告書が提出されておらず、この研修で何をどのように学び、区政に成果をいかに反映したのか全く不明であり、当該議員発行の「市来とも子政策NEWS」で当該研修と区政について一言も触れていない。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

（2）社民党夏季研修会交通費等

政務活動費として支出することができない経費である「政党活動に関する経費」に該当する。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

2 けしば誠一議員、新城せつこ議員

自治体議員立憲ネットワーク研修参加費等を政務活動費に計上しているが、政務活動視察報告書によると、沖縄県議員との交流もなく、この視察をどのように区政に反映させ、今後実現に努力していくのか、全く記載も行動もされていない。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

3 奥田雅子議員

自治体議員立憲ネットワーク研修参加費等を政務活動費に計上しているが、政務活動視察報告書において、当該研修と区政との結び付きに全く言及しておらず、杉並区の議員としての出張研修の反映がされていない。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

4 川野たかあき議員

（1）自治体議員立憲ネットワーク研修参加費等

政務活動視察報告書によると、行程が記載されているのみで、当該研修の区政への反映が全くなされておらず、区政への研修結果が見受けられない視察である。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

（2）自治体議員バックアップセミナー（2回）参加費

当該研修の主催者団体は、当該議員が当時所属していた政治団体「緑の党グリーンズジャパン」であるから、政治活動の一環である。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

5 太田哲二議員

平成28年度に、「お金と福祉の勉強会」を8回開催し、その開催経費（講師謝礼金、案内チラシ作成費等）を政務活動費に計上しているが、当該勉強会は区政に関する情報を区民に知らせる側面もあると同時に、自らの議会活動や調査結果を区民に知らせることによって、支援者を獲得、保持するなどの政治活動、後援会活動の側面も持っていると思われ、政務活動とそうでない活動が混在している。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

[判断基準]

1 研修参加費等

区政に関する調査研究その他の活動のために研修会、集会等（当該議員が所属する政党及び政治団体が主催するものを含む。）に参加し、その参加費、交通費、宿泊費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で研修費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書（政務活動交通費記録簿を含む。）が提出され、宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合には領収書等貼付用紙の備考欄に研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等が記載され、それ以外の場合には研修会等の会場、研修目的、行程、概要等を記載した「政務活動視察報告書」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

なお、平成30年度から、政務活動費規程の一部が改正され、宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会等に参加した場合は、その名称、開催日時、会場、主催者、概要等が分かる資料を提出することとされている。

2 研修会開催経費

区政に関する調査研究その他の活動のために研修会等を開催し、その会場費、講師謝礼金等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で研修費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書及び案内チラシ等の原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

[議員別判断]

1 市来とも子議員

(1) 自治体議員立憲ネットワーク研修（2回）参加費等

上記判断基準—1のとおり、領収書、政務活動交通費記録簿及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該研修について、「国による自治体への訴訟問題をめぐり沖縄県知事自らがその課題と問題認識について話をし、自治体の権限を超えてどこまで国が関与できるのか、地方自治法における国との関係を改めて問い直し、地方自治とは何かを学ぶための視察であり、特に沖縄問題はその対立構造が顕著であるが、自治体の権限及び立憲主義をどのように守るのかを議員の立場として学ぶことは必要である」と説明されており、区政と関連性を有しないということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 社民党夏季研修会交通費等

上記判断基準—1のとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出され、按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「社民党の夏季研修会であることから、政党活動に関する経費に該当する」と主張するが、「政務活動に要する経費」に該当するかどうかは研修会の内容等から判断すべきものであり、単に主催が社民党であることのみを理由として、政党活動に関する経費に該当するということとはできない。

そして、政務活動視察報告書に添付された「2016年度夏季研修会要綱」によると、当該議員が参加した部分の研修の内容は、①医療崩壊の危機と地域包括ケアシステム構築に向けての課題、②子どもの貧困と自治体の取組、③子どもの貧困等、④宝塚市民発電所現地視察等とされており、区政と関連性を有するものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 けしば誠一議員、新城せつこ議員

上記判断基準—1のとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該研修について、「沖縄の基地問題と政府による自治の否定に対する沖縄の自己決定権の主張は、平和都市宣言を掲げる区政にも直結するものと考え、議会でも何度か質問してきた課題である。また、基地問題は沖縄だけの問題とは考えておらず、オスプレイの横田基地での訓練が始まり、周辺自治体での被害が予想され、それぞれの議会でも反対決議や議員の行動が始まっており、日頃から平和、日米安保・地位協定、憲法について沖縄とともに行動し、その闘いの中から学ぶことを重視している」と説明されており、区政と関連性を有しないということとはできない。

したがって、本件各支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 奥田雅子議員

上記判断基準—1のとおり、領収書、政務活動交通費記録簿及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該研修について、政務活動視察報告書において視察目的は沖

縄の基地問題に対する理解を深めること等とされ、また、「国に対する地方自治体のあるべき形や地方における国政の関与のあり方について考察を深めた」と説明されており、区政と関連性を有しないということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 川野たかあき議員

(1) 自治体議員立憲ネットワーク研修参加費等

上記判断基準—1のとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該研修について、「沖縄の現状から、国と自治体とのあり方や立憲主義を学び、区政の参考にするものである」と説明されており、区政と関連性を有しないということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 自治体議員バックアップセミナー（2回）参加費

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、研修会の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等が明らかにされており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「当該研修の主催者団体は、当該議員が当時所属していた政治団体「緑の党グリーンズジャパン」であるから、政治活動の一環であり、政党活動に関する経費に該当する」と主張するが、「政務活動に要する経費」に該当するか否かは研修会の内容等から判断すべきものであり、単に主催が緑の党グリーンズジャパンであることのみを理由として、政党活動に関する経費に該当するということとはできない。

そして、領収書等貼付用紙に添付された資料によると、当該研修は、平成28年5月10日が「現場から学ぶ！自治体の福祉入門編」、平成29年1月26日が「幸せで持続可能な社会をめざして・予算編」とされており、区政と関連性を有するものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 太田哲二議員

上記判断基準—2のとおり、領収書及び「お金と福祉の勉強会」の案内チラシの原本が提出され、平成28年第3回、同年第4回及び同年第8回の当該勉強会の開催経費については按分率75パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、平成28年第3回、同年第4回及び同年第8回の当該勉強会の開催経費のうち、一部の経費（講演料、会場使用料等）については按分されていなかったが、本件監査請求後の平成30年5月21日付けの28年度収支報告書等の訂正により、按分して控除され、同年6月6日に2万2,305円が返還されている。

そして、当該勉強会の目的等について、「会場で、政党・後援会の入会案内をしておらず、そもそも入会者を増やそうという意思も行為もなく、新しい入会者もない。また、勉強会の目的は、純粋に勉強であり、それを通じて区民の意思を学んだり、そして区政に反映するために開催しており、支持者増加を目的としていない」と説明されている。

また、その内容は、①平成28年第3回のテーマが「NHK問題 あらためて」と「保育園問題 どうなるの、どうするか」、②平成28年第4回のテーマが「事業所得（所得税）と法人税」・「話題のパナマ文書」と「保育園、介護ロボット」、③平成28年第5回のテーマが「日本の精神医療の問題点と今後の展望」と「選挙終わって日が暮れて、後のまつりか?」、④平成28年第6回のテーマが「奨学金が返済できない。どうしようか?」と「借金処理7つの手法」、⑤平成28年第7回のテーマが「変化の時代における自治体経営」と「ほのぼのよろず相談をしています」、⑥平成28年第8回のテーマが「精神の作業所って、こんな所です」と「所得税、社会保障の基礎を知れば、家計防衛」、⑦平成29年第1回のテーマが「成年後見制度について」と「リカードの比較優位説の矛盾」、⑧平成29年第2回のテーマが「年金の必要な資格期間が25年から10年に短縮されます」と「杉並区議会第1回定例会はこんなでした」であり、いずれも、当該議員から区政との関連性について説明されている。

請求人は、「自らの議会活動や調査結果を区民に知らせることによって、支援者を獲得、保持するなどの政治活動、後援会活動の側面も持っていると思われ、政務活動とそうでない活動が混在している」と主張するが、いずれも、区政と関連性を有しないということとはできず、また、政務活動でない活動が混在しているということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3—2—3 広聴広報費

[返還請求の対象及び金額]

- 1 浅井くにお議員（①会派の区政報告（平成29年春号）作成費等：3万1,372円、②会派の区政報告（平成28年夏号）作成費：333円、③議員の区政報告（平成28年夏号・平成29年新年号）作成費等：69万2,894円）
- 2 井原太一議員（①会派の区政報告（平成29年春号）作成費等：3万1,372円、②会派の区政報告（平成28年夏号）作成費：333円、③区政報告会会場費等：1万3,155円）
- 3 今井ひろし議員（①会派の区政報告（平成29年春号）作成費等：3万1,372円、②会派の区政報告（平成28年夏号）作成費：333円）
- 4 大泉やすまさ議員（会派の区政報告（平成28年夏号）作成費：333円）
- 5 大熊昌巳議員（①会派の区政報告（平成29年春号）作成費等：3万1,372円、②会派の区政報告（平成28年夏号）作成費：333円）

- 6 **大和田伸議員** (①会派の区政報告(平成29年春号)作成費等:3万1,372円、②会派の区政報告(平成28年夏号)作成費:333円、③議員の区政報告(平成28年春号)作成費等:31万1,280円、④議員の区政報告(平成29年1月)はがき購入費:36万9,200円、⑤議員の区政報告(2017年新春号)作成費:4,744円、⑥区政報告会開催経費(お茶代、配布資料用封筒代等):4万2,408円)
- 7 **富本卓議員** (①会派の区政報告(平成29年春号)作成費等:3万1,372円、②会派の区政報告(平成28年夏号)作成費:333円、③議員の区政報告(TOMMY通信創刊号)作成費:1万9,320円、④議員の区政報告(平成28年初秋号)作成費:8万円、⑤議員の区政報告(TOMMY通信第2号)作成費:3万8,750円、⑥議員の区政報告(平成29年初春号)作成費等:18万5,966円、⑦ホームページ維持管理費:7万5,000円)
- 8 **はなし俊郎議員** (①会派の区政報告(平成28年夏号)作成費:333円、②議員の区政報告(平成29年3月30日)作成費等:97万920円)
- 9 **吉田あい議員** (①会派の区政報告(平成28年夏号)作成費:333円、②議員の区政報告(平成28年春季号)作成費等:24万300円、③議員の区政報告(平成28年決算号)作成費等:35万9,852円)
- 10 **脇坂たつや議員** (①会派の区政報告(平成29年春号)作成費等:3万1,372円、②会派の区政報告(平成28年夏号)作成費:333円、③議員の区政報告(2017年3月)作成費等:47万2,639円、④ホームページ管理費等:1万9,440円)
- 11 **岩田いくま議員** (区政報告(VOL.51要約版・VOL.53要約版)作成費:1万4,297円)
- 12 **松浦芳子議員** (区政報告(平成29年新春号)作成費:2万1,821円)
- 13 **増田裕一議員** (区政報告会会場費等:1万2,800円)
- 14 **山本あけみ議員** (①区政報告(VOL.19・VOL.20・VOL.21・VOL.22・2016年8・9月臨時特別号・2016年11月臨時特別号・2016年12月臨時特別号・2017年保育関連臨時特別号・高井戸公園NEWS・区民アンケート)作成費等:35万7,882円、②オフィシャルサイト作成料:6万円)
- 15 **上野エリカ議員** (区政報告(2016年8月・2017年4月)作成費等:44万5,366円)
- 16 **奥田雅子議員、そね文子議員** (区政報告(NO.100・NO.102・NO.103)作成費:各3万3,603円)
- 17 **田中ゆうたろう議員** (①区政報告(平成28年予算特別号・平成29年予算特別号)作成費等:66万4,166円、②区政報告はがき(平成29年元旦)作成費:44万1,573円)
- 18 **木梨もりよし議員** (区政報告(平成28年春季号)ポスティング代:91万2,594円)

- 19 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（①区政報告（VOL. 006・VOL. 007）作成費等：15万2,678円、②ホームページ管理運営費：7万7,760円）
- 20 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（区政報告（2016年4月号・2016年8月号・2016年11月号・2017年1月号）作成費等：65万4,182円）
- 21 杉並区議会公明党（横山えみ議員）（①区政報告（NO. 42・NO. 43・NO. 44）作成費等：41万4,523円、②ホームページ作成費等：2万5,920円）
- ※ 「宛名シールはがし」購入費については、措置請求書では広聴広報費の項目に記載されているが、事務費として計上されていることから、事務費の項目で判断することとした。
- 22 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（区政報告（2016①）郵送料等：6万6,399円）
- 23 杉並区議会公明党（北明範議員）（①区政報告（第24号・第25号）作成費等：31万5,267円、②区政報告会会場費：2,050円）
- 24 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（区政報告（2017年新春特別号）はがき代：6,500円）
- 25 河津利恵子議員（ホームページ運営・管理費：5万3,100円）
- 26 杉並区議会公明党（区民意見聴取時のお茶代：3万3,858円）
- ※ なお、杉並区議会公明党の区民意見聴取時のお茶代については、措置請求書では事務費の項目に記載されているが、広聴広報費として計上されていることから、広聴広報費の項目で判断することとした。
- また、当該請求については、措置請求書において返還請求額が記載されていないが、請求の趣旨を斟酌して、措置請求書記載のお茶代の合計額（3万3,858円）を返還請求額と解することとした。

【請求人の主張要旨】

1 浅井くにお議員

（1）区政報告の按分の考え方について（各党派・議員共通）（以下この広聴広報費の項目において「1—（1）」という。）

区では、政務活動費支出の基本的考え方の一つに、按分原則として、「調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない」と明記し、月極駐車場代やガソリン代等について、支出割合の上限が2分の1とされていることから、合理的な区分が困難な場合の社会通念上相当な割合による按分とは2分の1である。

区政報告等の内容は、議員の様々な活動が掲載されていて、政務活動とそうでない部分を明確に区分することは困難であり、「政務活動に要する経費細目」で「印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する」とされているが、多くの議員は実態の説明もなく、当然のように全額を計上しており、違法である。

したがって、支出額の2分の1相当額の返還を求める。

(2) 会派の区政報告(平成29年春号)作成費等(以下この広聴広報費の項目において「1—(2)」という。)

会派議員12名の写真付きで各人のメッセージが記されているが、選挙公報的内容・表現のものであるなど、当該区政報告の内容は政党の宣伝活動そのものであり、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条(支出基準)で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる政党活動そのものである。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

(3) 会派の区政報告(平成28年夏号)作成費(以下この広聴広報費の項目において「1—(3)」という。)

会派議員12名の写真付きで各人のメッセージが記されているが、選挙公報的内容・表現のものであるなど、当該区政報告の内容は政党の宣伝活動そのものであり、政務活動費条例第9条の範囲外であり、さらに、政務活動費規程第2条(支出基準)で「政務活動に要する経費」に該当しないものとされる政党活動そのものである。

また、支出内容について明確な説明がなされておらず、計上理由が不明である。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

(4) 議員の区政報告(平成28年夏号・平成29年新年号)作成費等

各2万4,000部の印刷の必要性及び配布に関する説明がなされておらず、不明である。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

2 井原太一議員

(1) 会派の区政報告(平成29年春号)作成費等

「1—(2)」の請求人の主張要旨と同じ

(2) 会派の区政報告(平成28年夏号)作成費

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

(3) 区政報告会会場費等

区政報告会のビラによると、当該議員の後援会が後援していることが明記され、さらに、自民党の都議と国会議員の秘書が出席し、挨拶等を行っていることから、当該区政報告会において当該議員の日々の政務活動を伝えたとしても、法令が認めない政党・選挙・後援会の活動になっている。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

3 今井ひろし議員

(1) 会派の区政報告(平成29年春号)作成費等

「1—(2)」の請求人の主張要旨と同じ

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

4 大泉やすまさ議員（会派の区政報告（平成28年夏号）作成費）

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

5 大熊昌巳議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

「1—(2)」の請求人の主張要旨と同じ

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

6 大和田伸議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

「1—(2)」の請求人の主張要旨と同じ

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

(3) 議員の区政報告（平成28年春号）作成費等

按分率8分の7で計上されているが、当該区政報告には、「政治の師である石原大臣と」と題する写真や「区議会自民党では副幹事長」と題し、会派の12名の議員の集合写真を添付した会派の紹介などが掲載され、法令が政務活動費への計上を禁止する内容にあふれており、区政の課題に関わった内容に係るものは、50パーセント以下である。

したがって、支出額の2分の1相当額の返還を求める。

(4) 議員の区政報告（平成29年1月）はがき購入費

当該区政報告は、新年の挨拶に加え、前年度の区の重要テーマであった活動を羅列したものにすぎず、はがきによる新年の挨拶そのものであり、政務活動とはいえない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

(5) 議員の区政報告（2017年新春号）作成費

当該区政報告の裏面において、東京都知事選挙の結果が示され、都議会議員選挙に立候補を予定している2名の現職都議（早坂よしひろ、小宮あんり）を写真付きで紹介するなどされており、選挙活動そのものである。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

(6) 区政報告会開催経費（お茶代、配布資料用封筒代等）

当該区政報告会の案内ビラには、「当日は石原のぶてる経済再生担当大臣をはじめ、ご来賓の方々にもお越し頂く予定です」と記されており、当該議員の所属する党派の有力者を招き、案内ビラにそのことをうたうことは、政務活動費条例・政務活動費規程に反している。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

7 富本卓議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

「1—(2)」の請求人の主張要旨と同じ

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

(3) 議員の区政報告（TOMMY通信創刊号）作成費

80パーセント按分で計上されているが、その根拠が不明であり、また、参議院議員中川まさはる氏を応援している写真が掲載され、政務活動とは認められない。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

(4) 議員の区政報告（平成28年初秋号）作成費

按分なしで計上されているが、当該議員の議会活動の報告が中心の記事であり、さらに、郵送費は旅行会案内同封のため50パーセントにしているため、100パーセント政務活動とは認められない。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

(5) 議員の区政報告（TOMMY通信第2号）作成費

配布の経費が計上されておらず、どのように配布したのか不明である。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

(6) 議員の区政報告（平成29年初春号）作成費等

当該議員の写真と挨拶で表面の4分の3以上を占めており、この記事は政務活動ではない。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

(7) ホームページ維持管理費

75パーセント按分で計上されているが、どのような根拠に基づいて設定したのか説明がなく、不明であり、区政の調査研究というよりは、当該議員の日々の行動記録が多く、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難なので、按分の原則に従い、社会通念上相当な割合（50パーセント）により按分すべきである。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

8 はなし俊郎議員

(1) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

(2) 議員の区政報告（平成29年3月30日）作成費等

当該議員の区政報告は毎年のように区の広報の内容がそのまま掲載され、今回は、杉並区議会だよりNO. 235の記事が一部加工されているものの、ほぼそのまま掲載されている。また、裏面は、平成29年第1回定例会予算特別委員会における当該議員の質問事項のみ書かれており、区政の現状が書かれていないので、区民が読んでも区政のことが分からな

い。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

9 吉田あい議員

(1) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

(2) 議員の区政報告（平成28年春季号）作成費等

6.7パーセント按分して控除されているが、按分率の客観的かつ合理的な証拠に基づいた説明がなく、不透明であり、私的活動・政党活動の記事が混在している。

したがって、支出額の2分の1相当額の返還を求める。

(3) 議員の区政報告（平成28年決算号）作成費等

家族の写真入りの記事が掲載されているにもかかわらず、按分しなかった理由が不明であり、家族のことは私費で賄うべきである。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

10 脇坂たつや議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

「1—(2)」の請求人の主張要旨と同じ

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

「1—(3)」の請求人の主張要旨と同じ

(3) 議員の区政報告（2017年3月）作成費等

4万5,000部の印刷の必要性及び配布に関する説明がなされておらず、不明である。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

(4) ホームページ管理費等

90パーセント按分で計上されているが、トップページに石原伸晃衆議院議員と握手した写真が掲載され、自民党の政治活動の一環と思われる。また、ブログには、家族のこと、自身の誕生日のこと、選挙の記事、JCの活動として地域の小学校で授業をやったことなど、政務活動とは認められない記事が多く掲載されている。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

11 岩田いくま議員（区政報告（VOL. 51要約版・VOL. 53要約版）作成費）

印刷代を按分なしで計上し、郵送代を90パーセント按分で計上しているが、按分率が異なっている理由が不明である。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

12 松浦芳子議員（区政報告（平成29年新春号）作成費）

所属する政党の党員が参議院議員に当選したことを写真入りで報告する記事を掲載したため按分率を95パーセントとしたと推測されるが、掲載内容のほとんどが政務活動に相当するとしても、一行だけでも選挙・政党・

後援会などの活動に関することを加えれば、単純に面積比から公金交付の按分比とすることは、社会通念上からも認められない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

13 増田裕一議員（区政報告会会場費等）

案内状に「区政・国政に横たわる課題について、吉田はるみ民進党東京都第8区総支部長を招き、区政・国政合同報告会を開催する」旨記載され、民進党の責任者と共同主催の形をとっており、政務活動費への計上が認められていない政党活動の色を強く持つものである。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

14 山本あけみ議員（①区政報告（VOL. 19・VOL. 20・VOL. 21・VOL. 22・2016年8・9月臨時特別号・2016年11月臨時特別号・2016年12月臨時特別号・2017年保育関連臨時特別号・高井戸公園NEWS・区民アンケート）作成費等、②オフィシャルサイト作成料）

区政報告の一部に、長妻昭衆議院議員、吉田はるみ民進党衆議院東京第8区（杉並区）公認内定者、蓮舫民進党代表、菅直人衆議院議員、西村まさみ前参議院議員、山尾しおり衆議院議員に関する記事が掲載されるなど、政務活動費への計上を禁止されている選挙活動と政党活動が含まれており、また、項目ごとに異なった按分比が用いられているが、説明がなされておらず、按分比の算出の理由が不明である。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

15 上野エリカ議員（区政報告（2016年8月・2017年4月）作成費等）

当該区政報告に掲載された内容の多くは、政務活動費条例の趣旨に合致していない。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

16 奥田雅子議員、そね文子議員（区政報告（NO. 100・NO. 102・NO. 103）作成費）

NO. 100に大河原まさこ元東京・生活者ネットワーク代表委員に関する記事が掲載されているが、選挙活動・政党活動に相当する掲載内容である。また、75パーセント按分（NO. 100、NO. 102、NO. 103）と50パーセント按分（NO. 101）の使い分けや発行部数合計数と各自の配布部数に関する説明がなく、不明である。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

17 田中ゆうたろう議員

（1）区政報告（平成28年予算特別号・平成29年予算特別号）作成費等

当該区政報告には、当該議員の写真が満載されており、紙面の40～60パーセントに議員の写真を掲載することに妥当性・正当性があるのだからかとの強い疑義を有する。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

- (2) 区政報告はがき（平成29年元旦）作成費
当該区政報告の内容は、一般人の通常の新年の挨拶状と大きな違いはなく、政務活動費に計上しうる経費ではない。
したがって、計上額の全額の返還を求める。
- 18 木梨もりよし議員（区政報告（平成28年春季号）ポスティング代）
印刷とポスティングの費用を、平成27年度末と平成28年度初めに分けて、多額の支出を政務活動費に計上する方式で区政報告を発行しているが、このような方式をとっている理由が不明である。
したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。
- 19 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）
- (1) 区政報告（VOL. 006・VOL. 007）作成費等
「1—（1）」の請求人の主張要旨と同じ
- (2) ホームページ管理運営費
80パーセント按分で計上されているが、ホームページの関連リンクに公明党関連の記事が多く出ており、その内容は政務活動ではなく、政務活動費からの支出が禁じられている政党活動に当たる。
したがって、計上額の全額の返還を求める。
- 20 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（区政報告（2016年4月号・2016年8月号・2016年11月号・2017年1月号）作成費等）
「1—（1）」の請求人の主張要旨と同じ
- 21 杉並区議会公明党（横山えみ議員）
- (1) 区政報告（NO. 42・NO. 43・NO. 44）作成費等
「1—（1）」の請求人の主張要旨と同じ
- (2) ホームページ作成費等
80パーセント按分で計上されているが、ホームページの下段に公明党の欄があり、クリックすると公明党関連の項目が出ており、政務活動費からの支出が禁じられている政党活動に当たる。
したがって、計上額の全額の返還を求める。
- 22 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（区政報告（2016①）郵送料等）
「1—（1）」の請求人の主張要旨と同じ
- 23 杉並区議会公明党（北明範議員）（①区政報告（第24号・第25号）作成費等、②区政報告会会場費）
「1—（1）」の請求人の主張要旨と同じ
- 24 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（区政報告（2017年新春特別号）はがき代）
「1—（1）」の請求人の主張要旨と同じ
- 25 河津利恵子議員（ホームページ運営・管理費）
80パーセント按分で計上されているが、ブログは、区政に関する内容は

非常に少なく、当該議員の家族の内容が多く、区民が客観的に判断すればとても80パーセントとは信じがたく、按分の原則に従い、社会通念上相当な割合（50パーセント）により按分すべきである。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

26 杉並区議会公明党（区民意見聴取時のお茶代）

大勢の人数にお茶を提供しているが、意見聴取をどこで開催し、参加した区民にどのように飲み物を提供しているかが不明である。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

[判断基準]

1 区政報告（区政報告会）及びホームページ関係経費

- (1) 会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、区政報告会を開催し、又はホームページを作成し、その印刷費、送料等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、区政報告等の印刷経費の場合はその原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

- (2) 区議会においては、区民の意見等を区政に的確に反映することが必要であり、そのためには区民の意見等を収集し、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、区政報告を発行し、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせることは、区民の意見等を的確に収集し、把握する前提としての意義を有するものである。そのためには、まず、区民に区政報告を読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になるというべきである。

そもそも、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解されるのであり、先に述べた広聴広報活動をより効果的に行うための創意工夫の一環として、議員の集合写真、顔写真、プロフィール等を掲載し、当該部分に係る経費に政務活動費を充てたとしても、それが社会通念に照らし相当な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当である。

したがって、区政報告に議員の集合写真、顔写真、プロフィール等を掲載することが直ちに選挙活動、政党活動、後援会活動等（以下「選挙活動等」という。）に該当し、政務活動とは認められないと解するのは相当でなく、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があれば格別、そうでない

限り、社会通念に照らし相当な範囲にとどまっていれば、違法又は不当であるということとはできない。

2 区民意見聴取時のお茶代

会派及び議員が行う活動並びに区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等を行うに当たり、茶菓代を支出することは、「政務活動に要する経費」で広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、目的及び参加人数が明らかにされ、支出金額の上限（1人につき500円）の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

[会派・議員別判断]

1 浅井くにお議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、会派所属議員の集合写真、「年頭にあたり」と題する文章、平成28年第3回・第4回定例会の概要報告、会派所属議員の顔写真、氏名、「昨年の区政報告と今後の課題について一言」、住所、電話番号等が掲載されている。

このうち、「年頭にあたり」と題する文章、平成28年第3回・第4回定例会の概要報告並びに会派所属議員の氏名及び「昨年の区政報告と今後の課題について一言」については議会活動及び区政に関する記載ないしはこれらを区民に知らせることに資するものと認められ、住所及び電話番号については区民の意見等の受付先を明示するものであり、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められる。

そのほか、会派所属議員の集合写真及び顔写真については、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、会派所属議員の集合写真、脇坂たつや幹事長の挨拶文、平成28年第1回・第2回定例会の概要報告、会派所属議員の顔写真、氏名、「上半期の区政報告と新年度について一言」、住所、電話番号等が掲載されている。

このうち、脇坂たつや幹事長の挨拶文、平成28年第1回・第2回定例会の概要報告並びに会派所属議員の氏名及び「上半期の区政報告と新年度について一言」については議会活動及び区政に関する記載ないしはこれらを区民に知らせることに資するものと認められ、住所及び電話番号については区民の意見等の受付先を明示するものであり、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められる。

そのほか、会派所属議員の集合写真及び顔写真については、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（3）議員の区政報告（平成28年夏号・平成29年新年号）作成費等

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成28年夏号には平成28年第1回臨時会等に関する記事、平成29年新年号には所属する文教委員会の行政視察等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 井原太一議員

（1）会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

上記の浅井くにお議員の判断—（1）（以下この調査研究費の項目において「判断—（1）」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（2）会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

上記の浅井くにお議員の判断—（2）（以下この調査研究費の項目において「判断—（2）」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（3）区政報告会会場費等

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告会の内容について、「①議会の動きと活動内容、②杉並区の動きと現状（総合計画、実行計画の改定等）、③下高井戸周辺地域で起こっている区の施策（下高井戸おおぞら公園建設等）、④今後の展望等について報告し、報告事項等に対して質疑応答を行った」旨説明され、また、領収書等貼付用紙に按分率（80パーセント）の算定根拠

が記載され、全体の時間数（75分）から①後援会長挨拶、②石原大臣秘書報告、③早坂都議報告、④小宮都議報告、⑤自己紹介の合計時間数（14分）を控除して按分率が設定されていることから、当該区政報告会には選挙活動等の明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 今井ひろし議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

判断—(1)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

判断—(2)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 大泉やすまさ議員（会派の区政報告（平成28年夏号）作成費）

判断—(2)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 大熊昌巳議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

判断—(1)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

判断—(2)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

6 大和田伸議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

判断—(1)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

判断—(2)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(3) 議員の区政報告（平成28年春号）作成費等

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出され、按分率8分の7で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、請求人が指摘する表面のご挨拶の記事（「政治の師である石原大臣と」と題する写真を含む。）（全体の8分の1）については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分をみると、会派所属議員の集合写真を添付した会派の紹介

記事については、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできず、当該議員からも「第一会派として広く区民からご意見やご要望をお寄せいただきたいという政務活動の意味合いで記載した」と説明されている。そのほか、平成27年度の杉並区議会報告、東京高円寺阿波おどり等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(4) 議員の区政報告（平成29年1月）はがき購入費

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、昨年（平成28年）の区の施策のうち、認可保育園の増設及び南伊豆町の特養建設に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(5) 議員の区政報告（2017年新春号）作成費

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率6分の4で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、請求人が指摘する裏面の都知事選挙及び都議会議員選挙に関する記事（全体の6分の2）については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分を見ると、狭あい道路の拡幅整備に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(6) 区政報告会開催経費（お茶代、配布資料用封筒代等）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び配布資料用封筒の原本が提出されており、また、お茶代については、上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、目的及び参加人数が明らかにされ、支出金額の上限（1人につき500円）の範囲内で支出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、当初当該区政報告会の参加人数が記載されていなかったが、本件監査請求後の平成30年5月21日付けで領収書等貼付用紙の備考欄に参加人数（約100名）が補記されている。

そして、当該区政報告会の内容について、「杉並区議会における常任委員会の概要や震災救援所等、区政に関することについて報告した」と説明され、また、請求人の「所属する党派の有力者を招き、政党への利益誘導の要素を有している」との主張に対しては、「杉並区議会議員の政務活動については決して杉並区・杉並区議会だけで足りるものではなく、時には国、国会との連携によって成るものも多くあり、政党への利益誘導という考えは毛頭ない」と説明されており、当該区政報告会には選挙活動等の明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

7 富本卓議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

判断一（1）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

判断一（2）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(3) 議員の区政報告（TOMMY通信創刊号）作成費

上記判断基準一1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、請求人が指摘する参議院議員中川まさはる氏を応援している写真等の記事（全体の20パーセント）については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分をみると、当該議員の主な政策（小型バスなど「地域で身近な公共交通」の拡充等の8政策）が掲載され、「区政目安箱」と題するアンケートはがきの欄が設けられるなど、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(4) 議員の区政報告（平成28年初秋号）作成費

上記判断基準一1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、表面のうち、「さて11月9日にはご好評をいただいております」とみもと卓後援会旅行会（詳細別紙）を開催する運びとなりました。是非多くの皆様方のご参加を心よりお待ち申し上げております。」の部分（全体の1.9パーセント）については、本件監査請求後の平成30年5月21日付けの28年度収支報告書等の訂正により、按分して控除され、同年6月7日に8,612円が返還されている。

それ以外の部分をみると、平成28年第1回臨時会及び第2回定例会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(5) 議員の区政報告（TOMMY通信第2号）作成費

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、当該議員の主な政策（小型バスなど「地域で身近な公共交通」の拡充等の8政策）のほか、当該議員の活動の主なものが7つのトピックス（平成28年第3回定例会・第4回定例会等）として掲載され、「区政目安箱」と題するアンケートはがきの欄が設けられるなど、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(6) 議員の区政報告（平成29年初春号）作成費等

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、表面のうち、「旧年中は7月には参議院選挙、東京都知事選挙、11月9日に開催した「第4回とみもと卓後援会バス旅行会」をはじめ多くのお力添えを賜りましたこと心より厚く御礼申し上げます。」の部分（全体の1.6パーセント）については、本件監査請求後の平成30年5月21日付けの28年度収支報告書等の訂正により、按分して控除され、同年6月7日に5,951円が返還されている。それ以外の部分をみると、平成28年第4回定例会における一般質問等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

請求人は、「当該議員の写真と挨拶で表面の4分の3以上を占めており、政務活動ではない」と主張するが、写真については、上記判断基準—1—（2）のとおりであり、社会通念に照らし相当な範囲にとどまっているものと解され、また、挨拶については、議会改革や保育施策について記されており、いずれも政務活動に関連しないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(7) ホームページ維持管理費

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書が提出され、按分率75パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について、「ホームページは、①TOPページ、②プロフィール、③スタイル、④政策、⑤実績、⑥公約達成度、⑦活動報告、⑧応援団募集で構成され、政務活動の割合は80パーセントとなるが、より慎重を期して75パーセントとした。ブログはTOPページの部分に含まれており、TOPページは33パーセントに按分している」と説明されており、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

8 はなし俊郎議員

(1) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

判断—(2)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 議員の区政報告（平成29年3月30日）作成費等

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成29年第1回定例会に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

請求人は、「当該議員の区政報告は毎年のように区の広報の内容がそのまま掲載され、今回は、杉並区議会だよりNO. 235の記事が一部加工されているものの、ほぼそのまま掲載されている」と主張するが、上記判断基準—1—(2)で述べたとおり、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解され、広報すぎなみ、杉並区議会だより等の掲載内容を活用して区政報告に掲載したとしても、その内容が議会活動や区政に関するものである以上、政務活動費に計上することが許されるものと解するのが相当であるところ、当該区政報告の内容は議会活動や区政に関するものであると認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

9 吉田あい議員

(1) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

判断—(2)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 議員の区政報告（平成28年春季号）作成費等

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出され、按分率93.3パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、当該按分率の訂正はなかったが、その計算式「按分対象記事（縦10.8cm×横10.6cm）÷原稿全体・両面（縦35cm×横24

c m×2) =0.067」について、本件監査請求後の平成30年5月21日付けで「横24 c m」が「横24.4 c m」に訂正されている。

そして、当該区政報告の内容をみると、請求人が指摘する記事のうち、「今こそ憲法改正を！」の記事（全体の6.7パーセント）については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分をみると、平成28年第1回定例会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

請求人は、「杉並区農業祭における当該議員の娘さんの写真入りの記事、「子育て奮闘記!？」の記事（杉並区のキャラクター「なみすけ」と当該議員の娘さんの写真を含む。）は政務活動ということだろうか」と主張するが、杉並区農業祭、「なみすけ」、銭湯の意義等に関する「子育て奮闘記!？」の記事は、いずれも区政に関連するものと認められる。

また、仮に、区政に関連しないと解されるとしても、上記判断基準—1—（2）で述べたとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要がある、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になるというべきであるから、そのための1つの手段として、区政報告に当該議員が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務活動費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当であるところ、請求人の指摘する記事は、合理的な範囲を超えているとまではいうことはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（3）議員の区政報告（平成28年決算号）作成費等

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成28年第3回定例会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

請求人は、「娘さんの写真等（馬橋稲荷神社における写真、「子育て奮闘記!？」の記事における写真）、家族のことは私費で賄うべきである」と主張するが、子育てに関する「子育て奮闘記!？」の記事は区政に関連するものと認められ、また、馬橋稲荷神社における写真の記事については、区政に関連するとまではいえないものの、上記の当該議員に関する判断—（2）のとおり、区政報告に当該議員が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務活動費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当であるところ、当該写真の記事は、合理的な範囲を超えているとまではいうことはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

10 脇坂たつや議員

(1) 会派の区政報告（平成29年春号）作成費等

判断—(1)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということはいできない。

(2) 会派の区政報告（平成28年夏号）作成費

判断—(2)のとおり、本件支出が違法又は不当であるということはいできない。

(3) 議員の区政報告（2017年3月）作成費等

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成29年度予算に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはいできない。

(4) ホームページ管理費等

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書が提出され、按分率90パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について、「請求人から指摘を受けている石原伸晃衆議院議員からのメッセージが政治活動と捉えており、実態としては全体の割合からしても1割にも満たないが、区民感情を考慮に入れ、区切りの良い数字（90パーセント）とした。また、ブログのサービスは、ホームページの契約内容には含まれておらず、政務活動費として計上しているものではない」と説明されており、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということはいできない。

11 岩田いくま議員（区政報告（VOL. 51要約版・VOL. 53要約版）作成費）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、VOL. 51要約版には待機児童解消緊急対策等に関する記事が掲載され、VOL. 53要約版には「杉並区の財政見通しへの懸念」と題する記事等が掲載されており、いずれも政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

請求人は、「印刷代を按分なしで計上し、郵送代を90パーセント按分で計上しているが、按分率が異なっている理由が不明である」と主張するが、領収書によると10パーセント割引をされたものであり、90パーセント按分

されたものでないことが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

12 松浦芳子議員（区政報告（平成29年新春号）作成費）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率95パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、請求人が指摘する山田宏前杉並区長の参議院議員選挙の当選に関する記事（全体の5パーセント）については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分を見ると、「杉並区 去年のできごと」と題する記事（すぎなみ保育緊急事態宣言等）等が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

請求人は、「掲載内容のほとんどが政務活動に相当するとしても、一行だけでも選挙・政党・後援会などの活動に関することを加えれば、単純に面積比から公金交付の按分比とすることは、社会通念上からも認められない」と主張するが、本件のように、紙面に占める割合で按分することは合理性を有するものと考えられ、この点に関する請求人の主張は採用することができない。

13 増田裕一議員（区政報告会会場費等）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び案内はがきの原本が提出され、按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告会の内容について、「前半に当該議員から議会での質疑内容や視察報告等の年間の活動報告、後半に吉田はるみ氏から国政報告の一環として訪日観光客の誘致に向けた取組について講話があったのみで、政党活動の実態はなく、次第の構成上実態に即して関連経費を50パーセント按分したものである」と説明され、吉田はるみ氏の国政報告会の部分については全て按分して控除されており、当該議員の区政報告会の部分には選挙活動等の明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

14 山本あけみ議員

（1）区政報告（VOL. 19・VOL. 20・VOL. 21・VOL. 22・2016年8・9月臨時特別号・2016年11月臨時特別号・2016年12月臨時特別号・2017年保育関連臨時特別号・高井戸公園NEWS・区民アンケート）作成費等

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、VOL. 19については按分率90パーセント、VOL. 20の送付代等については按分率3分の2、VOL. 21については按分率16分の15、VOL. 22については按分率8分の7で計上されており、「政務活動に要する経費・同

細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、請求人が指摘するVOL. 19の菅直人衆議院議員、長妻昭衆議院議員及び吉田はるみ民進党衆議院東京第8区（杉並区）公認内定者に関する記事、VOL. 21の蓮舫民進党代表及び西村まさみ前参議院議員に関する記事、VOL. 22の菅直人衆議院議員、西村まさみ前参議院議員及び山尾しおり衆議院議員に関する記事については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分をみると、VOL. 19には平成28年第1回定例会等に関する記事が掲載され、VOL. 20には平成28年第3回定例会等に関する記事が掲載され、VOL. 21には平成28年第4回定例会等に関する記事が掲載され、VOL. 22には平成29年第1回定例会等に関する記事が掲載され、2016年8・9月臨時特別号には平成28年第2回定例会等に関する記事が掲載され、2016年11月臨時特別号には平成28年第3回定例会等に関する記事が掲載され、2016年12月臨時特別号には平成28年第4回定例会等に関する記事が掲載され、2017年保育関連臨時特別号には「杉並区と世田谷区の首長が語る都市ならではの保育行政」講演会等に関する記事が掲載され、高井戸公園NEWSには仮称高井戸公園に関する記事が掲載され、区民アンケートは区政に関するアンケート内容であり、いずれも、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（2）オフィシャルサイト作成料

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、請求人が具体的にどの部分が政務活動に該当しないと主張しているのか明らかでないが、按分率について、「当該オフィシャルサイトは、旧オフィシャルサイトで、現在のサイトの前に管理運営していたものである。旧オフィシャルサイトのコンテンツである「政策」、「プロフィール」、「応援して下さる方へ」、「ブログ」のうち、「ブログ」の一部、「応援して下さる方へ」の部分に政治活動が含まれることから80パーセントの政務活動費計上とした」と説明されており、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

15 上野エリカ議員（区政報告（2016年8月・2017年4月）作成費等）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、区政報告（2017年4月）作成費について、当初は2016年3月31日付けの領収書が提出されていたが、業者の作成誤りであったため、再発行された領収書（2017年3月31日付け）が、本件監査請求後の平成30年5月21日付けで追加提出されている。

請求人は、「当該区政報告に掲載された内容の多くは、政務活動費条例の趣旨に合致していない」と主張するのみで、具体的にどの部分が政務活動費条例の趣旨に合致していないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、2016年8月号には「新しい東京の街づくりについて」と題する他区の区議会議員との対談等に関する記事が掲載され、2017年4月号には平成29年第1回定例会等に関する記事が掲載されており、いずれも政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

16 奥田雅子議員、そね文子議員（区政報告（NO.100・NO.102・NO.103）作成費）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率75パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、請求人が指摘するNO.100の大河原まさこ元東京・生活者ネットワーク代表委員に関する記事を含むページ（4ページ、全体の25パーセント）のほか、NO.102の4ページ（子宮頸がんワクチン副反応被害等に関する記事）、NO.103の4ページ（手話講習会等に関する記事）については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分をみると、NO.100には平成28年第1回定例会等に関する記事が掲載され、NO.102には平成28年第3回定例会等に関する記事が掲載され、NO.103には平成28年第4回定例会等に関する記事が掲載されており、いずれも政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件各支出が違法又は不当であるということとはできない。

17 田中ゆうたろう議員

（1）区政報告（平成28年予算特別号・平成29年予算特別号）作成費等

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成28年予算特別号には平成28年第1回定例会等に関する記事が掲載され、平成29年予算特別号には平成29年第1回定例会等に関する記事が掲載されており、いずれも政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

請求人は、「当該議員の写真が満載されており、紙面の40～60パーセントに議員の写真を掲載することに妥当性・正当性があるのだろうか」と主張するが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真が専ら選

挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできず、当該議員からも「掲載した写真は、区政報告の本文内容を補助し、区民の理解を促進するもの、区民に区立公園を利用した地域コミュニティへの参加を呼び掛けるもので、いずれも杉並区政にとって非常に重要なテーマ・不可分の内容であり、それを区民に伝える目的で掲載している」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 区政報告はがき（平成29年元旦）作成費

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、昨年の杉並区政への疑問として3項目（①待機児ゼロを拙速に目指すあまりの区立公園つぶし、②増田寛也氏の顧問就任、③区長・区議団の韓国訪問）が記載されるなど、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

また、当該議員からも、「区民に対して平成28年の区政の状況を報告する目的で作成し、上記の3項目の要旨を区民に広く報告したものである。また、冒頭の一文は、拙速な区立公園つぶし等の失政を許さぬ美しい我が町杉並を守るとの姿勢から質問を行い、かつ、その要旨を区民に報告する旨を端的に述べたものである」と説明されており、一般人の通常の新年の挨拶状と大きな違いはないとまではいうことはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

18 木梨もりよし議員（区政報告（平成28年春季号）ポスティング代）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成28年第1回定例会に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

19 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）

(1) 区政報告（VOL. 006・VOL. 007）作成費等

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、請求人が具体的にどの部分が政務活動に該当しないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、VOL. 006には平成28年度予算の主な事業等に関する記事が掲載され、VOL. 007には平成28年第3回定例会等に関する記事が掲載されており、いずれも政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) ホームページ管理運営費

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について、「ホームページの内容はほとんどが政務活動に関するものであり、按分率（80パーセント）は妥当と考えている。公明党サイトとのリンクについては、当該サイトにも区政に参考になる地方行政に関する記事も多く掲載されているので、区民へのサービスとしてリンクを貼っている」と説明されており、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

20 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（区政報告（2016年4月号・2016年8月号・2016年11月号・2017年1月号）作成費等）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、請求人が具体的にどの部分が政務活動に該当しないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、2016年4月号には「保育園待機児童の早期解消に総力！」と題する記事等が掲載され、2016年8月号には「保育園待機児童解消にむけて」と題する記事等が掲載され、2016年11月号には清掃・環境部門の取組等に関する記事が掲載され、2017年1月号には子育て支援等に関する記事が掲載されており、いずれも政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

21 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

(1) 区政報告（NO. 42・NO. 43・NO. 44）作成費等

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、請求人が具体的にどの部分が政務活動に該当しないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、NO. 42には

平成28年度一般会計予算等に関する記事が掲載され、NO. 43にはパラリンピック等に関する記事が掲載され、NO. 44には済美山グラウンドの移動式サッカーゴールの設置等に関する記事が掲載されており、いずれも政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) ホームページ作成費等

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について、「ホームページはほとんどが政務活動に関する内容であることから、按分率（80パーセント）は妥当である。公明党サイトとのリンクについては、当該サイトには区政にも参考になる地方行政に関する記事も多く掲載されているので、区民サービスとしてリンクを貼っている」と説明されており、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

22 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（区政報告（2016①）郵送料等）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、請求人が具体的にどの部分が政務活動に該当しないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、平成28年第1回定例会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

23 杉並区議会公明党（北明範議員）（①区政報告（第24号・第25号）作成費等、②区政報告会会場費）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、請求人が具体的にどの部分が政務活動に該当しないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、第24号には平成28年第3回定例会等に関する記事が掲載され、第25号には平成29年第1回定例会等に関する記事が掲載されており、いずれも政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

また、当該区政報告会の内容については、「防災防犯公園や感電ブレーカーに関すること等を報告しており、全て区政に関する内容となっている」

と説明されており、選挙活動等の明らかに政務活動でない内容が含まれているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

24 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（区政報告（2017年新春特別号）はがき代）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、請求人が具体的にどの部分が政務活動に該当しないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、昨年（平成28年）の議会質問（東京都からの児童相談所移管準備をどのように進めるか等）等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

25 河津利恵子議員（ホームページ運営・管理費）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について、「ブログの導入部分（最初のパラグラフ）において、時事、気象、プライベートも含めた近況報告などを扱っており、この部分を全体の文書量から見て20パーセントを差し引き、80パーセントの按分としている」と説明されており、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

なお、当該ホームページ運営・管理費のうち、平成28年7月分の計上に誤りがあったため、本件監査請求後の平成30年5月21日付けで28年度収支報告書等が訂正され、同年6月14日に2,400円が返還されている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

26 杉並区議会公明党（区民意見聴取時のお茶代）

上記判断基準—2—のとおり、領収書が提出され、目的及び参加人数が明らかにされ、支出金額の上限（1人につき500円）の範囲内で按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、当初平成28年5月分の区民意見聴取の参加人数が記載されていなかったが、本件監査請求後の平成30年5月21日付けで領収書等貼付用紙の備考欄に参加人数（180人）が補記されている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3—2—4 資料購入費

[返還請求の対象及び金額]

- 1 浅井くにお議員（図録（祭りばやしのひびき・荻外荘と近衛文麿・愛新覚羅浩展）購入費：1,600円）
- 2 大泉やすまさ議員（時事通信社のJAMP（時事行財政情報モニタ）・都政新報購読料：14万4,870円）
- 3 脇坂たつや議員（自由民主購読料：5,100円）
- 4 岩田いくま議員（犯罪心理学事典購入費：1万800円）
- 5 杉並区議会公明党（①公明新聞購読料：17万7,378円、②月刊公明購読料：2万2,176円）

[請求人の主張要旨]

- 1 浅井くにお議員（図録（祭りばやしのひびき・荻外荘と近衛文麿・愛新覚羅浩展）購入費）
杉並区立郷土博物館で図録を3点購入しているが、これらの図録購入と区政との関係が明らかにされておらず、不明である。
したがって、計上額の全額の返還を求める。
- 2 大泉やすまさ議員（時事通信社のJAMP（時事行財政情報モニタ）・都政新報購読料）
JAMP（時事行財政情報モニタ）の平成29年2月～平成30年1月分と都政新報の平成29年7月～平成30年12月分の購読料を平成29年3月に支出し、政務活動費に計上しているが、政務活動費は原則として当該年度の政務活動を対象にしており、次年度に入手する雑誌等の購読料を当該年度の政務活動費に計上することは、法令上からも認められない。
したがって、計上額のうち、次年度分に相当する額の全額の返還を求める。
- 3 脇坂たつや議員（自由民主購読料）
政務活動費規程第2条で「政務活動に要する経費」に該当しないものとして政党活動に関する経費が挙げられている一方で、同規程の資料購入費の項目で「所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」とされている。多くの政党の党員は党紙の購読を義務付けられているのが一般的であり、その費用を政務活動費から支出することが認められないことは一般社会通念上からも明白であり、政務活動費規程が自己矛盾している。
したがって、計上額の全額の返還を求める。
- 4 岩田いくま議員（犯罪心理学事典購入費）
区政の活性化などの政策立案にどのように活用してきたかについて説明がなく、不明である。
したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

5 杉並区議会公明党

(1) 公明新聞購読料

公明党規約で機関紙を購読することは党員の義務とされているが、政務活動費規程第2条で政党活動に関する経費の支出は禁じられており、党員の義務である機関紙の購読について政務活動費で支払うことは税金・公金を違法に使うことである。

「政務活動に要する経費細目」で「所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」とされていることを適用して、同細目に適合しているという理由で政務活動費から支出しているが、政党活動に関する経費の支出であり、政務活動費規程第2条に違反する。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

(2) 月刊公明購読料

「政務活動に要する経費細目」で「所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」とされているにもかかわらず、公明新聞のほか、月刊公明の購読も行っており、2件の所属政党発行の機関紙の購読は認められない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

[判断基準]

1 一般の資料購入費

(1) 区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、書籍、雑誌、新聞等の資料を購入し、その購入費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で資料購入費として認められている。

資料購入費については、会派及び議員の政務活動の広範さに鑑み、購入の目的や当該資料の題名等からうかがわれる資料の内容等に照らして政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められない場合を除き、政務活動費の趣旨目的に適合するものであって適法であると解するのが相当である。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、定期購読の場合は1年を超えない購読料であり、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

(2) 政務活動費条例等において、政務活動費の支出の原因となる事実がその年度中に発生していることを要する旨の規定が存在しないことから、政務活動費の支出の計上年度を当該支出が行われた年度とする「現金主義」を採用することも許容されると解するのが相当であり、交付年度内に実際に支出された経費であれば、次年度（平成29年度）の資料購入費に係る支出が含まれているとしても、当該年度（平成28年度）の政務活動費から支出することができると解するのが相当である。

ただし、「現金主義」を採用するとしても、政務活動費が年度を単位として交付されていることからすると、支出の範囲は1年以内にとどめ、

それを超える部分については不適切というべきであり、1年の範囲にとどまっていれば、違法又は不当であるということとはできない。

2 所属政党発行の機関紙購入費

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、所属政党発行の機関紙を購入し、その購入費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で資料購入費として認められている。

また、「政務活動に要する経費細目」において、「所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」と定められ、同一の機関紙を複数購入することは認められていないことから、社会通念上相当な範囲内にとどまっているものと解することができるものであり、議員1人当たり1部の購入であれば、違法又は不当であるということとはできず、当然のことながら、政務活動費規程第2条に違反するということとはできない。

所属政党発行の機関紙であっても、区政に関する情報が掲載されているのであれば、これを購入することは政務活動と合理的関連性を有するものと解され、区政に関する情報が全く掲載されていないという特段の事情が認められない限り、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、定期購読の場合は1年を超えない購読料であり、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

[会派・議員別判断]

1 浅井くにお議員（図録（祭りばやしのひびき・荻外荘と近衛文麿・愛新覚羅浩展）購入費）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該資料はいずれも杉並区立郷土博物館で購入したものであり、区政に関連性を有するものと認められ、「図録は、杉並の歴史、文化、伝統芸能などの理解を深め、杉並らしさを大切にした活動に活かす目的で購入した」と説明されており、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 大泉やすまさ議員（時事通信社のJAMP（時事行財政情報モニタ）・都政新報購読料）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、また、定期購読の期間については、JAMP（時事行財政情報モニタ）が平成29年2月～平成30年1月分、都政新報が平成28年7月～平成29年6月分の1年間であり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、都政新報の購読料については、当初平成29年7月～平成30年12月分として、3万6,870円が計

上されていたが、本件監査請求後の平成30年5月21日付けの28年度収支報告書等の訂正により、計上期間が平成28年7月～平成29年6月分の1年間に改められ、同年6月8日に1万5,300円が返還されている。また、JAMP（時事行財政情報モニタ）の購読料については、当初領収書に領収日が記載されていなかったが、本件監査請求後の平成30年5月21日付けで支払日を証明する資料（銀行の取引推移一覧表の写し）が追加提出されている。

そして、当該資料について、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められず、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

請求人は、「政務活動費は原則として当該年度の政務活動を対象としており、次年度に入手する雑誌等の購読料を当該年度の政務活動費に計上することは、法令上からも認められない」と主張するが、上記判断基準—1—（2）のとおり、本件支出は交付年度である平成28年度に行われ、支出の範囲は1年以内にとどまっていることから、次年度（平成29年度）の資料購入費に係る支出が含まれているとしても、当該年度（平成28年度）の政務活動費から支出することができると解するのが相当である。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 脇坂たつや議員（自由民主購読料）

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、議員1人当たり1部以内で計上されており、また、定期購読の期間は「平成28年4月から平成29年3月まで」の1年間であり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該資料について、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められず、その購入目的については、「公明党の公明新聞と共産党の赤旗を購入し、自由民主党の自由民主と読み比べをすることによって、政治を俯瞰的に捉えようとしている」と説明されており、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

請求人は、「多くの政党の党員は党紙の購読を義務付けられているのが一般的であり、その費用を政務活動費から支出することが認められないことは一般社会通念上からも明白であり、政務活動費規程が自己矛盾している」と主張するが、本件支出の用途の適合性については、上記判断基準—2に基づき判断するのが相当であり、政党の党員が党紙の購読を義務付けられていることを理由として政務活動費に計上することができないと解することはできず、また、政務活動費規程が自己矛盾しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 岩田いくま議員（犯罪心理学事典購入費）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該資料について、「教育（非行・いじめ、PTSD）、情報セキュリティ、防犯、児童虐待等の政策課題に活用している」と説明されており、いずれも区政に関する内容であり、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 杉並区議会公明党

(1) 公明新聞購読料

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、議員1人当たり1部以内で計上されており、また、定期購読の期間は1年以内であり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該資料について、「地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されており、調査研究等の政務活動のための資料として活用している」と説明されており、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められず、また、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

請求人は、「党員の義務である機関紙の購読について政務活動費で支払うことは税金・公金を違法に使うことである」、「政党活動に関する経費の支出であり、政務活動費規程第2条に違反する」と主張するが、本件支出の用途の適合性については、上記判断基準—2に基づき判断するのが相当であり、政党の党員が党紙の購読を義務付けられていることを理由として政務活動費に計上することができないと解することはできず、また、同規程第2条に違反するということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 月刊公明購読料

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、議員1人当たり1部以内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該資料について、「国内外、地方自治、政治、経済、行政等の課題に関して識者が寄稿した論文を多数掲載している月刊誌であり、区民との意見交換の際に同誌を使用するなど、いろいろな使い方がある」と説明されており、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められず、また、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

請求人は、「政務活動に要する経費細目」で「所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」とされているにもかかわらず、公明新聞のほか、月刊公明の購読も行っており、2件の所属政党発行の機関紙の購読は認められない」と主張するが、当該規定について、区議会事務局長の抗弁書において「政党機関紙（雑誌を含む。）が複数ある場合でも、議員1人当たり各1部の購読まで認めることがで

きると解している」との見解が示されており、この見解は明らかに合理性・妥当性を欠くとまではいえないことから、本件支出は当該規定の要件を満たすものと解される。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、平成30年度から、政務活動費規程の一部が改正され、当該規定は「所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む。）の購読については、議員1人当たり各1部とする」と改められ、規定内容の明確化が図られている。

3—2—5 事務費

[返還請求の対象及び金額]

1 小林ゆみ議員（ノートパソコン、USB-C接続ケーブル、マウスの購入費：7万8,338円）

※ なお、先に述べたとおり、小林ゆみ議員の通話用の携帯電話代の返還を求める請求については、本件監査請求後の平成30年6月19日に2万838円が返還されたため、監査の対象外（却下）とした。

2 市来とも子議員（複合機保守料、複合機リース料：4万9,908円）

3 河津利恵子議員（パソコン用インク代、インクカートリッジ代、インターネット接続料、プロバイダー代、パソコン一式購入費：7万1,580円）

4 大熊昌巳議員（PCウイルス出口対策リース料、PCウイルス入口対策リース料、ノートPC・名簿ソフトリース料、名簿管理ソフト保守料：27万864円）

5 杉並区議会公明党（横山えみ議員）（①「宛名シールはがし」購入費：488円、②携帯電話代：1万4,798円）

6 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（携帯電話代：3万3,381円）

7 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（携帯電話代：4万8,138円）

8 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（携帯電話代：2万8,671円）

9 杉並区議会公明党（北明範議員）（携帯電話代：3万1,757円）

10 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（携帯電話代：2万8,177円）

11 杉並区議会公明党（島田敏光議員）（携帯電話代：7万2,273円）

12 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（携帯電話代：3万7,910円）

13 浅井くにお議員（携帯電話代：3万3,592円）

14 大和田伸議員（携帯電話代：4万1,788円）

15 山本あけみ議員（携帯電話代：3万7,537円）

16 はなし俊郎議員（携帯電話代：1万4,447円）

17 吉田あい議員（携帯電話代：3万5,745円）

※ なお、先に述べたとおり、脇坂たつや議員の携帯電話代の計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める請求については、当初

から2分の1按分で計上されているため、監査の対象外（却下）とした。

[請求人の主張要旨]

1 小林ゆみ議員（ノートパソコン、USB-C接続ケーブル、マウスの購入費）

政務活動費の計上には購入者名が記載された領収書が必須であるが、領収書が発行されているものの、購入者名が記載されていない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

2 市来とも子議員（複合機保守料、複合機リース料）

当該複合機は、当該議員の自宅事務所に設置され、自宅は社民党杉並支部の事務所の機能も有しており、政務活動以外の政党活動関係のコピー等にも使用されているものと解されるにもかかわらず、80パーセント按分で計上されており、疑義がある。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

3 河津利恵子議員（パソコン用インク代、インクカートリッジ代、インターネット接続料、プロバイダー代、パソコン一式購入費）

「事務処理の手引」に、実態に即して按分する場合には合理的な説明が必要と明記されているにもかかわらず、合理的な説明がなく80パーセント按分にしており、その根拠が不明であり、按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合（50パーセント）により按分すべきである。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

4 大熊昌巳議員（PCウイルス出口対策リース料、PCウイルス入口対策リース料、ノートPC・名簿ソフトリース料、名簿管理ソフト保守料）

名簿管理やウイルス対策について、客観的かつ合理的な説明はなく、政務活動との関連が不透明である。特に名簿管理についての経費は、政務活動費条例第9条に当てはまらない支出である。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

5 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

（1）「宛名シールはがし」購入費

区政報告の宛名シールを誤って貼ってしまい、剥がす必要があるため、購入したものであるが、自分の失敗まで政務活動費（税金）で補填することは認められない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

（2）携帯電話代（以下この事務費の項目において「5—（2）」という。）

携帯電話代については、平成20年度から平成24年度まで及び平成30年度において支出割合の上限が2分の1とされていることなどから、平成28年度においても2分の1とすることが妥当であるが、2分の1を超えることについて詳細かつ合理的な説明が何らなされておらず、透明性に

欠ける。

したがって、計上額のうち、2分の1を超える部分に相当する額の返還を求める。

- 6 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 7 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 8 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 9 杉並区議会公明党（北明範議員）（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 10 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 11 杉並区議会公明党（島田敏光議員）（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 12 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 13 浅井くにお議員（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 14 大和田伸議員（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 15 山本あけみ議員（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 16 はなし俊郎議員（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ
- 17 吉田あい議員（携帯電話代）
「5—（2）」の請求人の主張要旨と同じ

[判断基準]

1 パソコン等の購入費、リース料、インターネット接続料等

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、パソコン、複合機、事務用品等を使用し、その購入費、リース料、インターネット接続料等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で事務費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書（備品（5万円以上の物品）の場合は、領収書及び備品台帳の写し）が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当である

ということとはできない。

なお、インターネット接続料については、平成30年度から、政務活動費規程の一部が改正され、当該支出について合理的な説明ができる場合を除き、支出割合の上限が2分の1とされている。

2 携帯電話代

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、携帯電話、スマートフォン等の情報端末を使用し、その通信費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で事務費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書（本体の分割払い料金が含まれている場合で本体価格が5万円以上の場合は、領収書及び備品台帳の写し）が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

なお、携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、平成30年度から、政務活動費規程の一部が改正され、当該支出について合理的な説明ができる場合を除き、支出割合の上限が2分の1とされている。

[会派・議員別判断]

1 小林ゆみ議員（ノートパソコン、USB-C接続ケーブル、マウスの購入費）

上記判断基準1のとおり、領収書及びノートパソコンの備品台帳の写しが提出され、按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、当該領収書については、当初宛名が記載されていなかったが、本件監査請求後の平成30年5月16日付けで販売業者により宛名が補記されるとともに、当該領収書に記載された会員番号が「小林優美（小林ゆみ議員）」のものであることが分かる資料（同日に購入した物品の領収書）が追加提出されている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

2 市来とも子議員（複合機保守料、複合機リース料）

上記判断基準1のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「当該複合機は、政務活動以外の政党活動関係のコピー等にも使用されているものと解されるにもかかわらず、80パーセント按分で計上されており、疑義がある」と主張するが、複合機の使用実態等について、「①区政報告の印刷、②区政報告会のお知らせ等の印刷、③区政資料の印刷、④区政資料のスキャン、⑤FAXで区民の意見・要望を聴取する目的で使用している。また、政党活動については事務担当者が他所にて事務及び印刷を行っており、当該複合機は政党活動には使用しておらず、実態としては80パーセントを超えるものであるが、政務活動以外の活動も考慮に入れ80パーセントを計上した」と説明されており、この使用実態や按分率

が相当でないことを疑わせるに足る具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3 河津利恵子議員（パソコン用インク代、インクカートリッジ代、インターネット接続料、プロバイダー代、パソコン一式購入費）

上記判断基準—1のとおり、領収書及びパソコンの備品台帳の写しが提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、パソコンの使用実態等について、「家人は自身のパソコンを所有し、政務活動費に計上したパソコンは専ら自身の仕事で使用しており、また、党務や後援会に関する活動も皆無であることや、パソコンを他の用途で活用することもほとんどなく、調査研究のための検索や連絡など、ほぼ政務活動に関連した使用であることから、80パーセントとした」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足る具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 大熊昌巳議員（PCウイルス出口対策リース料、PCウイルス入口対策リース料、ノートPC・名簿ソフトリース料、名簿管理ソフト保守料）

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、パソコンのウイルス対策について、「PCウイルス出口対策リース料及びPCウイルス入口対策リース料は、セキュリティ機能を有したHUB等を使用し、外部からのウイルス侵入対策や外部へのウイルス拡散を防ぐ等の対策に係る費用であり、区議が使用するパソコンのウイルス対策は大変重要な取組であると考えている」と説明されており、不必要な経費であるとまではいうことはできない。

また、名簿管理については、「名簿管理ソフトは、リースのデスクトップパソコンにインストールし、区民への区政報告等の送付のために使用している」と説明されており、政務活動費条例第9条に当てはまらない支出であるとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

(1) 「宛名シールはがし」購入費

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、按分率50パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、購入理由について、「区政報告の宛名シールを誤って貼ってしまい、剥がす必要があるため、購入したものであり、シールを剥がさずにはがきごと廃棄し、新たに宛名シールを作成すると、より多くの経費が発生するため、より少額の経費で済む対応をした」と説明されてお

り、不必要な経費であるとまではいうことはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

(2) 携帯電話代

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「携帯電話については、党本部から全議員に各1台支給されており、会派所属の議員は、2台保有している。党、後援会活動や私用等、政務活動以外の案件については、党から支給されている携帯電話を使用している。政務活動費に計上しているものは、党本部から支給されたものとは別のもう1台の携帯電話であり、こちらは専ら政務活動のために使用するものとしており、その使用実態は政務活動100パーセントに近いとの認識でいるが、政務活動以外の内容について会話を رفتり、メールが来たりすることも可能性としてゼロではないので、80パーセントの按分としている」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

6 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（携帯電話代）

上記の杉並区議会公明党（横山えみ議員）の判断—（2）（以下この事務費の項目において「判断—（2）」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

7 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（携帯電話代）

判断—（2）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

8 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（携帯電話代）

判断—（2）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

9 杉並区議会公明党（北明範議員）（携帯電話代）

判断—（2）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

10 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（携帯電話代）

判断—（2）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

11 杉並区議会公明党（島田敏光議員）（携帯電話代）

判断—（2）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

12 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（携帯電話代）

判断—（2）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはで

きない。

13 浅井くにお議員（携帯電話代）

上記判断基準一2のとおり、領収書が提出され、按分率70パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「議員就任当時は、使用状況から按分率を50パーセントとしていたが、近年の活動状況では、全体の利用に対する政務活動での利用の比率がかなり大きくなっており、70パーセント～80パーセントとなっていることから、携帯電話の政務活動利用を70パーセントとしており、使用実態に即した按分と考えている」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

14 大和田伸議員（携帯電話代）

上記判断基準一2のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「議員名簿や区議会レポート等で公表している事務所の電話番号に電話するとそのまま携帯電話に転送されるように設定していることから、その通話のほとんどが区民からの意見や要望であり、政務活動が大半を占めており、100パーセント近くの計上をしてもよいと考えているが、低めに按分計上している」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

15 山本あけみ議員（携帯電話代）

上記判断基準一2のとおり、領収書が提出され、按分率80パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「携帯電話番号をお互いに通知している方との連絡用、自宅事務所電話からの転送、区政に関するパソコンメールや携帯メールの確認、インターネットを利用した調べものに使用している。自宅事務所の電話も区民用に公開し、転送をして携帯電話で受け取れるようにしており、通信料のほとんどを区政関連として使用している実態ではあるものの、家族以外の方との通話など若干の私用として10パーセント程度含まれると考えられることから、多めの20パーセントとして按分率を決定した。なお、家族間の通話やメールは無料の契約をしており、費用が発生していない」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

16 はなし俊郎議員（携帯電話代）

上記判断基準一2のとおり、領収書が提出され、按分率70パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「区民と行政とのやりとりをする手段の一つとして携帯電話がある。どこにいても留守番電話にメッセージが入っていれば連絡がとれる。携帯電話を私的に50パーセント以上使うことはなく、本来ならば100パーセントでもよいところであるが70パーセントとしている」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

17 吉田あい議員（携帯電話代）

上記判断基準一2のとおり、領収書が提出され、按分率75パーセントで計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「携帯電話を2台所有し、議会用とプライベート用を使い分けている。区民にも広く周知し、区民相談や陳情、区議会事務局からの連絡用として使用している携帯電話を計上している。75パーセント按分している理由は、月に数回程度、会派連絡の電話がかかって来るためである」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3—2—6 事務所費

[返還請求の対象及び金額]

岩田いくま議員（自宅兼用議員事務所の賃借料：12万円）

[請求人の主張要旨]

平成27年度の政務活動費監査請求における事務所費の返還請求の際、「岩田事務所」の表示がないことを指摘したが、当該議員が、自宅の一部を議員活動の場（議員事務所）としていることに異議を唱えているのではなく、議員活動の場として、その費用を政務活動費に計上するには、それを明示することが、条例上も議員としての責務と解している。自宅に「公的活動の場」が共存する場合は、「自分の家の表札」と「公的活動の場であることを示す表札」を並べて表示することが一般的であり、政務活動の場が特定できない状態が継続している。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

[判 断]

区政に関する調査研究その他の活動を行う拠点として自宅の一部に議員事務所を設置し、その賃借料を支出することは、平成28年度当時の「政務活動に要する経費」で事務所費として認められている。なお、平成29年3月に、政務活動費規程の「政務活動に要する経費細目」の一部が改正され、平成29年度から自宅兼用議員事務所の賃借料は計上できないものとされている。

本件支出については、領収書、賃貸借契約書の写し及び事務所としての使用部分や面積が明確に分かる資料として自宅の間取り図が提出され、政務活動のため必要な事務所としての表示等として玄関ドアに「岩田」と表示され、支出割合の上限の範囲内で事務所部分の面積等を考慮して按分率16分の1で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人の「議員活動の場として、その費用を政務活動費に計上するには、それを明示することが、条例上も議員としての責務と解しているが、「岩田事務所」の表示が設けられておらず、政務活動の場が特定できない状態が継続している」との主張に対して、当該議員から、表示を「(区議会議員)岩田事務所」でなく「岩田」とした理由について、次のように説明されている。

①議員は個人名で活動しており、「岩田事務所」という組織は存在せず、「事務所」を付加することでかえって来訪者に混乱を与えかねない、②区議会公式ホームページや各種広報物における連絡先は全て同一住所で公開されている(かつ、広報物における連絡先は「岩田事務所」ではなく「岩田いくま」である)、③「岩田事務所」と表示することによる家族(特に子供)や近隣住民への影響(インターホンやドア等は自宅部分と共用であること並びに過去の来訪者の行動に伴う家族及び隣戸等近隣住民への迷惑の経験)を総合的に考慮の上、「事務処理の手引」に記載されている「政務活動のため必要な事務所としての表示」に関して、議員名の表示で要件を満たすと判断した。

次に、区議会事務局長の抗弁書では、次のような見解が示されている。

特別な事情がある場合を除いて、原則「事務所」等の表示をすることが適切であるが、同議員の場合は、ホームページやチラシなどの広報物で同一住所を公開していること、また、近隣関係などから「事務所」との表示ではなく、「岩田」という表示にとどめていたことなど、議員の置かれた立場を総合的に判断すると、特別な事情があったと判断せざるを得ないと考えられることから、「政務活動に要する経費・同細目」に違背するものではないと判断できる。

このような当該議員の説明や区議会事務局長の見解は、著しく合理性・妥当性を欠くものとは認められず、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していないとまではいうことはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、事務所費支出の要件については、平成30年度から、「事務処理の手

引」の一部が改正され、「事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等（区議会議員〇〇事務所、〇〇議員事務所等）を有していることが必要です」と改められ、新たに、政務活動のため必要な事務所としての表示等の例示（区議会議員〇〇事務所、〇〇議員事務所等）を括弧書きで設けることにより、当該要件の明確化が図られている。

3—2—7 人件費

[返還請求の対象及び金額]

- 1 河津利恵子議員（政務活動補助職員賃金：23万2,500円）
- 2 吉田あい議員（①名簿整理・名簿作成・名簿整理作業の勤務に係る政務活動補助職員賃金：10万円、② ①以外の勤務に係る政務活動補助職員賃金：22万1,394円）
- 3 杉並区議会公明党（横山えみ議員）（①政務活動費領収書整理補助等・通信返却物住所整理等の勤務に係る政務活動補助職員賃金：5万4,000円、② ①以外の勤務に係る政務活動補助職員賃金：11万3,500円）
- 4 はなし俊郎議員（政務活動補助職員賃金：30万円）
- 5 松浦芳子議員（政務活動補助職員賃金：10万500円）

[請求人の主張要旨]

1 河津利恵子議員（政務活動補助職員賃金）

「事務処理の手引」の人件費の項目において、「政務活動に要する経費細目」で「政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額5万円を上限として勤務実績に応じた額とする」としながら、支出に当たっての留意事項で「基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します」とし、内容が矛盾しており、基本的に按分は不要としているので、勤務実績の説明がなく、按分せずに全額を政務活動費で支払っているのが実態である。

当該議員の人件費についても、勤務場所や調査した成果についての報告は一切なく、政務活動との関連性が不明であり、按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合（50パーセント）により按分すべきである。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

2 吉田あい議員

(1) 名簿整理・名簿作成・名簿整理作業の勤務に係る政務活動補助職員賃金

名簿整理・名簿作成・名簿整理作業の勤務は政務活動ではない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

(2) 上記(1)以外の勤務に係る政務活動補助職員賃金

1日8時間という長時間の勤務であるが、勤務場所は一切明らかにされておらず、政務活動との関連性の具体的な説明がなく、不明であり、按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合(50パーセント)により按分すべきである。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

3 杉並区議会公明党(横山えみ議員)

(1) 政務活動費領収書整理補助等・通信返却物住所整理等の勤務に係る政務活動補助職員賃金

政務活動費領収書整理補助等・通信返却物住所整理等の勤務は政務活動ではない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

(2) 上記(1)以外の勤務に係る政務活動補助職員賃金

勤務時間は2～5時間と一定していないが、全て勤務場所は明らかにされておらず、不明であり、按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合(50パーセント)により按分すべきである。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

4 はなし俊郎議員(政務活動補助職員賃金)

1日7時間という長時間の勤務であるが、勤務場所は一切明らかにされておらず、また、多岐にわたる専門的な調査であるが、政務活動との関連性の具体的な説明がなく、不明であり、按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合(50パーセント)により按分すべきである。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

5 松浦芳子議員(政務活動補助職員賃金)

一般的に、多くの区議会議員の活動は、広範にまたがっていると推測され、政務活動費の計上を行う際には、多くの費用項目について、按分による計上が一般的になっているところ、当該議員の雇用人の勤務内容は、区政報告の発送準備、資料整理、ポスティング等とされ、全てが政務活動に該当するとされているが、疑義があり、按分の原則に基づき、社会通念上相当な割合(50パーセント)により按分すべきである。

したがって、計上額の2分の1相当額の返還を求める。

[判断基準]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、職員を雇用し、その賃金を支出することは、「政務活動に要する経費」で人件費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員勤務報告書」が提出され、1月当たりの支出金額の上限(5万円)の範囲内で、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということ

はできない。

[会派・議員別判断]

1 河津利恵子議員（政務活動補助職員賃金）

上記判断基準のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの人件費全体の支出金額が上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該職員の勤務内容について、「勤務内容の欄には、主なテーマとして依頼したこと（地方創生法に関する調査研究、特別養護老人ホーム整備に関する調査研究等）を記述したが、政策的なテーマの調査研究のほかにも、電話対応、議会や委員会質疑のテープ起こし、毎月いくつかの団体の定例会や集会でミニ議会報告や勉強会などを開催しており、そのためのレジュメや資料の作成、顔が見える範囲の方への議会報告、資料の発送手続や手配り等、様々な事務を依頼している」と説明されており、これらの勤務内容は政務活動と関連性を有しないと認められない。

また、請求人は、「政務活動に要する経費細目」で「勤務実績に応じた額とする」としながら、支出に当たっての留意事項で「基本的に按分は不要です」としており、内容が矛盾している」と主張するが、当該留意事項は、議員活動全般を補助する職員ではなく、政務活動のみを補助する職員に関するものであることから、他の関連する経費で按分している場合を除き、按分が不要であることは当然のことであり、何ら矛盾するものでないことは明らかというべきである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法については、平成30年度から、「事務処理の手引」の一部が改正され、勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を記載するよう、明記されている。

当該議員は、「平成30年度からは、複数の勤務内容があれば、記述するようになりたい」と述べているが、今後は、他の会派・議員においても、より適切に勤務内容を記載するよう留意されたい。

2 吉田あい議員

（1）名簿整理・名簿作成・名簿整理作業の勤務に係る政務活動補助職員賃金

上記判断基準のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの人件費全体の支出金額が上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、名簿整理・名簿作成・名簿整理作業について、「これらの中には、区政報告の送付先の住所変更等の連絡があった場合のデータ処理のほか、寄せられた区民相談の転記、区からの資料の整理、それに伴う

地域住民からの資料の整理（これらの資料を日付や種類ごとに整理、必要に応じてデータ化し、また、独自で調査した関連資料もファイリングしている。）が含まれている」と説明されており、これらの勤務内容は政務活動と関連性を有しないと認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（２）上記（１）以外の勤務に係る政務活動補助職員賃金

上記（１）で述べたとおり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、名簿整理・名簿作成・名簿整理作業以外の勤務内容については、区政に関連する調査研究、資料収集、陳情聴取・対応や区政報告の発送作業等であると認められ、これらの勤務内容は政務活動と関連性を有しないと認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

３ 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

（１）政務活動費領収書整理補助等・通信返却物住所整理等の勤務に係る政務活動補助職員賃金

上記判断基準のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、１月当たりの人件費全体の支出金額が上限（５万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、政務活動費領収書整理補助等及び通信返却物住所整理等について、「①政務活動費領収書整理補助等については、政務活動に費やした経費の領収書等の整理を依頼しており、必要な経費と考える、②通信返却物住所整理等については、区政報告が転居や死亡等により返送される郵便物の整理であり、次回の区政報告を郵送するときに転居先不明などの無駄を省く意味で重要である」と説明されており、これらの勤務内容は政務活動と関連性を有しないと認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

（２）上記（１）以外の勤務に係る政務活動補助職員賃金

上記（１）で述べたとおり、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、政務活動費領収書整理補助等及び通信返却物住所整理等以外の勤務内容について、「①区民相談補助等については、昨今、区民の要望や相談内容が多岐になっているため、効率よく対応できるよう、自身に代わってスポット的に区民相談の受付や聞き取り等をお願いしている、②区政資料整理補助等については、調査研究に関して必要とする情報をインターネット、書籍、新聞を活用して収集しているが、それらの膨大な資料を精査し、整理をお願いしている、③通信郵送事務手伝いについては、区政報告の宛名シール貼りと郵便局への配送である、④郵送名簿整理等については、区政報告の郵送先の名簿のデータ化を依頼したものである」と説明されており、これらの勤務内容は政務活動と関連性

を有しないということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

4 はなし俊郎議員（政務活動補助職員賃金）

上記判断基準のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの人件費全体の支出金額が上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該職員の勤務内容について、「こちらの指定した事柄等について、区政に関する調査等を依頼している」と説明され、政務活動補助職員勤務報告書において指定した事柄等が明らかにされており、これらの勤務内容は政務活動と関連性を有しないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

5 松浦芳子議員（政務活動補助職員賃金）

上記判断基準のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの人件費全体の支出金額が上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該職員の勤務内容について、「区政報告の作成や発送準備、発送するための名簿整理、ポスティングをお願いしたための人件費であり、それ以外の人件費は計上していない。区政報告発送準備は、区政報告の作成や印刷、三つ折り、封筒に入れる、封筒を閉じる等であり、住所録データ入力修正については、区政報告を郵送すると転送不能で戻ってきたり、受取り拒否や死亡との連絡をいただくので、その住所を修正する作業である」と説明されており、これらの勤務内容は政務活動と関連性を有しないとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

3-3 まとめ

以上のとおり、本件各支出に違法又は不当な点は認められず、本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

4 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 区議会が、政務活動費制度の運用改善についての検討を進め、平成 30 年 4 月 6 日付け「平成 29 年度杉並区職員措置請求監査結果における意見・要望事項等への対応状況について（報告）」（資料 5）のとおり、平成 30 年度から、政務活動費規程を改正し、インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費の支出割合の上限を 2 分の 1 とする（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない。）こととし、また、「事務処理の手引」を改正し、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について、勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記することなど、運用の改善を図ったことは評価することができる。

ただし、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

ア 按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を 2 分の 1 等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

このことについては、平成 28 年度の監査結果以降、意見・要望事項としてきたものであり、今後の検討に期待する。

イ 支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明等について

先に述べたとおり、インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、支出割合の上限が設けられたところであるが、当該支出について合理的な説明ができる場合は、その上限を超えて計上することが認められている。

上記アにおいては、定められた上限を超えて計上する場合には、より詳細かつ合理的な説明を付すよう求めているところであり、この上限を超える実態がある場合は、それを裏付ける資料を提出するなど、より適正に運用されるよう留意されたい。

また、パソコンの購入費、リース料、インターネット接続料等のパソコン関連経費については、一般的にパソコンの使用実態に即して按分されるものと考えられるところ、インターネット接続料のみ支出割合の上限が設けられたことは、他のパソコン関連経費との整合性が図られているとは必ずしもいえず、上記アで述べたとおり、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混

在する場合は、支出割合の上限を設けるよう検討されたい。

ウ 区議会の自律的なチェック機能の充実・強化について

区議会におかれては、平成 27 年度から区議会事務局による収支報告書等関係書類の点検サイクルの充実・強化（区議会事務局への収支報告書等関係書類の提出回数を年 3 回から年 4 回に変更）を図るなど、政務活動費の適正な執行の確保に努められているところであるが、本件監査請求後の会派・議員自身や区議会事務局による精査・点検により、一部の会派・議員において、収支報告書等の訂正や自主返還などが行われている現状が見受けられる。

より厳正な見直しを行われたことは望ましいことであるが、今後は、このような点にも十分に留意して、適正な収支報告等を行うよう努められたい。

また、平成 27 年度の「事務処理の手引」においては、収支報告書に対する三者間でのチェック体制の強化として、収支報告書の提出に当たっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮していくとともに、一定の期間内での区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を効率的にバランスよく行うこととされており、改めてこのことを銘記され、区議会の自律的なチェック機能の充実・強化を図られたい。

エ 政務活動費の支出の計上年度に関するルールの明定について

政務活動費の支出の計上年度について、区議会事務局長の抗弁書において、「区議会では、政務活動費条例及び政務活動費規則等において、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨の規定が存在しないことから、政務活動費の計上を「現金主義」で一律処理することとしており、交付年度内で実際に支出された経費を対象としている。ただし、交付年度内で実際に支出された経費であれば、どのような場合でも認めているわけではなく、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を 1 年分にとどめるという考え方を区議会では現在採用している。加えて、支出の範囲が 1 年以内であっても、議員の職を辞した後に支払ったものが計上されていれば、その分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分は、政務活動費に計上できないことは当然のことであり、その意味でも「現金主義」の採用によって区に損害が生じることはない」との見解が示されているが、明文の規定が設けられていない。

本件監査においては、資料購入費の項目で「政務活動費の支出の計上年度を当該支出が行われた年度とする「現金主義」を採用することも許容されると解するのが相当である」と判断したところであるが、政務活動費の支出の計上年度に関するルールについては明文の規定を設けることが適切であり、政務活動費規程等に明記されたい。

- (2) 議長は、調査回答において、「政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにされている。

区議会におかれては、今後も、制度の検証と改善を継続的に進めるとともに、これまでの改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待するものである。

別紙

2018年4月27日

杉並区監査委員（宛）

杉並区議会への会派及び議員に対する平成28年度政務活動費に関する措置請求書

1. 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書を添え、必要な措置を請求します。
2. 請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書
別紙の通り
2. 請求人

別紙参照



A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

別紙

1. 請求の趣旨

- 1) 請求人は、地方自治法第 242 条（住民監査請求）第 1 項「普通地方公共団体の住民は、（中略）違法若しくは不当な公金の支出（中略）があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、平成 28 年度政務活動費（政活費と略す）の監査請求を行うこととした。

一方、一般市民・区民の立場から行う政活費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証は、政活費の収支報告書及び添付された出納簿、領収書等の証明書類や政務調査・活動の成果等について開示された区政報告書、視察・研修報告書等に拠って行うが、当然の事として、その検証には、限界がある。平成 18 年度から平成 27 年度までの過去の政調費・政活費の検証作業において、多くの場合、それらの収支報告書等に記載・開示されている情報は、限られており、又、その情報の当否を調査・判断することに、難しさが伴うものであった。従って、会派・議員の自立ある考えの基に、自律ある判断で、政活費の収支報告書等の内容が、明確な形で開示されていることを前提とし、主として、その開示された内容を基に検証を行い、請求人が、使途が不当であると判断した政活費の返還の措置請求を求めた。

- 2) 地方自治法第 199 条 8 項「監査委員の職務権限」の規定及び区の政務活動費条例第 11 条「議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すると共に、使途の透明性の確保に努める」との規定に拠り、請求人は、監査委員が、監査のために必要があると認めるときは、関係人である区議会議長に調査を依頼し、会派・議員からの明確な情報の開示を得ることが出来ると解し、監査委員が、更なる情報を得て、政活費の使途の合理性・妥当性の判断をすることを求めてきた。平成 22 年度の政調費監査請求に対する監査結果書においても、区議会議長を、関係人と位置づけ、文書により調査を依頼したことが明記されており、請求人は、ある範囲で、政活費の使途内容の公式な調査が行い得る法体系が整っていると解している。

又、平成 19 年 3 月に、議長から「区議会会派及び議員に対する政務調査・活動費の取扱いに関する規程」の訓令が出され、その後、平成 21 年を除き、毎年改正されてきている。この訓令が、上述した「議長の調査権」とも結びついていると解した。

- 3) 上述した訓令の改訂が、平成 28 年度に行われている。2017 年 4 月に提出した平成 27 年度政務活動費の監査請求書に、平成 20 年版と平成 28 年版の比較表を添付し、更なる改訂を要請した。

例えば、訓令第 2 条の支出基準に、「政務活動に要する経費に該当しないもの」として、「政党活動に関する経費」が挙げられているが、一方、資料購入費の項目で、「所属政党発行の購読は一人 1 部のみ」とされている。多くの政党の党員は、党紙を購読・購入が義務付けられているのが一般的であり、その費用を政活費から支出することは認められないとすることは、一般社会通念上からも明白であり、訓令自体が自己矛盾している。しかし、当該項目の改正

は、未だなされていない。

又、政務活動費交付条例第 12 条に、「その年度内において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度内において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する政務活動費の返却を命ずることができる」と規定され、請求人は、一般社会通念上、「当該年度内に行った政務活動に対して活動費が交付され、その残余額は返却が必要」と解した。しかし、平成 28 年度政務活動費費収支報告書にも、雑誌等の年間購読料を期の途中で契約する場合や翌年度計画した視察などの交通・宿泊費の予約金を年度内の 3 月までに支払い・計上している例が多くみられた。次年度に、議員選出選挙等が予定されている場合も含め、このような次年度の活動費用の計上を明確に規制することを要請する。同様に、耐用年数のある備品等を購入する場合、その支払いの 規定を明示することも加え、該当する購入品を「備品台帳」に記載し、その内容を開示することを要請する。

更に、平成 28 年度政務活動費の計上の際に添付が必須である領収証の条件を満たしていない不備が多数あった。一部の例を示すと、藤本なおや議員の収支報告書には、宛先名（議員本人）が記されていない領収書が 7 枚添付され、又、市来とも子議員には、領収書に「宛名の欄」が、無記載のままのものを含め 9 枚添付され、公金支出の条件を欠いていた。富本卓議員が収支報告書に添付した領収書の宛名は、はいろいろあり、

「トミモトタク」、「トミモトタカシ」、「富本 卓」のふりがなには「とみもとたかし」「とみもとたく」の 2 種類があった。

富本卓議員が発行している区政報告はすべて「とみもと卓」と書かれ、「とみもとたく」とフリガナが書かれている。

- ・事務所家賃の振込用紙の振込人は「トミモトタク」であり、
- ・電話料金等の支払い、コピーリースの支払いに使っている三井住友銀行の口座名義は「トミモトタカシ」である。
- ・JCOM の加入申込書には自筆で「富本 卓」と書き、「トミモトタカシ」と仮名が振られている。

上記の領収書が議員本人の領収書であるという検証はどこで行っているのでしょうか。

富本議員の 2 つの名前について、本人であるということがわからないので、政務活動費の領収書についての検証は、議会事務局ではどのように行っているのか、説明を求めたい。

富本卓議員には 2 つの名前の領収書をどのように使い分けているのか、説明を求める。

議員に配布された「手引き」P33 には、「原則として、議員本人名義以外の領収書は無効です」と明記されている。（添付資料 1 富本卓・トミモトタク・トミモトタカシの領収書）

一方、毎年、区議会事務局により「政務調査・活動費の支出に関する事務処理について」の冊子が、会派及び議員に対する説明資料として作成されているが、各項目の内容説明が主体であり、その改正が行われた場合にも、その背景、趣旨は明らかにされてこなかった。このため、訓令の改正が、どのような方向づけ、指針で実施されるのか、一般区民にとっては、「藪の中の出来事」としか思えない状況になっている。同様の例として、「各議員に交付され

添付資料 1-1

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 4-4
----------	------	---------

領収書等貼付欄

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥137,000
振込手数料 ¥432

エノト セイイチ 様

お振込人は
トミモトタク 様

お取扱日 28. 4. 19 電信振込

取扱店	機器	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき控 税務署承認済
3627128		4. 19	13:49	
銀行番号	店番号	口座番号等		

三井住友銀行

備考 4/9 榎平誠一 事務訂正
¥137000 1/6 計上 ¥22833

1-2

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	9 月分	No. 9-1
----------	------	---------

領収書等貼付欄

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認ください。必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号
28--9-17	普通1041541
お取引金額	お取引内容
216***54,976	電信予約
お取引手数料	お取引手数料
1130*108	*****565,350
時刻	時刻
11:30	11:30

28年 9月20日にお取扱いたします。

みずほ銀行
阿佐ヶ谷支店
フカیتالセンター 様
トミモト タカシ 様
03-3312-2111

8989

※この明細票は、お取引内容の参考として発行されています。

備考 9% 区取報告、T7x11 ランク 05/17
054976
(50% 776) 927800
Dream 平成28年初秋号 (7)

1-3

私は、貴社契約約款・各種利用規約・重要事項説明書および「個人情報取扱について」(お客さま控裏面参照)を承認のうえ以下の通り申し込みます。私は、B-CASカードの利用にあたり、B-CAS社の定める「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」に同意します。

加入申込者 ※複写になっておりますので、本枠内に力強く記入ください。 ※フリガナは左づめて、濁点も一筆とし、姓と名の間は一字分あけてください。

1. 新規 2. 既加入 () J:COM TV デジタル () J:COM NET () J:COM PHONE () J:COM PHONE プラス 3. 特記 () 私有地電柱 () 上空通過

お申込者 フリガナ トコモト アキラ
お名前 (貴社名及び代表者名) 富手 卓
生年月日 大(昭)平 42 年 19 年 6 月 10 日
ご住所(最優先) 〒100-0700
建物名 アカハシビル
電話番号 03 (5382) 4103
メールアドレス @

Club Off by J:COM
お申込者が法人の場合は
個人代表者名をご記入ください。
お申込者が法人の場合は
個人代表者名をご記入ください。
(フリガナ)

第二連絡先
お名前 続柄
住所 電話番号
親権者同意
私は、申込者の法定代理人(申込者が未成年の場合で、他に共同親権者がいる場合は、私が共同親権者の代表)として、申込者が貴社のサービスに契約申込を行うこと、及びサービス利用開始日以降、申込者が貴社サービスの利用に関する各種注文(サービス変更・追加・廃止・解約など)の申込を行うことについて、貴社サービスパンフ及び、重要事項説明書を確認したうえであらかじめ同意します。

決済端末
私は、「決済端末ご利用について」(裏面)を承諾のうえ、決済端末を利用します。
お申込者との続柄
伝票番号
クレジット請求書発行
要 不要

J:COM PHONE回線情報
【1回線目】 個人名 企業名
【2回線目】 個人名 企業名
auで着信確認サービス(無料)
auで着信確認サービス(無料)

まとめトーク・通話料無料適用
※まとめトーク、au携帯電話への通話料無料適用は、電話サービスを複数回線契約されていても、ご登録住所が同一のau携帯電話1台のご登録で全て適用となります。(au携帯電話を複数回線契約されていても)1台のご登録で問題ございません。
有り 無し 継続

J:COMまとめ請求
私は、「J:COMまとめ請求利用規約」及び「J:COMまとめ請求に関する重要事項説明」に同意し、貴社及び、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社に対し、以下のとおり申し込みます。
フリガナ
au携帯電話契約名義
au携帯電話番号
有り 無し 継続

NHK団体一括支払
NHK放送受信料衛星契約「団体一括支払」利用申込書
NHK放送受信料(衛星契約)「団体一括支払」の利用を申し込みます。
衛星契約 放送受信契約書 日本放送協会 宛
放送法、放送受信規約により放送受信契約(衛星契約)を締結します。
(新たに受信契約を結ぶ方は、2にチェックしてください。)

ご確認事項
※以下に同意して申し込みます。
タブレット貸与に関する特定商取引法に基づく表示・注意事項
外付けハードディスク購入に関する特定商取引法に基づく表示・注意事項
Wi-Fiルーター購入に関する特定商取引法に基づく表示・注意事項
J:COMおうちサポート提供に関する特定商取引法に基づく表示
個人情報の代理入力
弊社使用欄

る年額 192 万円を超えた額を支出額として記載した収支報告書」を、公金である政調・政活費と私的資金の支出を混同し、不法な行為であることを指摘してきた。「政務調査・活動費の支出に関する事務処理について」の平成 28 年度版の冊子によると、「事務の効率化を図る観点から、交付額の範囲内で収支報告するものとする」とされ、物事が前に進んだが、それは「事務の効率化」のためとされ、本質を外した説明になっている。

以下に、請求人が、政活費をどの様に捉えているかについての基本的立脚点及び政活費の検証における基本的考え方と視点を記した。更に、政活費監査請求に対する監査の進め方、監査結果書の記載内容、監査実施における対象部局、関係人の対応等について、請求人が、情報開示及び是正が必要と判断した内容について記した。

1) 政活費に対する基本的立脚点について

- 政活費とは、何か、どのような目的のために、会派・議員に交付されているのだろうか？
「政務活動費の交付に関する条例」第 1 条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされる。更に、地方自治法第 104 条に規定された議長権限に基づき、会派・議員に対して、政活費の取扱い規定が、服務規程の形で、議長訓令として出されている。当該訓令第 2 条 1 項に、政活費としての用途を禁止する経費が明示され、3 項には、施行規則の用途基準に対応した細目が規定されている。

このことから、請求人は、政活費は、会派・議員の多岐に亘る活動の中で、選挙活動、政党としての活動や後援会活動とは一線を画した「区政の活性化に寄与する活動」に限定されて支出されるものとされ、更に、「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導する活動は、当然のことながら、政活費に計上することが出来ないと解する。一方、議長訓令に規定されている用途基準細目には、納税者・一般区民の感覚・視点からは、区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費とは異なり、政活費に計上することに疑いのある用途内容が規定されている。

- それでは、そのお金は、どこから捻出されて、会派・議員に交付され、どのような性格をもつものなのだろうか？
政活費条例の第 6, 7, 8 条に、「議長から、会派・議員の状況について通知を受けた区長が、政活費交付の決定を行い、会派・議員の政活費請求に基づいて、区長が交付する」とされ、更に、第 12 条に、「その年度内に交付を受けた政務活動費から、支出総額を控除して残余がある場合、返還を命じることができる」と規定されている。このことから、請求人は、政活費は、会派・議員の「公金からの一時預り金」と解する。
- では、このように、私たち区民が納めた税金・公金から交付された政活費の使い道について、会派・議員には、どのような責任があるのだろうか？

政活費は、請求人を含めた区民の納める税金・公金であるとの性格から、交付を受けた会派・議員には、その用途について、何に支出されたかの具体的な情報の開示を行い、その支出の目的とする政務調査・活動が、区政とどの様なつながりがあるかを、又、選挙活動や所属する会派・党派の活動とは異なるものであることを、明確に説明する義務・責任が生じると解する。加えて、その政活費を計上した政務調査・活動の進展状況及び結果を、継続的に、区民に開示し、報告する義務・責任が生じる、と解する。

2) 政活費検証の基準

請求人の政活費の基本的捉え方を上述したが、それに沿って、以下の諸点を、政活費の対象とされた政務調査・活動が、地方自治法第242条（住民監査請求）第1項に規定される「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するかどうかの具体的な検証の基準とした。

● 第1点：政党・後援会・選挙活動等への利益誘導の要素を有しない

公金が交付される政活費は、区政の活性化に結び付く政務調査・活動に資するものであり、政活費条例等で禁止されている会派・議員の政党活動、後援会活動、選挙活動と一線を画しているかどうかの検証を出発点とした。それらの政治的活動と政務調査・活動の間には、いわゆる灰色の境界領域があるとされるが、政活費に計上された活動が、直接であれ、間接であれ、更には、将来的であるにしても、如何に、一般区民の生活に結び付いた区政の進展を目指しているかが、検証の判断基準である。請求人が行ってきた過去の政調費の検証結果に拠れば、政活費のほぼ半分が、広報活動の経費として計上されているが、それには、区政報告、ホームページ等に拠る広報に加え、例えば、駅前等の街頭での宣伝活動を区政報告の政務調査・活動とし、その実施日時を知らせるポスターの作成費やメガホンなどの購入費等が政活費に計上されていた。このような街宣活動は、会派・議員の宣伝活動そのものであり、公金が交付される政務調査・活動とは、明確な一線を画すべきとした。又、「区政と繋がった活動」との形をとりながら、議員自身及び議員の所属する会派・党派や出身・支援団体・企業の利益を誘導する様な活動の経費は、当然のことながら、政活費に計上することが出来ないとした。一方、政務調査・活動の一環として実施される視察等の関係先に対して、通常社会生活において儀礼的な慣例とされる金銭・物品の供与などがなされた場合は、それらの経費は、議員の私的負担で賄うべきであり、公費である政活費に計上することは、一般常識上も、認められないとした。会派・議員の政党、後援会活動、選挙活動の一環とみなしうる活動を、“按分の魔術”で、政活費に計上されている支出に対しては、納税者・一般区民の視点から、その合理性・妥当性を検証した。

● 第2点：主体性のある活動である

政務調査・活動の範囲としては、区民の意見の集約、現地調査、講演会、新聞・雑誌・書籍の購読等の情報収集活動、それらの調査研究に基づく区政立案・討議のための会議、区民からの要望・意見の再々聴取、関連資料の作成、更に、立案された政策の委員会・議会等における審議、具体的な実践計画・行動内容等を、区政報告を始めとした広報手段により、広く区民に伝える広報活動など多岐に亘っている。それらの活動において、会派・議員が、

その活動の目的・意義を明確に、一般区民に伝え、主体的に実行されるべきであると解している。例えば、単に、一般区民と共に、当該活動に参加するにとどまらず、それらを、主体的に、区政の活性化に結び付け、何かを生み出す方向性を有する活動に導くべきであった。又、複数の議員で行われてきた視察の報告書の多くに、参加した各議員が、視察の結果をどの様に捉え、それを区政の活性化、更には、区の施策に取り入れていくかについての考えが示されず、報告書を作成したと思われる議員の視察報告書参照とされているのみであった。参加議員の間で、視察結果について、種々の討議がなされたと推測するが、多くの報告書には、各議員の意見が記載されておらず、主体性を持った政務調査・活動であったかどうか不明であった。それらの視察が、公金を使ったものである限り、議員の自律性を守る観点から限界があるとしても、視察について、個別の意見を、一般区民に伝える責務があると、請求人は解する。

● 第3点：公私混同のない活動である

議員の活動のために、自宅（賃貸）及び議員本人や親族経営の店舗・会社等の一部を活動の事務所として使用している等、議員の実生活と結び付いた形で議員活動が営まれている場合があり、それらの場合は、当該議員の政務調査・活動との明確な線引きがなされるべきと解している。議員の実生活は、議員としての活動と直接関係なく継続するものであり、議員の実生活に必要なもの等の一部を、公金である政活費に計上して、支出・購入がなされる必要が生じる場合は、その按分割合は、必要最小限に限定されるべきである。例えば、自宅を事務所として使用している場合の電話、水光熱費（平成28年度から計上禁止）等の基本料金は、それらの使用量の大小で変動しうるとしても、原則、議員の活動の有無とは無関係に、支払が生じるものである。又、事務所として使用されている自宅の部屋の家具等の備品の購入を、政活費に計上して支出する必要が生じた場合も、その備品の耐用年数と議員の任期との関係を考慮して判断すべきとした。又、議員の所属する会派の事務所を利用し、加えて、その事務所で、雇用されている従業員が、当該議員の事務を担っている場合があるが、それらの場合は、当該議員の政務調査・活動との明確な線引きがなされるべきと解した。

● 第4点：コスト低減に徹した活動である

政活費が公金として交付されることから、その支出は、一般区民生活における市民感覚と同様に、あるいは、それ以上に強いコスト意識の下に行われるべきと解する。例えば、政務調査・活動の視察先は、十分な予備調査・情報活動により選定されるべきであり、その目的地への公共交通手段の選択、タクシーの利用の有無、自己保有の車両の利用によるガソリン代・駐車場代等の政活費への計上は、公金の使用であるとの”緊張感”と、明確な情報開示の下に、なされるべきである。又、新聞購読、書籍等の資料購入、区政報告の作成、広報のためのホームページの作成・運営、パソコン、プリンターそれらの関連製品、各種備品、事務用品の購入・リース等について、一般常識に沿ったコスト低減意識の下に行われるべきである。

● 第5点：情報の開示と説明責任、公金支出としての透明性が確保されていること

政活費収支報告書は、十分な情報の開示と説明責任を基にした透明性を有するものである

べきと解する。請求人が行ってきた平成 18 年度以降の政調・政活費監査請求の監査結果書においては、請求人の要請した監査に対して、その多くを「会派・議員の自律性の尊重」による監査委員の判断が避けられてきた。このために、政活費が「会派・議員の聖域」となり、一般区民の感覚・常識が入れない状態にされてきている。会派・議員が政活費とし計上する政務調査活動については、それが公金によるものである限り、一般区民・納税者に対して、その情報開示を明示し、説明する責任があると解する。従って、この情報開示、説明責任が、どのような形で、どのような範囲でなされているかを精査することとした。

例えば、視察や研修を実施し、それらの経費を政活費に計上する場合は、その目的・内容に加え、如何にその成果を、区政の活性化に結び付けていくかを示すことが必要である。

又、多くの政活費は、按分されて計上されているが、その算出の根拠を明示し、計上する支出の必要性・実態の説明が必須になると解する。しかし、携帯電話代の按分設定が、平成 25 年度から無くなり、その条件として、「使用実態に即して按分するが、その際、合理的な説明が必要です」とされた。更に、27 年度からは、「使用実態に即して按分する」との表現のみとなり、「その際、合理的な説明が必要です」が消えてしまっている。この変更は、正に、「公金使用」の最低限の条件である「説明責任」の放棄を認めることになると解した。

同様のことは、下記の支出項目について、「支出割合・按分の上限は 1/2 とする、あるいは、実態に即して按分する」と記されているだけで、「合理的説明の必要性」が要求されていない。このため、平成 28 年度のほとんどの収支報告書には、機械的に、「按分を 1/2、あるいは、“実態”の按分値」による支出額が記されているのみであり、その「支出の必要性を含め支出実態」の「説明」がなされていない。

- 月極駐車場代、ガソリン代の支出割合の上限は 1/2 とする
- 通信費の支出割合の上限は 1/2 とする
- 事務所の自宅兼用：事務所賃貸料の支出割合の上限は 1/2 とする
- 備品購入費については、実態に即して按分する

請求人が、上述の項目の改正を要請している理由は単純であり、このような規定の存続は、議員の「説明責任の免除」を「許容」することになり、「政務活動費（公金）」の支出の内容を不明確にすると解する。

又、議長訓令第 2 条で、「選挙・政党・後援会などの活動」は、政務活動に要する経費に該当しないとされているが、区政レポートや区政報告集会のビラなどの一部で、「所属する会派・党の国会議員・都議の活動に言及したり、議員の政治的・思想的メッセージ等を掲載している場合」がある。平成 28 年度の収支報告書にも、そのような計上例があり、その際、その掲載文・写真等の占める面積割合を算出・除外した割合を按分比とし、政務活動費に計上している。請求人は、このような按分比算出は、「一種のトリック」であり、公金を使って、「政党の宣伝活動に寄与するもの」となっていると解する。

例えば、区政レポートの掲載内容のほとんどが、政務活動費の交付に関する区条例の第 9 条に規定される「政務活動費は、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動

その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」に相当するとしても、一行だけでも「選挙・政党・後援会などの活動」に関することを加えれば、単純に、面積比から、公金交付の按分比とすることは、社会通念上からも認められない。

以上の点から、平成 28 年度の政活費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。なお、会派及び議員から提出された平成 28 年度政務活動収支報告書のまとめを添付した（添付資料 2 平成 28 年度政務活動収支報告書のまとめ）。

2. 措置請求内容及び事実証明書

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成 28 年度政務活動費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告すること求める。要返還額の合計は、12,381,387円である。

平成 28 年度の政務活動費収支報告書の監査を請求した会派・議員について、その請求の原因を、下記に記述した。

<調査研究費>

自由民主党会派所属議員の分担による費用計上

会派視察について

平成 28 年 8 月に、会派 6 議員（今井ひろし、井口かづ子、井原太一、大泉やすまさ、富本卓、脇坂たつや）で、豊中市の上野小学校・公民館連携複合施設及び明石市の市役所・親子面会交流等の視察を実施している（視察報告書は、大泉やすまさ議員の収支報告書に添付）。

その視察の際、土産物代として、参加議員で分担し、各 1,028 円を、政務活動費として計上されている。

会派視察に参加した各議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、各議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くない。しかし、「政務活

平成28年度政務活動費収支報告書のまとめ

2018年4月27日

2 資料 添付

党派・議員 (平成29年6月26日現在)		交付額	個人額合計	%
1	遠井くにお	1,920,000	128,707	7
2	今井ひろし	1,920,000	200,968	10
3	大和昌巳	1,920,000	1,017,945	53
4	大和田伸	1,920,000	0	0
5	小泉やすお	1,920,000	1,565,044	82
6	宮本卓	1,920,000	0	0
7	吉田あい	1,920,000	0	0
8	吉田あい	1,920,000	0	0
9	塩坂たつや	1,920,000	381,726	20
10	井原大二	1,920,000	1,324,108	69
11	大泉やすまさ	1,920,000	1,654,050	86
12	井口かつ子	1,920,000	1,920,000	100
13	大槻城一	1,920,000	1,531,449	80
14	川原口宏之	1,920,000	100,543	5
15	北明範	1,920,000	780,065	41
16	中村康弘	1,920,000	1,323,363	69
17	橋山えみ	1,920,000	61,335	3
18	島田敏光			
19	山本ひろ子	5,760,000	3,745,261	65
20	渡辺富士雄			
21	河澤利恵子	1,920,000	743,431	39
22	太田賢二	1,920,000	37,863	2
23	樽田裕一	1,920,000	901,858	47
24	山本あけみ	1,920,000	4,261	0
25	上野工ひかり	1,920,000	336,064	18
26	安斎あさき	1,920,000	1,920,000	100
27	若田いづま	1,920,000	0	0
28	松浦芳子	1,920,000	0	0
29	小林ゆみ	1,920,000	1,002,632	52
30	佐々木浩	1,920,000	0	0
31	藤本なほや	1,920,000	16,347	1
32	市来とも子	1,920,000	61,346	3
33	けしげ誠一	1,920,000	15	0
34	新坂せつこ	1,920,000	8,400	0
35	奥田雅子	1,920,000	6,500	0
36	川野たかあき	1,920,000	61,396	3
37	そね文子	1,920,000	6,500	0
38	共生	1,920,000	19,167	1
39	森杉	1,920,000	0	0
40	杉わ	1,920,000	0	0
41	無木	1,920,000	1,920,000	100
42	兼	1,920,000	5,007	0
43	金子けんたろう			
44	<すや美紀			
45	豊田たけ	11,520,000	2,803,738	24
46	共産			
47	原田あきら			
48	上保まさたけ			
	合計額	92,160,000	25,587,089	28

平成28年度政務活動費収支
科目別支出額

調査研究	研修	広聴広報	要請陳情等会議	資料購入	事務	事務所	人件	合計	収支報告書 提出日 平成29年		
600	0	1,453,886	0	0	148,996	146,881	40,950	1,791,293	4.3		
144,801	17,796	1,215,897	1,500	0	188,414	109,674	40,950	1,719,032	11.16		
30,017	0	225,017	0	0	133,248	472,783	40,950	902,065	平30、1.16		
26,294	0	1,085,659	0	2,250	186,925	273,022	45,950	1,920,000	4.3		
153,124	0	333	0	0	56,399	104,150	40,950	364,956	4.4		
82,420	0	1,277,181	0	0	117,536	127,917	40,950	1,920,000	11.16		
136,224	0	1,013,063	400	0	129,383	0	640,950	1,920,000	11.16		
0	0	1,168,439	0	0	6,000	166,822	5,78,739	1,920,000	4.3		
30,380	37,648	1,081,465	0	0	239,810	107,821	40,950	1,588,274	11.16		
84,392	123,686	76,232	0	0	257,429	13,203	40,950	595,892	4.3		
48,450	0	333	0	0	166,470	9,747	40,950	265,950	4.4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
16,820	3,846	138,519	0	0	89,916	139,460	0	388,551			
561,366	0	969,316	0	0	71,088	217,687	0	1,819,457			
211,320	22,310	634,635	0	0	102,797	168,873	0	1,139,935			
246,017	58,978	15,400	0	0	162,396	115,646	0	596,637			
144,489	2,361	1,197,964	0	0	230,112	3,719	0	280,000	1,958,665		
137,582	51,859	739,447	0	0	298,061	787,790	0	2,014,739			
96,450	10,846	141,750	0	0	154,368	308,155	0	465,000	1,176,569		
74,364	1,435,040	40,274	0	0	66,394	175,835	0	85,000	1,892,137		
43,476	24,846	621,131	0	0	218,793	9,896	100,000	1,018,142	11.16		
306,472	27,956	1,339,114	500	0	121,849	117,348	0	2,500	1,915,739		
66,626	10,846	1,506,464	0	0	0	0	0	1,583,936	4.4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.1		
114,018	0	1,227,867	0	14,400	212,141	171,584	120,000	0	1,920,000	4.3	
58,043	49,752	1,485,237	0	0	47,704	78,264	0	201,000	1,920,000	11.16	
39,929	112,446	478,062	0	0	63,575	223,356	0	0	917,368	11.16	
39,889	18,846	1,300,244	0	0	21,062	204,126	335,853	0	1,920,000	4.4	
100,649	0	1,139,848	560	0	49,360	196,776	300,000	116,500	1,903,653	4.3	
29,582	272,780	979,492	0	600	233,399	187,001	0	155,800	1,858,654	1.15	
102,680	159,968	574,501	59,520	0	103,072	140,512	486,181	293,391	1,919,985	11.16	
75,006	211,968	672,835	56,440	0	207,625	55,915	466,709	267,302	1,913,600	11.16	
86,229	76,428	245,290	0	0	28,800	227,117	528,660	741,976	1,913,500	11.16	
188,373	62,004	1,418,928	0	0	164,364	16,415	0	8,500	1,858,604	4.4	
65,999	10,144	243,459	474	474	62,604	227,117	563,229	740,000	1,913,500	11.16	
15,800	0	1,625,189	0	0	48,444	11,400	0	1,900,833	4.3		
0	0	1,772,205	0	0	49,599	98,196	0	1,920,000	4.4		
42,244	90,572	1,597,776	0	0	133,942	49,162	0	6,304	1,920,000	4.4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	1,222,851	0	2,300	535,941	118,901	0	1,914,993	4.4		
27,900	3,000	6,772,922	0	0	318,816	327,094	860,791	0	406,000	8,716,262	11.16
3,606,405	2,927,926	38,797,975	119,384	20,024	324,026	5,365,717	6,572,595	3,474,608	5,362,512	66,572,911	
5.4	4.4	58.3	0.179	0.03	0.5	8.1	9.9	5.2	8.1	100.0	

動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。

請求人は、従前の過去の返還請求においても、同様に、土産物代の政務活動費への計上に返還を求めてきた。しかし、平成 27 年度政務活動費監査請求の監査結果書に添付された「当該会派の説明（下記）」の様に、「政務活動の範囲で行われたものであり、妥当であり、返還には応じない」とされてきた。

「当該視察においては、会派 12 名のうちの 10 名が参加し、会派としてグループとして行動しましたが、視察を受け入れる相手視察先においては、10 名全員が説明を受け入れられる一定規模の空間を確保し、人数分の多数にわたる資料を準備、対応する職員等を手配する等一定の手間がかかることから、会派として最低限の礼儀をつくす意味で、少額の手土産を手渡すこととしています。」（下線は、請求人による）

繰り返しになるが、請求人は、「礼儀をつくす」ことに、異議を唱えているのではなく、社会通念上、お礼として土産物を持参することは、一般的慣行であり、それ自体に疑義を唱えているのではない。その土産物を、「公金（税金）」で賄うことに異議を呈しているのである。

従って、計上された土産物代 1,028 円を、視察に参加した各議員に返還を求める。

但し、井口議員は、政務活動費を全額返還しており、当該経費の返還の対象外である。

なお、請求人は、各議員が、主体的に、区政の活性化に結び付け、何かを生み出す方向性を有する活動に、政務活動費の用途を限定すべきと解している。その点から、請求人の「政務活動検証の基準」（本請求書 5, 6, 7, 8 ページ参照）の一つとして、「各議員の政務活動が主体性のある活動であるどうかを検証する」としてきた。豊中市と明石市の視察は、杉並区の今後の在り方を考える上で、有用な訪問であったと解するが、平成 28 年 8 月の視察から 1 年半以上経過しており、その後、視察先のメンバーとどのようなやり取りをし、それらの内容を、区政の立案・討議のためにどのように生かし、更に、一般区民にどのように伝えてきたのかについて、同行した全議員に、各自の区政報告やホームページなどで、報告・開示することを要請する。

井原太一

自由民主党会派視察 豊中市・明石市 土産物代 1,028 円の返還請求

視察・西園寺・シェア一金沢

障害者・高齢者・生活介護複合施設調査であり、現時点においても杉並区の最重要課題の一つと理解しており、有用な視察であったと推察している。平成 28 年 10 月の視察の後、1 年半以上経過したが、この視察で、具体的のどの様な情報を得、区政に反映させるためにどのように考え、それらの内容を、区政の立案・討議のためにどのように生かし、更に、一般区民にどのように伝えてきたのか、開示することを要請する。

今井ひろし

自由民主党会派視察 豊中市・明石市 土産物代 1,028 円の返還請求

大泉やすまさ

自由民主党会派視察 豊中市・明石市 土産物代 1,028 円の返還請求

脇坂たつや

自由民主党会派視察 豊中市・明石市 土産物代 1,028 円の返還請求

自民・無所属会派視察：平成 28 年 8 月 岐阜（ぎふメディアコスモス）、静岡県庁

目的：中央図書館・施設再整備及びファシリティマネジメントについての調査

会派 5 議員（佐々木浩、藤本なおや、小林ゆみ、岩田いくま、松浦芳子）

宿泊・交通費 37,870 円/人

視察先土産代 864 円/人の返還請求

当該視察の際、土産物代として、参加議員で分担し、各 864 円を、政務活動費として計上している。（添付資料）

会派視察に参加した各議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、各議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くない。しかし、「政務活動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。

従って、計上された土産物代 864 円を、視察に参加した各議員に返還を求める。

なお、請求人は、従前の過去の返還請求においても、同様に、土産物代の政務活動費への計上に返還を求めてきた。平成 27 年度に行われ、松浦芳子議員が参加した「女性議員有志による視察」の際の土産物代の計上に対して返還請求を行った。その請求に対して、監査結果書に添付された参加議員の説明で、平成 16 年 9 月 15 日の京都地裁判決（下記）を引用し、「社会通念上適正な範囲内の金額であるから適正と考える」とし、返還には応じなかった。

「視察先への土産は、視察に協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内であれば、これを交際的経費ということはできず、先進地調査又は現地調査に要する経費として、本件用途基準いう調査費に該当するといふべきである」（下線は請求による）。

繰り返しになるが、請求人は、「礼儀をつくす」ことに、異議を唱えているのではなく、社会通念上、お礼として土産物を持参することは、一般的慣行であり、それ自体に疑義を唱えているのではない。その土産物を、金額の多寡ではなく、「公金（税金）」で賄うことに異議を呈しているのである。

佐々本浩

自民・無所属会派視察 土産代 864 円の返還請求

藤本なおや

自民・無所属会派視察 土産代 864 円の返還請求

小林ゆみ

自民・無所属会派視察 土産代 864 円返還請求

岩田いくま

自民・無所属会派視察 土産代 864 円返還請求

松浦芳子

自民・無所属土産代 864 円の返還請求

山本あけみ

女性議員有志南伊豆町視察における土産物代分担額 281 円の返還請求

(添付資料 3 女性議員有志南伊豆町視察 政務活動費・その他の経費の計上内容)

泣いた赤鬼鑑賞券

2,500 円

「NPO 活動資金助成事業」が開催した演劇の鑑賞券を購入し、政務活動費として 2,500 円を計上している。これは、平成 29 年 1 月 9 日に、「座・高円寺 2」にて行われたオペラ「泣いた赤鬼」の鑑賞とワークショップ参加に使われた費用である。

これは、何の調査研究になったのだろうか、又、区民への反映はなされたのであろうか、それらの報告はなしである。

自身の娯楽の為、もしくは、NPO 法人への助成が目的なら自費で賄うべきであり、政務調査費への計上は不可である。よって、2,500 円の返還を求める。

河津利恵子

女性議員有志南伊豆町視察における土産物代分担額 281 円の返還請求

上野エリカ

女性議員有志南伊豆町視察における土産物代分担額 281 円の返還請求

市来とも子

女性議員有志南伊豆町視察における土産物代分担額 281 円の返還請求

新城せつこ

女性議員有志南伊豆町視察における土産物代分担額 281 円の返還請求

奥田雅子

女性議員有志南伊豆町視察における土産物代分担額 281 円の返還請求

そね文子

女性議員有志南伊豆町視察における土産物代分担額 281 円の返還請求

松尾ゆり

女性議員有志南伊豆町視察における土産物代分担額 281 円の返還請求

女性議員有志南伊豆町視察 政務活動費・その他経費 計上内容
(4/12 ~ 4/13)

政務活動費計上分

計上日	内容	領収証金額	1人当たり代金
4月12日	視察先お土産代	3,086	281
4月12日	郵送代	1,088	99
4月12日	箱代(資料送付用)	184	16
4月13日	宿泊費	113,630	10,330
5月10日	交通費	68,860	6,260
5月10日	交通費	78,760	7,160
	一人当たり代金合計		24,146

以下のように計上してください。

日付	金額	内容
4月12日	396円	視察雑費
4月13日	10,330円	視察宿泊費
5月10日	13,420円	視察交通費

参加議員	井口 かづ子	横山 えみ
	新城 せつこ	松尾 ゆり
	河津 りえ子	山本 あけみ
	そね 文子	山本 ひろこ
	奥田 雅子	上野 エリカ
	市来 とも子	(以上11名)

本領収証は市来議員に添付

公明党視察土産代

山本ひろこ

5/11 飛騨市・富山市視察 3,086 円

10/30 仙台・多賀城・紫波市視察 4,629 円

12/15 焼津・静岡市視察 3,086 円

2/5 郡山。仙台市視察 3,240 円 土産代計上額合計額 14,041 円

中村康弘

8/3 広島・豊前・岡山市視察 3,702 円

11/4 町田市役所 2,050 円 土産代計上額合計額 5,752 円

視察を行った両議員は、政務活動費が、「区民の税金・公金」から出されていることを認識しているのだろうか。一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くないであろうし、請求人は、各議員が、視察先に土産物を持参すること自体に、異議を唱えているのでは全くない。しかし、「政務活動費」に計上する視察において、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく、「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」と解している。

従って、計上した土産物代について、山本議員に 14,041 円、中村議員に 5,752 円の返還を求める。

<研修費>

市来とも子

視察研修費

2016 年 4 月 3 日～4 日<自治体議員立憲ネットワーク研修 in 沖縄 2016>

2016 年 11 月 6 日～7 日<自治体議員ネットワーク研修 in 沖縄・高江>

視察目的・地方自治体と国との関係が問われている現状を学び、地方自治、司法、国との裁判等についての研修会に参加する為と報告されているが、政務活動視察報告書は提出されておらず、この研修で何をどの様に学び、杉並区政に成果を如何に反映したのか全く不明である。研修資料の添付は、研修日程のチラシが各一枚あるだけであった。市来議員発行の「市来とも子政策 NEWS」には、沖縄研修と区政について一言も触れていない。

従って、

4/3 研修参加費 9,000 円、4/2 鉄道料金荻窪-羽田 1,742 円、11/6 自治体議員立憲ネットワーク参加費 7,000 円、11/6～7 鉄道料金 1,742 円、12/12 宿泊費・航空券代 40,400 円

合計 59,884 円の 50% 29,942 円の返還を求める。

研修費

2016 年 9 月 12 日社民党夏季研修会 (50%) 23,900 円については、「政務活動費として支出できない経費」の、「政党活動」に関する活動に該当するので 23,900 円の返還を求める。

けしば誠一・新庄せつこの視察研修費

2016年4月3～5日 立憲主義と地方自治研修会

視察研修目的は、立憲主義と地方自治の研修、新基地建設現場の視察と沖縄自治体議員との交流、

2016年11月5日～7日 警視庁をはじめ他県の警察機動隊が沖縄、高江に派遣されている実態とその法的根拠、国と自治体の関係、あり方について学ぶ、と記載されている。

視察研修報告書には、

4/3 翁長県知事の講演 - 沖縄の歴史、経済、基地問題について

浅井春夫 沖縄戦と孤児院 - 戦後史と子供の貧困

(孤児院の資料は全くなし)

4/4 稲嶺名護市長 沖縄は放置国家と云う現実について

11/5 トラックを止める為道路に立つ、機動隊の違法行為の視察

11/6 講演会 屋良朝博 安全保障と国防

海兵隊と海外事情

大城波 警察活動問題、警察と市民の関係

翁長県知事 就任2年目に入った沖縄県の現状

等の講演などを聞き、自分もトラックを止める為に道路に立ち、ゲート前の抗議アピールに参加してきているが、報告書によると、沖縄県議員との交流もなく、この視察行動のどの様に区政に反映させ、今後実現に努力していくのか、全く記載も行動もされていない。

従って、

けしば誠一

4/3 沖縄研修会費 9,000円

4/5 レンタカー 6,588

5/2 沖縄交通費 41,800

10/14 沖縄交通費 52,000

合計 109,388 円の 50% 54,694 円の返還を求める。

新城せつこ

4/3 沖縄研修会費 9,000円

4/5 レンタカー 6,588

5/2 沖縄交通費 41,800

10/14 沖縄交通費 52,000

合計 109,388 円の 50% 54,694 円の返還を求める。

奥田雅子 視察研修費

2016年4月3日～5日<自治体議員立憲ネットワーク研修会 in 沖縄>

視察研修目的は、「全国自治体議員との情報交換及び沖縄の基地問題に対する理解を深める為」と記載されているが、報告内容は（沖縄訪問記）辺野古、高江の座り込み訪問、現場主義の必要性、戦時下の避難豪、沖縄に思いを馳せなかったことの反省、米軍関係経済効果5%に過ぎない、平和が大切である事を学んだ等と記載されているが、沖縄研修と区政との結び付きに全く言及していない。奥田雅子としての人間性を高めたかも知れないが、杉並区の議員としての出張研修の反映がされていない。

従って、

4/3	沖縄研修会費	9,000円
4/3, 5	吉祥寺 - 羽田往復	2,460
4/5	レンタカー	6,588
5/2	沖縄交通費	41,800
合計 59,848 円の 50%		<u>29,924 円の返還を求める。</u>

川野たかあき

視察研修費

2016年4月3日～5日 研修：沖縄県に於いて開催された立憲主義とは何か
国と自治体の在り方を考え、杉並区の区政の参考にする為に行った視察研修会の報告書によると、4月3日～5日の行程が記載されているのみで、参加した研修会の区政への反映が全くなされていない。（しかも、沖縄への旅費は28年3月11日に41,800円支払っている。今後、政務活動に要する費用は同一年度内に支出することを求める。）

支出額 - 4/3 交通費 1,230円、研修費 9,000円、レンタカー料 6,588円 合計 16,818円
区政への研修結果が見受けられない視察費であり、支出額の50% 8,409円の返還を求める。

視察先 - 熊本県阿蘇村、大津町

2016年5月2日～5日

目的は、熊本地震の被害状況、被災者の生活、避難所状況をボランティア活動を通し確認する事になって居り、大津町蘇村立野地区での大地震後の処理活動について学んでいる。

支出額 - 5/I 航空料金 71,490円、5/2 バス代 1,230円、5/5 ガソリン代 1,521円、
6/24 レンタカー代 32,292円 合計 106,533円

2016年8月9日～12日

目的は、3か月後に被災地がどうなっているかを支援する為に、ボランティアグループの一員として活動した。

支出額 - 8/9 バス代 1,230円、8/12 バス代 1,230円、9/7 航空券 37,790円
合計 40,250円

熊本県への視察結果は、杉並区議会と KawanoTimes で、防災に対する区の姿勢と災害時

の対応について提言しており、視察報告も掲載しているので、一定の効果があつたと思われるが、2度に亙る熊本県への視察の基本行動は、ボランティア活動であると本人が明言している。ボランティア活動とは政活費（税金）を使って行う行為ではない。従って、熊本県被害地へのボランティア活動として計上した政務活動費 146,783 円の 50% 73,391 円の返還を求める。

2017 年 3 月 30～31 日 視察先 - 大阪府西成区

目的 - 「子どもの里」、プレハーク視察

ボランティア活動をしながら卒業、入学パーティの手伝い、施設の経緯と運営に関して話を聞く、と記載されているが、東京には、多種の子供施設がある。わざわざ大阪まで出向いて視察をして来た理由と、杉並区政への提言もなされていない。ボランティア活動するために大坂迄行ったのであろうか？

支出額 - 3/22 交通費 29,300 円, 3/30 宿泊費 10,520 円 合計 39,820 円

合計額の 50% 19,910 円の返還を求める。

研修費 2016 年 5 月 10 日、2017 年 1 月 26 日 自治体議員バックアップセミナー
主催者：緑の党グリーンジャパン 参加費 4,000 円

上記参加の研修会主催者団体は、川野たかあき議員が、当時所属していた政治団体「緑の党グリーンジャパン」であるから、政治活動の一環である。

よって、参加費 4,000 円の 50% 2,000 円の返還を求める。

太田哲二の研修費

太田哲二議員は「お金と福祉の勉強会」を 2016（平成 28）年度は 8 回開き、会場はすべて阿佐ヶ谷地域区民センターである。

勉強会の第 1 テーマについては講師を外部から招き、第 7 回の田中区長以外の講師には政活費から講演料を払い、第 2 テーマはすべて、太田議員自身が講師を務めている。

研修費については「政活費条例」第 9 条の別表によれば「会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費」と明記している。

太田議員は研修費として、「お金と福祉の勉強会」の経費を第 3 回、第 8 回の一部については 4 分の 3 に按分している部分があるが、他は按分なしで全額を政活費で支払っている。太田議員は多くの市民に勉強会の開催について政活費を使って案内チラシ等で呼び掛けているが、この勉強会は区政に関する情報を区民に知らせる側面もあれば同時に、自らの議会活動や調査結果を区民に知らせることによって、支援者を獲得、保持するなどの政治活動、後援会活動の側面も持っていると思われる。

講師への講演料は太田議員が決定している。第 5 回は「大学教授なので 50000 円とした」と太田議員は説明している（領収書等貼付用紙 8 月分 No25 に記載）。第 3 回はチラシ等の経費は 4 分の 3 に按分しているが講演料には按分はない。第 8 回はチラシ等・講演料、ともに 4

分の3に按分している。講演料や按分についての太田議員の設定基準が不明である。政活費の支出については、用途の透明性が求められており、区民に対する説明責任が必要である。

この研修費には「政務活動」とそうでない活動が混在している。上記の理由により、この太田議員の研修費については杉並区の按分の原則に基づき「社会通念上相当な割合による按分」としてかかった経費の50%を超えた金額の合計 659,651円について返還を求める。

(添付資料4 太田議員 講演料 「大学教授なので5万円とした」の領収書)

○平成28年第3回 4月30日関連経費(講師小林緑氏)(要返還 42,682円)

第1テーマ「NHK問題 あらためて」

第2テーマ「保育園問題どうなるの、どうするの」

4月4日研修会会場費(阿佐谷区民センター) 2400円

司法書士O氏などから、区民相談などの意見等を学ぶ

(「4,30勉強会」案内新聞チラシは円より子顔写真があるため、4分3の按分)

22日チラシ東京・毎日新聞折込料1500枚 5346円×3/4=4009円

24日チラシ東京新聞折込料(960枚)3420円×3/4=2565円

25日チラシ朝日新聞折込料(6500枚)23166円×3/4=17374円

25日案内の郵送103通 8541円×3/4=6405円

30日会場使用料(阿佐谷区民センター) 3300円

30日講演料(小林緑氏) 30000円

5月6日チラシ10500枚、印刷費58860円×3/4=44145円

○平成28年第4回 6月3日関連経費(講師坂井富雄氏)(要返還68,638円)

第1テーマ「①事業所得と法人税、②パナマ文書」

第2テーマ「保育園、介護ロボット」

5月25日「6,3勉強会」案内チラシ印刷費 270円

(「6,3勉強会」案内新聞チラシは円より子顔写真があるため、4分3の按分)

27日案内チラシ朝日新聞折込料17000枚 60588円×3/4=45441円

28日案内チラシ新聞折込料(東京・毎日新聞)1500枚 5346円×3/4=4009円

28日案内チラシ東京新聞折込料900枚 2430円×3/4=1822円

28日案内郵送67円×141×3/4=7085円

6月3日講演料(公認会計士 酒井富雄氏) 48895円

3日「6,3勉強会」資料コピー 170円

3日「6,3勉強会」会場使用料(阿佐谷区民センター) 5300円

8月8日「6,3勉強会」案内チラシ印刷代20500枚 87480円×3/4=65610円

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	8 月分	No. 25
----------	------	--------

領収書等貼付欄			
8月19日			
備前料 (大学教授会) 5万回(1回)			
50,000.-			
杏林大学教授	講読は18:30~19:30迄、午後、 その後、質疑応答加約/即席あり。		
長谷川利夫			
領 収 証			
25 年 A 月 19 日			
太田 哲二 様			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">★</td> <td style="width: 90%; text-align: right;">50,000.-</td> </tr> </table>		★	50,000.-
★	50,000.-		
但 講読あり			
上記正に領収いたしました			
備考	杏林大学 学友会 長谷川 利夫		
内 訳			
税抜金額			
消費税額等(%)			

○平成28年第5回 8月19日関連経費（講師長谷川利夫氏）（要返還 111,539円）

第1テーマ「日本の精神医療の問題点と今後の展望」

第2テーマ「選挙が終わって日が暮れて、後の祭りか？」

8月10日 案内チラシ朝日新聞折込料（16000枚） 57024円

10日、案内チラシ東京新聞折込料（800枚） 2624円

11日 案内チラシ郵送 72円×110通=7920円

12日 案内チラシ毎日・東京新聞折込料（2400枚） 8550円

13日 案内チラシ東京・毎日新聞折込料（1300枚）4633円

14日 案内チラシ郵送 82円×4 = 328円

15日 案内チラシ郵送 82円×10枚 820円

19日 講演料（杏林大学 長谷川利夫教授） 50000円

（領収書等貼付用紙に「大学教授なので50000円とした」という太田議員の説明あり）

19日会場使用料（阿佐谷区民センター）施設 3300円+備品使用料 200円=3500円

19日「8, 19勉強会」レジメコピー20枚 200円

9月14日「8, 19勉強会」案内チラシ20500枚印刷費 87480円

○平成28年第6回 9月22日関連経費（講師渡辺寛人氏）（要返還 100,764円）

第1テーマ「奨学金が返済できない。どうしようか？」

第2テーマ「借金処理7つの手法（おさらい）」

9月14日 案内チラシ朝日新聞折込料（16000枚） 57024円

14日 案内チラシ東京新聞折込料（800枚） 2624円

15日 案内チラシ郵送 82円×4 = 328円

16日 案内チラシ郵送 72円×103 = 7416円

16日 案内チラシ東京・毎日新聞折込料 4633円

20日 案内チラシ毎日・東京新聞折込料（2100枚）7484円

22日 講演料（NPO法人POSSE事務局渡辺寛人） 30000円

22日 会場使用・ビデオプロジェクター使用料（阿佐谷区民センター） 3500円

22日「9, 22勉強会」レジメ作成 1040円

11月10日「9, 22勉強会」案内チラシ20500枚印刷費 87480円

○平成28年第7回 11月2日関連経費（講師、杉並区長田中良氏）（要返還 75,809円）

第1テーマ「変化の時代における自治体経営」

第2テーマ「ほのぼのよろず相談をしています」

10月21日「11, 2勉強会」案内チラシ999枚印刷 460円

22日 案内チラシ郵送（杉並南郵便局） 72円×139通=10008円

22日 案内チラシ郵送（杉並南郵便局） 82円×13通=1066円

24日 案内チラシ郵送（荻窪郵便局）72円×110通=7920円

24日 案内チラシ郵送(荻窪郵便局) 82円×6通=492円
29日 案内チラシ朝日新聞折込 16000枚 57024円
11月2日 会場使用料 阿佐ヶ谷 区民センター 3300円
2日 資料コピー 阿佐ヶ谷区民センターコピー機 500円
12月9日「11,2勉強会」案内チラシ印刷費 (16500枚) 70848円

○平成28年第8回 12月11日関連経費(講師、丸山ハツミ氏)(要返還42,879円)

第1テーマ「精神の作業所って、こんな所です」
第2テーマ「所得税、社会保障の基礎を知れば、家計防衛」
11月26日「12,11勉強会」案内チラシ印刷(996枚) 450円
12月2日 案内チラシ朝日新聞折込料(16000枚) 57024円×3/4=42768円
前参議院議員西村まさみ氏の写真掲載のため3/4計上
2日 案内チラシ東京新聞折込料 (900枚) 2624円×3/4=1968円
4日 案内郵送切手 82円×10=820円
11日 資料印刷 (320円+110円)×3/4=322円
11日 会場使用料×3/4=2475円
11日 講師講演料 (丸山ハツミ氏) 30000×4分の3=22500円
1月31日「12,11勉強会」案内チラシ印刷費 75600円×3/4=56700円

○平成29年第1回 2月18日関連経費(講師、松崎敏光氏)(要返還110,248円)

第1テーマ「成年後見制度について」
第2テーマ「リカードの比較優位説の矛盾」
1月14日「2,18勉強会」案内状印刷 290円
16日 案内状送付 72円×108通 7776円
19日 案内状送付 82円切手×16通=1312円
20日 案内状送付 72円×106通=7632円
27日 案内状印刷 460円
2月8日 案内チラシ朝日新聞折込料(16000枚) 57024円
8日案内チラシ毎日・東京新聞折込料(3800枚) 13543円
8日 案内チラシ東京新聞折込料 (900枚) 2624円
11日「2,18勉強会」案内状 72円×103通 郵送 7416円
13日「2,18勉強会」案内状 82円×20通 郵送 1640円
18日「2,18勉強会」会場使用料 阿佐ヶ谷地域区民センター第4集会室 3300円
18日講演料 30000円 松崎敏光(成年後見支援センターヒルヘエ 杉並地区リーダー)
28日「2,18勉強会」案内チラシ 20500枚印刷代 87480円

○平成 29 年第 2 回 3 月 17 日関連経費（講師、阿部穂高氏）（要返還 107,092 円）

第 1 テーマ「年金の必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮されます」

第 2 テーマ「杉並区議会第 1 回定例会はこんなものでした」

3 月 2 日「3,17 勉強会」案内状印刷 997 枚 西荻市集会所印刷機 490 円

9 日 案内チラシ朝日新聞折込料 16000 枚 57024 円

9 日 案内チラシ毎日・東京新聞折込料 4000 枚 14256 円

10 日 案内状郵送 72 円×183 通=13176 円

11 日 案内状郵送 72 円×109 通=7848 円

16 日 案内チラシ 20500 枚印刷代 87480 円

17 日 講師料 社会保険労務士阿部穂高氏 30000 円

17 日 資料作成 610 円（阿佐ヶ谷区民センター）

17 日「3,17 勉強会」会場使用料（阿佐ヶ谷区民センター）3300 円 以上

<広聴・広報費>

区政報告の按分の考え方について

議員の活動は多岐にわたり、政党活動や後援会活動、選挙活動等を含む多種多様な活動の要素を持っている。そのため、杉並区では、政務活動費支出の基本的な考え方として、「按分の原則」について、「調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することは困難である場合は、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない」と、明記している。

杉並区では、政務活動とそれ以外の経費が混在し、合理的な区分が困難な場合は

- ・月極駐車場代やガソリン代の支出割合の上限は 1/2 とする。
- ・区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は 1/2 とする。
- ・通信費の上限設定 固定電話（事務所専用又は事務所自宅兼用 FAX あり）1/2,
- ・事務所賃借料の支出割合の上限は 1/2 とする。
- ・事務所光熱水費の支出割合の上限は 1/2 とする。

等々、上記のように規定している。

つまり杉並区では合理的な区分が困難な場合は、「社会通念上相当な割合」の按分とは 2 分の 1 であることを裏付けているのではなかろうか。

区議の発行する「区政報告等」の内容は、区議の様々な活動が掲載されていて、「政務活動」とそうでない部分を明確に区分することは困難である。経費細目で「印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する」となっているが、多くの議員は、実態の説明もなく、当然のように按分なしの 100%の経費を政活費から支出している。この状態は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」の運用に違反している。

区外の状況を見ても、仙台市議会議員の政務調査費をめぐる住民訴訟で、仙台地裁は 2017 年 11 月 2 日に、議員の広報紙の作成・発送費用について、按分率 2 分の 1 を超えた支出を

違法とする判決を下した。これも 2 分の 1 の按分が社会通念上相当であることを裏付けている。

仙台地裁の判決文の中で、「証拠（略）及び弁論の全趣旨によれば、上記のような議員の活動報告等が記載された広報紙を作成して市民に交付する活動は、市政に関する情報を市民に広報する側面を有するものの、一般的、外形的には、自らの議会活動、調査結果を市民に報告することによって支援者を獲得、保持するなどの政治活動、後援会活動としての側面も有すると推認されるから、上記のような広報紙の作成費用は、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される経費であると認められる。ところが、上記作成費用に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について、被告から客観的資料に基づく立証は行われていない。そうすると、上記の支出のうち経費全体の 2 分の 1 を超える金額である 6 万 3 0 0 0 円（略）が、本件用途基準に合致しない違法な支出と認められ、補助参加人新しい翼の不当利得にあたる。」

以上の判決文に見られるように、仙台地裁では「経費全体の 2 分の 1 を超える金額」を違法とした。

杉並区議の多くの議員が広報紙に関する経費を実態の説明もなく、当然のように全額を計上することは違法である。よってかかった経費の 2 分の 1 の金額の返還を求める。

自由民主党会派所属議員の分担による費用計上

「区議団区政報告」の費用計上について

区議団通信「すぎなみ自民」として、区政報告 Vol.3（平成 28 年 8 月）、Vol.4（平成 29 年春）を発行している。両面カラーの印刷代及び杉並区内朝日・読売・産経新聞の折り込み代として、総額 752,933 円になり、会派全員 12 人で等分し、一人当たり 62,744 円の分担とされている。但し、各政務活動費の広聴広報費の支出として計上しているのは、7 名の議員である。

区政報告 Vol.3 及び 4（添付資料参照）は、A4 サイズ用紙の両面からなっている。Vol.3 の第 1 面は、その上部に区議団全員の集合写真（1 面の約 25%）が載り、続いて脇坂幹事長の就任挨拶が記されている。下部には、「第一回・第二回定例会の概要報告」が記され、第一回定例会で新たに選出された井口区議会議長の写真と第一回定例会後の JR 高円寺駅街頭報告会での集合写真が載せられている。裏面には、「会派議員紹介」と題され、12 名の写真付きで「上半期の区政報告と新年度について一言」と題された各人のメッセージが記されている。それは、「選挙公報的内容・表現」のメッセージと思える内容である。一方、Vol.4 の第 1 面には、同様に全員の集合写真（1 面の約 25%）と「年頭にあたり」と題した「杉並区議会自由民主党」のメッセージが載り、下段に、「第三回・第四回定例会の概要報告」と題された議題等報告が記されている。第 2 面は、Vol.3 と同様に、各議員の「一言」が記されている。

当監査請求の「請求の趣旨」の項に記したが、「杉並区議会の政務活動費の交付に関する条例」第 1 条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」

交付するとし、9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされている。

上述した自由民主党の区議団通信「すぎなみ自民」の区政報告は、「区議会の政務活動費の交付に関する条例」第 9 条が規定している「政務活動」に準じる範囲内であろうか。

請求人は、「すぎなみ自民」の内容は、政党の宣伝活動そのものであり、当該条例 9 条の範囲外であり、更に、「区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（議長訓令）の第 2 条の支出基準で、「政務活動に要する経費に該当しないもの」とされる「政党活動」そのものであると解する。

従って、政務活動費に計上した 7 名の議員（浅井くにお、井原太一、今井ひろし、大熊昌巳、大和田伸、富本卓、脇坂たつや）に、分担額 62,744 円の 50% - 31,372 円の返還を求める。

更に、10 名の議員（浅井くにお、井原太一、今井ひろし、大泉やすまさ、大熊昌巳、大和田伸、富本卓、はなし俊郎、吉田あい、脇坂たつや）の収支報告書の平成 29 年 3 月 31 日の支出項目に、区政報告第 3 号印刷代（按分なし）として、333 円が計上されている。しかし、その支出内容について明確な説明がなされていない。その計上理由をの開示を求めるが、それが不明のままであれば、各議員に、333 円の返還を求める。

平成 27 年度政務活動費の監査請求において、「すぎなみ自民」の作成と新聞折込費用との返還を求めたが、その監査結果書の抗弁書に、「自由民主党会派」の〔反論〕が以下の様に記されている。

<Vol と Vol2 に記載されている内容をもって、これを” 政党の宣伝活動そのもの”、” 政治活動” と主張しているが、当該紙面上に会派名の記載はありますが、政党名の記載も「政党活動」も存在していない。記載内容は、会派で行った政務活動です。（中略）これらは、「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動」であると理解している。（下線は、請求人による）>

なお、請求人は、上述の様な「すぎなみ自民」の発行自体は、会派の方針であり、それに異議を唱えているのではなく、その発行のために「公金」を投入することが、「違法」であると主張しているのである。（添付資料₅「すぎなみ自民」の区政報告 Vol3、Vol4）

浅井くにお

広聴広報費

自由民主党会派区政報告分担金	62,744 の 50%	<u>31,372 円の返還請求</u>
自由民主党会派区政報告第 3 号印刷代		<u>333 円の返還請求</u>

区政レポート平成 28 年夏号 No.13、平成 29 年新年号 Vol14 総費用 1,385,789 円

夏号、新春号を各々約 24,000 部印刷し、郵送・ポスティングにより配布されている。区政レポートの内容自体は、多くの掲載内容が、区政に関する活動報告となっていると捉えたが、何故、24,000 部の印刷が必要なのか。その配布は、ポスティング (22,750 部)、残りが、郵送が、約 1,000 部と推定したが、この区分けの説明がなされていない。

すぎなみ自民

区議団通信

区政報告

平成28年夏

VOL.3



第1回臨時会後本会議場にて 会派議員一同 平成28年5月18日

添付資料5-1

新幹事長就任挨拶

皆様、こんにちは。私たちは自由民主党所属の12名の杉並区議会議員で結成された区議会最大の交渉会派「杉並区議会自由民主党」です。私たちは地域に根差した政策提言を大切にし 政権を担わせて頂いている立場から国や都とも連携を図り皆様の声を政治へと反映すべく、日々活動に励んでいます。

また、議長を輩出している立場から 議会の運営にも責任をもって取り組んでおります。世の中は 少子高齢・人口減少社会へと突入しました。杉並区においても、公共施設再編整備や空き家対策、狭い道路拡幅整備、保育所や特別養護老人ホームへの入所の課題等、やらなければならない課題は多々あります。私たちは自助・共助・公助の考えのもと、頑張る人こそ報われる社会をつくるべく、こうした課題に率先して取り掛かっていく 所存です。杉並区議会自由民主党にご期待下さいませ、どうぞ宜しくお願い致します。

幹事長 脇坂 たつや

たのりに話一あち審道般ま6第
し合公つ題般い協議路会し月2第
ま意園いと質、坂し拡計た16回
しを転てな問大たま幅補。日定
た形用は、た行昌やた。関予なで
成を、た行昌やた。関予なで
す活保待い巳、す算議のは
る用育機ま、今会る(題185
よす施児し富井派条第は日月
うる設解た本ひ所例3平間30
強こ整消。卓る属ほ)28開に日
要にに急議5、員36狭年催開
望住当対会名吉の件度催開
い民た策でが田うを

出井の(成で会第
さ口互第28開し1
れか選2年催、回
まづが号度さ5臨
し子行)一れ月時
た。第76、議計た
第76、議計た
代我長補。で
議が、正議の17
長会副予題2日
に派議算は日
選の長 平間開

吉行太太ろた井富のし一大問会ほ度は一平開
田い一熊しつ口本特の、和を派か一平開
あ、昌、や、か卓別6大田井所41般成催
い3大巳大、づ、委名がや大づ員審補度
が行15や浅田、括会登す大づ員審補度
行日す井伸や個質で壇ま昌、うを予算、
いまのまく、す別疑はし、昌、うを予算、
た。見のお、あ、今を事員算井井質代
開名井、ひ坂のに
陳井、ひ坂のに

第一回・第二回定例会の概要報告

発行・著作
杉並区議会自由民主党
杉並区阿佐谷南1-15-1
電話03-3312-2111 (代表) FAX 03-3320-2255



第一回臨時会において新たに選出された井口かつ子杉並区議会議員



第1回定例会後JR高円寺駅街頭報告会3月16日

杉並区議会自由民主党会派所属議員紹介

上半期の区政報告と新年度について一言



幹事長 脇坂 たつや

所属委員会：◎議会運営／文教／議会改革

この度、会派の幹事長並びに議会運営委員会委員長を拝命しました。杉並から日本を良くしていく決意のもと「若者力！」を前面に出しながら確かな議会活動に取り組みたいと考えています。もっと住み良いまち・住み続けたい杉並区へ！

住所：杉並区阿佐谷南3-27-10
TEL：03-3391-7717



議長 井口 かづ子

所属委員会：保健福祉／道路交通対策

第76代杉並区議会議長に選任されました。議会を代表して品位ある議会運営と品格を重んじた議論形成に尽力することをお約束して皆様の負託に全力で応えて参ります。

住所：杉並区清水3-16-2
TEL：03-3390-7775



副幹事長 大和田 伸

所属委員会：◎総務財政／議会運営／道路交通対策

56万人都市杉並。杉並区議会最大会派である私たちの役割は重いと自負しています。そのために所属議員の政策論議の場をさらに充実していきます。副幹事長として会派が更に輝きを放つために全力を尽くします。

住所：杉並区高円寺南2-16-2
TEL：03-6768-9011



政調会長 今井 ひろし

所属委員会：総務財政／議会運営／議会改革

今年度の政調会長に就任しました。政策を精査して会派内の政策提言など質の向上に繋げて参ります。昨年は全ての議会で子どもに関する一般質問を行い、子育て支援として提唱した、ゆりかご事業が始まったことは喜びです。今年度も子どもの未来のため、少子化・福祉・教育・防災に取組みます。

住所：杉並区上高井戸2-4-24-303
TEL：03-5932-3976



総務会長 大泉 やすまさ

所属委員会：都市環境／文化芸術・スポーツ

今年度は都市環境委員、会派では総務会長を拝命しました。幹事団の一員として、また宅建業20年の経験を活かして、災害に強く、子育て世代から高齢世代まで誰もが住み続けたい杉並づくりを目指して汗をかいてまいります。

住所：杉並区永福2-51-14
TEL：03-3328-0007



小泉 やすお

所属委員会：区民生活／文化芸術・スポーツ

会派のベテラン議員として議会の最年長者として、杉並区の伝統と文化を重んじた杉並区政を推進するよう常に奏上して参る所存です。

住所：杉並区南荻窪1-40-15
TEL：03-3333-6778



富本 卓

所属委員会：区民生活／◎議会改革

「真面目に頑張る人が報われる社会づくり」、「税の使い道に多くの区民の幸せを呼び込む政策づくり」、「パラマキでない「種まき」の政策づくり」、「責任を持ち本音で語り、社会学の視点を持った政治づくり」以上の政治信条をもって杉並区政で働いて参ります。

住所：杉並区西荻北4-8-8-302
TEL：03-5382-4103



はなし 俊郎

所属委員会：総務財政／災害対策

昨年度は、議長として円滑で公平な議会運営に努めて参りました。今年度は、会派の議員として、区民福祉の向上に勤めるべく区の行政を厳しく、精査していく所存です。行財政対策と災害対策に没頭して参ります。

住所：杉並区堀ノ内2-36-18
TEL：03-3311-5657



大熊 昌巳

所属委員会：都市環境／◎道路交通対策

今年度、私は、都市環境常任委員会、道路交通対策特別委員会、都市計画審議会に所属致します。いずれも、まちづくりに関する委員会です。皆様が、暮らしやすい、住みやすい、まちづくりを目指し、地域の声を議会と行政に届けて参ります。

住所：杉並区久我山3-17-24
TEL：03-3333-5738



吉田 あい

所属委員会：保健福祉／災害対策

現在、子育て真っ最中です！また、祖父母の在宅介護も経験しました。自分が経験したからこそ感じた身近な課題を、しっかりと区政に反映させてまいります。今年度も農業委員を務めます。区内農業発展のため頑張ります！

住所：杉並区高円寺北4-20-13
TEL：03-3337-2703



監査委員 浅井 くにお

所属委員会：文教／災害対策

皆様こんにちは。先頃開かれた平成28年第1回臨時会において、区長選任、議会の同意により杉並区監査委員を拝命いたしました。これからは、一般質問など議会活動を離れ、区の様々な事務事業を区議員OBの目に議員の目を加えて、しっかり監査という重責を果たしてまいります。よろしくご理解ご支援をお願い申し上げます。

住所：杉並区上井草4-24-13
TEL：03-6762-0920



井原 太一

所属委員会：保健福祉／◎文化芸術・スポーツ

議員一週生の2年目を迎えました。一年目は文教委員会、二年目は保健福祉委員会を担当します。人に寄り添うまちづくり、人を育てるまちづくり、赤ちゃんから高齢者までが安心できる安全なまちづくり、未来につながる、未来に責任を持つ政治を目指します。

住所：杉並区下高井戸2-10-21-611
TEL：03-5301-2755

所属委員会◎印は委員長、○印は副委員長です。写真は第一回・第二回定例会の一般質問、予算特別委員会、昨年の特別委員会視察・行政視察のものです。

すぎなみ自民

区議団通信

区政報告

平成29年春

VOL.4



杉並区議会 本会議場にて 会派議員一同 平成28年11月23日

添付資料 5-2



年頭にあたり



昨年は杉並区政においては保育の待機児童解消に伴う緊急対策が大きな課題となりました。私たちが暮らすまち杉並は、住宅都市として栄え、保育所を整備する土地を見つけにくい状況下にあります。子供を保育所に預けられるかどうかは生活に密接した問題であり、区は一部公園を保育所に転用することで課題解決を図ろうとしました。一方で、日頃から公園を利用している住民には、良好な住環境が逸失することから、大きな住民運動となりました。私たちは、双方の立場や思いを尊重し、解決策を模索し、公園代替地整備の実現に向けて努めてきた次第です。今後の杉並区では、施設の再編整備が進み、限られた資源を住民同士で譲り合って頂きながら、より安心して住み良いまちを皆でつくっていくこととなります。保育のみならず、首都直下地震への備えや、ずっと住み続けたいと思える様なまちづくり、特別養護老人ホーム等の整備や医療等の高齢者施策、将来を担う子供たちの健全育成、2020年オリンピックパラリンピック東京大会に向けた機運の醸成と地域経済の活性化等、喫緊に対応していかなければならない課題が多々あります。私たち杉並区議会自由民主党は、区議会第一会派としての責任を自覚し、地域に寄り添い、現場の声に耳を傾け、時に皆様とも議論していきながら、区政発展の一助となるべく、努めてまいります。本年も変わらぬ温かいご理解とご支援を賜ります様お願い申し上げます。

杉並区議会自由民主党



第4回定例会後 JR阿佐ヶ谷駅街頭報告会 12月7日

発行・著作
杉並区議会自由民主党
 杉並区阿佐谷南1-15-1
 電話03-3312-2111 (代表) 内線 2307
 FAX 03-3312-2210

行富郎派り会条特はで会
 い本、所計計例定杉開し第
 ま卓大属30補の個並催、4
 ました。熊議件正改人区さ12
 の昌員を予正情個れ月7
 4巳の審算、報人ま7日
 名、う議へ平の番し日
 が今ちし第成提号たまで
 一井、ま628供の。で
 般ひはし号年に利主の17
 質ろなた、度関用な21日
 問しし。が一す及議日に
 を、俊会あ般るび題問開

た陳名小和井の巳委一し原たあ号年民題問開
 。はが泉田ひ脇が員般、太、り、度集はで会第
 、行や伸ろ坂務会質大一会計、一会地開し、第
 はいす、井、つ、はをや大所件成会条区さ10
 な、お、原大や総副行す熊属の27計例民れ月
 し10、俊月は、す別疑長決、のを決予正夕たまで
 郎13な、や個質員、さ巳員議度正改ンし日
 が日し吉田ま質をを算の今う行算算、1、の
 行の俊郎あ、を事熊特名ひ、ま定第成びな36
 い意のい、を事熊特名ひ、ま定第成びな36
 ま見のい、を事熊特名ひ、ま定第成びな36
 し開8、大今長昌別がろ井しが528区議日

第三回・第四回定例会の概要報告

杉並区議会自由民主党会派所属議員紹介

昨年の区政報告と今後の課題について一言



幹事長 脇坂 たつや

地域の絆が薄れている昨今においては、自分たちのまちは自分たちで「運営する」という気概と仕組みづくりが肝要です。施設再編整備計画や地方創生の考え方を契機と捉え、これからの時代に合った杉並の将来像を皆様と共に考えてまいります。

住所：杉並区阿佐谷南3-27-10
TEL：03-3391-7717



議長 井口 かづ子

昨年は、第76代議長として議会の規律と透明性を重視し、区政の両輪となるべく調整に邁進して議会運営を行ってまいりました。本年も、より一層開かれた議会と区民優先の施策審査に努めるよう精一杯努力してまいります。

住所：杉並区清水3-16-2
TEL：03-3390-7775



副幹事長 大和田 伸

皆様に身近な空き家問題や福祉施策は、地域を歩き、地域に触れ、地域を感じ、はじめてその本質を捉えることが出来ます。「初志貫徹」。今、地方議員のあり方が注目されていますが、本年も私は、平素のことなくこの信念を貫いてまいります。

住所：杉並区高円寺南2-16-2
TEL：03-6768-9011



政調会長 大泉 やすまさ

昨年制定された空家等対策計画や狭あい道路整備条例等による、住環境の安心安全の確保、災害に強いまちづくりを推進するには、その運用が大切です。適否を見極め、住宅都市すなみの発展に汗をかいてまいります。

住所：杉並区永福2-51-14
TEL：03-3328-0007



総務会長 はなし 俊郎

昨年は5月まで議長を務めました。現在は、総務財政委員会、災害対策特別委員会に属し、区民の福祉向上及び健康増進にまた、安全安心の街をめざし、本年も区の行財政をしっかりと見極め課題解決に尽力してまいります。

住所：杉並区堀ノ内2-36-18
TEL：03-3311-5657



団長 小泉 やすお

昨年は議会の最年長者として意見を申し述べて、区政へ文化と伝統を尊重し、提言を行い、和を大切にした一年でありました。本年も変わらぬ姿勢を大事にしてしっかりと区政に取り組む所存です。

住所：杉並区南荻窪1-40-15
TEL：03-3333-6778



団長代行 富本 卓

昨年は、直近の第4回定例会で一般質問を行い、区民の皆様が率直に感じている区政への疑問について質問をしました。その内容は1小池都政の杉並区への影響について、2保育施策について、3防災対策について、を伺いました。本年も区民目線で活動してまいります。

住所：杉並区西荻北4-8-302
TEL：03-5382-4103



大熊 昌巳

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会まで4年を切りました。開催都市、東京の基礎自治体・杉並区が東京大会を通して活性化を図る事が出来る様、地域の声を確り区議会に届けて参る所存です。

住所：杉並区久我山3-17-24
TEL：03-3333-5738



農業委員 吉田 あい

3歳の娘の子育てを通して感じた子育て施策の改善点、祖父母の在宅介護を担って感じた介護施策の足りないところ。自分の経験から感じた諸課題を区政に反映させてまいります。また、農業委員として区内農業発展のために頑張っております！

住所：杉並区高円寺北4-20-13
TEL：03-3337-2703



監査委員 浅井 くにお

平成28年5月の区議会臨時会において、杉並区監査委員に選任されました。就任後は、区の多様な区民向け事務事業の定期監査をはじめ住民監査請求の審査など、区民ファーストでしっかり監査の職務を行っております。

住所：杉並区上井草4-24-13
TEL：03-6762-0920



今井 ひろし

昨年は全ての定例会で一般質問を行いました。児童虐待、子どもの貧困対策、発達障害、高齢者福祉、介護保険改革に重点をおいて取り組みました。本年も杉並の子どもと高齢者の未来を守るべく全力で取り組んでまいります。

住所：杉並区上高井戸2-4-24-303
TEL：03-5932-3976



井原 太一

昨年は、リオ・パラリンピックから多くの感動をもらいました。杉並区内の学校では、障害を持つ子どもと持たない子が、互いに理解し合い、共に暮らせる社会を目指して、インクルーシブ教育を推進しています。私も全ての子どもたちの共生社会が実現するよう全力で応援してまいります。

住所：杉並区下高井戸2-10-21-611
TEL：03-5301-2755

杉並区議会自由民主党の会派各議員へ区政へのご意見をお寄せ下さい

配布対象者は、浅井議員の選挙地盤の区民を始め、活動している地域の一般区民と推測したが、郵送した相手は、浅井議員の支持者なのだろうか。明確な説明を求めるが、その内容に疑義がある場合には、

政務活動費に計上した費用の 50%692,894 円の返還を求める。

井原太一

自由民主党会派区政報告分担金 62,744 円の 50%31,372 円の返還請求

自由民主党会派区政報告第 3 号印刷代 333 円の返還請求

区政報告会 - 井原太一と語る会 (年 11 月 28 日) 13,155 円 (按分 80%)

政務調査費の計上の按分算定の根拠が示されているが、全体の時間から「自己紹介と講演会、都議 (2 名)、国会議員の秘書の挨拶・報告の時間」を除いた「井原区議の報告時間」の割合から算出している。

これは、「政務活動費の取扱いに関する議長訓令」第 2 条に規定される支出基準 - 政務活動に要する経費に該当しないものとされている 9 項目の最初の 3 項目 (選挙活動、政党活動、後援会活動) を除いた割合を算出しようとしたと推測した。

井原議員が配布した区政報告会のピラによるとは、「井原太一後援会」が後援していることが明記されている。更に、自民党の都議と国会議員の秘書が出席し、挨拶等を行っている。請求人は、井原議員が提示した按分値は単なる「割合計算」であり、地方自治法、区の条例、議長訓令が求めている「政務活動費の支出条件」を表すものではあり得ないことは明白である。報告会の参加者の数は不明であるが、後援会が主体なのだろうか、何故、自民党の都議などを招き入れ、挨拶・報告する時間をも設けたのだろうか。請求人は、当該区政報告会が、井原議員の日々の政務活動を伝えたとしても、法令が認めない、政党・選挙・後援会の活動になってしまっていると解した。

従って、政務活動費として計上した 13,155 円の全額返還を求める。

今井ひろし

自由民主党会派区政報告分担金 62,744 の 50%31,372 円の返還請求

自由民主党会派区政報告第 3 号印刷代 333 円の返還請求

大泉やすまさ

自由民主党会派区政報告第 3 号印刷代 333 円の返還請求

大和田伸

自由民主党会派区政報告分担金 62,744 の 50%31,372 円の返還請求

自由民主党会派区政報告第 3 号印刷代 333 円の返還請求

区議会レポート 28 年春号 (7,500 部) 平成 28 年 5&6 月 544,740 円

「政務活動費の交付に関する条例」第 1 条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るた

めに必要な活動に要する経費」とされる。更に、地方自治法第 104 条に規定された議長権限に基づき、議長訓令として出されている。当該訓令第 2 条 1 項には、政活費としての使途を禁止する経費 9 項目が規定され、その中に、選挙活動、政党活動、後援会活動が明示されている。

当該 28 年春号 (A3 サイズ) の表面の半分には、大和田議員の大きなサイズの顔写真の外に 3 枚の写真と区議会議員として 2 期目を迎えた「挨拶」が掲載されている。その写真の一つは、「政治の師である石原大臣 (区から選出された国会議員) と」題した写真である。裏面には、大和田議員の活動の紹介として、高円寺の阿波踊りの写真が約 30% を占め、更に、「区議会自民党では副幹事長」と題し、会派の 12 名の議員の集合写真を添付した「会派の紹介」が載せられている。当該春号の発行費用の「7/8」を、政務調査費への計上の按分比としている。その按分比の根拠は不明であるが、正に、法令が、政務調査費への計上を「禁止する」内容に「溢れて」おり、春号に掲載された大和田議員の「区政の課題に関わった内容」に係るものは、50%以下と解した。

従って、春号作成費用 (544,740 円 x 8/7) の 50%311,280 円の返還を求める。

区議会報告用ハガキ(7,100 部) 369,200 円

区議会報告と題した「新年の挨拶状」用のハガキ 7,100 枚の購入費用 369,200 円が、政務活動費として計上されている。そのハガキは、新年の挨拶に加え、前年度に話題となった「許可保育園の増設」と「南伊豆町の特養建設」について言及した内容になっている。これが、条例・訓令が規定する「政務調査費計上の経費」に該当するであろうか。一般的に、年賀状は、知人に対して、新しい年を迎えたことを祝い、現状を、伝える役割を持つ慣習である。大和田議員が送付した「区議会報告」は、新年の挨拶に加え、前年度に、区の重要テーマであった活動テーマの羅列に過ぎず、「ハガキという伝達手段」では、そうならざるを得ないと解すべきである。

従って、ハガキに依る「新年の挨拶」そのものであり、政務活動費に該当する活動とは言えない。計上した 369,200 円の返還を求める。

区議会報告 2017 年新春号印刷費(4/6) 29.16 4,744 円

A4 サイズの新春号で、1 面には、区政の課題の中から、狭隘道路の拡幅整備事業等を取り上げ、課題遂行の意見が掲載されている。一方、裏面には、都知事選挙結果が示され、候補者の一人 (推測であるが、得票結果表に、一人の候補者の名前と得票数が太字で記されている) と大和田議員が並んでいる写真が掲載され、更に、2017 年夏に施行される都議会議員選挙に立候補を予定している 2 名の現職都議 (早坂よしひろ、小宮あんり) を各々写真付きで紹介している (小宮あんりの写真には、街頭で、大和田議員がマイクを持ち当都議を紹介の様子が写っている)。更に、二人の都議と、現職の国会議員 (石原大臣) との関係を記し、「都議会で大車輪の活躍の若き 2 人、皆さんの温かいご指導をよろしく願います」と結んでいる。

この新春号の費用計上の按分比を 4/6 としているが、その理由・根拠は不明であり、又、この新春号裏面は、前述した「政務活動費の交付に関する条例」9 条の規程及び議

長訓令第 2 条 1 項が、政活費としての用途を禁止する「選挙活動」そのものである。何故、区政課題報告と「選挙活動」とが、混在する区議会報告を発行したのか、大和田議員の意図は不明であるが、請求人は、この新春号は、法令が政務活動費の交付を認める区政報告書とすることは出来ないと解した。

従って、計上した全額 4,744 円の返還を求める。

区政報告会（平成 28 年 6 月 10 日）

お茶代（216 本）14,712 円、ビデオプロジェクター使用料 200 円、配布資料封筒（500 枚）17,496 円、プロジェクター画像作成費（按分 50%）10,000 円 合計 42,408 円

「大和田伸 区政報告会のご案内」のビラ（A4 サイズ）には、5 月 28 日（土）の午後 6 時～（1 時間程度）に、セシオン杉並で開催を知らせるものであるが、「当日は、石原のぶてる経済再生大臣をはじめ、ご来賓の方々にもお越しいただく予定ですと記されている。

区政報告会に、だれを来賓として招待するかは、当該議員の裁量の範囲であり、何ら疑義をはさみうるものではない。しかし、その会の開催に要した費用を、公金である政務活動費に計上する場合は、政務活動費交付の区条例、議長訓令の範囲内の支出に限定され、議長訓令第 2 条で、政党への利益誘導の要素を有しないことが明示されている。当該議員の所属する党派の「有力者」を招き、報告会案内ビラに、そのことを歌うことは、関連の区条例・訓令に反していると解した。

従って、政務活動費に計上した 42,408 円の返還を求める。

脇坂たつや

自由民主党会派区政報告分担金 62,744 の 50% 31,372 円の返還請求

自由民主党会派区政報告第 3 号印刷代 333 円の返還請求

区政レポート Vol 14（45,000 部）2017 年 3 月 945,278 円

区政レポートは 45,000 部作成され、発送・ポストイングにより配布されている。発行部数は、区議の中でも、断トツに多く、何故 45,000 部の印刷が必要だったのかを、明確に説明することを求める。その配布は、ポストイングが、38,500 部、残りが、封書による発送（5,274 部）とされているが、この区分けは、どの様な基準でなされたのだろうか併せ、説明を求める。

配布対象者は、脇坂議員の選挙地盤の区民を始め、活動している地域の一般区民と推測したが、封書での発送の相手先は、脇坂議員の支持者なのだろうか。明確な開示を求めるが、その内容に疑義がある場合には、

政務活動費に計上した費用の 50% 472,639 円の返還を求める。

HP ホームページ制作及びサーバー管理費（按分率 90%） 43,740 円

「政務活動費の交付に関する条例」第 1 条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされる。更に、地方自治法第 104 条に規定された議長権限に基づき、議長訓令として出されている。当該訓令第 2 条 1 項には、政活費としての用途を禁止する経費 9 項目が規定され、その中に、選挙活動、政党活動、後援会活動が明示されている。

「HP 及びサーバー管理費」を按分率 90%として、政務活動費として計上しているが、上述の法規程に基づき、その根拠の開示を求める。その内容に疑義がある場合は、按分率を 50%として、40%に相当する 19,440 円の返還を求める。

脇坂たつや議員の HP を開けると、1 頁目に石原伸晃衆議院議員と握手した写真が出てくる。区民が HP を開けるたびに、必ず石原伸晃衆議院議員の写真を見せられ、自民党の政治活動の一環と思われる。



応援メッセージ

脇坂たつやさんは、生まれ育った地域を大切に、若い世代の声を区政に反映させるなど、社会が大きく変わろうとする中で、杉並区にとって欠かせない存在へと育ててくれました。

今後のさらなる活躍に期待します。

衆議院議員 石原のぶてる



脇坂議員のブログを読むと、多岐にわたっている。

家族のこと、自身の誕生日のこと、選挙があると選挙の記事が多く続くこと（例えば参議院選挙、都知事選）、JCの活動として地域の小学校で授業をやったことなど等々、「政務活動」と認められない記事が多く掲載されている。政務活動と関係ない選挙活動や私的なことは私費でHPに掲載すればよい。

脇坂議員のブログの一例

・魔法の手 2017/1/30(月) 午後 3:56

私事ですが、先週に長男が誕生しました。

母子共に健康であり、退院をしましたので、ここに皆様にご報告申し上げます。

という訳で、最近は、子育て→議会準備→新年会をヘビーローテーションする日々を送っています。

・バス旅行 2017/1/13(金) 午後 6:34

今日は毎年恒例の石原のぶてるバス旅行に行って来ました！

私は今年も車輛長として、お世話役を務めさせて頂きました。

・謹賀新年 2017/1/1(日) 午後 4:57

皆様、新年おめでとございます。旧年中は何かとありがとうございました。

昨日は一年分の手帳を見ながら、沁々と平成28年を振り返りました。

3つの大きな変化があった年でした。杉並区議会自由民主党の幹事長に就任したこと・消防団の大会で優勝したこと・長女を幼稚園に預けたことです。

・追い込みチューズデー 2016/7/26(火) 午後 3:49

都知事選挙も残すところ5日となりました。皆さんは新しいポスターが張り出されているのをご覧になりましたか。

これは、あたたかさや夢あふれる東京を実現する会という確認団体のものです。

ここには候補者本人の名前を記すことは出来ず、結構クレームを頂くこともあるのですが、選挙には色々な制約があり、そこら辺はご理解を頂きたいと思います。同じ様に法定ピラというものを今朝は駅頭で配布をまいり

ました。

立て続け 2016/7/11(月) 午後 6:14

立て続けの投稿、立て続けの選挙となります。

参議院議員選挙の翌朝は、自民党本部にて緊急の支部長・常任総務合同会議が開かれ、私も出席をいたしました。まずは総括をということで、当選された中川まさはる・朝日けんたろう両議員より御礼の挨拶がございました。2回続けて、東京選挙区から自民党から2議席を獲得出来たのは初めてとのことでした！

思い出の七夕様 2016/7/7(木) 午後 1:49

今日は七夕ですね。願い事があるそうで、娘は朝からアイドルになりたいとはしゃいでいました！「パパは悟空(漫画のドラゴンボール)になりたいんでしょ」と言われ、思わず笑ってしまいました。確かに平和は守りたいですけどね(笑) さて、今から6年前の今日のことを私はとても鮮明に覚えております。

それは丁度、参議院議員選挙の最中で、中川まさはる候補が2度目の挑戦をしていた時でした。

そして、杉並区では山田前区長の突然の辞任により、区長選挙と区議補欠選挙が同日にトリプル選挙として行われていたのです。

選挙も終盤戦 2016/7/6(水) 午後 0:38

いよいよ参議院議員選挙も残すところ4日となりました。今回はいつにも増して地方議員もフル回転、この選挙にかける党の意気込みと緊張感はヒシヒシと伝わってきます。月曜日には都内の全区議・市議・町議・村議が党本部に集結して最後の決起大会を行いました。選挙期間中にこうした会合を行うのは私の中では初めてのことで。そして、昨日は再び選挙カーに乗ってまいりました。

選挙以外でも 2016/7/2(土) 午後 6:21

今は参議院議員選挙の真只中ですが、都内全てが選挙区なので、空き時間が出来た時は区役所で議会活動に励んでいます。今日は前々から決まっていた空き家対策のセミナーに参加してまいりました。まずは、国交省の方から空き家の現状について、俯瞰的に話を伺いました。次に、空き家と相続の関係についての話を聞きました。この方の著書は私も拝見したことがあり、実は昨年の決算特別委員会意見開陳の参考にしたことがあります。(略)

では最後に選挙の告知を！明日の午後2時半から、豊洲スーパービバホーム前で安倍晋三自民党総裁が出席する演説会を開催することとなりました！杉並からは小一時間掛かりますが、是非とも私たちの暮らしと将来について、お話を聞いて頂けたらと思います！

平成28年も参議院選挙も折り返し！ 2016/7/1(金) 午後 4:40

7月になりました。あっという間に今年も半年が過ぎたのかと思うと、月日が流れるのは本当に早いですね！参議院選挙も折り返しを迎えています。昨日は比例区で出馬している自見はなこ候補の決起大会に参加してまいりました。場所は自民党本部、総裁を決めるホールだったのですが、何と私も壇上に上げて頂きました！

異例の会議 2016/6/29(水) 午後 10:15

今日は久しぶりにサラリーマン時代を思い出す、朝の満員電車を体験しました。と言うのは、都心の中川まさはる事務所において、杉並の議員団と、都議会議員を中心とした選対の執行部による選対会議が行われ、私は会派の幹事長として会の仕切りを任された為です。

選挙漬け 2016/6/27(月) 午後 1:23

週末も選挙漬けの日々が続きました。候補者は大きなイベント等に顔を出すケースが多かったみたいですね。なるべく人目につく様にとの選対の作戦だなど、少し裏事情の分かる者としては察するところです。私自身は、都心の選挙事務所で電話掛けのお手伝いをして、緊急の区議連協幹事長会に呼ばれ、その後は総支部で今後の対応を協議し、各議員との情報共有を図り…と、あまりの忙しさにパンク寸前です。

雨の遊説 2016/6/23(木) 午後 1:00

参議院議員選挙2日目、早くも選挙カーが杉並に来ましたので、早速都議・区議揃って乗車を致しました！生憎の雨模様でしたが、予報が上手く外れてくれたので、一生懸命中川まさはる候補の応援をすることが出来ました！特に杉並区議会議員としては、都市部特有の課題解決に向けて、国・都・区の連携が出来る地域に根付いた自民党だからこそ、中川候補を絶対に通さなければならないと訴えてまいりました。

参議院議員選挙始まる！ 2016/6/22(水) 午後 4:20

今朝、参議院議員選挙が公示され、18日間の選挙戦としては最も長い戦いが始まりました！私は雨の中、自転車でポスター貼りを行いました。蚊とも戦いながら、雑巾で掲示板を拭いて、両面テープで貼り付けて、そして画紙を留めと、一枚一枚心を込めて貼ってまいりました。

明日から！ 2016/6/21(火) 午後 5:41

いよいよ明日から参議院議員選挙が始まります！今回は通常より一日長い18日間の選挙戦となります！今日も結局、事務局長として期間中の追加日程の調整に追われました。皆さんにおかれましては、是非とも各党の政策を比較検討した上で、自民党の候補者を選んで頂きたいと思ひますし、そうなる様に私たちも精一杯、訴えてまいります！

選挙間近 2016/6/19(日) 午後 8:35

この週末は、選挙に向けた準備を整えつつ、夕方は久しぶりに土日とも家族で過ごすことが出来ました。金曜日の夜には、自民党総支部主催で中川まさはるさんの決起大会を開催、1000人もの方にお越し頂きました！私は事務局長として事務連絡連絡をご案内、この様な大勢の前で話すのは久しぶりですし、特に自分以外の方の選挙が掛かってくるとなると、これは緊張以外の何物でもありませんでした。昨日は東京JCの例会に参加、こちらもテーマは選挙ということで、特に今回から始まる選挙権年齢の引き下げや被選挙権年齢(つまり何歳から出馬出来るかということですね)についても議論が行われました。

誕生日 2016/6/14(火) 午後 2:01

今日、お陰様で 34 歳になりました。朝から多くの方よりメッセージを頂き、本当にありがとうございます。
と言っても、あまり浮かれてばかりもいられません。

生活が変わると 2016/5/26(木) 午後 8:54

伊勢志摩サミット、G7 の首脳が私たちの日本に勢揃いすることは本当に凄いことですね！
世界の恒久的な平和と、経済の安定・発展に繋がる、実りある会議となることを心から望みます。
さて、私事ですが、長女が幼稚園に入ってから約2ヶ月が過ぎました。妻は毎日毎日早起きして、お弁当の準備
をしてくれています。長女はこれまでは好き嫌いが激しかったのですが、きれいに食べてくれる様になったみた
い。私はと言うと、自転車に子供用の椅子を取り付けて、毎日朝のお見送りをしています！

ゴールデンウィークの過ごし方 2016/5/5(木) 午後 6:59

先程まで妻の実家に来ておりました。群馬県館林市の近くなのですが、日本で一番暑い町(異論はあるかもしれ
ませんが)として有名なところです。昨日もとても暑く、車の温度計が30℃を超えており、さすがに調子が悪いの
かなと思っていたら、夜のニュースでも館林が暑いと放送されていたので、やっぱり思ったところでした。
そして今朝、思いもよらない出会いがありました。
何と妻の実家にいきなり自民党の中曽根弘文参議院議員が国政報告を持ってこられたのです！あれだけの大
物政治家であっても、休みにも関わらず、こうして地域のことを気に掛けているのは、本当に素晴らしいことだと
感銘を受けました。知っていたら T シャツと短パンじゃなかったのに(苦笑)
私からは、石原伸晃衆議院議員を先頭に、杉並で頑張っているとご挨拶申し上げました。
さて、今日はこどもの日ですね！

この週末 2016/4/24(日) 午後 11:12

この土日も色々な行事に顔を出させて頂き、お陰様で忙しく過ごしました。
町会の総会・カモプロジェクト・アートストリート・ボーイスカウト・消防団の他、カラオケ大会で一曲披露したり、子
供たちを連れて親戚の家にも遊びに行きました。中でも最も印象的だったのは、今年も小学校の土曜日授業で
地域安全マップづくりの授業を二時間行ったことです！JC のご縁から、もう5年目位になるのでしょうか。
今年の児童たちは、例年よりも人懐っこくて、積極的に授業に参加してくれたので、こっちもテンションが上がっ
て、一緒になって、良い時間を作ることが出来たと思っています。特に、担任の先生が、私の至らない部分を上手
にフォローして下さったのは有難いことでした。さすが！日々、子供たちと接しているからこそ成せる業だなあと感
心しきりでした。今後は一緒にまちを歩いて、地域安全マップを作り、発表会を行っていきます。

岩田いくま

区政報告 Vol51 と Vol53 の要約版の印刷代（合計 28,595 円）を按分なしで、政務活動費に計上しているが、一方、その郵送代を、90%の按分で計上している。印刷代と郵送代の按分率が異なっている理由の説明を求めるが、その内容に疑義がある場合は、計上した印刷代の 50%14,297 円の返還を求める。

松浦芳子

区政報告 平成 29 年新春号 (A4 サイズ) -21,821 円 (按分 95%)

区政報告平成 28 年 6 月号、秋号、平成 29 年春号は、区政の活性化のための活動が主体に掲載され、政務活動費の交付を規定する条例等に沿った内容と解した。

しかし、平成 29 年新春号には、政務活動費条例や議長訓令が政務活動費としての用途を禁止する内容が含まれている。それは、所属する政党の党員が参議院議員に当選したことを、写真入りで報告する記事の掲載である。按分率を 95%としたことが、その記事の掲載に関係しているのかと推測した。

当監査請求書の前文に記した政務活動費検証の基準にも述べたが、

例えば、区政レポートの掲載内容のほとんどが、政務活動費の交付に関する区条例の第 9 条に規定される「政務活動費は、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する」に相当するとしても、一行だけでも「選挙・政党・後援会などの活動」に関することを加えれば、単純に、面積比から、公金交付の按分比とすることは、社会通念上からも認められない。

従って、当該新春号の発行に計上した 21,821 円全額の返還を請求する。

増田裕一

区民懇談会を、4 回 (11/21&27、12/14&21) 開催し、会場費とハガキ代を政務活動費に合計 29,100 円を計上していた。しかし、平成 29 年 11 月 16 日に収支報告書の訂正がなされ、12 月 21 日の会場費と当日の関係費用と推測される懇談会開催案内状のハガキ代について、按分率を 50%とし、12,800 円を減額し、懇談会計上費を 16,300 円としている。添付された 12 月 21 日の案内状には、「区政・国政合同報告会のお知らせ」と記され、「区政・国政に横たわる課題について、吉田はるみ民進党東京都第 8 区総支部長を招き、合同報告会を開催すること」が述べられている。

区民懇談会をどの様に実施するかは、当然のことながら、すべて増田議員の考え・判断によるものである。一方、「政務活動費の交付に関する条例」第 1 条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされる。更に、地方自治法第 104 条に規定された議長権限に基づき、議長訓令として出されているが、当該訓令第 2 条 1 項には、政活費としての用途を禁止する経費 9 項目が規定され、その中に、選挙活動、政党活動、後援会活動が明定されている。

増田議員が政務活動費に計上した 12 月 21 日の懇談会は、民進党の責任者と共同主催の形をとっており、上述した議長訓令が政務活動費の計上が認められていない「政党活動」の色を強く持つものであると解した。

従って、計上した 12 月 21 日の懇談会の関連費用（会場費、ハガキ代）12,800 円の返還を求める。

山本あけみ

区政報告 Vol.19	28.4	封入、封入用品（90%×50%）	12,689
		郵送代、ポストイング代（90%）	193,829
	28.5	クロネコ DM 便（90%×50%）	88,301
Vol20	28.12	封入代、封入用品代（2/3）	22,629
	29.1	送付代（2/3）	112,066
Vol21	29.1	封入&ラベル、送付代（98%）	169,261
Vol22	29.3	デザイン料、ポストイング用印刷代、 郵送・手配り用印刷代、ポストイング代（7/8）	242,186
		封入代（1/3）	3,897
臨時特別号 8, 9 月号	28.8	印刷費（按分なし）	30,150
高井戸公園 NEWS	28.9	印刷、郵送代（按分なし）	13,170
	11 月	印刷費（按分なし）	12,870
	28.12	印刷、ポストイング用印刷、ポストイング（按分なし）	32,390
	29.1	保育関連印刷費、封筒と、ラベル（按分なし）	23,432
山本あけみオフィシャルサイト作成料（80%）	28.12		160,000
		合計額	593,357 円

「政務活動費の交付に関する条例」第 9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、更に、政務活動費に関する議長訓令第 2 条 1 項に、政活費としての使途を禁止する経費が、9 項目明示されている。その 1, 2 は、選挙活動と政党活動に関する経費である。

区政報告 2016 年春号 Vol19 の P4 に、「第 33 回木曜茶話会 特別講演会のお知らせ」が掲載されているが、長妻昭衆議院議員（区政発行時点では、民進党所属）を講師として招き、民進党衆議院議員東京第 8 区（杉並区）公認内定者吉田はるみ（両名の別々の写真付き）をパネリストに迎えた意見交換会」と記されている。又、区政報告 2017 年新春号 Vol21 の P4 の上段には、「蓮舫民進党代表へグリーンテーブルからの要望書を提出！」と題し、「民進党の公約に脱原発までの道のりをしっかりと示すよう」要望書を提出した記事を、蓮舫代表と参加者の写真を 2 枚付きで掲載している。更に、区政報告 2017 年春号 Vol22 の P4 の上段に、「映画（太陽の蓋）上映会」とその後に「クロストーク」を持つことの知らせる記事が掲載されている。そのクロストークの登壇者として、菅直

人衆議院議員と西村まさみ前参議院議員が招かれていることが、顔写真付きで記されている。中段には、「第 42 回木曜茶話会 特別講演会のお知らせ」が、「山尾志桜里衆議院議員と西村まさみ前参議院議員をお迎えして皆様と意見交換する機会を設けました」と記され、顔写真付きが掲載されている。山尾衆議院議員は、当時、民進党所属であり、西村前参議院議員は、その年の 7 月 2 日に行われた都議会議員選挙に立候補している。

請求人は、これらの記事の掲載は、議長訓令第 2 条 1 項が、政活費の用途を禁止する「選挙活動と政党活動」に該当すると解し、計上され政活費の返還を求める。

更に、上記の広報公聴費を政務活動費に計上する際に、各項目毎に異なった按分比が用いられているが、何故、按分比に違いがあるかの説明がなされていない。

請求人は、政務活動費の条例・議長訓令ら、政務活動費に計上する経費については、明確な説明責任が伴うと解しており、上述の計上費について、どの様に、按分を決めたかについて、その理由を開示することを求める。

上述した 2 点、区政報告の一部の内容が、用途禁止の活動を含むことと按分比の算出の理由が明示されていないこと、から、計上額が、按分前の総支出額の 50%を超えている支出項目についての返還を求める。返還合計請求額は、417,882 円であり、内訳は以下の通りである。

<u>区政報告</u> Vol.19 28.4	郵送代、ポスティング代 (90%)	86,147 円
Vol20 28.12	封入代、封入用品代及び送付代 (2/3)	33,674
Vol21 29.1	封入&ラベル、送付代 (93%)	78,261
Vol22 29.3	デザイン料、ポスティング用印刷代、郵送・手配り用印刷代、ポスティング代 (7/8)	103,794
臨時特別号 8, 9 月号 28.8	印刷費、高井戸公園 NEWS 28.9 印刷、郵送代、11 月印刷費、28.12 印刷、ポスティング用印刷、ポスティング、29.1 保育関連印刷費、封筒と、ラベル (按分なし)	56,006
山本あけみオフィシャルサイト作成料 (80%) 28.12		60,000

上野エリカ

区政報告を、2016 年 8 月 (Vol8) と 12 月 (Vol9) 及び 2017 年 4 月 (Vol10) に発行している。政務活動への計上総額は、1,506,464 円である。但し Vol10 の作成費用だけを、2017 年 3 月 31 日に計上している。

Vol 8 には、「区議会議員としての 1 年間を振り返って」との題で、9 枚の写真が短文の説明付きで掲載されている。区長と所属会派の写真、女性議員有志との視察先での集合写真、区民生活委員会の長浜市への視察の際の集合写真・「ようこそ長浜市へ 杉並区議会様」と表示された会議場 (?) 入り口の写真、区主催の学校給食展示会の展示品写真などで構成されている。2 面には、「新しい東京の街づくりについて」と題し、新宿区と世田谷区の区議との対談が掲載されているが、会議室での 3 名の写真に加え、3 人各々の顔写真付きで「紹介」されている。Vol10 の 1 面も、Vol8 と同様の構成で、「平成 28 年度の 1 年間を振り返って」の題で、7 枚の写真と短文の説明からなってい

る。2面には、区議会第1回定例会の予算特別委員会における上野議員の質疑内容が4点記されている。

一方、Vol 9には、上野議員が行った区議会定例会報告における一般質問と決算特別委員会における区長・教育委員会に対する諮問内容が記されている。

「政務活動費の交付に関する条例」第1条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされる。

請求人は、Vol 8, Vol 10に掲載された内容の多くは、政務活動費交付条例の趣旨に合致していないと解し、各々の計上額の50%の返還を求める。

Vol 8の政活費への計上額615,732円の50%307,866円、Vol 10の計上額275,000円の50%137,500円の合計額445,366円の返還を求める。

政務活動費の計上に関する「選挙公約」について

上野議員が、前年度の議会選挙で「政務活動費をゼロに！」の公約を掲げていたが、平成27年度の政務活動費の計上がなされていた。そのため、請求人は、同年度の政務活動費監査請求書に、「議員になったら、何故、政務活動費を計上することにしたのか」との問いを記したが、それに対して、議長調査の抗弁書に下記の説明（請求人による要約）が記載されている。

「公約を掲げたのは、政務活動費の不適切な支出が全国各地で社会問題化しており、政治に対する信頼を取り戻すためには、政務活動費の問題の解決なくしては始まらないと感じたからである。

政務活動費の改善が図られているが、まだまだ構造的に不適正支出を生みやすい制度設計になっている。有権者の不信感を招きやすいこと等からも、無くす事が出来ればそれに越した事はないと感じている。しかし、政務活動費自体が悪ではなく、制度が存在する以上、議員が研鑽を摘んだり有権者の声を的確に集約するために使う等、有権者が納得できる有意義な使い方を徹底する事、又、使い途に関する情報を透明化することが大切である。」（下線は請求者による）

この抗弁を「要約」すると、当選前は、「政治に対する信頼を取り戻すためには、政務活動費の問題の解決なくしては始まらないとの判断のもとに、政務活動費をゼロに！」の公約を掲げたが、当選後は、「政務活動費自体が悪ではなく、制度が存在する以上、有権者が納得できる有意義な使い方を徹底する限り、使ってもよいとした」となる。

請求人の疑問は、「上野議員は、議員に就任して以来、政務活動費の問題解決に、具体的に、どの様な取り組みをして来たのだろうか」から始まり、「まず、使ってみて、政務活動費の問題を具体的に捉えようとしたのだろうか、それとも、公約は公約、制度が存在するのだから、使ってみることにしたのだろうか」と、当初の期待が飛んで行ってしまいつつあるが、今後の取り組みがあれば、その内容の開示を求めたい。

奥田雅子及びそね文子

そね議員、奥田議員は、杉並・生活者ネットワークに所属し、その事務所をベースとして活動を行っていることと解し、政活費の多くの項目について、等分の按分比で計上していることから、両議員の活動を一体とみなして検証を行った。

更に、杉並・生活者ネットワークのホームページの情報から、同一の事務所を、小松久子都議会議員と共同で使用しており、その活動は、直接、区政及び都政に関係した活動に加え、政党としての活動とが混在していると推測した。

従って、請求の趣旨に記した様に、そね議員と奥田議員には、政務活動費に計上する経費については、明確な透明性のある説明をする責任があると解した。

レポート 100 号 (75%を 1/2)

28.4. 印刷料、データ作成・デザイン料 65,385 円

101 号 (50%を 1/2)

28.7 印刷料/グラフィック、データ作成・デザイン料 41,837 円

102 号 (75%を 1/2)

28.11 印刷料、データ作成・デザイン料 70,125 円

103 号 (75%を 1/2)

29.1 印刷料、データ作成・デザイン料 66,112 円

レポート 100 号の P4 に、「大河原まさこさんを国政に送ろう！」の見出しで、講演会の案内文が掲載されている。講演（原発ゼロを実現しよう）の後に、大河原まさこ（元東京・生活者ネットワーク代表委員）とのトークイベントが予定されている。請求人は、これは、政務活動費の取扱いに関する議長訓令の第 2 条に「政務活動に要する経費に該当しないと規定される「選挙活動、政党活動」に相当する掲載内容であると解した。

又、レポートの按分に、75%を 1/2 と 50%を 1/2 を使い分けているが、その根拠についての説明がなく、政務活動費条例第 11 条に規程されている「透明性の確保に努める」の点からも開示を求める。レポート自体は、奥田議員とそね議員の区政に関した活動内容になっているが、少なくとも、共同発行者と推測する小松都議の分も含め、レポートの発行部数合計数と按分比の一つの基準となりうる各自の配布部数の開示を求める。

上記した 2 点について、明確な説明を求めたが、その内容に疑義がある場合は、按分を 75%を 1/2 としているレポート 100、102、103 号の按分を、50%を 1/2 とし、計上額合計 201,622 円の 25/75 に相当する 67,207 円の 1/2 のずつの 33,603 円の返還を奥田議員とそね議員の各々に求める。

田中ゆうたろう

区政報告 平成 28 年予算特別号 (按分なし)

28.5&6	あて名ラベル、政策印刷代、封筒印刷代	110,640 円
28.6	郵送代	443,774

区政報告 新年の挨拶状 (按分なし)

28.12.	ハガキ印刷 6,100 枚、ラベル	441,573
--------	-------------------	---------

区政報告 平成 29 年予算特別号 (按分なし)

29.3	印刷代(64,000 部)	335,082
	ポストイング 63,489 部	438,836

合計 1,769,905

平成 28 年予算特別号は B4 サイズの両面印刷であり、1 面には、平成 28 年度定例会の予算特別委員会における田中議員の意見陳述の要旨が、2 面には、「領土教育の充実」と「女性の十分な育休と確かな復職」を求める意見が記されている。29 年の予算特別号も B4 サイズの両面印刷であり、「特養ホーム整備、ビーチコート整備などに関する区の施策のあり様」についての意見が記されている。ただ、どちらの特別号の両紙面には、田中議員の写真が「満載」されており、平成 28 年特別号では、写真の面積が、全体の 60%弱、平成 29 年特別号では、写真の割合が、40%弱となっている。二つの特別号の発行部数は、各 64,000 部とすると、合計 128,000 部になるが、税金・公金である政務活動費に、1,328,332 円計上している。

請求人は、区政報告に、議員の写真を掲載することに異議を唱えているのではなく、区政報告の紙面の 40-60%に議員の写真を掲載することに、「妥当性・正当性」があるのだろうかとの、強い疑義を有する。

従って、上述の様な写真掲載について、田中議員の明確な考え方・理由の開示を求める。その内容に疑義がある場合は、計上額の 50%664,166 円の返還を求める。

一方、区政報告として出状された新年の挨拶のハガキには、田中議員が詠んだと思われる和歌「美しきわが町杉並守らむと心に誓う初春の朝」が、自筆で、大文字で書かれている。続く 4 行の文で、「昨年の杉並区政には多くの疑問が残った」と記し、「区長・区議団の失策」を例示し、「これ以上失策を重ねぬよう、今年も保守の本分を貫きます」と締めくくっている。この内容は、杉並区の政務活動費の交付に関する条例第 9 条に規定される政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動、その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」に該当するだろうか。請求人は、当該新年の「区政報告」は、一般人の通常の新年の挨拶状と大きな違いはなく、政務活動費に計上しうる経費ではないと解する。

従って、当該区政報告を政務調査活動費として計上した全額 441,573 円の返還を求める。

木梨もりよし

区政報告平成 28 年春季号

28.6.3 ポスティング代 (単科 6 円 x281,665 部+消費税) 1,825,189 円

春季号は、B4 サイズで、平成 28 年 3 月 15 日の予算特別委員会における木梨議員の意見開陳の内容が記載されている。区政が抱える問題など 8 項目について、どうあるべきかの意見が述べられており、区が抱える要解決の課題が何であるかを理解する糸口になるであろうと解した。

しかし、当該区政報告を、28 万部以上作成し、区民の自宅等に配布するためであろうと推測したが、そのポスティング費用 1,825,189 円を、公金である政務活動費に計上している。杉並区の人口は、55 万人を超え、更に増加傾向にあるとされるが、その配布数は、他の議員に比して、断トツの数量であり、ポスティング数を決めた理由を明確にすることを要請する。又、28 万部の印刷費 1,823,786 円を、前年度の 3 月 30 日に政務活動費に計上しており、平成 28 年春季号の発行費用合計 3,648,975 円を、税金・公金で発行している。

このように、印刷とポスティングの費用計上を、年度末と年度初めに分けて、多額の支出を政務活動費に計上する「方式」で、区政報告を出してきているが、何故、このような「形式」をとっているのか、「再度」明確な理由の開示を求める。その内容に疑義がある場合は、計上額の 50%912,594 円の返還を求める。

なお、平成 27 年度政務活動費監査請求書においても同様の指摘をしたが、その監査結果書の「議長調査結果の抗弁」の項に、木梨議員の下記の説明が記されている。

- ① 「政務活動費の取扱いに関する規定」に基づいている。
- ② できるだけ多くの区民の皆様に、ありのままの議会での発言内容を知っていただくことは大変良いことである。

山本ひろこ議員の区政報告関連の経費

広聴広報費の按分について、請求人の考え方を、P19 に記した。

5/18、区政報告第 6 号宛名ラベルタック代 5,140 円 要返還額 2570 円

5/19、区政報告第 6 号封筒テープのり代 テープのり 108 円×11 本 1,188 円
要返還額 594 円

5/19、区政報告第 6 号郵送費 67 円×260 通 17,420 円 要返還額 8710 円

5/20 区政報告第 6 号郵送費 67 円×407 通 82 円×106 通 35,961 円
要返還額 17980 円

5/26、区政報告第 6 号印刷代等 (A3 表裏 4 色、DM 折加工 3500 部 86,600 円
要返還額 43300 円

区政報告第 6 号の印刷枚数は 3500 部である。そのうち郵送は 773 通である。

3500-773=2727、残りの区政報告 2727 枚はどのように配布したか、説明を求める。

12/22、区政報告第7号印刷代 2500部 84521円 要返還額 42260円
12/29、区政報告第7号郵送代 72円×504通、82円×260通 57608円
要返還額 28804円

1/29、区政報告第7号印刷代追加500部 16920円 要返還額 8460円
区政報告第7号の印刷枚数は3000部である。そのうち郵送は764通である。
3000-764=2236、残りの区政報告2236枚はどのように配布したのか説明を求める。

川原口宏之議員の区政報告関連の経費

広聴広報費の按分について、請求人の考え方を、P19に記した。

4/12 区政報告4月号制作・印刷・折・封入・発送代行・郵送代
(3000枚印刷、郵送2844通) 合計336593円 要返還 168296円

「川原口ひろゆき通信2016年4月号」の1面に「チームぼこ」の皆さんと川原口議員の写真が大きく載っている。そのコメントは「▼3月13日 すきなみ名物ファミリー駅伝に出場・完走した「チームぼこ」の皆さん 障害があっても元気に生活している皆さんを応援しています」と、書いてある。このコメントには違和感がある。病気等で元気に生活できない人も多くいる。

8/11、区政報告2016年8月号郵送料@56×2290通、@69×396通、@72×142通
合計165788円 要返還 82894円

8/16、郵送料追加410円 要返還 205円

8/23、区政報告2016年8月号制作・印刷・折・封入・発送代行。封筒一式
(長3封筒9000枚、区政報告3000枚印刷) 合計246888円 要返還 123444円

11/29、区政報告2016年11月号制作・印刷・折・封入・発送代行・郵送代
(3000枚印刷、郵送2811通) 合計348351円 要返還 174175円

1/17、区政報告2017年1月号2789通 郵送料140677円 要返還 70338円

1/27、区政報告2017年1月号制作・3000枚印刷費 69660円 要返還 34830円

横山えみ議員の区政報告関連の経費

広聴広報費の按分について、請求人の考え方を、P19に記した。

4/6 宛名シールはがし代 976円の50%を計上 要返還 488円

領収書等貼付用紙備考欄に「区政報告通信の宛名シールを郵便番号168と166と167に分けるにあたり、区内特別郵便の方に、167の郵便番号のを貼ってしまい(100通未満)はがす必要があり、購入した」と記載している。自分の失敗まで政活費=税金で補てんする考え方にあきれた。この支出は認められない。返還を求める。

4/7 区政報告郵送代2128通 143806円、 要返還 71903円

4/7 173通 11591円、 要返還 5795円

4/30 郵送宛名シール作成費(島谷真司)2500名分 25000円 要返還 12500円

8/31 郵送宛名シール作成費(島谷真司)2500名分 25000円 要返還 12500円

12/21 区政報告 NO43 に関する資料送付 @82、速達料金 280 円 要返還 181 円

12/31、横山えみ通信 NO43 編集デザイン料 45000 円 要返還 22500 円

1/12、区政報告印刷・封筒・封入・宛名貼 230407 円 要返還 115203 円

(NO43 印刷 3000 枚、長 3 封筒 2200 枚印刷)

区政報告郵便代@72×2026 通 145872 円 要返還 72936 円

@82×241 通 18062 円 要返還 9031 円

1/25、区政報告郵便代@82×14 @92×6 通 1700 円 要返還 850 円

(@92 の 6 通は区政報告を 2 枚同封、説明を求める)

3/26、区政報告 NO 4 4 ハガキ、デザイン編集料 25000 円 要返還 12500 円

3/31、区政報告印刷代@52×2800 枚 157248 円 要返還 78624 円

印刷した 2800 枚のはがきの郵送料は計上されていない。どのように配布したのか、説明を求める。(添付資料 6 横山えみ議員の区政報告関連 宛名シールはがし代の領収書)

大槻城一議員の区政報告関連の経費

広聴広報費の按分について、請求人の考え方を、P19 に記した。

4/17 区政報告用ラベル (2016①号) 840 円 要返還 420 円

4/21 郵便代 (2016①号) 67 円×292 通、82 円×52 通 23828 円 要返還 11914 円

4/23 区政報告用ラベル (2016①号) 6784 円 要返還 3392 円

5/6、2016①郵便代 67 円×158 通=10,586 円 要返還 5293 円

67 円×749 通 82 円×161 通 合計 63,385 円 要返還 31692 円

5/13、2016①郵便代 67 円×296 通 82 円×92 通 合計 27,376 円 要返還 13688 円

大槻議員の発行した「BRIDGE 杉並区政報告おおつき城一通信ブリッジ 2016①」には発行日が記載されていない。発行した区政報告には必ず、発行日を記載すべきである。発行日のない区政報告の資料は、信憑性を問われることになる。

大槻議員のこの区政報告の印刷代は 2016 (平成 28) 年度には計上されていない。前年度の 3 月 30 日に「区政報告作業代 (デザイン・封入ラベル貼り)」として 30000 円、そして印刷代 5000 部×@34 として 183600 円が支出されている。

5000 部の印刷に対し、1800 通の郵送である。3200 枚の区政報告はどのように区民に配布したのか、説明を求める。

北明範議員の区政報告関連の経費

広聴広報費の按分について、請求人の考え方を、P19 に記した。

4/30 区政報告会会場費西荻南区民集会所 4100 円 要返還 2050 円

12/22、区政報告 24 号印刷費 3000 部印刷 28739 円 要返還 14369 円

12/27、区政報告 24 号封入、宛名シール貼 2150 枚×25 円、運送料 10000 円

(運送料とは何か、説明を求める) 合計 68850 円 要返還 34425 円

12/31、区政報告郵送 @72×621 通=44712 円 @82×20 通=1640 円、@72×175 通=

添付資料 6

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 3001
----------	------	----------

領収書等貼付欄

領 収 書

1128年 4月 6日

横山 様

¥ 976 -

内訳 御品代 宛名シールほかレタ
消費税

上記正に領収致しました

本のことなら・文具のことなら

有限会社 **秀文堂書店**

東口店 東京都杉並区方南2-13-7(丸ノ内線方南町東口)
TEL 3313-0263~4 FAX 3313-1397

備考

区政報告通信宛名シールと郵便番号168と166と167に分けるに
 あり区内特別郵便の方に167の郵便番号を貼りました(104通未送)
 はがす必要があり購入した。50%の計上

12600 円 @72×1310 通=94320 円 合計 153272 円 要返還 76636 円
3/28、区政報告 25 号配布印刷代 44500 枚印刷 379674 円 要返還 189837 円

渡辺富士雄議員の区政報告関連の経費

広聴広報費の按分について、請求人の考え方を、P19 に記した。

12/28、区政報告ハガキ代 13000 円 要返還 6500 円

吉田あい議員の区政報告関連の経費

平成 28 年春号区政報告について

4/1、区政報告春号印刷代（按分対象記事 6.7%を引いて）321,438 円、要返還 172260 円

長 3 封筒 3000 枚=24000 円

区政レポート 35500 枚=295000 円

消費税 8% 25520 円

領収書等貼付用紙の備考欄に以下の記述がある。（添付資料 7 6.7%按分を書いた領収書）

吉田議員の説明

平成 28 年春号区政報告代、郵送用封筒

按分対象記事（縦 10.8 cm×横 10.6 cm）÷原稿全体・両面（縦 35 cm×横 24 cm）=0.067
¥344,520×0.067=23,082 円

¥344,520－¥23,082=321,438

5/9、区政報告ポスティング代（平成 28 年春号）6.7%控除 126,963 円 要返還 68040 円

ポスティング A 4 2016/3/31～4/15 ワンルームを除く配布、数量 31500、単価 4
136,080×0.067=9,117 136,080－9,117=126,963 円

吉田議員は 6.7%の控除をどのように判断して計算したのだろうか。

按分対象記事（縦 10.8 cm×横 10.6 cm）という記事は「今こそ憲法改正を！憲法改正一
万人大会で吉田区議がガンバロウコールを行いました！」の記事のことだろうか。

これよりも大きい吉田区議の娘さんの写真入りの記事、縦 11 cm×横 12 cmの「子育て奮
闘記！？、杉並のゆるキャラ・なみすけが大好きな娘です。なみすけの写真が撮れて、
ご満悦な一日でした♪」は政務活動ということだろうか。吉田区議の按分率の客観的、且
つ合理的な証拠に基づいた説明がないので、按分率は不透明である。

私的、政党活動の記事が混在しているので、按分の原則に基づき、50%の返還を求める。

平成 28 年決算号区政報告について

10/30、郵送代 232,625 円 要返還 116312 円

122920 円（杉並郵便局 定形区内 56 円×2195 通）

50779 円（杉並南郵便局、区内 69 円×503 通、定形 82 円×196 通）

58926 円（荻窪郵便局、区内特別 69 円×854 通）

11/1、平成 28 年決算号区政報告&封筒印刷代 351000 円 要返還 175500 円

添付資料 9-1

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. /
----------	------	-------

領収書等貼付欄

領 収 証


平成 28 年 4 月 / 日

吉田 あい 様

¥ 344,520-

長子封筒	3000枚	24000
区政レポート	35500枚	295000
消費税 8%		25520


上記の通り正に領収致しました



200円

博山堂印刷所

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南3-66
 TEL.03-3338-1430
 FAX.03-3339-1024



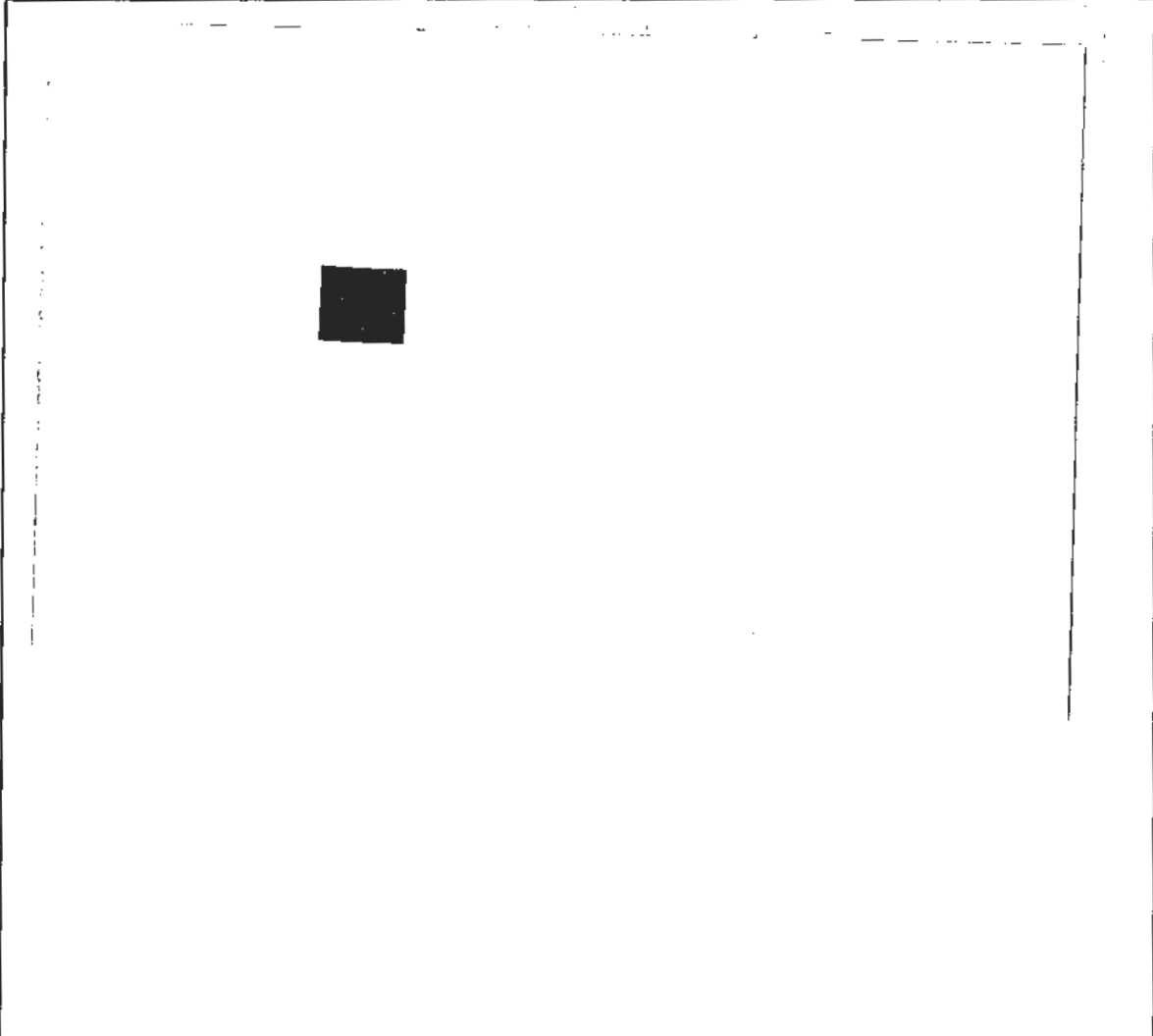
067

9-2

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. /
----------	------	-------

領収書等貼付欄

<p>備考</p> <p>平成28年春号区政報告印刷代、郵送用封筒</p> <p>按分対象記事(縦10.8cm×横10.6cm)÷原稿全体・両面(縦35cm×横24cm×2)=0.067</p> <p>¥344,520×0.067=23,082</p> <p>¥344,520-¥23,082=¥321,438-</p>

赤ちゃんからお年寄りまで、一人ひとりが輝ける杉並区に向けて！

東日本大震災は大きな被害をもたらすとともに、私達に貴重な教訓を残しました。私達は尊い犠牲のもとに得られた教訓を、活かしていかなければなりません。

問 区が結んでいる自治体間の相互援助協力や各種団体、民間企業等と協力協定は、どのような観点で結ばれていますか。
答 区の委員や備蓄で補えない部分、医療救護、食料や燃料の調達、障害物除去、支援物資の輸送の観点で協定を締結しています。

問 災害時に予想される大量のゴミと衛生面への対策は？
答 大量のゴミは、区内の公園などを活用し収集します。衛生面では、医療救護部衛生班が対応します。



杉並区農業祭で野菜の宝船の前での一枚。全部、杉並産の野菜で出来た宝船なんですよ！

問 災害時、妊産婦さんへの支援はどうなっていますか？
答 女性の視点を取入れ、農産物などの取組みを行っています。また、27年から妊産婦向けの「災害への備え」リーフレットを、母子手帳交付時にお渡しします。

高齢者への虐待をなくす取組みは？

問 高齢者虐待の原因をどのように分析していますか？
答 介護者の負担など様々な要因はあるが、介護者の認知症に対する理解不足が大きいと考えています。

問 区内施設での高齢者虐待の実態は？
答 区でも実態調査を行っています。シートで車椅子に拘束し動けなくなった例など、

年度以降は8件を東京都に報告しました。
問 区の虐待防止対策は？
答 通報や相談があった場合、速やかに現場に赴き、原因究明を行い、再発防止策を協議致します。未然防止策として、施設職員への研修を行っています。

急速な高齢化社会で、介護施設では慢性的な職員不足が続き、高齢者に対する虐待は増加傾向にあります。そこで区は、介護職員の負担軽減のため「介護ロボット」導入支援を始めます！

「心が必要な仕事」は職員さんが、車への移乗など「力仕事」はロボットが行うことで、高齢者にとって快適で、職員さんにとって働きやすくなる環境が期待されています！

認知症初期集中支援チーム発足！

問 認知症初期集中支援チームとは？
答 初期の認知症の方を早期に支援し、症状の緩和や自立生活の維持を目的とした支援です。


問 どういった支援内容ですか？
答 認知症専門医や看護師等が本人や家族を訪問して支援方針を決め、医療や介護サービスに繋げます。

問 認知症初期集中支援チームとは？
答 初期の認知症の方を早期に支援し、症状の緩和や自立生活の維持を目的とした支援です。

認知症は初期のうちから適切に治療を行えば、病気の進行を遅らせる事ができます。不安のある方は区の「物忘れ相談」等を利用し、早期診断・早期治療に結び付けて欲しいです。

昨年の9月議会で吉田区議が要望！
区内2カ所目の病児保育所開設へ！
佼成病院併設「すぎなみ病児保育室しーす」
杉並区和田2丁目・立正佼成会附属佼成病院1階
☎ 03-5340-7895
女性の社会進出の後押し、女性の貧困対策には、病児・病後児保育の整備・拡充は不可欠です。派遣型病児保育も視野に、今後も拡充を目指します。

高円寺庚申通りにかかる都市計画道路について…
これまで優先整備路線に指定された都市計画区域内道路では、2階建ての建築しかできませんでした。しかし、この制限が緩和され、28年度からは3階建てまでの建築が可能となる予定です。




今こそ憲法改正を！

日本国憲法は、GHQの手により僅か9日間で作成されました。憲法とは、時代の変化と共に改正されるべきです。実際、ドイツ憲法では59回、フランス憲法では24回の改正が行われています。しかし我が国では、70年間、一度も改正されていません。

今、日本を取り巻く安全保障環境は、劇的に変わりました。国民の平和な暮らしと日本のお国柄を守るための憲法改正は、まさに待ったなしです。我が自民党の原点は、自主憲法の制定です。国民的議論を盛り上げ、私達の手で私達の国にふさわしい憲法を築きましょう！

憲法改正一万人大会！
舞台中央で吉田区議がガンパローコールを行いました！




☆子育て書問記!? ☆

2歳8ヶ月になる娘のマイブームは、銭湯に行くことです。広々としたお風呂が大好きで「お風呂屋さん、行こ！」と、毎日のように言っています。

銭湯は良いですね、いろいろな人が声をかけてくれます。時には脱衣所で娘の髪にドライヤーをかけてくれる年配の方がいたり、時には浴場で走る娘を叱ってくれるお婦人がいたり。まさに銭湯は「社会教育の場」ですね。

最近、修学旅行等で、他人と一緒にお風呂に入れない子供がいると聞きます。しかし日本人は、昔から銭湯に親しんできた文化があります。また外国人観光客からは、観光スポットとして注目されています。銭湯は、まさに日本の伝統文化だと思います。

家風呂のある皆さまも、ぜひ銭湯に足を運んでみてはいかがでしょうか？ ようかと心まであたたまりますよ。



区議会報告・予算特集号

吉田あい 区政レポート



平成28年 春季号

杉並区議会議員

吉田あい

吉田あい事務所

〒166-0002 杉並区高円寺北4-20-13

吉田区議、杉並区議会自民党を代表して 28年度予算に対する意見開陳を行いました

杉並区議会は平成28年2月10日に開会、36日間の会期を経て3月16日に閉会しました。議会開会初日には田中良区長から新年度予算方針とその役割の説明が行われました。

これを受け各会派の代表質問が行われ、引き続き予算特別委員会が設置されて集中審議が行われました。そして本会議最終日に新年度予算及び関連議案は、賛成多数で可決されました。その結果、平成28年度予算は次の通りです。

区の一般会計予算は補正予算を含めて、720億1,600万円と、前年度と比べて70億200万(4.2%)の増、特に予算訂正後の保育施設整備費は33億2,836万円となり、いずれも過去最大規模となりました。臨時福祉給付金給付事業の増、成田西子保育園の移転整備や永福体育館の移転改修などの投資事業の増等によるものです。



杉並区議会自由民主党を代表し、平成28年度予算-関連諸議案に対する意見を述べました。

〈28年度各会計当初予算規模〉

	28年度	27年度	差引増減額	前年比(%)
一般会計	172,016,101	164,972,000	7,044,101	104.3
国民健康保険計	65,498,857	63,657,449	1,841,408	102.9
介護医療保険計	38,853,485	37,181,702	1,671,783	104.5
後期高齢者医療計	12,835,655	12,718,269	117,386	100.9
中小企業勤労者福祉事業会計	120,637	132,902	△12,265	90.8
合計	289,324,735	278,662,322	10,662,413	103.8

一般会計と4つの特別会計の総予算額は、2,893億2,473万5千円となり、前年度と比べて106億6,241万3千円の増となりました。

特別区民税は、納税義務者の増や区民所得の微増等を見込み、増となりました。公園等の整備や杉並福祉事務所棟の移転整備には、特別区債の発行や行財政改革の成果である基金を活用し、予算編成を行っています。急速な少子高齢化に加え、我が国は人口減少社会を迎えました。介護施設や介護従事者の不足や、保育需要の高まりによる保育士不足への対策は、喫緊の課題です。持続可能な区政運営の為に、必要な課題を先送りせずに取り組むことが重要です。また、東日本大震災から学んだ貴重な教訓を、安心安全なまちづくりに活かす取組みも忘れてはなりません。私は会派を代表した意見開陳の中で、この事を強く要望いたしました。

平成28年度 主要事業の紹介 ~豊かさと安心を未来に拡げる予算~

- 1、減災対策等の充実による安全安心の拡大
 - ・不燃化・耐震化住宅の促進で、災害に強い街づくりを加速化……………37億8,900万円
 - ・杉六小学校周辺地区、方南町一丁目地区の木造密集地域解消に取組みます。
 - ・地震被害シミュレーションを行い、減災につなげます。
 - ・狭あい道路拡幅整備……………8億1,121万円
 - ・感電ブレイカーの設置支援で、地震による火災防止へ……………1,598万円
 - ・老朽空き家除去助成制度の創設で空家対策を推進……………1,000万円
- 2、連携・交流による賑わいの拡大
 - ・商店街支援……………3億4,400万円
 - ・装飾灯や防犯カメラの設置維持管理などを助成します。
 - ・外国人旅行者向け(仮称)杉並体験ツアー事業……………100万円
 - ・高円寺阿波踊りをはじめとした区内観光資源を活かし、地域活性化につなげます。
- 3、福祉向上で区民生活の安心を拡大
 - ・待機児童ゼロの実現に向けた緊急対策……………33億円
 - ・当初予算の訂正と同時補正により29年度までに保育園の定員を約320人増。
 - ・ゆりかご事業と母子保健システムの導入……………84,000万円
 - ・妊娠前から子育てまでの切れ目ない支援の充実。
 - ・特別養護老人ホーム等の建設助成……………7億1,800万円
 - ・介護ロボット導入支援事業……………2,400万円
 - ・介護ロボット導入支援事業とICT活用による在宅生活の支援。
 - ・災害時医療体制の充実……………1800万円
- 4、次世代支援・教育の拡充
 - ・高円寺地区の小中一貫校の施設整備……………1億2,600万円
 - ・杉一小学校の改築……………2億4,900万円
 - ・(仮)就学前教育支援センターの整備……………2,000万円

長3封筒 4000枚=30000円

区政レポート 35500枚=295000円

消費税8% 26000円

12/13、ポスティング代 136080円 要返還 68040円

ポスティングA4 2016/10/29～ワンルームを除く配布、数量31500部単価4円
決裁号も「子育て奮闘記!？」が縦11cm×14.5cm記事が娘さんの写真入りで記載されている。馬橋神社の神輿の前で吉田議員が娘さん抱いた写真が縦9.5cm×横11cmで掲載されている。春号区政報告では6.7%という細かい控除をしたが、決算号はすべて按分なしにした理由が不明である。娘さんの写真等、家族のことは私費で賄えばいい。税に対する厳しい視点を持って、税金で区政報告を出して現状を見直すべきである。

はなし俊郎議員の区政報告関連の経費

3/30、区政報告 970920円 100% 要返還額 970920円

区政報告B4 29000部印刷、29000部ポスティング代

(添付資料8 はなし議員の区政報告)

はなし議員の区政報告は毎年のように杉並区が発行する広報紙をそのまま、掲載している。今回は区民に配られている「NO235 ぎかい」の記事が一部加工されてはいるが、ほぼそのまま掲載されている。はなし議員は税金を約100万円近く使って何を区民に訴えたいのであろうか。平成26年度、27年度も「広報すぎなみ」の記事をそのまま、掲載していた。今回の区政報告の裏面ははなし議員の「平成29年第1回定例会予算特別委員会での質問事項」である。質問事項だけ書いてあり、区政の現状が書いていないので、区民が読んでも区政のことがわからない。また、説明もなく、「73ページの区営住宅整備基金・・・」「80ページの教育費では・・・」等々、いきなりページ数を書かれても、資料名等がないので、何を意味するのか区民には理解できない。区民に訴えたいことが不明である。以上の理由で全額の返還を求める。税金で区政報告を出しているという、税に対する厳しい視点を持ってほしい。

富木 卓議員の区政報告関連の経費

広聴広報費の按分

8/21、区政報告宛名ラベル購入費 50%、4,504円

8/22、区政レポートTommy通信1)作成費 80% 77,280円 要返還 19320円

領収書等貼付用紙備考欄に「80%」と書いてあるだけで、根拠が不明である。また2面には参議院議員中川まさはる氏を応援している写真が掲載され、これは政務活動とは認められない。50%を超える額の返還を求める。

8/27、区政報告封筒作成代 50% 44,820円

9/20、区政報告封入作業代 50% 27,488円

はなし俊郎の 区政報告

添付資料8

号外

(平成29年3月30日発行)



〒166-0013 杉並区堀ノ内2丁目36番18号 電話・FAX 3311-5657

平成29年 第1回定例会にて平成29年の予算が決定しました

第29回定例会は、2月13日に開会し3月16日までの32日間の会期で開催されました。初日から17日にかけては、区政一般について質問を行いました。

一般質問の後、区側から示された議案についての説明

がなされました。議案は30件、報告事項は2件ありました。

予算特別委員会は2月20日午前10時から開かれ、3月14日まで審議されました。その後3月15日意見開陳、翌16日本会議上にて議決されました。

議案番号	件名および議案内容	議決等年月日	結果
	会期について	平成29年2月13日	議会運営委員会決定のとおり決定
第1号	杉並区個人情報保護条例の一部を改正する条例(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第2号	杉並区職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第3号	杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区組織条例の一部を改正する条例(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第4号	杉並区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第5号	杉並区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第6号	杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第7号	杉並区国民健康保険条例及び杉並区介護保険条例の一部を改正する条例(保健福祉委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第8号	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例(保健福祉委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第9号	杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(保健福祉委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第10号	杉並区立地域民生センター及び区民集会所条例及び杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例の一部を改正する条例(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第11号	杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第12号	杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第13号	杉並区営住宅条例の一部を改正する条例(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第14号	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第15号	杉並区永福体育館移転改修建築工事の請負契約の締結について(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第16号	損害の賠償について(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第17号	平成28年度杉並区一般会計補正予算(第7号)(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第18号	平成28年度杉並区国民健康保険事業会計補正予算(第1号)(保健福祉委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第19号	平成28年度杉並区介護保険事業会計補正予算(第1号)(保健福祉委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第20号	平成28年度杉並区後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)(保健福祉委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第21号	平成28年度杉並区中小企業勤労者福祉事業会計補正予算(第1号)(区民生活委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第22号	平成29年度杉並区一般会計予算(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第23号	平成29年度杉並区国民健康保険事業会計予算(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第24号	平成29年度杉並区用地会計予算(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第25号	平成29年度杉並区介護保険事業会計予算(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第26号	平成29年度杉並区後期高齢者医療事業会計予算(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第27号	平成29年度杉並区中小企業勤労者福祉事業会計予算(予算特別委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
第28号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成29年2月17日	三浦範子氏の推薦に賛成
第29号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成29年2月17日	大川康徳氏の推薦に賛成
第30号	人権擁護委員候補者の推薦について	平成29年2月17日	高村定憲氏の推薦に賛成
第31号	損害の賠償について(総務財政委員会付託案件)	平成29年3月16日	原案可決
報告第1号	地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について	平成29年2月17日	報告聴取
報告第2号	地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について	平成29年2月17日	報告聴取
議員提出議案第1号	杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	平成29年2月17日	原案可決
議員提出議案第2号	区長の専決処分事項の指定について	平成29年3月16日	原案可決
	陳情審査報告について	平成29年3月16日	委員長報告のとおり決定
	閉会中の継続審査事項及び継続調査事項について	平成29年3月16日	委員長報告のとおり決定

平成29年 第1回定例会予算特別委員会での質問事項

補正予算について

- 提案第17号、杉並区一般会計補正予算について伺います。**
まず、はしめです、今回の補正予算は、年度末の概算的要案が入っており減額するものも多くなっておりますが、簡単に概算、ポイントについて伺います。
- 繰入金、特別区税と特別区財政交付金が増え、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得交付金が減と、景気が良いのか悪いのかわからないような状態となっておりますが、それぞれ増額あるいは減額となった理由について伺います。**
- 利子割交付金は、昨今の低金利を反映して、なんとなくわかりますが、区税や財政交付金が増となる一方、配当割や株式等譲渡所得交付金が減となること、諸外国の状況によって我が国の景気も大きく左右されることで、景気の方が不透明というもうなすけます。こうした中で、1年を通してどのような財政運営となったのでしょうか**
- 特別区財政交付金について、報告がありましたので、先ほど増額となった内容は伺いましたが、増額分として具体的にどのような項目が再算定されることになったのか確認しておきます。**
- わかりました。それでは、個々の繰出事業について伺います。**
まずは、都区財調でも、保育の緊急対策に係る経費が再算定されたこととありますが、区だけでなく、都や国でも保育施策が問題となった1年でしたが、その中で、今回の補正予算でも繰出の大部分を占めるのが、保育施設の建設助成で41億5千万円余となっております。これで何か所分の助成となるのか確認します。

- 1年ごとの保育施設の整備することとは保育士の職員にとって、大変な1年であったと思いますが、練馬区で、保育士不足のため、0歳児枠を取り消した保育園があったと報道もなされているが、区でもこれだけ保育施設を整備し、練馬区のような話は起きていないのか**

- また、来年度も同様に1000人以上の保育定員を確保するということが、保育用地などの場所が大丈夫なのか、見込みについて伺います。**

- そうすると、後は、財源についてですが、今回の予算では、児童福祉施設整備費として国庫支出金が、38億ほど計上されていますが、このうち保育施設の建設助成に関する部分がいくらで、結果、一般財源からの持ち出しがいくらになるか伺う。**

- 区の負担が1割以下ということですね。引き続き、一般財源の持ち出しを極力少なくしながら、進めていきたいと思っております。参考までに、今回の補正での補助は、すべて平成29年4月開設のものか**

- その他で、気になったところでは、62ページの生活経済費の一番上の区民生活施設費として、総額として、83,682円の計上があつて、その一分一般財源を削減する財源更生が、お友達のいます。所管課名もなく、説明欄も「財源更生」と記載されているだけで、何のことがよくわかりませんので、概要をお示ください。**

- 天沼会館の廃止に伴う、物件転換補償費ということだが、これまで天沼会館室を利用していらした区民は、どうしているのか**

- わかりました。同じページの一番下に、住民基本台帳事務のコンビニ交付システムと社会保障・税番号制度の運用管理が削減となっておりますが、その減額理由を確認します。**

- マイナンバーカードの発行数が伸びていないということだが、社会保障・税番号制度については、マイナンバーの開始など、国も積極的に進めようとしているところですが、区として今後の取組方針について伺う。**

【土地売却収入】

- 73ページの区営住宅整備基金の積立金とすることで、財産収入と譲収入の部分を積み立てているようですが、この内訳はなんですか**

- 区営住宅の土地を売却したから、区営住宅整備基金に積み立てるとのことですね。ところで、この土地を売却したことにより、居住している区民の方への交際や影響はなかったのですか**

【幼稚園】

- 80ページの教育費では、私立幼稚園等園児保護費負担軽減が、1億3500万円と減額幅が大きくなっていますが、これは保育需要の高まりとともに、私立幼稚園に行く子どもが減っているということなのか、それとも他に要因があるのか確認します。**

保健・フレイル・高齢者口腔ケアについて

- 昨年11月の第四回定例会一般質問で、私は、フレイル予防、高齢者の摂食・嚥下機能障害等について質問しましたが、高齢者の口腔ケアの充実として、「フレイル予防を目標とした高齢者の口腔ケアのチェック」、「要介護高齢者のための摂食・嚥下機能支援」が、さっそうと新年度予算の重点事業となったこと、大変うれしく思っております。**

- 特に、先日2月24日付けの都政新報で、「フレイル予防に積極的に取り組むのは、23区では杉並区が初」ということも知りました。高齢者を生き生きとさせ、健康寿命を延ばすフレイル予防に多めに期待しています。杉並区が目指すフレイル予防は、地域包括ケアのまちづくりや、介護予防にもつながる取組かと思っております。そこで、これに関連して、いくつかおまづつ伺いたします。**

【フレイル予防】

- 先一般質問の折に、私はフレイルチェックのひとつ、自分の筋肉量を測る方法として、「指輪がチェック」をご紹介しました。本日は、フレイルの兆候を探るためのアンケート「イレブン・チェック」をご紹介したいと思います。**

- イレブン・チェックは、東京大学高齢社会総合研究機構 教授 飯島勝夫先生が開発されたもので、先生は、各自治体で戦略的に中長期ビジョンを見据えながらフレイル対策に取り組むツールとして活用されています。杉並区も保健所が戦略を持ってフレイル予防に取組むというところで、特別に許可をいただいたご紹介しております。**

- ここにある、栄養・運動・社会参加の合わせて11項目は、いずれもフレイルの兆候があるかどうかを判定するものです。高齢化が急速に進んでいる柏市で実施した、大規模調査の結果をもとに作成されました。ちなみに、私も実際やってみました、私は幸いひとつも該当するものもなく、まだフレイルにはなっていません、と、ひとまず安心いたしました。数分という短い時間でできますので、委員の皆様も、後ほどぜひ試してみたいと思います。**

- さて、これらの項目を見ると、例えばQ4お茶や汁物でむせがえる、Q8昨年と比べて外出の回数が減っている、Q9常に一人でご飯を食べているなど、日頃地域でよく働く、高齢者にありがちな状況が示されていると思えます。こういう状況をそのままにして放置すると、いつの間にか急病になって、外出もままならぬことになり、介護が必要となるまで進んでしまいます。**

- イレブン・チェックは、自分自身のフレイルのリスクを知り、その改善を促すことを狙いとしています。いわばフレイル予防を自分ごとにするとも言えはいいのでしょうか、そのためのツールです。例えば、「昨年と比べて外出回数が増えている」に赤○が付いた場合、お友達との外出を増やす、何か用事を作って出かける習慣を作る、こういうことに意識が向いて、社会的な維持や回復につながり、結果としてフレイルが予防できるし、改善できるのです。自分の行動を変えることで、フレイルは予防できるし、いつまでも元気でいることができます。**

- しかし残念ながら、フレイルという言葉は、ほとんど世間には知られていない、かくいう私も、つい先日前知ったばかりです。**

- 「フレイル」という概念をあらためて簡単に説明ください。**

- さて、このイレブン・チェックにあるように、フレイル予防の原点は、栄養・運動・社会性で、これらが三位一体となることが重要で、口腔機能のチェックを行うことで、フレイル予防につながるということです。具体的にどのような事業内容なのでしょうか、私**

- がご紹介したイレブン・チェックなども含まれるのか、伺います。**

- 先の質問の折にも指摘しましたが、愛知県の調査結果で65歳以上の住民の11%くらいがフレイルの状態にあるとのことですから、杉並区民に当てはめると、1万人以上がフレイルの状態にあるかもしれません。その数に比べると事業規模、360人というのは、いささか、ささやかと思われま。今回はモデル的実施ということなのでしょうが、口腔機能のチェックをスタートに、フレイル予防のための運動や社会的な維持などについても、多くの区民に取組んでもらう必要があると思いますが、今後どのように進めていくのか伺います。**

- 私はこれまで、健康寿命を延ばすには、メタボを予防して、おなか周りをすっきりとさせる事（イコール）ダイエット、のように思っていました。しかし、ある年齢になったら、フレイル予防のためにはしっかり食べるのが大事であること、今までの常識をやめなければならない必要があるようです。杉並区では、健康推進条例を制定し、区民の健康寿命の延伸を目指し、これまで様々な取組みを進めており、その成果も上がっていると思います。超高齢化社会を前に、今後フレイル対策について、区としてどのように発展させるのか伺います。またあらためて、他区に先駆けて、フレイル予防を進める意欲について、あらためて伺います。**

【摂食・嚥下機能支援についての質問】

- 資料保健医療センターに検査機器として、新たに内視鏡を整備することですが、この検査はどのように行われ、何がわかるのでしょうか。**

フレイル予防や高齢者の口腔ケアの新たな取組みについて、種々伺ってまいりました。杉並区が、歳をとって介護が必要になってくるまで安心して暮らせるまちになるよう、今後とも取組みをいっそう進めていただくことを期待して、私の質問を終わります

道路の整備・管理・保全について

- 小・中学校など、多くの区立施設が次々と更新時期を迎える中、年度末の財政負担が係ることもないよう、計画的・効率的に修繕等を行うことが重要となつております。**

- 先般、区立施設再編整備計画（第一期）第一次実施プランが決定されましたが、道路等のインフラについても、同様な考え方のもと、整備や管理などに計画的に取り組む必要があると思っております。そこで、私たちにあって、最も身近なインフラ、都市の基盤である道路について、お聞きします。**

- 杉並区では、大正から昭和初期にかけて、井草、桃井、今川など区の西北部地域において大規模な土地区画整理事業が行われました。約882ヘクタールという大規模な区画整理は都内でほかに例はなく、まさに奇跡の一大事業であったといえます。しかし、私の地元である高円寺や堀ノ内など多くの地域では計画的な道路整備がほとんど行われず、市街化が急速に進み、防災性や安全性に課題を残しています。**

- 3月11日号の広報すぎなみでは、「すぎなみの道づくり（道路整備方針）」が公表されました。道路整備方針の中身を拝見しますと、都市計画道路と狭あい道路の間となる生活道路の整備方針を定めたものと理解しましたが、あらためてお聞きします。**

- 道路整備方針を策定した目的は何なのか**

- 安全な区民生活において、その基礎である道路整備には非常に困難な課題もあることと思えます。拡幅に伴う整備には多くの時間がかかるのでしょうか。そのような中、**

- どのように整備を推進していくのか？考えをお聞かせください。**
整備が進んでいない都市計画道路については、昨年3月には第四次事業化計画が発表され、区内の未着手の都市計画道路も優先順位を付けて計画的に進めていくことと思えます。また、幅員4m未満の狭あい道路については、平成元年から条例を制定して行った拡幅整備を更に加速するため、今年度条例を改正し、積極的に区民の安全・安心の確保に取り組む姿勢は評価しているところですね。

- そこで、あらためて区内の都市計画道路の整備率と狭あい道路の拡幅整備率をおたずねします。**

- 都市計画道路についてはまだまだ時間がかかるようですね。また、狭あい道路の拡幅には積極的に取り組まれてきたことと思えますが、現在3割の拡幅整備率ということでは、更に期待するものです。区内の道路基盤は依然として弱い状態にあると思えます。今日聞く中で起こるかもしれない首都圏下地層への対応や本格的な少子高齢化時代を迎え、防災性の向上、安全で快適な歩行者空間を確保するなど、道路整備に求められていることは非常に多く、その必要性を広く区民へ周知していくべきと思っております。**

- 区民への周知はどのように図っていくのか伺います。**

- ぜひ計画的に進めていただきたい。そもそも区内には沢山の道路があります。甲州街道のような国道、青梅街道や環八などの都道、区道、そして私道。**

- 現在区内の道路はどのくらいあるのでしょうか**

- 区が管理している道路だけでも約670km。これだけのインフラを確実に管理していくことは大変なことだと思えます。管理という道路用地である土地の財産管理と日常の維持管理が重要であります。はじめに、土地の管理として、杉並区では地籍調査が行われていますね。阪神淡路大震災や東日本大震災でも地籍調査が実施済みが否かで復旧、復興の速さに影響があったと聞きます。**

- 道路の財産管理にどのような役割があるのか？また、災害復旧に効果的というのは具体的にどのようなことなのでしょう？どのように差がでてくるのでしょうか**

- 次に、現在の進捗状況（率）をお聞かせください。また、他区と比べて進んでいる方なのでしょうか**

- 土地というものは、区民一人ひとりにとっても非常に重要な財産です。その財産を守るために、確実に地籍調査を進めていただき、早期に区内全域を完了してください。次に焦点を定めて、道路の日常の維持管理についていっしょにお聞きします。**

- 区民が安心して快適に過ごすためには、道路の日常の管理も重要ですね。最近では博多駅前で大規模な陥没事故が起こりましたが、適切な日常管理で大規模な事故は未然に防げたのではないのでしょうか。そこで、区で管理している道路では、**

- 今年度、何件の陥没が発生したのでしょうか？そして、主な陥没の原因は何かお聞かせ下さい。また、その対策はどうしていますか？**
調査結果などデータを上手に活用すれば効果的な維持管理が可能でしょう。現在では、交通事故発生場所の情報やビッグデータなど、様々な情報が収集できると思いますが、それらの情報を、GIS等を活用することで効果的な対策が行えるのではないのでしょうか。

- 現在、区では、それらの活用を行っているのでしょうか**

- 更に道路の日常管理の上で、もう一つ重要なものとして、カーブミラーやガードレールといった交通安全施設が挙げられます。私の元へも区民の方々から見過しが悪く危ない交差点にカーブミラーを設置してほしいという要望が来ます。**

- これらについても、GISなどを活用しているのか？**

- 多くの道路を確実に管理し、さらに都市計画道路、主要生活道路や狭あい道路の拡幅整備も進めていくためには業務の高度化、効率化が必要でしょう。総務省から平成27年通信利用動向調査の結果が昨年7月に発表されました。その中で、スマートフォンを保有する個人の割合が初めて50%を超えたそうです。現代のような高度情報化社会において、もはやパソコンやモバイル端末、インターネットを利用した様々なサービスは不可欠なものになっています。GISもそうです。GISも活用して、GISを最大限に活用して、様々な情報を整理、分析して、安全で快適な道路づくりを進めていただきたい。**

区議会の相談は杉並区議会議員はなし俊郎へ

第2回定例会は、5月末まで予定しています。

会議日程(予定)は、区議会ホームページでご覧になれます。
本会議や委員会は、定員の範囲内で傍聴できます。会議の当日、区議会事務局(区役所中棟3階)でお申し込みください。受け付けは開会時間の15分前からです。
手話通訳を希望する方は傍聴希望日の4日前までに、一時保育を希望する方は7日前までに、お申し込みください。

10/3、区政報告 Dream 初秋号 印刷代 100% 160,000 円 要返還 80000 円

6500 部印刷、入稿用版下データ 20000 円 A4 リーフレットデザイン制作 70000 円
富本議員の議会活動の報告が中心の記事（表面は区監査委員の退任、新たに議会改革特別委員会委員長就任、裏面は富本議員の第 2 回定例会の一般質問）である。さらに郵送費は旅行会案内同封のため 50%にしているのので、受け取った区民から見れば、この区政報告が 100%政務活動とは認められない。

10/12、区政報告郵送代 50% 216,342 円

@68×6363 通、旅行会案内を同封のため、50%計上

11/21、区政レポート 2 作成費 100% 77,500 円 要返還 38750 円

1000 部印刷、区政レポート『Tommy 通信』第 2 号リーフレット制作費

入稿用版下データ 15000 円 A4 リーフレットフォーマットデザイン制作 40000 円

1000 部の『Tommy 通信』第 2 号の配布の経費は計上無し。どのように配布したのか、説明を求める。

1/20 区政報告区政報告 Dream 初春号 新聞折込代、100% 83,932 円 要返還 41966 円

23550 枚×3.3 円×1.08 Dream 平成 29 年初春号新聞折り込み

Dream 初春号の 1 面は「皆様のご支援に感謝しながら 新たなる力強い一歩を！～6 月で節目の 50 歳～」という富本議員の写真とあいさつで 4 分の 3 以上を占めている。この記事は政務活動ではない。

1/24、区政報告 Dream 初春号印刷代 100% 288,000 円 要返還 144000 円

24500 部印刷、入稿用版下データ 15000 円

A4 リーフレット両面デザイン制作 70000 円

HP 関係の経費について、按分 50%を超える経費を計上した議員に対し、「社会通念上相当な割合による按分、或いは実態に即して、返還を求める。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」第 9 条で、「政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という）に要する経費」と規定している。

また、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」第 2 条で、選挙活動、政党活動、後援会活動等、9 項目の支出が禁じられている。

政務活動費支出の基本的な考え方の（2）按分の原則に基づき、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区便することが困難な場合の「社会通念上相当な割合による按分」とは、50%と思われる。

議員に配られた「手引き」の P14 によれば【ホームページの運用管理経費】について「サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は、按分が必要となりますが、合理的な按分が

困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します」と、明記している。

富本 卓（自民） 按分 75% 225,000 円のうち、75,000 円の返還を求める。

2016 年 12 月 26 日 HP 維持管理費（按分 75%） 225,000 円を計上している。

富本 卓議員の HP を開けると、富本議員の大きな写真が上にあり、杉並区議会録画放映（平成 28 年 11 月 18 日：一般質問）の映像があり、1 頁目の下段に石原伸晃衆議院議員の「がんばれ！とみもと卓」の応援が載っている。

とみもと卓 たく 杉並区議会議員 オフィシャルWEBサイト

» 区民の熱い思いに応えます 杉並でオリンピックを体感！

🍀 オフィシャルブログ「今日のひとこと」🕒 2010年以前はこちら

杉並区議会録画放映（平成 28 年 11 月 18 日：一般質問）

🍀 **がんばれ！とみもと卓**



石原 のぶてる -衆議院議員-

-経済再生大臣-

-自民党杉並総支部長-

「私の秘書を 10 年間務めてくれたとみもと君が 区政史上最年少で議長職を 2 度務めるなど 区政の場でめざましい活動をしているのは本当に嬉しい限りです。また 私の選挙でも 杉並自民党幹事長として選対本部長を務めてくれました。杉並自民党に欠かせないとみもと 卓君に皆さんの絶大なる支援を心からお願いいたします。

富本議員の HP の表紙からして、区政の調査研究よりも、石原のぶてる衆議院議員の印象を強く与える。自民党の政党活動に関連しているので表紙からして支出に疑問がある。

以下、富本議員の 102 ブログの題名を列挙する。このうち明らかにテーマが「政党活動」と

なっているブログが11本あり、この支出は禁じられている。

テーマが「議会活動」となっているも、12月6日は内容に「忘年会の日々」とある。

テーマが「ブログ」となっているも、11月10日の内容は「後援会旅行」、10月24日は「旅行会の集金」等。

テーマが「地域活動」でも、9月21日の内容は「私も土日はお祭り中心の動き。神酒所へのあいさつ回り・・・『とみさん 顔出してよ』とお声をかけてもらいます」

テーマが「議員活動」でも9月1日の内容は「やきそばの売り子・・・」

4月9日は「総理と桜を見る会」

テーマが「区関係」でも8月9日の内容は「党総支部の会議、議員団総会」

テーマが「政治全般」でも6月20日の内容は「今後の参議院（選挙）に向けての準備。吉祥寺で行われた安倍総理・総裁の遊説に参加」等々、

テーマを種々設定しているが、政務活動として、認められるものと、認められないものが混在している。テーマで按分を決定することは不可能である。

富本議員のブログは以下のとおりである。

2017-03-30 08:31:58 年度末 テーマ:政策
2017-03-21 07:42:03 ハロー西荻にむけて テーマ:ブログ
2017-03-17 12:57:39 第1回定例会終了 テーマ:地域活動
2017-03-13 08:18:58 3回目の質問 テーマ:議会活動
2017-03-09 08:39:45 2回目質問 テーマ:議会活動
2017-03-06 08:07:54 墓参 テーマ:その他
2017-03-03 20:31:33 予算特別委員会 質問 テーマ:議会活動
2017-03-02 08:18:31 書類 テーマ:政党活動
2017-02-28 07:03:46 予算特別委員会での質問 テーマ:議会活動
2017-02-21 15:33:45 区民生活委員会 テーマ:議会活動
2017-02-15 08:35:51 「低調？」 テーマ:杉並
2017-02-13 08:12:40 第1回定例会 テーマ:議会活動
2017-02-08 08:25:57 議会の準備 テーマ:議会活動
2017-02-03 07:52:23 来年度予算 テーマ:区関係
2017-01-31 08:20:54 消防団運営委員会 テーマ:政策
2017-01-30 08:14:13 もちつき大会 テーマ:地域活動
2017-01-24 21:27:49 カラオケ テーマ:その他
2017-01-19 16:13:22 役所にて テーマ:その他
2017-01-15 10:05:07 再起動 テーマ:その他
2017-01-13 12:55:36 インフルエンザ テーマ:その他
2017-01-10 07:58:36 成人式 テーマ:その他
2017-01-08 17:55:58 悩みとありがたみ テーマ:その他

2017-01-07 22:11:35 区賀詞交歓会 テーマ:杉並
2017-01-06 08:19:22 今年は テーマ:国政 都政
2017-01-05 07:56:35 あげましておめでとうございます テーマ:その他
2016-12-31 09:45:42 私が選ぶ5大ニュース 2 テーマ:その他
2016-12-28 08:16:35 私が選ぶ今年の5大ニュース テーマ:ブログ
2016-12-23 11:01:10 団長代行に就任 テーマ:ブログ

おはようございます とみもと 卓です。今年ももう残りわずか。地域では夜警も始まっており 先日 挨拶にも伺いました。

昨日は 先の第4回定例会の議案の一つの議決に瑕疵があり再議が必要となり 臨時会が開かれました。その前には会派の議員団総会が行われ 役員人事の異動があり、新たに私も幹事団に入ることとなりました。加えて 会派の団長代行を務めることになりました。

2016-12-16 08:07:52 保護司分区分会 テーマ:地域活動
2016-12-15 08:13:00 議会運営は職人技!? テーマ:議会活動
2016-12-13 08:11:11 自民党杉並総支部定期総会 テーマ:政党活動
2016-12-06 20:26:33 議会も最終盤 テーマ:議会活動

こんばんわ とみもと 卓です。最近は 忘年会の日々。地域や団体の忘年会にお顔出しています。今日も先ほどまで伺っていました。

2016-11-30 22:26:45 自民党の党費 テーマ:政党活動
2016-11-25 19:19:56 区民生活委員会 テーマ:議会活動
2016-11-20 11:58:36 一般質問 頑張りました。 テーマ:議会活動
2016-11-17 20:02:35 第4回定例会スタート テーマ:議会活動
2016-11-14 08:45:34 一般質問 通告しました テーマ:ブログ
2016-11-10 08:26:51 第4回とみもと 卓後援会旅行会 テーマ:ブログ

昨日 11月9日は そんな世界政治の大きな転換の日でしたが私の方は 第4回後援会旅行会の開催日。

「秋の茨城 魅力満載の旅。」

杉並を朝 出発し 守谷 SA で休憩後、菊祭り真っ最中の笠間稲荷へ。天気が心配されましたが 寒さも大したことなく素晴らしい天気の下で一日旅行会を行うことができました。

その後 大洗ホテルでの昼食と区政報告会。お風呂を楽しむ方、珍しい晴天の中での荒波の素晴らしい景色を楽しむ方もいらっしゃいました。

2016-11-08 08:22:32 あつという間 テーマ:その他
2016-10-31 21:16:56 保護司の研修会 テーマ:地域活動
2016-10-26 17:51:14 事務作業の一日 テーマ:ブログ
2016-10-24 09:43:57 土日 テーマ:ブログ

おはようございます とみもと 卓です。秋はイベントシーズン。毎週 何かのイベントがありますね。

土曜日は午前中 野川公園でのバーベキュー大会にお顔出し後 旅行会の集金。

2016-10-21 10:06:04 区民生活委員会視察 テーマ:ブログ

2016-10-17 08:29:42 この土日も何かと テーマ: ブログ

おはようございます とみもと 卓です。この土日は良い天気でした。東京で 土日両方とも天気が良かったのは 2カ月ぶりだったそうです。確かに 秋祭りでは 皆 天気の話ばかりしていたような気がします。

さて この土日は忙しい土日となりました。土曜日は 旅行会の集金と夕方からは南荻窪天祖神社の例大祭があり 出席しました。

2016-10-14 08:19:23 いよいよ最終日 テーマ: 議会活動

2016-10-11 07:46:42 駒沢大学でゲストティーチャー テーマ: ブログ

2016-10-08 06:59:42 決算特別委員会 折り返し テーマ: ブログ

2016-10-05 08:31:45 議員報酬に関する検討会 テーマ: ブログ

2016-10-01 11:32:20 決算特別委員会スタート テーマ: ブログ

2016-09-30 08:15:48 議会改革特別委員会 テーマ: ブログ

2016-09-29 07:38:55 議会改革関連 2つ テーマ: ブログ

2016-09-21 19:05:12 秋祭り→秋祭り テーマ: 地域活動

「秋祭り～秋祭り」

こんばんわ とみもと 卓です。先週末は写真を投稿視野通り 荻窪八幡神社と春日神社の秋祭りでした。

雨が心配されましたが 何とか降らずに終わることができました。私も土日はお祭り中心の動き。

神酒所への挨拶まわり 18か所の神酒所があり 全てご挨拶に回りました。

ただ 公職選挙法の問題がありますので 全て 名刺のみでのご挨拶。でも 皆さん お優しく 飲み物やおつまみなどをふるまってくれます。また それぞれ地域の悩みや要望なども伺ったりもしました。

私は飲んでいませんが 皆さんは 少し入っています。

逆にそれが 下を滑らかにし 本音トークをいただくことが出来ます。

神輿の出発に際してのご挨拶 お蔭様で 長年 議員を務めていますと 地域の方から

「とみさん 顔出してよ」とお声をかけてもらいます。

2016-09-15 21:00:30 区民生活委員会 テーマ: 議会活動

2016-09-14 18:21:02 今日まで本会議 テーマ: ブログ

こんばんわ とみもと 卓です。今日は議会の中日。今日まで本会議が続きました。

今回の一般質問でも様々な話題が取り上げられましたが、やはり保育関連＝公園転用の問題、保育士の確保が最も多く質問の出たテーマであったと思います。

他には 増田寛也氏の区顧問就任について、施設再編計画について、高齢者施策、公会計制度についてなどが複数の議員が質問をしていました。

増田氏の就任の件については 私も驚きました。私も選挙で応援し お会いし お話しも伺いましたので

しっかりとした識見をお持ちの方であることは承知をしていますが何しろ 急な話でしたのでびっくりしました。

また 選挙が終わってすぐ ライバルが顧問に就任することが都知事の心証を悪くしないかなと正直 思ったりもしました。

2016-09-12 08:32:18 取手 南相馬 杉並交流野球大会 テーマ: 議員活動

2016-09-07 11:36:39 インターンシップの学生 テーマ: 議員活動

2016-09-06 07:53:22 各種団体との意見交換会終わる テーマ: 議会活動

おはようございます とみもと 卓です。昨日は 朝から 区政報告の発送準備、その後 役所で 各種団体との意見交換会がありました。

8 月中に終了する予定でしたが 台風の際 一日延期、昨日がその延期をお願いした団体との意見交換会でした。区内の様々な団体 約 30 団体のご意見を伺いました。いただいた意見を 会派内で調整し 各議員に振り分け、これからスタートする第3回定例会で 質問を行っていきます。

団体の意見には 勿論 それぞれの団体や会員向けの予算の獲得を願うものもあります。

とは言っても 別にそれが悪いわけではなく それによる活動が 結果的に 公益的に区民の福祉向上にも繋がっていくものです。また 現状 予算が付いていても 使いにくいものがあり、それを改善することによって より良い形になるといったものもあります。

政官業の癒着ではないかという疑問を持つ方もいるかもしれませんが、決して その様なことはなく これについては 団体側も私たち議員も自制心をもって ことに当たっているといいと思います。

加えて 団体の中には 自分たちのスキルを持って区政に役立てたい 区民のために頑張りたいといった前向きな声をお持ちの団体もあります。

また 現状の区政を見ていて それぞれのプロの立場から「もっと こうすれば 良くなるのでは？」といった提案をいただくケースもあります。

よく 民間活力の導入と言われますが それは民間の知恵を官に活かすということであり まさにこれらの提案は それに当たるのではないかと思います。

また 役所の悪弊 縦割り行政の打破には 違う立場、外の立場から 区政を見つめ それぞれの施策について 考えていくことが大切だと思います。

「縦の視点に横ぐしを指していく。」これらの団体の提言は この役割にもあたるのではないかと思います。

いただいた貴重なご意見、要望、提言をしっかりと区政に活かしていきたいと思います。

2016-09-05 07:49:19 20年で大きく変わった テーマ:政策

2016-09-01 07:48:34 もう9月になりました テーマ:議員活動

おはようございます とみもと 卓です。先週末の地域イベント 雨も結構 ふりましたが何とか 終えることができました。土曜日にお手伝いした 女子大通りの盆踊りと縁日の夕べは奇跡的に雨はセーフ。

例年通り やきそばの売り子を行ったあと しっかり 盆踊りの輪に加わらせていただきました。

日曜日の朝の PTA 野球の開会式も雨の影響は受けずに行うことができました。

2016-08-25 12:00:02 地元のイベント テーマ:ブログ

こんにちわ とみもと 卓です。昨日と今日は陳情の対応、総会後の懇親会への出席。

そして 今日 区議会野球部の試合があります。対中野戦の公式戦。

選挙も続き まったく練習なしの本番ぶっつけ。私は 監督兼選手。何とか 勝ちたいものです！

さて この土日は 地元の商店会のイベントがあります。

27日 28日は 女子大通り商和会の「盆踊りと縁日の夕べ」西荻北4丁目の天徳湯さんの前にやぐらを組んでの盆踊り。やきそば やきとり 綿あめ 射的…… 盛りだくさんの屋台。

私は 毎年 やきそばの売り子をやっています。もう 25年以上お手伝いしています。

28日は 副会長を務めている 広小路親善会の「広小路祭」。会場は 西荻北4の5の本多青果店前です。

こちらは 玉入れ 綱引き パン食い競争などのミニ運動会、豪華景品がもらえる ウルトラクイズがあります。

このイベントでは 総合司会を務めます。

どちらも地元ですっきり定着したイベントです。当日は多くの子供たちの参加が予想されます。私も役員として 道路の許可申請など 様々な役所への申請をはじめ準備には様々携わってきました。(以下略)

2016-08-23 21:35:59 次は東京だ! テーマ:その他

2016-08-21 10:02:59 各種団体との意見交換会 テーマ:議員活動

おはようございます とみもと 卓です。今日は朝 地元の朝市に顔出し 帰宅。午後には 勉強会があります。

さて 18日から 毎年恒例の各所団体との意見交換会を会派として開催しています。

商業団体 福祉団体 医療関係団体 士業関係団体 産業団体 障害者団体…… など 区内の様々な団体との意見交換を行っています。

来年度の予算に関する要望をはじめ 各団体が区政に対しての要望や意見などを伺っています。

これを9月の議会で 決算特別委員会などの質問に活かしていきます。

毎年 30~40 団体との懇談を行っています。4~5日で行いますので 結構 タイムな日程です。

2016-08-18 08:43:12 会派有志視察 テーマ:議員活動

2016-08-15 08:07:32 少しお休みをいただいて テーマ:その他

2016-08-09 08:13:45 週明け アツという間の一日 テーマ:区関係

おはようございます とみもと 卓です。昨日は 党総支部の会議、議員団総会、議会改革特別委員会の部会と会議の一日でした。

2016-08-05 09:11:04 日常に戻って テーマ:地域活動

おはようございます とみもと 卓です。選挙モードから日常モードに戻り 何かと忙しい毎日をご過ごしています。

2016-08-01 07:47:32 西荻おはら風の舞 都知事選挙結果 テーマ:その他

2016-07-31 11:20:46 やっと 日常に テーマ:その他

おはようございます とみもと 卓です。今日は 朝 スポーツ大会の開会式がありました。

また 夕方には 西荻おはら風の舞が開催予定。雨が少し心配ですが 何とか 持ってほしいものです。

今日は都知事選挙の投票日でもあります。まずは 皆さん 是非 投票にいきましょう!

しかし 長かった。第2回定例会終了後の6月中旬からは ずっと選挙を行っていた感があります。

さすがに疲れました……

2016-07-23 09:22:40 都知事選挙の中 思う事 テーマ:国政 都政

2016-07-13 16:58:48 バタバタ 明日から都知事選挙 テーマ:国政 都政

2016-07-11 08:33:10 参議院選挙 テーマ:政党活動

2016-07-07 07:51:14 社会を明るくする運動 テーマ:地域活動

2016-07-04 22:26:26 中川まさはる 頑張れ! テーマ:政党活動

2016-06-28 13:04:35 ありがとうございました テーマ:政党活動

こんにちわ とみもと 卓です。参議院選挙 真っ最中で 何かと忙しい毎日です。

昨夜は 中川まさはる候補の杉並西部地区の個人演説会が桃井の勤労福祉会館で開催をされました。

2016-06-24 16:50:06 イギリス EU 離脱へ テーマ:政治全般

2016-06-22 18:52:57 いよいよ公示 テーマ:政党活動

2016-06-20 18:45:10 公営掲示板のポスター テーマ:政治全般

こんばんわ とみもと 卓です。この土日色々なことがありました。

土曜日は地域の総会後の懇親会に出席。その後 今後の参議院にむけての準備を行いました。

日曜日は地域の防災訓練、朝市に伺った後夕方前には 吉祥寺で行われた安倍総理・総裁の遊説に参加しました。

中川まさはる参議院議員 朝日けんたろう候補予定者も参加しての街頭演説会となりました。

2016-06-18 18:52:57 中川まさはる IN 杉並公会堂 テーマ:政党活動

2016-06-17 15:18:36 一挙に選挙モードに テーマ:政党活動

2016-06-15 22:46:22 舛添知事 やはり辞任 テーマ:国政 都政

2016-06-14 11:28:49 また 選挙なのか... テーマ:政党活動

2016-06-13 08:02:52 参議院選挙と地域活動 テーマ:地域活動

おはようございます とみもと 卓です。この土日は 参議院選挙関連と地域活動の日々でした。

土曜日は自民党の東京地方区で公認候補予定者の中川まさはるさんの会合が党本部であり 総支部の幹事長として出席しました。

2016-06-10 08:09:26 49 歳 テーマ:その他

2016-06-08 23:34:46 西荻商店連合会の副会長になりました テーマ:地域活動

2016-06-06 15:01:11 商店会恒例の旅行会 テーマ:議員活動

2016-06-03 07:43:49 6 月に入り テーマ:議員活動

2016-05-31 19:11:28 一般質問 テーマ:議会活動

2016-05-31 07:08:39 無事に終わる&今日 議会で質問 テーマ:地域活動

2016-05-26 08:47:55 ハロー西荻 いよいよ週末に! テーマ:地域活動

2016-05-24 07:56:23 緊急宣言に基づく 保育園開設に関する住民説明会 テーマ:議員活動

2016-05-23 08:41:01 一般質問準備 テーマ:議会活動

2016-05-20 08:02:56 臨時会閉会 テーマ:議会活動

2016-05-17 21:00:14 阿佐ヶ谷→新橋→阿佐ヶ谷→荻窪→吉祥寺→西荻 テーマ:議員活動

2016-05-16 18:36:46 現場の声を聞く テーマ:議員活動

2016-05-14 09:07:43 緊急保育対策第 2 弾 公表 テーマ:杉並

2016-05-12 08:11:28 火曜日、水曜日 テーマ:議員活動

おはようございます とみもと 卓です。最近 寒暖の差が激しいですね。

暑い日は もう夏を感じますね。私も すでに焼けています。

ただ 寒い日は まだ 羽織るものも必要。お互い 体調管理に気を付けましょう。

さて ここ 2 日の動きですが火曜日は 議員団総会があり 昨今 区政が力を特に入れている 待機児童対策と狭あい道路についての勉強会が行われました。

2016-05-10 08:05:00 GW 中は テーマ:その他

2016-04-29 09:37:25 監査委員会議→会派団会議→商店会総会 テーマ:議員活動

2016-04-27 08:02:19 文教委員会での質疑 テーマ:議会活動

2016-04-25 21:25:20 文教委員会で久々質疑 テーマ:議会活動

2016-04-19 22:26:10 すぎなみ保育緊急事態宣言 テーマ:杉並

2016-04-15 19:54:02 幅広い活動の一日 テーマ:議員活動
2016-04-13 07:59:23 商店会の仕事 テーマ:地域活動
2016-04-09 15:57:36 総理と桜を見る会 テーマ:議員活動
2016-04-07 07:59:36 4月に入って テーマ:政党活動

富本議員は按分を75%と設定しているが、どのような根拠に基づいて設定したのか説明がない。請求人たちで内容を検討したが75%と断定する根拠、客観的事実は不明であり、理解しがたい。区政の調査研究というよりは、富本議員の日々の行動記録が多く、本来の政務活動からすれば、約半分と解釈するのが妥当と思われる。

2015（平成27）年度の政務活動費の住民監査請求の監査結果書に富本議員の意見が掲載されている。

「杉並区職員措置請求監査結果（平成27年度政務活動費に関する住民監査請求）」

P157～158 に書かれた富本 卓議長の見解

政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことが、より一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める所存である。（下線は請求人による）

富本議員は証拠も示さず、按分75%と設定しているが、区民に対して説明責任を十分に果たしていない。

富本議員のホームページは、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難なので、「按分の原則」の原則に従い、社会通念上相当な割合による按分として、50%を超える金額、75000円の返還を求める。

河津利恵子議員のホームページ運営・管理料

ホームページ運営・管理料 按分80%合計141,600円のうち53100円の返還を求める。

ホームページ運営に関して80%にした理由を河津議員は以下のように述べている。

河津議員の説明（領収書等貼付用紙の備考欄の記述

主にホームページの管理や運営、ブログの更新、文書・質問用紙、答弁等のデジタル化及びファイリング、写真データのデジタル化及びファイリング等の依頼。

ブログについては、区政の情報や委員会等の議会における情報、区民生活に関する勉強会や調査研究の報告に特化しており政務活動に要する経費細目に則り、使用実態に即して80%計上

（添付資料9 河津議員の80%按分の説明）

河津議員のブログをすべて読んだが、河津議員の説明とは全く異なり、区政に関する内容は非常に少ない。河津議員の家族の内容が多く、税金を使って区民にお知らせする内容なのかと、驚いた。すべて読んだ後の感想は、公私混同の記事が多く、河津議員の家族のこ

添付資料 9

第1号様式 (第3条関係)

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 10
----------	------	--------

領収書等貼付欄

領 収 証

河津 夕子

様

No. _____

★ ¥ 1,900.-

但 ホームページ運営、ブログ更新、写真文書データ管理

H28年 4月 28日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額
消費税額等(%)



税関 夕子

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

備考

主にホームページの管理や運営、ブログの更新、文書・質問要旨、答弁等のデジタル化及びファイリング、写真データのデジタル化及びファイリング等を依頼。
 ブログについては、区政の情報や委員会等の議会における情報、区民生活に関する勉強会や調査研究の報告に特化しており政務活動に要する経費細目に則り、使用実態に即して

80%を計上 $19,000 \times 0.8 = 15,200.-$

とが強く印象に残った。何を根拠にこの内容で 80%というのであろうか。読み手である区民が客観的に判断すればとも 80%とは信じがたい。80%の設定に当たり、読み手である区民の声を聴いただろうか。80%とした客観的な根拠を提示すべきである。

平成 28 年度ではないが、最近の 2018 年の 3 月 16 日のブログ「生まれた！生まれた！」を読んで非常に驚いた。まさに公私混同である。孫の誕生を喜んで、興奮した雰囲気伝わってくるブログ掲載で、政務活動費を使っているブログに掲載する文章とはとても思えない（平成 28 年度はブログを 1 本掲載するごとに業務委託として 3000 円を払っている）。私的めでたいことなので、どんどん自費でやればいい。税金を使用している感覚の鈍さである。

河津議員は、当選 5 回、議員選出の監査委員を 2 回経験しているので、政務活動費の使途については熟知しているはずである。按分の原則の社会通念上に基づいて 50%に按分し、50%を超えた金額の返還を求める。按分 80%で支出した 141,600 円のうち 53,100 円の返還を求める。

4/28、80%計上額 15,200 円

- 今年は何女 いよいよ還暦です(～～;) (04/25)
- 被災地の皆さん、頑張って！ (04/17) 農業公園オープン (04/10)
- 自由と平和のための4・15杉並集会 (04/06)

5/31、80%計上額 12,800 円

- 緊急保育所整備 ① (05/25) いろいろな出会いがありました(^ ^)v (05/16)
- 休み中に、思うこと (05/05)

6/30、80%計上額 8,000 円

今回の選挙の行方は？ (06/14)

7/29、80%計上額 8,000 円

8/31、80%計上額 5,600 円

9/30、80%計上額 8,000 円

ご無沙汰しました(> <) (09/23)

10/28、80%計上額 12,800 円

- 開票までの時間に思うこと (10/22) 「杉並フェスタ」に行ってみよう！ (10/31)
- 第三回定例会 報告 (10/24) 第三回定例会 終わって ホッ (^ ^;) (10/16)

11/30、80%計上額 15,200 円

- 区民生活委員会 (11/30) 旧友との楽しいひととき (11/28)
- 台湾との交流 (11/21) すぎなみフェスタで (11/10)

12/29、80%計上額 12,800 円

- 舞台芸術・演劇祭で元気をもらいました(^^♪ (12/28)
- 地域マター② 狭あい道路拡幅整備路線 (12/19)
- 地域マターですが ① (12/06)

1/31、80%計上額 15,200 円

- 区分判定の調査を受けて (01/31) 注目の東京都予算 (01/28)
- 心配で不安なことばかり・・・ (01/16) 新しい年、健康が何よりです！ (01/07)

2/27、80%計上額 12,800 円

- 西荻のまちを歩いてご機嫌 (^_^) (02/25) 平成 29 年度予算について (02/20)
- 春の訪れ「花かんざし」⚘⚘⚘ (02/05)

3/30、80%計上額 15,200 円

- ふるさと納税について (03/31) 子どもへの教育、卒業式に思うこと (03/25)
- 高校、卒業式しました (03/19) ちょっと嬉しい報告 (03/13) 以上

山本ひろこ議員

広聴広報費

HP 管理運営費按分 80%、合計 77,760 円のうち、全額 77,760 円の返還を求める。

5/16, (4・5・6 月分 25,920 円) 7/8, (7・8・9 月分 25,920 円) 10/28 (10・11・12 月分 25,920 円) 3/21 (1・2・3 月分 25,920 円)

山本ひろこ議員の平成 28 年度の HP は 3 回しか更新されていない。

ところが、ページの最後に公明党新聞ニュースが載っていて、毎日、公明党新聞の宣伝に貢献している。

山本ひろこ議員の関連リンクを見ると、公明党関連の記事が多く出てきて、まるで、公明党の宣伝機関と思われる。公明党関連の記事は税金で行うべきではない。

最近の記事

2018年03月11日

平成30年度予算特別委員会

2016年09月20日

第3回定例会 一般質問

2016年05月21日

高円寺子ども食堂

2016年05月03日

「社会的養護と子どもの貧困」本当に必要な子ども支援とは

公明党新聞ニュース

This API is no longer available.

公明党新聞ニュースを見る

山本ひろこ議員の関連リンク

- ・山本ひろこ Facebook
- ・すぎなみ（区の公式ホームページ）
- ・杉並区議会
- ・NEW KOUMEITO 公明党のHP 山口那津男代表の写真と公明党の政策等
- ・KOUMEITOU YOUTH 公明党青年委員会の宣伝
- ・iWOMAN アイウーマン 公明党 創価学会 結婚相手等の関連リンクに繋がっている。

以上のように、山本議員はHP管理運営費とされているが、内容は「政務活動」ではなく、政活費からの支出が禁じられている政党活動にあたるので、認められない。全額の返還を求める。

横山えみ議員

2/15、HP作成インターネットサーバー管理費80% 25920円を計上しているが、以下の理由で全額25920円の返還を求める。

横山議員のHPを見ると、Facebookは更新されているが、活動報告は2015年1月5日が最後で2016（平成28）年度は全然ない。ホームページの下段にKOUMEITOU 公明党の欄がある。それをクリックすると、公明党の宣伝である。

[政策・実績](#) [所属議員検索](#) [選挙情報](#) [ニュース](#) [もっと公明党](#) [公明党について](#)

[お申し込み](#) [あなたの声を公明党に](#) [よくあるご質問](#) [サイトマップ](#) [English](#)

上記の項目が出てくる。政活費での政党活動は禁じられている。よって、全額の返金を求めた。

<資料購入費>

浅井くにお

図録（祭りばやしのひびき、荻外荘と近衛文麿、愛新覚羅浩展）1,600円

平成28年5月に、杉並区郷土博物館で、図録3点を購入し、政務活動費に計上しているが、これらの図録購入と区政との関係が明らかにされておらず、購入した目的を開示することを求める。その説明に、公私混同のない公金の使用目的が明示されていない場合は、計上された1,600円の返還を求める。

大泉やすまさ

時事通信社(2017年2月～2018年1月分) 2017年3月29日計上 129,600円

都政新報(2017年7月～2018年12月分) 2017年3月30日計上 36,870円

政活費条例の第12条に、「その年度内に交付を受けた政務活動費から、支出総額を控除して残余がある場合、返還を命じることができる」と規定されている。請求人は、条例が規定する支出総額は、原則として、年度内の活動に関する支出に限定すべきと解するが、大泉議員が、年度末の3月に計上した時事通信社と都政新報の購読費の支出は、時事通信社への2月と3月分を除き、すべて、次年度の購読費である。

条例により交付された政務活動費は、原則として、当該年度の政務活動を対象にしていると解するが、その活動とは、例えば、書籍や雑誌を購入し、それらから得られた情報を区政に生かすことを意味しており、次年度発行の雑誌類を購読契約しただけでは、当然のことながら、当該年度の政務活動への寄与は存在しえない。従って、次年度に入手する雑誌等の購読予約費用を、当該年度の政務調査費に計上することは、法令上からも認められないことと解し、次年度分の支払い分、時事通信社10か月分108,000円と都政新報全額36,870円の返還を求める。

脇坂たつや

新聞 - 自由民主 28.4・29.3 1年分購読料 5,100円

議長訓令第2条の支出基準に、「政務活動に要する経費に該当しないもの」として、「政党活動に関する経費」が挙げられているが、一方、資料購入費の項目で、「所属政党発行の購読は一人1部のみ」とされている。多くの政党の党員は、党紙を購読・購入が義務

付けられているのが一般的であり、その費用を政活費から支出することは認められないとすることは、一般社会通念上からも明白であり、訓令自体が自己矛盾している。従い、自由民主新聞の年間購読料 5,100 円 の返還を求める。

岩田いくま

書籍を 42 冊購入し、政務活動費に 82,466 円計上しているが、平成 29 年 2 月 28 日に、「犯罪心理学辞典」を 21,600 円で購入している。この辞典を、区政の活性化などの政策立案に、どのように活用してきたかについて説明を求めるが、その内容に疑義がある場合は、21,600 円の 50%10,800 円 の返還を求める。

公明党 「公明新聞」「月刊公明」機関紙、お茶代、土産代の返還請求

杉並区議会公明党

返還要求額 公明新聞の購読料 177378 円 の返還を求める

「月刊公明」の購読料 22176 円 の返還を求める。

杉並区議会公明党の 8 議員、山本ひろこ・川原口宏之・横山えみ・大槻城一・北明範・中村康弘・島田敏光・渡辺富士夫議員は政務活動費で「公明新聞」の購読料を払った。

公明新聞の月額が 1887 円である。

山本ひろこ・川原口宏之・横山えみ・大槻城一・北明範・島田敏光議員の 6 議員は各々 1887 円×12 か月分=22644 円を支出した。

中村康弘・渡辺富士雄議員の 2 議員は各々 1887 円×11 か月分=20757 円を支出した。

合計額は 177378 円である。

公明党規約

第七条 党員の義務は、次のとおりとする。

一 党の綱領及び規約を守ること。

二 党の政策及び方針に従うこと。

三 積極的に党活動に参加すること。

四 党費を納め、機関紙を購読すること。

と、明記している。

7 人の議員はすべて公明党所属であり、党員としての義務である機関紙購読を政活費＝税金で購入している。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」第 2 条（2）で政党活動に関する経費の支出は禁じられている。

党員としての義務を政活費で払うことは税金・公金を違法に使うことである。

杉並区では「政務活動に要する経費細目」で「○所属政党発行の機関紙の購読については、議員 1 人当たり 1 部のみとする」としていることを適用して、政活費で払っている。経費

細目に適合しているという理由で、政活費から支出しているが、規程2条に違反する。この経費細目に関していえば、党員が所属政党の機関紙の購読を義務付けられていることに関して、税金である公金で支払ってもいいと決定したこと自体、違法である。

これは公金で公明党員の義務を果たすという所属政党の機関紙を購読することで、所属政党を経済的に支援することになっている。

さらに、経費細目で、「○所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」との規定があるにもかかわらず、下記の7議員は「月刊公明」の購読も行っており、2件の所属政党発行の機関紙購読は認められない。

大槻議員は月刊公明の購入にもかかわらず出納簿には書籍代として計上しているが、領収書は「月刊公明」の購入である。正確に出納簿に記載しないのは、なぜか。説明を求める。

また、購入した公明党議員のすべてが3冊ずつ購入し、3冊分の領収書を添付し、1冊分を政活費で払っている。なぜ3冊分の領収書を添付するのか、説明を求める。

「月刊公明」の購入金額

1000 番山本ひろこ議員 12/21、1848 円

3000 番横山えみ議員 9/12 1848 円 1/11 1848 円

4000 番大槻城一議員 6/22 1848 円 1/30 1848 円

出納簿に他の議員は「月刊公明」購入と書いているが、大槻議員は「書籍購入」と記入。

5000 番北 明範議員 7/2 1848 円 12/21 1848 円

6000 番中村康弘議員 12/28 1848 円

7000 番島田敏光議員 9/14 1848 円 3/16 1848 円

8000 番渡辺富士雄議員 8/10 1848 円 1/27 1848 円 以上、合計 22176 円

<事務費>

小林ゆみ

ノートパソコン、USB-C 接続ケーブル、マウスの購入 計上額 78,338 円

平成 29 年 1 月 26 日に、ノートパソコンを USB-C 接続ケーブル、マウスを新規に購入し、按分 50%で、政務活動費に計上している。購入先は「ケーズデンキ」で、領収書が発行されているが、購入者の名前が記載されていない。公金である政務活動費の計上には、購入者名が記載された領収書が必須であると解しているが、何故、宛名無記名領収書の提出となっているのか、その理由の説明を求める。その内容に、疑義がある場合は、計上額 78,338 円の返還を求める。

なお、耐用年数のある備品の購入には、議員自身の任期の残年数の考慮が必要と解するが、備品台帳の開示と按分比算出に、どのように反映させたかについて説明を求める。

市来とも子

複合機保守料（平成 28 年 3 月～平成 29 年 2 月、12 カ月、按分率 80%） 45,394 円

複合機リース料（平成 28 年 9 月～平成 29 年 3 月、7 カ月、按分率 80%） 87,696 円

当該コピー複合機は、市来議員の自宅事務所に置かれていると解しているが、その保守料、リース料の政務調査費への計上を 80%の理由の開示を求める。その内容に疑義がある場合は、按分率 50%を超える計上額の返還を求める。返還要請額は、保守料 17,022 円、リース料 32,886 円、合計 49,908 円である。

又、複合機保守料の計上が 12 カ月、リース料の計上が 7 カ月となっているが、5 カ月の違いがあるが、その違いの理由の開示を求める。

「政務活動費の交付に関する条例」第 1 条は、会派・議員の「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」交付するとし、9 条に、政務活動費とは「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされる。更に、第 11 条には、区議会議長の役割として、必要に応じて調査を行い、「透明性の確保」を確保することが規定されている。

平成 27 年度政務活動費請求の監査結果書に付された議長調査に対する市来議員の回答で、以下の内容が記されている。

「コピー複合機については、保守費用も含めリース契約を行っており、区政報告、区政報告会のお知らせ等の印刷、区政資料の印刷とスキャン、区民の意見・要望を聴取する FAX の目的で政務活動として使用しており、80%を超える計上を考えていたが、政務活動以外の活動も考慮に入れ、念のため 80%とした。」

市来議員の杉並区の自宅は、社民党杉並支部の事務所の機能も有していると解するが、当該複合機を、市来議員の区議としての区政に直結する政務活動以外の「政党活動」関係のコピー等に使用しているのだろうか。

政務活動費の取扱いに関する議長訓令第 2 条に、政務活動の経費に該当しないものとして、「選挙活動、政党活動、後援会活動等」が明記されている。当該コピー複合機の経費を、公金・税金である政務活動費に計上する場合は、厳格な按分の設定を要請する。

杉並区議会公明党が購入しているお茶代について

下記の様に、区民意見聴取時のお茶代を、公費である政務活動費に、按分 50%で計上している。

4/22	2970 円	70 人分のお茶代
5/16	5940 円	140 人分のお茶代
5/26	4049 円	人数の記載無し
11/11	2970 円	70 人のお茶代

11/17	1388 円	日本茶 60 人分、コーヒー27 人分
11/17	611 円	30 人分のお茶代
1/10	6210 円	70 人分、84 人分のお茶代
2/28	3240 円	84 人分のお茶代
3/16	6480 円	168 人分のお茶代

5/26 の領収書には人数は記載されていないが、それ以外の領収書の人数を合計すると 719 名である。これだけ大勢の人数にお茶を提供した場所はどこだろうか。意見聴取をどこで開催し、参加した区民に、どの様に飲み物を提供しているかについて、説明・開示することを要請する。その説明に合理的・客観的事実がない場合は、返還を求める。

政務活動費の取扱いに関する議長訓令第 2 条に、政務活動の経費に該当しないものとして、「選挙活動、政党活動、後援会活動等」が明記されている。区民意見聴取時のお茶代として、例えば、それらの集まりが、公明党の支持者を中心に催された場合のお茶代の経費を、公金・税金である政務活動費に計上する場合は、より厳格な按分の設定を要請する。

河津利恵子議員の事務費の按分について

河津議員は按分 80%について以下のように説明している。

領収書等貼付用紙、4 月分 No 8 の備考欄に河津議員が書いた説明

パソコン周辺機器及びインターネット接続に関しては、プライベート及び家族用と区別して所有しており、専ら政務活動として使用している。よって政務活動に要する経費細目に則り、使用実態に即しパソコン・周辺機器・インターネット回線・モバイル通信のためのプロバイダー料については 80%を計上。

河津議員は「使用実態に即し」80%計上と述べているが、議員に配布されている「手引き」によれば「実態に即して按分する場合には、合理的な説明が必要です」と明記している。河津議員には合理的な説明がないので、80%とする根拠が不明である。杉並区の按分の原則に基づき、「社会通念上相当な割合による按分」として、50%超の支出については返還を求める。

パソコン用インク代 按分 80% 合計 9,120 円 要返還 3420 円

4/14、1,036 円、4/20、1,812 円 2/15、3,480 円 3/4、1,888 円 3/9、904 円

インクカートリッジ代 按分 80% 合計 5,208 円 要返還 1953 円

5/24、2,040 円 7/14、3,168 円

インターネット接続料 按分 80% 合計 56,496 円 要返還 21186 円

4/25、4,708 円 5/26、4,708 円 6/27、4,708 円 7/25、4,708 円 8/25、4,708 円

9/26、4,708 円 10/25、4,708 円 11/25、4,708 円 12/20、4,708 円 1/26、4,708 円

2/28、4,708 円 3/23、4,708 円

プロバイダー 按分 80% 合計 9,072 円 要返還 3402 円
5/26、3・4 月分 1,512 円 7/25、5・6 月分 1,512 円 9/26、7・8 月分 1,512 円
11/25、9・10 月分 1,512 円 1/25、11・12 月分 1,512 円 3/23、1・2 月分 1,512 円
パソコン一式購入、2/2, 80%計上、110,984 円 要返還 41619 円

大熊昌巳議員の事務費

大熊議員は 2016(平成 28)年度のパソコン関係の経費の按分はすべて 50%で計上している。
平成 27 年度までは按分 90%で計上していた。

2016(平成 28)年度から、大熊議員は杉並区の按分の原則に基づき、「社会通念上相当な割合による按分」を 50%と認めたという事であろう。

事務費 408,528 円 (按分 50%で計上)

PC ウィルス出口対策リース 50% 2,160 円×12 か月=25,920 円
PC ウィルス入口対策リース 50% 4,752 円×12 か月=57,024 円
ノート PC WIFI 利用料 50% 1,995 円×12 か月=23,940 円
インターネット接続保守料 50% 1,728 円×12 か月=20,736 円
パソコン・プリンター等保守料 50% 4,860 円×12 か月=58,320 円
インターネット接続料 50% 2,889 円×12 か月=34,668 円
ノート PC・名簿ソフトリース料 50% 12,420 円×12 か月=149,040 円
名簿管理ソフト保守料 50% 3,240 円×12 か月=38,880 円

大熊議員は現在、自民党杉並総支部の会計責任者や自民党東京都杉並区 24 支部長などの役職についており、自民党の中での活躍が多くあると思われる。

政活費からの支出は按分を 50%にすることですべてが認められるわけではない。上記の下線の支出については、区政の政務活動との関連が不透明である。

特に名簿管理についての経費は「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」第 9 条に当てはまらない支出である。また、議員の中で、ウィルス対策にこれほど多額の金額を使う議員もいない。自民党の会計責任者や支部長として、行わなくてはいけないウィルス対策があるのでなかろうかと、区民としては疑念がわく。名簿管理やウィルス対策について、客観的且つ合理的な説明はない。

よって、

PC ウィルス出口対策リース 50% 2,160 円×12 か月=25,920 円
PC ウィルス入口対策リース 50% 4,752 円×12 か月=57,024 円
ノート PC・名簿ソフトリース料 50% 12,420 円×12 か月=149,040 円
名簿管理ソフト保守料 50% 3,240 円×12 か月=38,880 円
以上合計、270,864 円の返還を求める。

携帯電話代の按分率について

携帯電話代について「手引き」によれば、事務費になっている。しかし、携帯電話は「区民からの要望及び意見の聴取」という「広聴広報費」の役割も果たしている。按分率は「使用実態に即して按分」と規程している。

以下の返還を求めた按分率が50%超の議員うち、吉田あい議員だけが「議員名簿」で電話番号を公表している。北明範議員は領収書に電話番号が記載されていた。他の浅井くにお・大和田伸・大槻城一・河津利恵子・川原口宏之・島田敏光・中村康弘・はなし俊郎・山本あけみ・山本ひろこ・横山えみ・渡辺富士雄・脇坂たつや議員の携帯電話番号は公表されていない。携帯電話の役割を考えると、政務活動費で携帯電話代を支出するからには、携帯電話番号を公表することは当然である。

按分50%以下の議員についても、政活費から支出している議員の携帯電話番号は、議員名簿等で区民に対し、公表を求める。

携帯電話代の按分の変化

「政務調査費検討会報告書」 平成20年3月政務調査費検討会

「政務調査費検討会報告書」は2008（平成20）年3月に杉並区議会議員が学識経験者等の第三者からの意見を取り入れ作成した。

報告書のP10に政務調査費検討会の委員と学識経験者等の名簿が載っている。

【政務調査費検討会委員】（下線を引いた委員は2018年現在、杉並区議会議員）

会長 河野庄次郎

副会長 横山えみ

委員 富本卓、島田敏光、小川宗次郎、鈴木信男、小野清人、岩田いくま

【政務調査費検討会で意見をお伺いした学識経験者等の方々】

内山忠明・日本大学法学部教授・弁護士

児玉博昭・白鳳大学法学部准教授

高橋新一郎・（社）杉並青色申告会会長ほか

中村香子・日本公認会計士協会東京会杉並会副会長 以上

報告書のP1に以下のことが記載されている。

政務調査費支出の基本的考え方について

（1）実費弁償の原則 （2）按分の原則 （3）透明性の原則

報告書のP2には

「経費の按分が必要な場合については按分の基本的考え方に基づいて支出割合の上限を設定する」と述べ、

「政務調査費検討会では、先に設定した「政務調査費の取り扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」の支出割合の上限設定を基本としつつ、青森地裁判決（平成18年10月20

日)や学識経験者等の第三者の意見を参考にして、より詳細な経費按分等の基準を設定すると、明記している。

報告書の P6 には

「○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする」

携帯電話	1/2
固定電話（事務所専用）	1/2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4

さらに P9 には、学識経験者等の意見が書かれている。

「○携帯電話についても、按分基準設定しておいた方がよいと思います。

通信費の中で携帯電話だけが実態に則して合理的に按分するとなっておりますが、その決め方自体に合理性があまりないように思います」

以上のように、青森地裁の判決を参考にし、また、学識経験者等の第三者の意見を取り入れて政務調査費検討会は携帯電話代の按分を 1/2 と決定したのである。

しかしこれ以後、「手引き」によれば、携帯電話代の按分率は以下のように変化した。

2008（平成 20）年～2012（平成 24）年まで按分 1/2 と明記。

2013（平成 25）年度から上限設定が無くなる。

平成 25 年度・26 年度の支出にあたっての留意事項

・携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、（使用）実態に即して按分します。（その際、合理的な説明が必要です）

2015（平成 27）年度から（その際、合理的な説明が必要です）は削除

○使用実態に即して按分します。

以上のように、携帯電話代の按分について、2013（平成 25）年度からは上限設定をなくし、「使用実態に則して按分」としながら、2015（平成 27）年度からは、議員からの合理的な説明もなく、申告のまま按分を設定し、監査ではそれを認めて来た。

2014（平成 26）年度、2015（平成 27）年度の政務活動費の住民監査請求に対して、上限が定められていない経費について、

「杉並区職員措置請求監査結果（平成 26 年度政務活動費に関する住民監査請求（その 2）」

の P47 に上原和義・岩崎英司杉並区監査委員が下記の意見・要望を述べている。

同様の文を監査委員は 27 年度の監査結果書 P44 でも述べている。

按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、ガソリン代、事務所賃借料等のように支出割合の上限を2分の1等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。（下線は請求人による）

この監査委員の要望・意見に対応して、佐野宗昭区議会事務局長から、監査委員に対して2018（平成30）年4月6日「平成29年度杉並区職員措置請求監査結果における意見・要望事項等への対応状況について（報告）」（30杉議会第14号）が出された。

報告の別紙に2018（平成30）年度からは、

「インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とする。ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りではない」と規程が改正になったことを明記している。

以上みてきたように、携帯電話については、按分を1/2にすることが妥当である。

2016（平成28）年度の携帯電話代の按分率1/2を超えることについて、議員からは詳細かつ合理的な説明は何らされていないので、区民に対して説明責任が果たされておらず、透明性に欠ける。1/2を超える金額については返還を求める。

公明党議員は全員按分80%であり、それに対する詳細かつ合理的説明もなく、80%に設定した根拠が不明である。公明党議員の中で、最高額は7000番島田議員 192726円、最低額は3000番横山議員 39461円であり、約5倍の差があり、携帯電話使用については一律に按分率を同じにすることには疑問があり、透明性に欠ける。按分の原則の「社会通念上相当な割合による按分」に基づいて、50%を超えた額について、返還を求める。

1000番山本ひろこ議員 按分80%

89016円のうち按分50%を超える額 33381円の返還を求める。

携帯電話代按分80% 4/27、7019円 5/27、7,444円 6/27、7465円

7/27、7403円 8/29、7411円 9/27、7590円 10/27、7456円

11/28、7432円 12/27、7445円 1/27、7375円、2/27、7456円 3/27、7520円

2000 番川原口宏之 按分 80%

128367 円のうち按分 50%を超える額 48138 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80% 4/18, 10354 円、5/16、10,385 円 6/16、10383 円
7/19、10370 円 8/16、10380 円 9/16、10352 円 10/17、10384 円 11/16、10,371 円
12/16、10554 円 1/16、12296 円 2/16、12109 円 3/16、10429 円

3000 番横山えみ 按分 80%

39461 円のうち按分 50%を超える額 14798 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80% 5/2、3582 円 5/31、3,564 円 6/30、3647 円 8/1、3546 円 9/30、
3565 円 10/31、3555 円 11/30、3542 円 1/4、3572 円 1/31、3619 円
2/28、7269 円

4000 番大槻城一 按分 80%

76455 円のうち按分 50%を超える額 28671 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80% 4/27、6308 円 5/27、6,311 円 6/27、6328 円 7/27、6316 円 8/29、
6311 円 9/27、6712 円 10/27、6309 円 11/28、6464 円 12/27、6449 円 1/27、6314 円
2/27、6309 円 3/27、6324 円

5000 番北明範 按分 80%

84683 円のうち按分 50%を超える額 31757 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80%、5/2、11092 円、5/31、7,400 円 6/30、7379 円 8/1、7457 円
8/31、7484 円 9/30、8301 円 10/31、8272 円 11/30、8368 円 1/4、8384 円
2/28、10546 円

6000 番中村康弘 按分 80%

74977 円のうち按分 50%を超える額 28177 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80% 4/18、5804 円 5/16、6,012 円 6/16、5824 円 7/19、5791 円 8/16、
5804 円 9/16、5850 円 10/17、5779 円 11/16、5807 円 12/16、6086 円 1/16、8444
円 2/16、7668 円 3/16、6108 円

7000 番島田敏光議員 按分 80%

192726 円のうち按分 50%を超える額 72273 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80% 4/11、15881 円 5/10、15881 円 6/10、15881 円 7/11、19388 円
8/10、15712 円 9/12、15712 円 10/11、15712 円 11/10、15715 円 12/12、15712 円 1/10、
15712 円 2/10、15712 円 3/10、15708 円

8000 番渡辺富士雄議員 按分 80%

101091 円のうち按分 50%を超える額 37910 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80% 4/11 7957 円 5/10、7,953 円 6/10、7986 円 7/11、7948 円 8/10、7963 円 9/12、8717 円 10/11、8717 円 11/10、8724 円 12/12、8719 円
1/10、8838 円 2/10、8853 円 3/10、8716 円

浅井くにお議員 按分 70%

117571 円のうち按分 50%を超える額 33592 円の返還を求める。

携帯電話代按分 70% 4 月 10253 円、5 月 9993 円、6 月 9993 円、7 月 9976 円
8 月 10059 円、9 月 9968 円、10 月 9982 円、11 月 9986 円、12 月 9972 円
1 月 9330 円、2 月 10437 円、3 月 7622 円

大和田伸議員 按分 80%

111408 円のうち按分 50%を超える額 41788 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80% 4 月 9126 円、5 月 9180 円、6 月 9050 円、7 月 9170 円
8 月 9054 円、9 月 8961 円、10 月 8907 円、11 月 9722 円、12 月 9200 円
1 月 10344 円、2 月 9753 円、3 月 8941 円

山本あけみ議員 按分 80%

99852 円のうち按分 50%を超える額 37537 円の返還を求める。

携帯電話代按分 80%、4 月 9027 円、5 月 9107 円、6 月 9050 円、7 月 9183 円、
8 月 9222 円、9 月 9240 円、10 月 9245 円、11 月 9240 円、12 月 9258 円
1 月 9216 円、2 月 8064 円

はなし俊郎議員 按分 70%

50563 円のうち按分 50%を超える額 14447 円の返還を求める。

携帯電話代按分 70% 4/19、4387 円 6/21、4352 円、7/20、4343 円 9/21、4344 円 10/12、
4710 円 10/14、4719 円 11/28、4766 円 12/16、4717 円 1/23、4805 円 2/16、4702
円 3/22、4718 円

吉田あい議員 仕事用携帯代按分 3/4

107233 円のうち按分 50%を超える額 35745 円の返還を求める。

吉田議員は仕事用携帯代として計上しているが、「仕事用」と限定する証明がなければ、透明性に欠ける。仕事用であっても按分するということは「仕事とは何か」ということが問われる。

仕事用携帯代按分 3/4 107233 円

4/12、8,394 円、5/10、11,868 円、6/10、8,394 円、7/11、8403 円、8/10、8412 円

9/12、8395 円、10/11、8422 円、11/10、8502 円、12/12、9210 円、1/10、9231 円
2/10、9485 円、3/10、8517 円

脇坂たつや

携帯電話（70%） 89,079

携帯電話資料の按分比を 70%とした理由の開示を求める。公金である政務調査費の用途として不明あるいは適切でないとした場合は、按分比を 50%とし、25,451 円の返還を求める。

小林ゆみ

携帯電話

携帯電話を 2 台保有し、通話用と検索用に使い分けているが、何故使い分けをする必要があるのか、特に、検索用携帯電話を別にして理由の説明を求める。

請求人は、一般的には、携帯用電話は、通話と検索機能を併せ持っているとしており、政務活動費に計上した通話用携帯電話費 20,832 円の返還を求める。

携帯電話（通話用）定額 1,736 円（50%） 20,832 円

携帯電話（検索用）（50%） 100,222

<事務所費>

岩田いくま

平成 27 年度の政務活動費監査請求における事務所費の返還請求の際、岩田事務所の表示がないことを指摘したが、それに対して、岩田議員より、以下の抗弁がなされた。

表示を「岩田事務所」ではなく「岩田」とした理由：

- (1) 議員は個人名で活動しており、「岩田事務所」という組織は存在せず、「事務所」を付加することでかえって来訪者に混乱を与えかねない。
- (2) 区議会公式 HP や各種広報物における連絡策はすべて同一住所で公開されている。
- (3) 「岩田事務所」と表示することによる家族（特に子供）や近隣住民への影響

請求人は、岩田議員が、自宅の一部を、議員活動の場（条例では「議員事務所」）としていることに異議を唱えているのではなく、議員活動の場として、その費用を政務活動費に計上するには、それを「明示する」ことが、条例上も、「議員としての責務」と解している。自宅に「公的な活動の場」が共存する場合は、「自分の家の表札」と「公的活動の場であることを示す表札」を並べて表示することが一般的であり、政務活動費の場が特定できない状態が継続していると解し、計上された事務所費 120,000 円の返還を求める。

<人件費>

人件費に関して、経費細目と支出に当たっての留意事項が矛盾している。

議員に配布された「手引き」によれば

P25 の経費細目では「政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。」と明記。

◇支出の当たっての留意事項

【政務活動のみを補助する職員】

「○基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します。」

経費細目で「勤務実績に応じた額」としながら、「基本的に按分は不要です」としているのが、議員たちは勤務実績の説明がなく、按分せずに全額を政活費で払っているのが実態である。

◇【政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類（政務活動補助職員の勤務報告書）】（「手引き」P52）には、勤務内容は「政務活動の事務補助ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します。」「政務活動との関連性がわかるように記載します」と、明記している。

しかし、議員が提出している【政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類（政務活動補助職員の勤務報告書）】を見ると、全員、勤務場所を明らかにせず、政務活動との関連性がわかるように記載していない。

これらの問題点について、「杉並区職員措置請求監査結果（平成27年度政務活動費に関する住民監査請求）」のP44～45に上原和義・三浦邦仁監査委員の意見・要望が書かれている。

上原和義・三浦邦仁監査委員の意見・要望

「全く異なる複数の勤務内容がある場合に一つの勤務内容のみを記載するなど、実態と乖離した勤務内容の記載は適切ということとはできない。

また、政務活動との関連性がわかるよう具体的に記載するという点においても、必ずしも十分でない記載が見受けられる。

より適切な記載内容となるよう、改めて、勤務内容の記載方法について検討されたい。」

上記のように監査委員も勤務内容の記載に問題があることを指摘している。しかし、監査委員が意見・要望を述べても、議員には改善は見られず、相変わらずの実態である。

以下の議員の人件費については、全額を政務活動と認められない場合は、杉並区の按分の原則、「社会通念上相当な割合による按分」に基づき、按分50%の返還を求める。また、政務活動と認められない勤務内容については、全額の返還を求める。

河津利恵子議員 人件費として 465000 円の 50%、232500 円の返還を求める。

河津議員は政務活動補助職員として、総て高瀬美紀氏を時間給 1000 円で雇い、12 月 2 日 3 月 16 日・17 日だけは勤務時間が 3 時間であるが、それ以外の日はすべて毎回 11:00-16:00 の実働 4 時間の勤務で、毎回 4000 円の人件費を払っている。勤務場所、調査した成果についての報告は一切なく、政務活動との関連性が不明である。よって按分 50%の返還を求める。

- ・地方創生法に関する調査研究 4/4,
- ・特別養護老人ホーム整備に関する調査研究 4/7,
- ・交流自治体に関する調査研究 4/11
- ・小規模多機能型施設に関する調査研究 4/14, 4/18
- ・認知症ケアに関する調査研究 4/21, 1/19, 1/20
- ・医療圏域に関する調査研究 4/25,
- ・高齢者医療と介護の連携に関する調査研究 4/28,
- ・待機児童対策に関する調査研究 5/9, 5/11
- ・都市計画公園に関する調査研究 5/12,
- ・23 区における財政状況の調査研究 5/19, 5/23,
- ・保育所整備に関する新たな手法に関する調査研究 5/26, 5/30
- ・社会保障全般に関する調査研究 6/2
- ・LGBT に関する調査研究 6/6, 6/9
- ・若者就労支援に関する調査研究 6/13, 6/16
- ・若者自立支援体制と施策に関する調査研究 6/20, 6/23
- ・子供の貧困対策に関する調査研究 6/27, 6/30
- ・学校給食無料化に関する調査研究 7/4,
- ・観光協会設立に関する調査研究 7/7, 10/11
- ・介護ロボットの導入に関する調査研究 7/11
- ・ふるさと納税に関する調査研究 7/14, 7/19
- ・収入未済に関する調査研究 7/21, 7/25,
- ・不能欠損に関する調査研究 7/28,
- ・マイナンバーカード発行状況に関する調査研究 8/1
- ・国民健康保険料に関する調査研究 8/4 1/23
- ・介護保険制度改正後の状況調査 8/8, 8/10
- ・精神障がい者医療に関する調査研究 8/22,
- ・各種団体政策懇談会陳情まとめ 8/25, 8/29, 8/30
- ・保育所・学童クラブ・児童館に関する調査研究 9/1
- ・コンビニ交付システムに関する調査研究 9/5
- ・自動交付機に関する調査研究 9/8
- ・集会所の目的外利用に関する調査研究 9/12

- ・保育施設改修に関する調査研究 9/15
- ・新教育委員会制度に関する調査研究 9/20
- ・地方創成事業の取組に関する調査研究 9/23, 9/26
- ・障がい者相談支援事業所に関する調査研究 9/29
- ・学校給食アレルギー対応に関する調査研究 10/3, 10/6
- ・女性の就労支援に関する調査研究 10/7
- ・フィルムコミッションに関する調査研究 10/13
- ・中小企業支援に関する調査研究 10/17,
- ・特別支援教室設置状況に関する調査研究 10/20, 10/24, 12/19, 12/22
- ・社会福祉法改正に関する調査研究 10/27, 10/28
- ・女性特有の癌検診に関する調査研究 10/31 11/4
- ・小中一貫教育の取組に関する調査研究 11/7, 11/10
- ・医療費控除に関する調査研究 11/11, 11/14,
- ・セルフメディケーションに関する調査研究 11/17, 11/18
- ・特別区民税に関する調査研究 11/21
- ・個人番号条例改正に関する調査研究 11/24
- ・空き家対策に関する調査研究 11/25, 11/28
- ・公共施設マネジメントに関する調査研究 12/1, 12/2,
- ・精神障がい者医療費助成に関する調査研究 12/5, 12/8, 2/27
- ・精神障がい者地域生活に関する調査研究 12/9
- ・狭あい道路拡幅推進に関する調査研究 12/12, 12/15,
- ・小規模保育・企業内保育に関する調査研究 12/26, 12/28
- ・地域包括ケアシステムに関する調査研究 1/10, 1/12
- ・国民年金制度改革に関する調査研究 1/13
- ・区域外特養整備に関する調査研究 1/16
- ・家具転倒防止対策に関する調査研究 1/26
- ・耐震改修リフォーム助成に関する調査研究 1/27
- ・障害者サービス等利用計画作成に関する調査研究 1/30
- ・障害者グループホーム整備助成に関する調査研究 1/31
- ・28年度予算に関する調査研究 2/3
- ・協働提案事業に関する調査研究 2/6
- ・ふるさと納税返礼品に関する調査研究 2/9, 2/10
- ・男女共同参画実態調査に関する調査研究 2/13
- ・自治体業務外部委託に関する調査研究 2/26, 2/17
- ・保育所整備特区制度に関する調査研究 2/20
- ・放課後等デイサービス事業者に関する調査研究 2/23, 2/24
- ・ビーチバレーコート整備に関する調査研究 3/2

- ・図書館整備に関する調査研究 3/3
- ・放課後事業に関する調査研究 3/6
- ・通級学級利用に関する調査研究 3/9
- ・中学生部活動に関する調査研究 3/10
- ・杉並区健康推進計画に関する調査研究 3/13
- ・ひとり親家庭支援と慰労費に関する調査研究 3/16
- ・子ども食堂の運営に関する調査研究 3/17
- ・動物殺処分に関する調査研究 3/21, 3/23
- ・高齢者歯科医療に関する調査研究 3/27
- ・認知症家庭支援に関する調査研究 3/30

以上、合計 117 日分の勤務に対し、人件費として 465000 円を政活費から支出した。

吉田あい議員 人件費

吉田議員の政務活動補助職員はすべて吉瀬光孝¹である。下記のように「9:00-17:00 10,000 円」の勤務が多く、1日8時間という長時間であるが勤務場所は一切明らかにされていない。政務活動との関連性の具体的な説明はない。

名簿整理・名簿作成・名簿整理作業の勤務は政務活動ではないので、100000 円の返還を求める。名簿整理以外の勤務 442789 円の 50%、221394 円の返還を求める。

合計で人件費について 321394 円の返還を求める。

4月 50000 円

- 4 (月) 9:00-17:00 10,000 円 名簿整理
- 5 (火) 9:00-17:00 10,000 円 名簿整理
- 12 (火) 9:00-17:00 10,000 円 都市農業振興法に関する調査研究
- 21 (木) 9:00-17:00 10,000 円 熊本地震等の震災に関する資料収集
- 29 (金) 9:00-17:00 10,000 円 熊本地震等の震災に関する資料収集

5月 50000 円

- 9 (月) 9:00-17:00 10,000 円 名簿整理
- 11 (水) 9:00-17:00 10,000 円 待機児童に関する調査研究・情報収集
- 21 (土) 9:00-17:00 10,000 円 熊本地震等の震災に関する資料収集
- 22 (日) 9:00-17:00 10,000 円 動物愛護に関する自治体取組みの情報収集
- 27 (金) 9:00-17:00 10,000 円 商店街の騒音に関する陳情聴取

6月 50000 円

- 1 (水) 9:00-17:00 10,000 円 保育園の民営化に関する情報収集
- 7 (火) 9:00-17:00 10,000 円 名簿整理
- 10 (金) 13:00-20:00 10,000 円 高円寺駅前外飲みに関する陳情対応
- 20 (月) 9:00-17:00 10,000 円、高円寺駅前外飲みに関する陳情対応

- 28 (火) 9:00-17:00 10,000 円、高円寺駅前外飲みに関する陳情対応
8月 50000 円
- 1 (月) 9:00-17:00 10,000 円、学校におけるオリパラ教育の研究、資料収集
 11 (木) 9:00-17:00 10,000 円、イジメに関する陳情聴取
 12 (金) 9:00-17:00 10,000 円、イジメに関する陳情聴取
 20 (土) 9:00-17:00 10,000 円、高円寺駅前外飲みに関する陳情対応
 30 (火) 9:00-17:00 10,000 円、動物愛護法に関する資料作成
9月 50000 円
- 2 (金) 9:00-17:00 10,000 円 名簿作成
 5 (月) 9:00-17:00 10,000 円 名簿作成
 9 (金) 9:00-17:00 10,000 円 介護保険法の改正に関する情報収集
 13 (金) 9:00-17:00 10,000 円 地域密着型通所介護に関する情報収集
 23 (金) 9:00-17:00 10,000 円、高円寺駅前外飲みに関する陳情対応
 30 (金) 9:00-17:00 10,000 円、ご近所トラブル (ゴミ出し) に関する陳情対応
10月 50000 円
- 4 (火) 9:00-17:00 10,000 円、防犯カメラに関する各自治体の取組み調査
 12 (水) 9:00-12:00 5000 円、中学校の武道必修に関する資料収集
 16 (日) 9:00-12:00 5000 円、高円寺駅前外飲みに関する陳情対応
 24 (月) 9:00-17:00 10,000 円、平成 28 年決算号区政報告発送作業
 27 (木) 9:00-17:00 10,000 円、平成 28 年決算号区政報告発送作業
 29 (土) 9:00-17:00 10,000 円、平成 28 年決算号区政報告発送作業
 30 (日) 9:00-17:00 10,000 円、平成 28 年決算号区政報告発送作業
11月 50000 円
- 5 (土) 9:00-17:00 10,000 円、名簿整理作業
 8 (火) 9:00-17:00 10,000 円、名簿整理作業
 14 (月) 9:00-12:00 5000 円 保育園入園に関する陳情聴衆、対応 (原文のママ)
 22 (火) 9:00-17:00 10,000 円、他区の保育園民営化に関する資料収集
 28 (月) 9:00-17:00 10,000 円、23 区における公衆浴場への補助に関する資料収集
 29 (火) 9:00-17:00 10,000 円、老々介護に関する陳情聴衆、対応 (原文のママ)
12月 50000 円
- 5 (月) 9:00-17:00 10,000 円、区への敷地提供に関する意見聴取
 10 (土) 9:00-17:00 10,000 円、区への敷地提供に関する意見聴取
 19 (月) 9:00-17:00 10,000 円、都市計画道路に関する陳情聴取、対応
 26 (月) 9:00-17:00 10,000 円、学区外入学に関する陳情聴取、対応
 28 (水) 9:00-17:00 10,000 円、名簿整理作業
1月 50000 円
- 7 (土) 9:00-17:00 10,000 円 保育園入園に関する陳情聴取、対応

10 (火) 9:00-17:00	10,000 円	待機児童に関する資料収集
14 (土) 9:00-12:00	5000 円	保育園入園に関する陳情聴衆、対応 (原文のママ)
18 (水) 9:00-17:00	10,000 円	商店街の騒音に関する陳情聴取
23 (月) 9:00-17:00	10,000 円	介護保険に関する陳情&調査研究
31 (火) 9:00-17:00	10,000 円	各自治体の国際都市交流に関する資料収取 (原文のママ)
2月 50000 円		
6 (月) 9:00-17:00	10,000 円	独居高齢者支援に関する陳情聴取、対応
11 (土) 9:00-12:00	5000 円	保育園入園に関する陳情聴衆、対応 (原文のママ)
19 (日) 9:00-17:00	10,000 円	パワハラに関する陳情聴取、対応
22 (水) 9:00-17:00	10,000 円	ひとり親家庭等の医療費に関する他区の状況調査
25 (土) 9:00-12:00	5000 円	保育園入園に関する陳情聴衆、対応 (原文のママ)
27 (月) 9:00-17:00	10,000 円	国民保健・介護保険の改定に関する資料収集
3月 37789 円		
3 (金) 9:00-17:00	10,000 円	他区の帰宅困難者対策の調査、資料収集
6 (月) 9:00-17:00	10,000 円	他区の若年認知症対策の調査、資料収集
15 (水) 9:00-12:00	5000 円	名簿整理作業
21 (火) 9:00-12:00	5000 円	名簿整理作業
27 (月) 9:00-17:00	10,000 円	平成 29 年春号区政報告発送作業
30 (木) 9:00-17:00	10,000 円	平成 29 年春号区政報告発送作業
31 (金) 9:00-17:00	10,000 円	平成 29 年春号区政報告発送作業

横山えみ議員人件費

公明党議員の中で人件費を計上しているのは横山えみ議員のみである。

5名の政務活動補助職員に人件費を払っている。すべて時給は1000円である。

勤務時間は2~5時間と一定していないが、総て勤務場所は明らかにされていない。

人件費は281000円が計上されている

・政務活動費領収書整理補助等の48時間・通信返却物住所整理等の6時間は政務活動ではないので返還を求める。

他の227000円は按分の原則に基づいて、50%113500円の返還を求める。

人件費について、合計 167500円の返還を求める。

岡田恭子

・ 政務活動費領収書整理補助等

4/12 (4時間) 5/14(4時間) 5/28 (2時間) 6/11 (2時間) 6/25 (2時間) 7/23 (2時間)

8/9 (4時間) 8/20 (2時間) 9/13 (4時間) 9/20 (4時間) 10/15 (2時間) 12/20 (4時間) 1/21 (2時間) 1/24 (4時間) 2/21 (4時間) 3/25 (2時間)

・ 通信返却物住所整理等

12/3 (2時間) 12/6 (4時間)

・ 区政相談補助等

4/2 (2時間) 4/5 (4時間) 4/16 (2時間) 5/7 (2時間) 5/17 (4時間) 6/4 (2時間) 6/14 (4時間) 7/2, (2時間) 7/5 (4時間) 7/9 (2時間) 8/2 (2時間) 8/13 (2時間) 9/3, (2時間) 9/10 (2時間) 10/1 (2時間) 10/8 (2時間) 10/22 (2時間) 11/1 (4時間) 11/12 (2時間) 12/10 (2時間) 12/17 (2時間) 12/24 (2時間) 1/7 (2時間) 1/10 (4時間) 1/14 (2時間) 1/28 (2時間) 2/4 (2時間) 2/7 (4時間) 2/25 (2時間) 2/28 (2時間) 3/4 (4時間) 3/18 (2時間) 3/21 (4時間)

・ 区政資料整理補助等

4/9 (2時間) 4/23 (2時間), 4/26 (4時間) 5/10 (4時間) 5/21 (2時間), 5/24 (4時間) 6/7 (4時間) 6/18 (2時間) 6/21 (4時間) 7/12 (4時間), 7/16 (2時間) 7/19 (4時間) 8/6 (2時間) 8/16 (4時間) 8/23 (2時間) 9/6, (4時間) 9/17 (2時間) 9/24 (2時間) 10/4 (4時間) 10/11 (4時間) 10/18 (4時間) 11/5 (2時間) 11/8 (4時間) 11/15 (4時間) 11/22 (4時間) 12/13 (4時間) 1/17 (4時間) 2/14 (2時間) 2/18 (4時間) 3/7 (2時間) 3/11 (2時間) 3/14 (4時間)

小林恵子・通信郵送事務手伝い 4/5 (5時間)

佐渡山静江・通信郵送事務手伝い 4/5 (5時間)、4/6 (5時間)

鈴木則子・通信郵送事務手伝い 4/5 (5時間) 4/6(5時間) 4/7 (5時間)

中村善子・区政報告 NO43 発送のため、郵送名簿整理等 11/20 (4時間)

11/23 (4時間) 11/26 (2時間)

はなし俊郎議員人件費

はなし議員の政務活動補助職員はすべて清水孝氏である。下記のように「10:00-17:00 6000円」の勤務が多く、1日7時間という長時間であるが勤務場所は一切明らかにされていない。調査内容が多岐にわたり、且つ専門的分野の調査が多いが、清水孝氏の専門は何であろうか。清水孝氏についての説明はない。多岐にわたる専門的な調査であるが、はなし議員からは、政務活動との関連性の具体的な説明はない。よって按分の原則に基づき、50%に当たる 300000円の返還を求める。

4月 50000円

4(月) 10:00-17:00 6000円、他区での自転車走行路調査

5(火) 10:00-17:00 6000円、他区での自転車走行路調査

8(金) 10:00-17:00 6000円、他区での自転車走行路調査(幹線道路)

12(火) 9:00-17:00 7000円、他区の幹線道路での自転車走行路調査

13(水) 9:00-17:00 7000円、他区の幹線道路での自転車走行路調査(表示)

18(月) 9:00-17:00 7000円、他区の幹線道路での自転車走行路調査

19(火) 9:00-17:00 7000円、他区の幹線道路での自転車走行路調査(表示)

23(土) 9:00-17:00 7000円、他区の幹線道路表示の調査

5月 50000円

6(金) 10:00-17:00 6000円、他区の幹線道路での自転車走行路調査(表示)

9(月) 9:00-17:00 7000円、他地区の自転車走行路表示の調査・都道

12(木) 9:00-17:00 7000円、他地区道の自転車走行路表示調査・電柱の位置

19(木) 9:00-17:00 7000円、他地区での自転車走行路表示の調査(都道)

23(月) 9:00-16:00 6000円、他地区道での自転車走行路表示調査電柱の位置

24(火) 9:00-17:00 7000円、他地区道での自転車走行路表示調査電柱の位置

25(水) 9:00-16:00 6000円、他地区での自転車走行路表示調査・都道

27(金) 10:00-17:00 6000円、他区の幹線道路での自転車走行路調査(表示)

6月 50000円

4(土) 9:00-17:00 7000円、他区の幹線道路での自転車走行路調査(表示)

6(月) 9:00-17:00 7000円、電柱の地中化(他区地区)調査

7(火) 9:00-17:00 7000円、電柱の地中化(他区地区)調査

8(水) 9:00-17:00 7000円、東京都の電柱の地中化計画の調査

15(水) 9:00-17:00 7000円、東京都の電柱の地中化(他区地区)第一次の調査

17(金) 9:00-17:00 7000円、三多摩地区の電柱の無電化計画状況調査

18(土) 10:00-17:00 6000円、三多摩地区の電柱の無電化計画調査

21(火) 10:00-17:00 6000円、武蔵野市・西東京市の電柱無電化状況調査

23(木) 10:00-17:00 6000円、武蔵野市・西東京市の電柱無電化調査

7月 50000円

6(水) 10:00-17:00 6000円、三多摩地区の電柱の無電化計画調査

7(木) 9:00-17:00 7000円、武蔵野市・西東京市の電柱無電化調査

8(金) 9:00-17:00 7000円、武蔵野市駅周辺街づく・幹線道路の自転車道調査
(原文のママ)

12(火) 9:00-17:00 7000円、武蔵野市駅周辺街づくり市道路自転車道計画等調査

13(水) 9:00-17:00 7000円、武蔵野市駅周辺街づくり市道路無電柱化計画等調査

21(木) 9:00-17:00 7000円、三鷹駅周辺市道自転車道計画調査

22(金) 9:00-17:00 7000円、吉祥寺駅周辺市道自転車道計画調査

26(火) 10:00-17:00 6000円、吉祥寺駅周辺市道自転車道計画調査

8月 50000円

1(月) 9:00-17:00 7000円、高齢者口腔問題調査

2(火) 9:00-17:00 7000円、高齢者口腔ケア問題調査

4(木) 9:00-17:00 7000円、体の筋肉(高齢者の筋力)調査

5(金) 9:00-17:00 7000円、手足の筋肉(高齢者の筋力)調査

9(火) 9:00-17:00 7000円、保育園建設予定地(杉並区内)調査

- 10 (水) 9:00-17:00 7000 円、高齢者の顎筋力調査
24 (水) 9:00-17:00 7000 円、高齢者の腕筋力調査
25 (木) 9:00-17:00 7000 円、高齢者の脚筋力調査

9月 50000 円

- 2 (金) 9:00-17:00 7000 円、青年期の口腔問題調査
3 (土) 10:00-17:00 6000 円、青年期の口腔ケア問題調査
8 (木) 9:00-17:00 7000 円、中年期の口腔問題調査
15 (木) 9:00-17:00 7000 円、初老期の口腔問題調査
16 (金) 9:00-17:00 7000 円、初老期の口腔ケア問題調査
17 (土) 9:00-17:00 7000 円、初老期の口腔ケア問題調査
20 (火) 9:00-17:00 7000 円、少年期の口腔問題調査
21 (水) 9:00-17:00 7000 円、口腔ケアの調査 (幼少期)

10月 50000 円

- 8 (土) 9:00-17:00 7000 円、幼少期の口腔問題調査
15 (土) 13:00-17:00 4000 円、中年期と初老期の筋肉 (下半身) 調査
18 (火) 9:00-17:00 7000 円、中年期と初老期の筋肉 (下半身) 調査
19 (水) 9:00-17:00 7000 円、中年期と初老期の筋肉 (下半身) 調査
20 (木) 9:00-17:00 7000 円、中年期と初老期の筋力予備能力調査
21 (金) 9:00-17:00 7000 円、高齢者の筋力予備能力調査
27 (木) 11:00-17:00 5000 円、サルコペニア等・予防調査
28 (金) 9:00-17:00 7000 円、高齢者の筋力予備能力調査

11月 50000 円

- 1 (火) 9:00-17:00 7000 円、サルコペニア等についての調査 (高齢者)
2 (水) 9:00-17:00 7000 円、高齢者の脆弱についての調査
4 (金) 10:00-17:00 6000 円、高齢者の脆弱についての調査
7 (月) 9:00-17:00 7000 円、脆弱とサルコペニアの関係調査
8 (火) 9:00-17:00 7000 円、脆弱とサルコペニアの関係調査
10 (木) 9:00-17:00 7000 円、脆弱とサルコペニアの関係調査
12 (土) 9:00-17:00 7000 円、脆弱とサルコペニアの関係調査
14 (月) 13:00-17:00 4000 円、脆弱とサルコペニアの関係調査

12月 50000 円

- 2 (金) 9:00-17:00 7000 円、東京都の道路整備計画調査
3 (土) 10:00-15:00 4000 円、フレイル予防調査
5 (月) 9:00-17:00 7000 円、フレイル予防研究調査
6 (火) 9:00-17:00 7000 円、フレイル予防研究調査
9 (金) 9:00-17:00 7000 円、フレイル予防研究調査
14 (水) 9:00-17:00 7000 円、フレイル予防研究調査

15 (木) 9:00-17:00 7000 円、フレイル予防対策研究調査

16 (金) 9:00-17:00 7000 円、フレイル予防対策研究調査

1月 50000 円

10 (火) 9:00-17:00 7000 円、フレイル研究調査

11 (水) 9:00-17:00 7000 円、フレイル研究調査

17 (火) 9:00-17:00 7000 円、私道路の旧下水設備の取り替え調査

18 (水) 9:00-17:00 7000 円、私道路の旧下水設備の取り替え調査

19 (木) 9:00-17:00 7000 円、私道路から区道への研究調査

20 (金) 9:00-17:00 7000 円、高齢者への運動機能状況調査

23 (月) 9:00-17:00 7000 円、高齢者の運動機能アップ研究調査

26 (木) 9:00-17:00 7000 円、青年と高齢者の咀嚼機能差調査

2月 50000 円

1 (水) 12:00-17:00 5000 円、青年と高齢者の咀嚼機能差調査

2 (木) 9:00-17:00 7000 円、嚥下機能低下状況の調査

6 (月) 9:00-17:00 7000 円、摂食嚥下機能障害の調査

7 (火) 9:00-17:00 7000 円、摂食嚥下機能障害の調査

8 (水) 9:00-17:00 7000 円、摂食嚥下機能障害の治療調査

9 (木) 9:00-17:00 7000 円、視覚からの摂食障害調査

10 (金) 12:00-17:00 5000 円、視覚からの摂食障害調査

20 (月) 9:00-17:00 7000 円、高齢者の砂地での体力維持の効用調査

3月 50000 円

1 (水) 9:00-17:00 7000 円、都市計画道路の調査

2 (木) 9:00-17:00 7000 円、狭隘道路の整備の調査

4 (土) 9:00-17:00 7000 円、フレイルの認知機能調査

5 (日) 9:00-17:00 7000 円、フレイルの識別機能の調査

11 (土) 9:00-17:00 7000 円、フレイルの識別機能 i11 チェックの調査

12 (日) 9:00-17:00 7000 円、フレイルの識別機能 i11 チェックの調査

17 (金) 12:00-17:00 5000 円、区道申請条件（私道より）の研究調査

18 (土) 9:00-17:00 7000 円、区道申請条件の研究調査

松浦芳子議員の人件費

松浦芳子議員の人件費はすべて時給 1000 円とされ、下記の様に、早い日は朝 7 時から、遅い日は夜 22 時まで勤務している。しかし、勤務場所は明示されていない。

更に、その雇用人の勤務内容が、区政報告関係の業務が 100%とされているが、一般的に、多くの区議会議員の活動は、広範にまたがっていると推測される。

従って、政務活動費の計上を行う際には、多くの費用項目について、按分による計上が一

般的になっている。松浦議員は、雇用人の勤務内容は、区政報告の発送準備、資料整理、ポスティング等とし、すべてが、政務活動の交付条例が規定する活動に該当するとしているが、請求人は、各雇用人の勤務内容を説明・開示することを要請する。その内容に、疑義がある場合は、計上した人件費 201,000 円の 50%100,500 円の返還を求める。

4月分 合計 21000 円

窪嶋優子人件費 16000 円

4月1日金 13:00-17:00 4000 円 区政報告春号ポスティング

4月4日月 13:00-17:00 4000 円 区政報告春号ポスティング

4月5日火 13:00-17:00 4000 円 区政報告春号ポスティング

4月6日水 13:00-17:00 4000 円 区政報告春号ポスティング

橘和歌子 5000 円

4月1日金 13:00-15:00 2000 円 区政報告春号ポスティング

4月2日土 13:00-15:00 2000 円 区政報告春号ポスティング

4月3日日 13:00-14:00 1000 円 区政報告春号ポスティング

6月分 合計 10000 円

島本昌彦 10000 円 (昼休憩なし)

6月14日火 8:00-13:00 5000 円 区政報告春号発送後のデータ修正入力

6月17日金 8:00-13:00 5000 円 区政報告春号発送後のデータ修正入力

9月分 合計 20000 円

中島祥江 10000 円

9月20日火 13:00-18:00 5000 円 区政報告秋号用資料整理

9月28日水 13:00-18:00 5000 円 区政報告秋号用資料整理

島本昌彦 10000 円 (昼休憩なし)

9月27日火 9:00-14:00 5000 円 区政報告秋号用データ入力

9月28日水 9:00-14:00 5000 円 区政報告秋号用データ入力

10月分 (50,000 円)

窪嶋優子 24000 円

10月28日金 15:00-20:00 5000 円 区政報告秋号発送準備

10月29日土 10:00-18:00 7000 円 区政報告秋号発送準備

10月30日日 10:00-18:00 7000 円 区政報告秋号発送準備

10月31日月 15:00-20:00 5000 円 区政報告秋号発送準備

越村茂子 28000 円

10月28日金 11:00-19:00 7000 円 区政報告秋号発送準備

10月29日 上 10:00-18:00 7000円 区政報告秋号発送準備
10月30日 日 10:00-18:00 7000円 区政報告秋号発送準備
10月31日 月 11:00-19:00 7000円 区政報告秋号発送準備

11月分 (50,000円)

中島祥江 31000円

11月1日 火 11:00-19:00 7000円 区政報告秋号発送準備
11月2日 水 11:00-19:00 7000円 区政報告秋号発送準備
11月4日 金 11:00-19:00 7000円 区政報告秋号発送準備
11月5日 土 13:00-18:00 5000円 区政報告秋号ポスティング
11月28日 月 13:00-18:00 5000円 区政報告秋号ポスティング

橘和歌子 20000円

11月1日 火 9:00-18:00 8000円 区政報告秋号発送準備
11月2日 水 9:00-18:00 8000円 区政報告秋号発送準備
11月3日 木 13:00-17:00 4000円 区政報告秋号発送準備

3月分 合計 50000円

中島祥江 13000円

3月27日 月 13:00-18:00 5000円 区政報告春号発送準備
3月28日 火 9:00-18:00 8000円 区政報告春号発送準備
増井曉美 13000円
3月27日 月 13:00-18:00 5000円 区政報告春号発送準備
3月28日 火 9:00-18:00 8000円 区政報告春号発送準備

越村茂子 24000円

3月26日 日 13:00-22:00 8000円 区政報告春号発送準備
3月27日 月 7:00-16:00 8000円 区政報告春号発送準備
3月28日 火 7:00-16:00 8000円 区政報告春号発送準備

以上

杉並区監査委員御中

2018年5月28日

平成 28 年度政務活動費の監査請求に関わる意見陳述において、下記の証拠書類等を追加提出します。

提出資料 1. 監査請求の継続について

提出資料 2. 平成 18～27 年度政務調査・活動費の監査請求に対する監査結果書
に記載された監査基準及び監査委員の意見・要望等のまとめ

提出資料 3. かすみがうら市の住民が訴えた「政務調査費交付取消しとその返還措置
請求事件」の最高裁判決（平成 22 年 3 月 23 日）

請求人（別紙）



A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

提出資料 1. 監査請求の継続について

甲 は、平成 18 年度から平成 27 年度までの区議会議員の政務調査費（平成 25 年から政務活動費に変更）について、監査請求を行ってきた。その間、平成 13 年に制定された政調費条例が、平成 19 年 5 月に改訂され、収支報告書に領収証等の添付が義務付けられ、それに応じて、施行規則が改訂され、更に、その年に、初めて議長訓令が出された。平成 20 年に、その議長訓令で、政調費使途基準細目により、政調費の使途が具体的に規定され、その後、平成 22 年、23 年に議長訓令の改定が行われてきた。又、平成 21 年 6 月には、議会内に、議長の諮問委員会として、正式な政務調査費検討委員会が発足している。しかし、この委員会は非公開となっており、公金が交付される政務調査・活動費の在り方を討議する公式の委員会が、何故、このような秘密会議の形を取るのか、あるいは、取らざるを得ないのか、一般区民の感覚からは、到底理解できないことであるが、議長訓令の歩みに加え、少なくとも、議会内に、政務調査・活動費の在り方を討議する委員会が出来たことに、期待を持ってきた。

しかし、当請求人による政務調査・活動費の返還請求に対して、監査結果は、平成 19 年度政務調査費を除き、多くの場合、一部の議員の返還を認めるにとどまり、平成 23 年度以降の政務調査・活動費の返還請求に対しては、「請求人の主張は理由がない」として「棄却」されてきた。ただ、誤記控除等の理由で、収支報告書の訂正と自主返還が行われている。

一方、「提出資料 2」に、平成 18 年度以降の政務調査・活動費の監査請求に対する監査結果書に記載された監査基準及び監査委員の意見・要望等のまとめを示した。

平成 22 年度政務調査費の監査以降は、「監査の基本的な考え方と視点」として、6 項目が記されており（ただし、平成 25 年度政務活動費への変更に伴い、(1)、(2)の一部が変更されている）、以下に、平成 27 年度政務活動費の監査結果書から抜粋した。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものである。
- (2) 会派及び議員の政務活動は、多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、平成 25 年 3 月から、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることのできる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めた。（平成 22 年度政調費の監査結果書には、平成 16 年 4 月 14 日の東京高裁判決を引用して「その経費は、調査研究に有益な費用も含まれるべきである」と記されていた。）
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会の自律性やそれを構成す

る会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務調査活動に執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、どのような政務活動調査を行い、いかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきと解するのが妥当である。

- (4) しかし反面、政務調査費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない、また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務調査費条例及び施行規則に加え、区議会による自主的ルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務調査費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反がうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していない」と基本的に解されている。(平成 21 年 12 月 17 日最高裁判決)
- (6) 以上から、本件監査に於いて、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務調査費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた使途基準細目等に照らし、また透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断する。(下線は、請求人による)

請求人は、平成 25 年度政務活動費の監査請求の意見陳述の際に、上述の (5) について、最高裁判決の一部を抜き出し、監査の基本的考え方・視点としているが、それは、判決の適正な理解・解釈に基づいておらず、政務調査費の監査自体に歯止めがかかってきた要因の一つと判断し、監査の基本的なあり方の是正を求めた(参照：平成 25 年度政務活動費の監査請求の追加資料 1)。

これに対して、当該監査結果書に、「その当否について見解を明らかにする」として、「政務活動費と監査の使途適合性審査について」と題した見解が記されている。その結語として、以下の「監査委員の考え方」が記されている。

- ① 会派・議員が出した領収書等の資料から政務活動費の使途違反が疑われる場合は、必要に応じ調査を行い、適正に判断すべきであることは言うまでもないが、各会派・議員の自主性、自律性を尊重することも考慮すべきであり、基本的には、監査委員が会派・議員の活動の一つひとつ立ち入り、その当否を問題にするのではなく、当該会派・議員が提出した領収書等の基礎的な判断材料に基づき、一般的、外形的に判断を行うのが相当と解されるのである。
- ② 請求人の請求内容・主張をみると、違法・不当とする具体的な理由等を示した請

求が一部に認められるが、その一方で、さしたる理由や事実を示すこともなく、監査委員に職権による調査を求めるなどとする主張が少なからず見受けられる。これらは、政務活動費の性格と、それを踏まえた監査のあり方についての基本的な理解を欠いているものといわざるを得ない。よって、上記の監査に対する是正の求めは失当である。(下線は、請求人による)

この「失当」との判断(平成27年6月)に対して、平成27年度政務活動費の監査請求の意見陳述の際(平成29年5月29日)に、請求人の捉え方を述べたが、その中で、<我々請求人の監査請求が「杜撰(ずさん)そのもの」であると結論づけられ、ある意味で、落第点の我々には監査請求の資格なしと聞こえてきたが、請求人の「是正要求」は変わっていない>とした。

以下に、「政務活動費の監査の請求」を継続することによって、請求人として、「何を期待しているかを」を記した。

- 「監査の基本的な考えと視点」の(3)と(4)に記されている様に、「いかなる政務活動費を支出するかは、基本的に会派及び議員の「自律的判断」に委ねるべきであるが、一方、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならないが、また、それらを客観的に確認できるように「使途の透明性」を確保することが必須であると解する。
では、会派及び議員の「政務活動費支出の自律的判断」の適合性・正当性は、どの様に確認できる、するのであろうか。それは、言い換えれば、「使途の透明性」を、どのように確保するか、そのための仕組みを、どのように構築しうるかにかかっているか、と捉えてきた。
- その出発点が、議会が自律的に定める「政務活動に要する経費細目」の実施内容の明確化とその遵守を達成することと解している。
そのためには、議会・会派・議員が、「政務活動費は公金」であり、「監査の基本的な考えと視点」の(2)に、明文化されているように、「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」との認識を、議会内で共有し、「政務活動に要する経費細目」をより明確に、分かり易い形で開示することが必須である。
- 言い換えれば、議会・会派・議員の自律性の下に、上述の点を、的確に実施し、政務活動費収支報告書及び領収書等の添付資料の内容を、より明確にすることである。それにより、どんな目的をもって政務活動がなされ、どんな経費が発生したかなどの活動情報の多くが「自律性」の下に開示され、その結果として、「政務活動費情報の透明化」を図りうると解している。

まとめると、課題は、この「透明性の確保」をいかに「現実化する」ことにかかっていると捉えている。我々が、疑義ありと指摘してきたことの多くは、「普通の市民としての感覚」から、この使途、この支出は、公金イコール我々の血税の使い道、道理に反していないのだろうかとの疑義・疑問から出発している。

ただ、残念ながら、我々請求人は、それらの疑義のある使途を、徹底的に解明する武器を十分に手にしているわけではなく、従って、法令で定められた監査委員の調査権限、区議会議長の調査権限によって、会派・議員が提出する収支報告書の透明性が確保され、それらの疑義が解明されることを期待してきたのが実情である。

上述した様に、「政務活動費の監査の請求」を継続することによって、公金による政務活動の関連情報の「透明性の確保」が、より高いレベルに達することを願っている。

最後に、かすみがうら市の住民が訴えた「政務調査費交付取消しとその返還措置請求事件」の最高裁判決（平成 22 年 3 月 23 日）の要旨を参考資料として添付した（提出資料 3）。

以上

追加提出資料 2 :

<平成 18～27 年度政務調査・活動費監査請求の監査結果書記載の

監査基準と監査委員の意見・要望等のまとめ>

1. 平成 18 年度政調費監査請求 - 請求日：平成 20 年（2008 年）4 月
監査結果 平成 20 年 6 月（会派・議員名は、アルファベット表記）
請求に主張には理由がなく、棄却、自主返還額：
2. 平成 19 年度政調費監査請求 - 請求日：平成 21 年（2009 年）4 月
監査結果 平成 21 年 6 月（会派・議員名は、アルファベット表記）
要返還額 - 3,530,526 円、自主返還額 - 3,396,919 円

監査基準（抜粋）

1) 政調費の用途に関する基本的な考え方について

請求人は、「政務調査費は、地方自治法第 232 条の 2 に定める補助金であり、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきであり、また、調査研究項目と杉並区の関連性が明確になされなければ、必要最低限の経費を交付されるべきである」と主張する。

まず、平成 12 年改正による政務調査費の制度化は、それまでの補助金としての「調査研究費」等の支出を改め、地方議会の活性化、審議能力の強化のために地方議員の調査活動基盤の充実を図る点から新たに自治法第 100 条第 14 項を定めたものである。従って、政務調査費の支出にあたって公益性が求められるのは当然であり、広い意味では地方自治法第 232 条の 2 の規定が適用されるにしても、より直接的には、第 100 条第 14 項並びにそれに基づく政務調査費等の規定により判断されるべきである。次に、調査研究項目と杉並区との関連性について、請求人は、例えば、広報費として支出されている区政報告書の内容について、単なる議会での質問内容を掲載するにとどまるようなものは政務調査費とはいえず、不当な支出であると主張している。この点について、東京高裁判決（平成 16 年 4 月 14 日）は、「議員の調査研究に資するための経費とは、その文言上、調査研究に用いられる費用に限られるものではなく、上記政務調査費交付制度の趣旨に鑑みると、議会の活性化を図るため議員の調査研究基盤を充実させその審議能力を強化させるという観点からみて、調査研究のために有益な費用も含まれるべきである」と述べ、間接的な経費も認める趣旨を判示している。現実問題として、政務調査活動と様々な議員としての活動を峻別することは困難と思われることなども勘案すると妥当な判断というべきであり、請求人の主張には同意できない。

2) 用途基準の性格と、会派及び議員の自律性について

政務調査費条例第 9 条が、「会派及び議員は、政務調査費を規則で定める用途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するために必要な経費以

外のものにあってはならない」と規定し、施行規則第 6 条に用途基準が定められている。更に、「政務調査費の取扱いに関する規定の運用にあたっての留意事項」（平成 19 年 3 月 30 日）に、経費の按分についての基準が示されている。

さて、こうした用途基準の規範性に対して、請求人は、「政務調査費の用途は議員ら受給者側の自律規定のみに委ねることは許されず、社会通念上許されないと判断される支出に関しては返還を求める司法判断が積み重ねられている」とし、用途基準に適合するものであっても、社会通念上許されないと判断されるものや、説明が不十分で用途を特定できないような支出は認められない」と主張する。

一方、抗弁書は、まず、用途基準は制限列举ではなく例示としてしめたものである、とする。次に、「用途基準に合致しているかどうかは、会派又は議員の良識に委ねるべきであり」として、会派又は議員の自律性を主張する。なお、用途基準に表現されていない支出についての判断の明確な記載がないが、第一義的には会派又は議員にゆだねられていると解していると思われる。

さて、抗弁書前段の、用途基準を「参考」であり、「指針」であるとする見解は、政務調査費条例第 9 条が、後半部分の規定をあえて定めていることなどからも首肯できるところであり、請求人の主張とも特段矛盾しない。また、後段は、条例 9 条後半分の記載内容である「区政に関する調査研究に資するために必要な経費」であるかどうかの判断を、だれがどのような方法で行うかであるが、請求人はそれを、会派又は議員の区民に対する説明責任の徹底と、そのための、領収証等を含めた情報開示方法の改善を求めており、その限りにおいては、抗弁書の内容とも矛盾しない。またこの間、領収書の提出や用途基準細目を定めて、手続きや基準の客観化を進めてきた区議会の政務調査費に関する制度改革の方向とも一致する。相違点は、請求人は、実際の政務調査費の支出において、不適切なものがあまりに多く、とするのに対して、抗弁書は、不適切かどうかの判断は、最終的には会派や議員の自律性に委ねるべきであり、「合理性ないし必要性を欠くことが明らか」な支出以外は、会派又は議員の良識に基づき判断が尊重されるべきである、としている点である。

区議会事務局の抗弁書は、その主張の根拠の一つとして、平成 17 年 5 月 26 日名古屋地裁判決を挙げ、政治活動の自由の保障を根拠に論理を展開している。しかし同時に、請求人が主張するように、相当数の裁判において、用途が不適切であり返還を命じる、という趣旨の判決がなされていることも事実である。例えば、平成 19 年 4 月 26 日の仙台高裁判決、同年 12 月 20 日仙台高裁判決である。これらは、政治活動の自由を保障するという観点から会派や議員の良識に基づく判断を尊重することの必要性を正面から否定するのではなく、政務調査費で支出された行為が、政治活動の自由の保障との調整を図らなければならない「区政に関する調査研究に資するため」の行為に当たるかどうか、という観点から支出の妥当性を判断しようとするものである。

こうした判例の傾向を踏まえると、結果として会派や議員の判断を基本的に是認し、そこにとどまってしまうがちな抗弁書の見解は十分ではなく、会派や議員の

自律性を認めつつも、同時に、抗弁書の表現を借りれば「合理性ないし必要性を欠くことが明らかな」支出であるかどうかをチェックすること、逆に言えば、区民のチェックを可能とするように、説明責任の強化、透明性の確保、情報開示の徹底が求められているということが出来る。

以上から、本件監査においては、政治活動の自由の保障の必要性を認める立場から会派や議員の良識に基づく判断を尊重するという視点を基本としつつも、個別の判断においてはそれのみにとどまることなく、説明責任の強化、透明性の確保、情報開示の徹底を図るといった観点なども加味して、総合的に判断していくものとする。

展望（抜粋）

議会が率先して議会改革に取り組み、その一環として、政務調査費についても、説明責任の強化、透明性の確保といった観点から進められてきている。残念ながら、一部には、理解や判断の違いなどからくると思われる問題状況が散見されたとはいえ、全体としては、大きな成果を挙げてきていると評価しているところである。

3. 平成 20 年度政調費監査請求 - 請求日：平成 22 年（2010 年）4 月

監査結果 平成 22 年 6 月（会派・議員名は、アルファベット表記）

要返還額（1 議員） - 245,113 円、

その他の請求については、これまでに述べてきた理由により棄却する。

誤記控除等による自主返還額 - 3,272,238 円

請求人の包括的な主張についての判断

（1）政務調査費に関する基本的な考え方

平成 19 年度政調費監査請求の監査結果（平成 21 年 6 月）記載の判断に準ずる。

（2）政務調査費の用途と会派及び議員の自律性

平成 19 年度政調費監査請求の監査結果（平成 21 年 6 月）記載の判断に準ずる。

意見要望 記載なし

4. 平成 21 年度政調費監査請求 - 請求日：平成 22 年（2010 年）12 月 13 日

監査結果 平成 23 年 2 月

要返還額（1 議員） - 245,113 円、自主返還額 - 1,989,439 円

判断

主要項目別判断 - 請求人が掲げた「14 項目の検証の基準」に対する判断

計上年度、交付される政務調査費を超える収支報告書、按分比、領収書、会費、交通費、視察費・研修費、会議費、資料購入費、広報費、事務費、備品購入費、事務所費、人件費（詳細内容省略）

意見要望 記載なし

5. 平成 22 年度政調費監査請求 - 請求日：平成 24 年（2012 年）4 月 25 日

監査結果 平成 24 年 6 月

要返還請求額（1 議員） - 163,100 円、自主返還額 - 856,822 円

判断

監査の基本的な考え方と視点（要約）

- (1) 政務調査費の交付の対象、額及び方法並びにその用途の透明性を確保する方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による区政に関する政務調査活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様である。その経費は、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、調査研究に有益な費用も含まれるべきである。
(平成 16 年 4 月 14 日東京高裁判決参照)
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会の自立性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務調査に執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、どのような政務調査を行い、いかなる政務調査費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自立的判断に委ねるべきと解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務調査費は公金である以上、制度の趣旨に沿った用途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務調査費条例及び施行規則に加え、区議会による自主的ルールが定められ、仕組みが整えられてきたと認められる。
- (5) こうしたことから、政務調査費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反がうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」と基本的に解されている。(平成 21 年 12 月 17 日最高裁判決)
- (6) 以上から、本件監査に於いて、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務調査費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた用途基準細目等に照らし、また透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断する。

意見（抜粋）

膨大な返還請求に対して、不適正と認容した支出はごく一部であるが、区議会と会派及び議員に対して、問題解決のためにもう一段の努力を求め、以下の意見を記す。

- (1) 区議会による自律的な運営体制について
用途の適正と透明性を確保する仕組みを順次整備してきたことは評価されるが、収支報告書の訂正と自主返還が少なからず行われている現状がある。

(2) 検討課題等について

請求人は、すべての政務調査費の用途について詳細な説明と情報開示を求めると繰り返し主張している。透明性確保のあり方について、基本的な見解を明らかにしていく必要がある。

(3) 効果的な支出について

「最小の経費で最大の効果を挙げる」(法第2条第14項)の考えは、政務調査費の支出に当たっても十分に考慮されなければならない。会派及び議員は、この点にいっそう留意し、区議会の活性化を図るとともに、区民の納得と信頼を高めるよう期待する。

6. 平成23年度政調費監査請求(その1) - 請求日:平成25年(2013年)4月26日

監査結果 平成25年6月24日

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

判断

1. 事実関係の確認

法第100条第14項及び15項に規定される政務調査費制度、杉並区における政務調査費条例及び施行規則の制定(平成13年3月)、

議長は、会派・議員から収支報告書及び出納簿の提出を受け、区民の閲覧に供している。なお、収支報告書及び出納簿には、支出の金額や内容を科目ごとに概括的に記載することとされ、個々の支出に係る政務調査活動の目的や内容等は具体的に記載することは求められていない。

平成18年12月の政務調査費条例の改正(領収書その他の証拠書類の添付の義務化)、平成19年3月の政務調査費取扱規程の制定(選挙活動、政党活動、後援会活動等の9項目を支出不可とした)、平成20, 21, 22年度に、政務調査費検討委員会が学識経験者等第三者の意見を反映させて、用途基準細目の改正を実施

2. 監査の基本的な考え方と視点

平成22年度政調費監査請求に対する監査結果書と同一文

意見・要望

不適切と認定した支出はなかった。平成18年以降、区議会において区民の意見や監査結果等を受けとめ、政務調査費の用途の適正と透明性を確保する取組を進めてきた結果と考えられ、評価されるものであるが、他方で、監査請求後の点検により、収支報告書等の訂正と自主返還が少なからず行われている現状が依然みられる。

収支報告書提出後はもとより、交付期間中から適切な点検を実施、こうした問題を解消するように要望する。

平成24年9月の地方自治法改正により、「政務活動費」に衣替えし、杉並区でも条例が一部改正され、平成25年度分から新制度が適用される。新制度により、用途の範囲が拡大し、これまで以上に用途の適正と透明性の確保が求められている。

会派及び議員の自律性をより高めるとともに、区議会における第三者的なチェック機能の機能の強化を図り、区民の納得と信頼が得られる制度運営に努めるよう期待する。

7. 平成 24 年度政調費監査請求（その 2～4） - 請求日：平成 26 年（2014 年）4 月

監査結果 平成 26 年 6 月

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

判断

1. 事実関係の確認

法第 100 条第 14 項及び 15 項に規定される政務調査費制度、杉並区における政務調査費条例、施行規則の制定（平成 13 年 3 月）、平成 18 年 12 月の政務調査費条例の改正（領収書その他の証拠書類の添付の義務化）、平成 19 年 3 月の政務調査費取扱規程の制定（選挙活動、政党活動、後援会活動等の 9 項目を支出不可とした）、平成 20, 21, 22 年度に、政務調査費検討委員会が学識経験者等第三者の意見を反映させて、使途基準細目の改正を実施

2. 監査の基本的な考え方と視点

平成 22～23 年度政調費監査請求に対する監査結果書と同一文

意見・要望

- (1) 不適切と認定した支出はなかった。平成 18 年以降、区議会において区民の意見や監査結果等を受けとめ、政務調査費の使途の適正と透明性を確保する取組を進めてきた結果と考えられ、評価される。しかし、他方で、監査請求後の点検により、収支報告書等の訂正と自主返還が行われている現状が一部にある。区議会では、出納簿等の書類を年度途中で 2 回議会事務局に提出することになっているが、このルールが必ずしも遵守されておらず、同事務局における点検が十分に行えない事情があることがうかがえる。議員自身による自律的な点検の励行と関係書類の提出期限の遵守を徹底し、区議会の自律的なチェック機能の充実・強化を図られたい。
- (2) 平成 24 年 9 月の地方自治法改正により、「政務活動費」に改称され、その「使途」が「調査研究その他の活動に資するため」と拡大されたが、これまで以上に使途の適正と透明性の確保が求められている。
区議会においては、制度の運用状況を継続的に検証し、問題の把握と改善に努め、区民の納得と信頼が得られる制度として確立されるよう要望する。

8. 平成 25 年度政務活動費（その 1～3）監査請求

請求日：平成 27 年（2015 年）4 月 30 日

監査結果 平成 27 年 6 月

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

判断

1. 事実関係の確認

法第 100 条第 14 項及び 15 項に規定される政務調査費制度、杉並区における政務調査費条例、施行規則の制定（平成 13 年 3 月）、

平成 18 年 12 月の政務調査費条例の改正（領収書その他の証拠書類の添付の義務化）、平成 19 年 3 月の政務調査費取扱規程の制定（選挙活動、政党活動、後援会活動等の 9 項目を支出不可とした）、平成 20, 21, 22 年度に、政務調査費検討委員会が学識経験者等第三者の意見を反映させて、使途基準細目の改正を実施、

- 平成 24 年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされたほか、議長は、政務活動費の使途の透明性に努めることとされた。
- これを受け、区では、条例改を改正し、「政務活動費」を充てることが出来る経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とし、「使途基準」に変えて、別表で「政務活動に要する経費」として具体的に 10 項目の経費を定めた。又、議長は、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めることとされた。
- 平成 26 年 6 月の監査結果（平成 24 年度政務調査費の監査請求）で、監査委員から区議会の自律的なチェック機能の充実・強化、制度の運用状況の検証・改善を求める「意見・要望」が出され、又、他の自治体における政務活動費の不適正な使用が報道されたことなどを踏まえ、同年 10 月に区長から議長に対し、区民の納得と信頼が得られる制度として確立されるよう、政務活動費の今まで以上の制度運用を求める申入れが行われた。
- これを受け、平成 27 年 1 月に、区議会の政務活動費調査検討委員会等における「検討結果」が取りまとめられ、平成 27 年度から、経費細目等の必要な見直し、自律的なチェック機能の充実と強化等が行われることとされた。
 - ① 経費細目等の見直し - 切手、はがき購入の上限額など 19 項目
 - ② 自律的なチェック機能 - 会派内、区議会事務局によるチェック等
 - ③ 収支報告書の区議会ホームページの掲載、交付額の範囲内での収支報告

2. 監査の基本的な考え方と視点

平成 22～24 年度政調費監査請求に対する監査結果書を一部変更

3. 政務活動費と監査の使途適合性審査について

請求人は、意見陳述及び追加資料において、監査結果（「監査の基本的な考え方と視点」の中で、最高裁判決（平成 21 年 12 月 17 日）を引用していることについて、「それは、判決の適正な理解・解釈に基づいておらず、政務調査費の監査自体に歯止めがかかってきた要因の一つ」と述べ「監査の基本的なあり方の是正を求める」と主張している）ので、その当否について見解を明らかにする。

- 1) 会派・議員が出した領収書等の資料から政務活動費の使途違反が疑われる場合は、必要に応じ調査を行い、適正に判断すべきであることは言うまでもないが、各会派・議員の自主性、自律性を尊重することも考慮すべきであり、基本的には、監査委員が会派・議員の活動の一つひとつ立ち入り、その当否を問題にするのではなく、当該会派・議員が提出した領収書等の基礎的な判断材料に基づき、一般的、外形的に判断を行うのが相当と解されるのである。
- 2) 請求人の請求内容・主張をみると、違法・不当とする具体的な理由等を示した請求が一部に認められるが、その一方で、さしたる理由や事実を示すこともなく、監査委員に職権による調査を求めるなどとする主張が少なからず見受けられる。これらは、政務活動費の性格と、それを踏まえた監査のあり方についての基本的な理解を欠いているともいわざるを得ない。よって、上記の監査に対する是正の求めは失当である。

意見・要望

- ① 違法・不当と認定した支出はなかったものの、監査請求後に支出計上の取消しによる収支報告書の訂正等が少なからず行われた。こうした事態は誠に遺憾であるといわざるを得ないが、政務活動費をめぐる社会的な認識を背景に、会派・議員及び区議会事務局が政務活費条例第 11 条（透明性の確保）の趣旨を踏まえ、再点検に取り組んだ結果として受け止めたい。
- ② 検討すべき課題
 - 按分の割合（上限）について
 - 事務所費（賃借料、光熱水費）について
 - 資料購入費（書籍）について
- ③ 議長は、調査回答において、「政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層に求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるように、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにしている。
区議会においては、今後、改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待する。

9. 平成 26 年度政務活動費（その 2）監査請求 - 請求日：平成 28 年（2016 年）4 月

監査結果 平成 28 年 6 月

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

判断

(1) 監査の基本的な考え方と視点

平成 25 年度政調費監査請求に対する監査結果書と同一文

(2) 項目別判断

月極駐車場、自宅兼用議員事務所の光熱水費、ホームページ代、
携帯電話代、ガソリン代、視察費、区政報告関係費用、交通費、人件費

意見・要望

- ① 平成 25 年度政務活動費の監査請求の監査結果（平成 27 年 6 月）における監査委員の意見・要望を受けて、運用改善を進め、平成 28 年度から、ガソリン代の上限（月額 50,000 円）の設定、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱水費が計上できないものとするなどの見直しを行ったことは評価することができる。

ただし、なお検討すべき課題があり、以下、要望する。

● 私的活動（使用）が混在する場合の按分の割合（上限）について

「政務活動に要する経費細目」において、私的活動が相当程度に混在する場合とそうでない場合との間で按分の上限に差異は設けられていない。このため、一般的に私的使用が混在する自家用車のガソリン代なども、他と同様に 2 分の 1 の按分で計上されるケースが見受けられる。

私的活動（使用）が混在する場合の按分の割合（上限）の妥当性について、再検討されたい。

● 按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分の上限について、ガソリン代、事務所賃借料等のように支出割合を 2 分の 1 とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合により按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、適切な按分の割合（上限）を設定すること、および個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

- ② 議長は、調査回答において、「政務活動費の用途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層に求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるように、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにしている。」

区議会においては、今後、改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待する。

（平成 25 年度政務活動費監査請求の監査の意見・要望と同一文）

10. 平成27年度政務活動費監査請求 - 請求日：平成29年（2017年）4月28日

監査結果 平成29年6月

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

判断

1) 監査の基本的な考え方と視点

平成25、26年度政調費監査請求に対する監査結果書と同一文

2) 判断基準（抜粋）

① 広聴広報費（区政報告関係経費）

区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解されるのであり、先に述べた広聴広報活動をより効果的に行うための創意工夫の一環として、議員の集合写真、顔写真等を掲載し、当該部分に係る経費を政務活動を充てたとしても、それが社会通念に照らし相当な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当である。したがって、区政報告に議員の集合写真、顔写真等を掲載することが直ちに政党活動、選挙活動に該当し、政務活動とは認められないと解するのは相当ではなく、当該写真等が専ら政党活動、選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があれば格別、そうでない限り、社会通念上に照らし相当な範囲にとどまっていれば、違法又は不当であるということとはできない。

② 調査研究費（視察費・視察先への土産物代）

視察先への土産物代は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲のものであれば、「政務活動に要する経費」の調査費に該当するというべきであり、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

③ 事務費（インターネット接続料、コピー複合機リース料等）

④ 人件費（補助職員賃金）

⑤ 資料購入費（一般の資料購入費・所属政党発行の機関紙購入費）

所属政党発行の機関紙であっても、区政に関する情報が掲載されているのであれば、これを購入することは政務活動と合理的関連性を有するものと解され、区政に関する情報が全く掲載されていないという特段の事情が認められない限り、所属政党発行の機関紙の購入費を政務活動から支出したとしても。違法又は不当であるということとはできない。また、「政務活動に要する経費細目」において、「所属政党発行の機関紙の購読については、議員一人当たり1部とのみとする」と定められている。

⑥ 事務所費（自宅兼用事務所賃借料）

⑦ 研修費（研修会参加費等及び集会参加費・団体の会費（年会費））

意見・要望

- (1) 区議会が、政務活動費制度の運用改善についての検討を進め、平成 29 年度から、政務活動費規定を改正し、自宅兼用事務所の賃借料は計上できないものとし、また、平成 29 年 3 月 30 日付け区議会議長通知「政務活動費について」により、金券類（切手、商品券、図書券等）による支払いの計上は控えるとともに、一定期間にわたり役務の提供を受ける場合においては、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面を提出するよう、運用の改善を図ったことは評価することができる。

ただし、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

① 按分の割合が（上限）が定められていない。経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分の上限について、ガソリン代、事務所賃借料等のように支出割合を 2 分の 1 とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合により按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、適切な按分の割合（上限）を設定すること、および個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

（平成 26 年度政務活動費の監査にも、同一の意見表明がなされている）

② 団体の会費（年会費）について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、団体の会費（年会費）について、「政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする」と定められているのみで、計上する場合の提出書類等についての規定が設けられていない。団体の会費（年会費）を政務活動費に計上するためには、当該団体の目的や活動内容が政務活動と関連性を有することが必要であり、その目的や活動内容が分かる資料の提出や入会目的の明記など、計上する場合の留意事項について検討されたい。

③ 政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について

「政務活動費の支出に関する事務所類について（平成 29 年度版）」においては、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容について、「政務活動との関連性が分かるように具体的に記載する」とこととされ、また、区議会事務局長の抗弁書では、「政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容については、政務活動に対する執行機関や他の議員からの干渉を防止する必要があるため、区政との関連性を有すると判断できる内容であれば、その記載方法の度合いは、議員の自律的判断に委ねている」との見解が示されている。確かに、政務活動に対する執行機関や他の議員からの干渉を防止することにも配慮する必要性は認められるところであるが、全く異なる複数の勤務内容がある場合に一つの勤務内容をのみ記載するなど、実態と乖離した勤務内容の記載は適切ということはない。また、政務活動との関連性が分かるよう具体的に記載するという点においても、

必ずしも十分でない記載が見受けられる。

より適切な記載内容となるよう、改めて、勤務内容の記載方法について検討されたい。

④ 平成 29 年 3 月 30 日付け区議会議長通知について

通知の内容について、政務活動費規程等に明記されたい。

(2) 議長は、調査回答において、「政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことがより一層に求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるように、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める」との見解を明らかにしている。」

区議会においては、今後、改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待する。

(平成 25、26 年度政務活動費監査請求の監査の意見・要望と同一文)

以上

提出資料 3. かすみがうら市の住民が訴えた「政務調査費交付取消しとその返還措置請求事件」の最高裁判決（平成 22 年 3 月 23 日）

主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人鍛冶利秀の上告受理申立て理由について

1 本件は、かすみがうら市の住民である上告人が、かすみがうら市議会議員 14 名が平成 18 年度に被上告人から交付を受けた政務調査費について使途基準に違反する違法な支出を行っており、上記各議員は同市に対して上記支出額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに、被上告人はその返還請求を違法に怠っているとして、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、被上告人に対し、上記各議員に対して上記不当利得の返還請求をすべきことを求めている事案である。

2 原審の確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) かすみがうら市では、地方自治法（平成 20 年法律第 69 号による改正前のもの）100 条 13 項の規定を受けて、かすみがうら市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 6 号。平成 20 年かすみがうら市条例第 15 号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）を制定し、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付することとしている。

本件条例 7 条は、会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならないと定めている。これを受けたかすみがうら市議会政務調査費の交付に関する規則（平成 17 年かすみがうら市規則第 5 号。平成 20 年かすみがうら市規則第 17 号による改正前のもの）は、その 5 条及び別表第 2 により、議員に

係る上記使途基準（以下「本件使途基準」という。）として、資料購入費につき「議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）」、事務費につき「議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品、備品購入費、通信費等）」などと規定している。

(2) 被上告人は、本件条例に基づき、平成18年5月2日、平成18年度の政務調査費（ただし、平成19年1月27日の任期満了までの分）として、別表の「氏名」欄記載の14名の議員（以下「本件議員ら」という。）に対し、それぞれ12万5000円を交付した。本件議員らは、交付を受けた政務調査費から、平成18年9月15日から同年12月25日にかけて、別表の「年月日」欄記載の各日付けで、「項目」欄記載の経費として、パソコン、プリンター、ビデオカメラなど「品名」欄記載の各機器又は書籍（以下「本件物品」という。）を購入するため、「金額」欄記載の各金額を支出した（なお、本件議員らのうちA、E、F及びNの各議員は、政務調査費から他の支出も行っており、その総額は12万5000円を超過している。以下、別表記載の支出を「本件各支出」という。）。

(3) 本件議員らは、任期満了による平成19年1月21日施行の市議会議員選挙に立候補することなく、同月27日に市議会議員としての任期を終えた。なお、本件議員らの任期中の最後の議会（平成18年度定例議会第4回定例会）の会期は、平成18年12月7日に終了している。

(4) 本件訴訟に先立つ住民監査請求において、監査委員が本件議員らに対し本件物品の購入目的や用途につき書面による回答を求めたところ、その回答（以下「本件回答」という。）は、「調査研究に必要が生じたため購入し、有効利用した」、「文書等を作るために利用した」などと抽象的な内容にとどまるものがほと

んどであった。

(5) 上告人は、本件各支出に関し、本件議員らは、10年から20年以上にわたる議員としての経歴があるところ、その在職期間中には本件物品と同種の機器や書籍を使用してこなかったにもかかわらず任期満了近くになり初めてこれを購入したり、緊急の必要性もなく買い換えたりしており、購入した本件物品が手元に残ることから、その私的使用をもくろんだものにすぎず、本件使途基準に違反する違法な支出であると主張している。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり、本件各支出は本件使途基準に反するものとはいえないと判断して、上告人の請求を棄却すべきものとした。

政務調査費の支出は市政と何らかの関連性を有することが必要であるが、その関連性の要件の判断においては議員の裁量権が尊重されなければならない、一見して明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当なもの以外は関連性を認めるべきである。本件各支出については、本件回答に照らしても無関係又は極めて不相当なものとはいえず、支出の時期を考慮したとしても、裁量権の範囲を逸脱するものであったとまではいえない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

本件使途基準は、前記2(1)記載のとおり、資料購入費につき「議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費」、事務費につき「議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費」と定めるなど、調査研究のための必要性をその要件としている。議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出が

これに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。そして、本件物品は、その機能、一般的用途からして、議員の調査研究活動に用いられる可能性はあり、それがパソコンやビデオカメラなどの比較的高額な物品であるからといって、直ちに上記の必要性を欠くものとはいえない。

しかし、前記事実関係等によれば、本件物品は、本件議員らの任期満了1ないし4か月半前という時期に購入されており、任期中の最後の議会の会期後に購入されたものも少なくない。また、本件議員らは、任期満了による選挙に立候補することなく、市議会議員としての任期を終えたというのである。そして、上告人は、本件議員らは10年から20年以上にわたる議員としての経歴を有するところ、このような手元に残る物品を在職中初めて購入したり、緊急の必要性もなく買い換えたりしたと主張している。前記の事実に加えて、上記のような主張に係る事実が認められるのであれば、本件各支出は調査研究のための必要性に欠けるものであったことがうかがわれるというべきであり、その場合、特段の事情のない限り、本件各支出は本件使途基準に合致しない違法なものと判断されることとなる。この点、住民監査請求における本件議員らの監査委員の調査に対する本件回答の内容は、前記のとおり、そのほとんどが抽象的なものにとどまるどころ、本件において、このような抽象的な回答をせざるを得ないような合理的な理由があるか否かは定かではなく、本件回答があるだけで上記の特段の事情があるということは困難である。

そうすると、上告人の上記主張に係る事実の存否や上記の特段の事情の有無について十分に審理することなく、単に本件物品の品名を認定し、上記のような本件回答を参酌するだけで、直ちに本件各支出は本件使途基準に反するものとはいえないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるとい

うべきである。

5 以上によれば，論旨は理由があり，原判決は破棄を免れない。そして，上記の点について更に審理を尽くさせるため，本件を原審に差し戻すこととする。

よって，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 近藤崇晴 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 那須弘平 裁判官 田原睦夫)

別表

	氏名	年月日(平成18年)	金額	項目	品名
1	A	11月9日，同月18日， 12月8日，同月25日 ----- 11月18日	7万3367円	資料購入費	書籍(辞典等十数冊)
			3万7800円	事務費	電子辞書
2	B	12月22日	2万7000円	事務費	電子辞書
3	C	12月21日	5万7000円	事務費	電子辞書及びプリンター
4	D	10月15日	12万5000円	事務費	デジタルカメラ
5	E	9月15日	9万6700円	事務費	ビデオカメラ
6	F	11月23日	11万7000円	事務費	ビデオカメラ及び関連用品代
7	G	10月19日ころ	12万5000円	事務費	パソコン
8	H	12月25日	12万5000円	事務費	パソコン及び関連

					機器代
9	I	12月5日	12万5000円	事務費	パソコン及び関連 機器代
10	J	10月8日	12万5000円	事務費	パソコン
11	K	11月18日	11万8200円	事務費	パソコン
		12月23日	6090円	事務費	パーツ代

杉並区監査委員 様

区議会事務局長

佐野 宗昭

平成 28 年度政務活動費に関する抗弁書について

1 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」を、同年 3 月 30 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

その後、平成24年4月5日には全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、政務調査費制度の見直しについて要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。〔平成24年9月5日公布〕

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。(平成25年3月1日施行)

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し(平成25年2月20日)、同日付で規則の一部を改正している。

条例については、題名を「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)」とし、本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第9条第1項においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めている。

また、同条第2項において、別表により政務活動費の具体的な経費区分を定め、新たな項目として広聴広報費及び要請陳情等活動費を設けている。

さらに、第11条においては、議長は提出された収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする規定している。

2 政務活動費の交付に関する規定と交付手続きについて

(1) 政務活動費の趣旨

法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。(条例第1条)

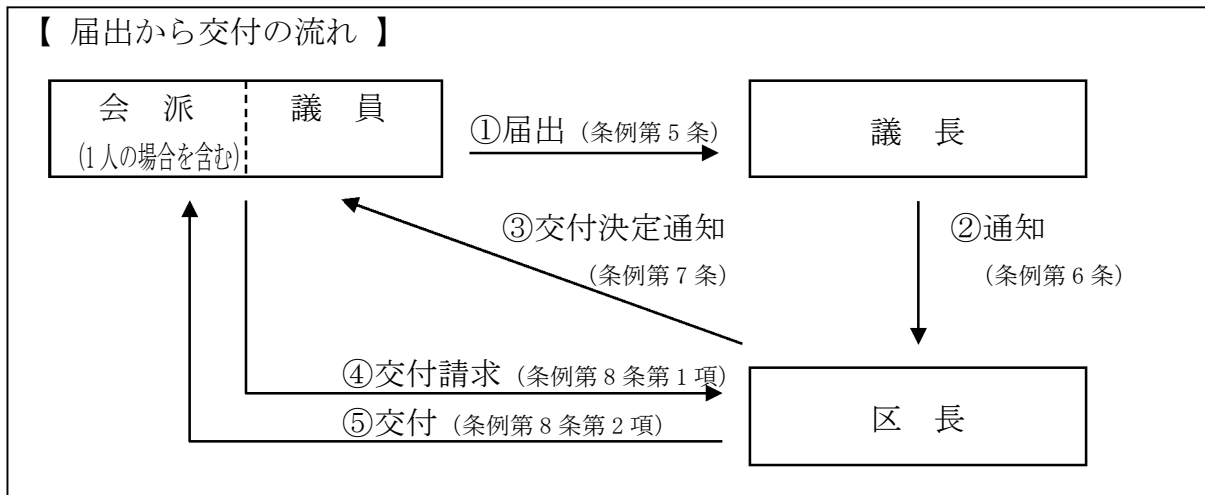
(2) 政務活動費の交付対象

会派(所属議員が1人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対して交付する。(条例第2条)

(3) 政務活動費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額16万円を乗じて得た額を交付し(条例第3条第1項)、議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。(条例第4条第1項)

(4) 政務活動費の交付に関する流れ



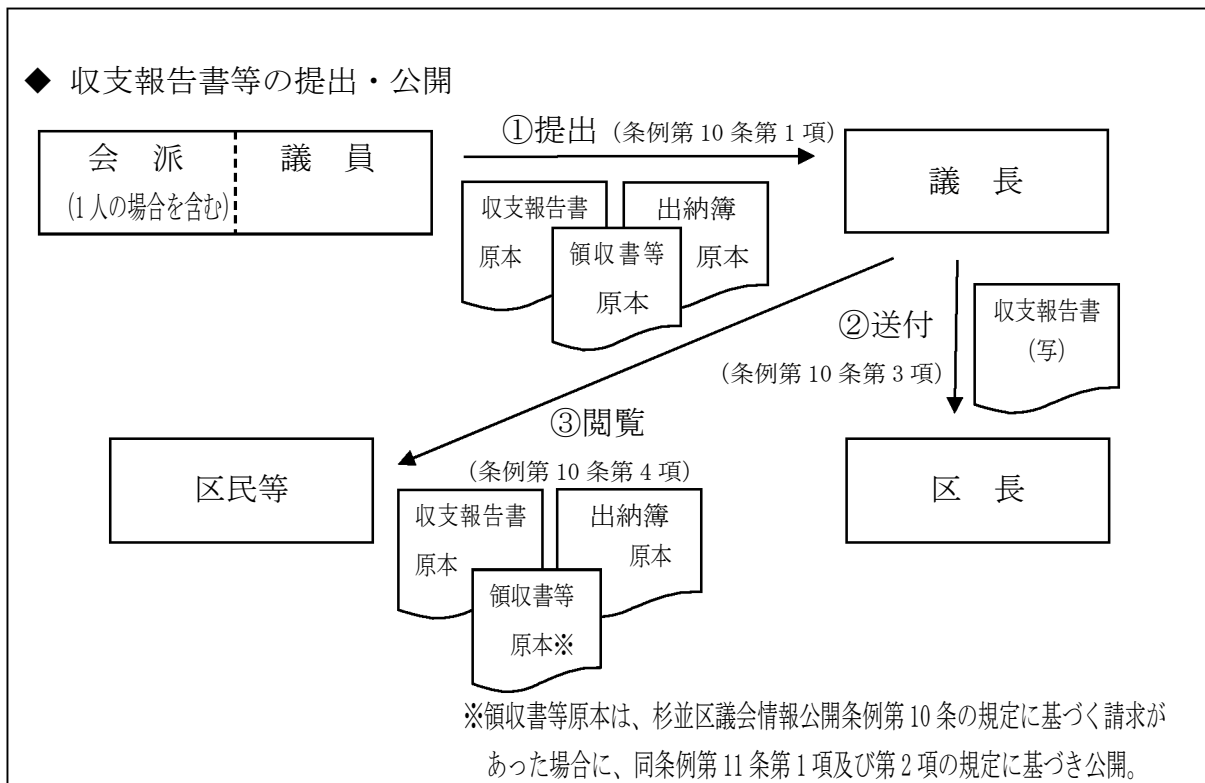
(5) 政務活動費の支出に関する手続

政務活動費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第4条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務活動費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務活動費の収支報告に関する流れ



(2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務活動費の使途について個別に相談を受けた場合、過去の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

(3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている使途について、条例第9条別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の政務活動に要する経費細目に照らして疑義がないかどうか、政務活動に要する経費の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、必要に応じて助言を行っている。

区政に関する調査研究その他の活動に資するための必要性や合理性については、区民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成27年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員に対し説明の必要を明示したところである。

(4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

4 政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割について

(1) 条例における議長等の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務活動費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類を5年経過するまで保存し、収支報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。（条例第10条第4項）

- ・収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類については、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。(条例第11条)

(2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務活動費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務活動費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合せのほか、政務活動費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務活動費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

(3) 議長の調査権に関する見解

平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示している。

このことから、政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものと考えますが、平成24年の法改正に伴い、条例第11条に、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが、収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

5 領収書その他の証拠書類の取扱について

(1) 証拠書類等の保存に関する規定

会派・議員が、出納簿や領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

(2) 証拠書類等の保存に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間保存することを規定しているのは、政務活動費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局

長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の保存義務を課しているものとする。

(3) 自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から、出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、平成18年12月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」（平成19年5月1日施行）を制定し、さらに、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加定めた。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねており、この専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程の一部を改正するなどの改善を図っている。これらについては、政務活動費に制度が改正されて以降も同様に行っているところである。

6 政務活動費の平成28年度の状況

(1) 交付状況

平成28年度の政務活動費の交付に係る手続きは、条例等に基づき、適正に行っており、別紙1「平成28年度政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

(2) 収支報告状況

平成28年度の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成29年4月28日までに会派の代表者及び議員から提出され、平成29年5月1日より区民の閲覧に供している。

(3) 返還に関する届出

平成28年度の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・18議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。

平成29年5月以降、2会派・16議員が平成28年度の収支報告を訂正し、うち2会派・11議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務活動費の額を下回り残余额が発生したため、区へ返還の手続きを行っている。（別紙2「平成28年度 政務活動費 出納閉鎖

後の訂正状況」のとおり)

7 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動である。

政務活動費として支出する際には、こうした活動に必要な経費の一部として、政務活動に要する経費及び同細目の範囲内で支出することは当然である。

また、会派・議員においては、その一部が公費として負担される以上、コスト意識をもって活動を行う必要があり、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められていることは、十分に認識している。

しかし一方で、政務活動の対象は広範囲におよび活動内容も多様であることから、政務活動に要する経費の支出については、会派・議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかといった判断についても、会派・議員の活動の実態に照らして自ら判断し、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものとする。

(1) 調査研究費及び研修費

① 視察関連費・研修費

平成19年2月9日の札幌高裁判決では「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されている。

このことから、視察及び研修では、領収書等により支出の対象となった活動に調査研究の実質があり、それが適切な日程・金額であると認められ、報告書や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、会派・議員の多様にわたる専門性や関心を尊重し、極めて広範な裁量のもとに行われるものである。

また、視察・研修の成果を区政にどのように反映させるかについては、第一義的には会派・議員の判断に委ねられ、会派・議員が広範な裁量権を持っているという上記判決の主旨に鑑みれば、当該議員の説明等から区政との関連性が認められれば、その判断は尊重されるべきである。

請求人からの指摘を受け、井原議員からは視察成果が示されていること、また、山本あけみ議員、市来議員からは、区政との関連性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

当区議会では、視察・研修が、宿泊を伴うか又は往復の交通費が1万円を超える日帰り

の場合には、視察報告書の提出を義務付けている。また、宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会や講演会、集会等に参加した場合は、計上時は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付することとしている。なお、参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分を必要としている。また、平成30年度からは、宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付することとし、規程を改正している。

請求人が指摘する視察費・研修費については、市来議員、けしば議員、新城議員、奥田議員、川野議員からそれぞれ区政との関連性や必要性など合理的な説明を受けており「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

なお、太田議員については、本人からの監査請求の対象となった研修費の一部を返還する旨の申出を受けている。

②交通費

議員が調査・研究活動に交通機関を利用することは、政務活動の前提としての意義を有するものであり、交通費は政務活動費の重要な費目のひとつと認めることができる。

請求人が指摘する交通費については、当該議員から合理的な説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

③視察先の謝礼品

平成16年9月15日の京都地裁判決で「視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、これを「交際的経費」ということはできず、先進地調査又は現地調査に要する経費として、本件用途基準にいう「調査費」に該当するというべきである。」と判断しており、また、平成19年4月26日の仙台高裁判決では、「視察先へのみやげ代については、いずれも調査研究活動に当る正当な行政視察に伴うものとして、社会通念上相当な範囲内にとどまっているから、本件用途基準に合致する支出であると認める。」と判断しており、これらの判例からも政務活動に要する経費細目等に基づく適正な支出であるということが出来る。

請求人が指摘する視察先への土産代の計上については、多くの当該議員の説明にあるように、判例からも社会通念上適正な範囲内のものと認められており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

(2) 広聴広報費

①区政報告、区政レポート等

区政報告の発行など区政に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・周知するために必要なものである。

平成21年3月26日の名古屋地裁判決では、「市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を

市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。」と判断されている。このことから、区議会での質疑や区政全般に関することを区民に知らせることにより、区民意見の収集、把握につながり、その結果、区政の課題や問題点を認識するための政務活動に資すると解することができる。

また、平成20年9月5日の東京地裁判決においては、「なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。」と判断されており、紙面の一部に、文章の書き出しに使用する一般的な儀礼的文言や写真、会派議員紹介など、合理的な範囲内にとどまっていれば、政務活動費で支出できるものと解することができる。

指摘のあった区政報告、区政レポート等については、区議団通信の考え方をはじめ、多くの当該議員から政務活動の範囲内であることや選挙を意識したものでないこと、また、紙面の面積等の按分の考え方や交付年度内で実際に支出した経費の妥当性等、その他区政報告等の関連経費も含めて、区政との関連性、必要性等の合理的な説明を受けている。

請求人が指摘する区政報告等に関連する支出については、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

②ホームページの運用管理等

ホームページは、会派・議員が区民に対して活動内容などを報告するのに、有効な広報手段の一つである。ブログやツイッター等、リアルタイムな情報提供ツールの普及に伴い、より充実したものとなってきている。

政務活動に要する経費細目は、「ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する」と規定しており、会派・議員の自律的な判断に基づき、実態に即して適切に按分されている必要がある。

指摘のあったホームページ関連費については、富本議員、脇坂議員、山本あけみ議員、河津議員、山本ひろこ議員、横山えみ議員から、項目別で分けする考え方や政治活動を除く考え方による按分比の設定、また、区政活動を伝える上でホームページ画面をいかに見やすくするか、区政に関わる情報提供の必要性を示すなど、それぞれ合理的な説明を受けている。

請求人が指摘するホームページ関連費については、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

③区政報告会・区民懇談会等

議員が行う活動及び区政に関する区民への報告等を行うため、区政報告会等を開催し、その経費を支出することは、政務活動に要する経費で定める広聴広報費又は会議費として認められている。政務活動に要する経費細目等に則して、領収書が提出され、実態に

即して按分するなど適正に処理がされていることが必要である。

請求人が指摘する区政報告会等の関連費用については、井原議員、大和田議員、増田議員からそれぞれ合理的な按分の考え方が示されており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

④茶菓代

広聴広報活動や会議等の開催に伴うお茶や茶菓子程度の飲食は、区政報告会や会議等の活性化及び円滑化に資するもので、政務活動に要する経費細目の広聴広報費及び会議費の項でそれぞれ「茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に目的及び参加人数を記載する」と規定し、社会通念上適正な範囲内で経費として認めている。

請求人が指摘する茶菓代については、杉並区議会公明党から合理的な説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

(3) 資料購入費

平成19年12月20日の仙台高裁判決では「書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部ということができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。」としている。一方で、平成19年4月26日の同高裁判決では「雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。」と判断している。

このことから、政務活動費としての用途の特定が可能となるように書籍、新聞等、資料の名称を明らかにしたうえで、必要性・合理性が認められるのであれば、資料購入費として認められるべきものと考えられる。

請求人が指摘する資料購入費については、岩田議員及び浅井議員から、書籍名のほか書籍購入の考え方や必要性が示されており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

・政党機関紙の購読

平成27年1月20日及び同年10月27日岡山地裁判決では、「自身の所属する政党の発行した政党紙、団体紙については、政党の支援活動、自身の方針及び政策の学習のための購読という側面があることを否定できない。しかしながら、その一方で、市政について検討する際の資料としていることも認められているのであり、そうである以上、政務調査活動のために資料購入代全額の支出を要するのであるから、その全額について、資料購入費として支出することができるというべきである。」と判断している。

この判例の主旨から判断すると、本請求中の政党の機関紙である「公明新聞」、「月刊公明」、「自由民主新聞」については、区に関わる情報を含め各種情報等の収集が可能であり、調査研究活動のための資料として購入することが違法又は不当な支出であるとはいえない。

本件計上当時である平成28年の「政務活動に要する経費・同細目」では、「所属政党発

行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」と定めている。議会事務局としては、政党機関紙（雑誌を含む）が複数ある場合でも、議員1人当たり各1部の購読まで認めることができると解しているため、請求人の指摘をもって規程2条に違反するとは言えない。

今回指摘にある杉並区議会公明党及び脇坂議員の政党機関紙については、当該議員は各1部の購入であり、適正に処理されていると判断している。また、平成30年度からは、「所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員一人当たり各1部とする」と規程を改正し、先述の議会事務局の解釈の明確化を図っている。

・計上年度

当区議会は、条例及び規則等において、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨の規定が存在しないことから、政務活動費の計上を現金主義で一律処理することとしており、交付年度内で実際に支出された経費を対象としている。

ただし、交付年度内で実際に支出された経費であれば、どのような場合でも認めているわけではなく、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を1年分に留めるという考え方を区議会では現在採用している。加えて、支出の範囲が1年以内であっても、議員の職を辞した後に支払ったものが計上されていれば、その分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分は、政務活動費に計上できないことは当然のことであり、その意味でも現金主義の採用によって区に損害が生じることはない。

定期刊行の雑誌等の購読契約については、購読契約の始期や期間は提供事業者が一律に指定することがあることから、そうした契約自体を否定することは、これらの契約に基づく活動を事実上不可能にすることにつながる。例えば、3月31日までの履行を確認した上で、4月1日以降に支払い行為を行う（カード決済を含む）ことは、商慣習上一般的なことである。

よって、請求人が指摘する大泉議員、上野議員、木梨議員の計上については、これに該当するものであり、不適切・不当であるとは言えないと考える。

なお、大泉議員については、本人から監査請求された資料購入費の一部を返還する旨の申出を受けている。

(4) 事務費

事務費については、政務活動に要する経費細目で一律的な按分の上限割合を定めず、支出にあたっての按分割合は、自身の活動の実態に即して会派・議員が判断している。この判断については、会派・議員の合理的な説明がなされていれば、議会活動への反映・寄与の程度の割合が明らかに相当でない認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当である。

以上から、請求人が指摘する市来議員に対する複合機保守料・リース料按分や大熊議員に対するノートパソコン関連費の使用実態については、当該議員から按分の考え方や妥当性など合理的な説明がされており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

・携帯電話代

携帯電話代について、計上当時の政務活動に要する経費細目では、「インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する」と規定しており、会派・議員活動における使用実態を考慮し按分したうえで支出を認めている。

請求人が指摘する携帯電話代については、杉並区議会公明党及び当該議員から按分の考え方や妥当性など合理的な説明がなされており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

なお、平成30年度から携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない）と規程を改正している。

(5) 事務所費

計上当時の政務活動に要する経費細目では、事務所を賃借する場合に賃借料を計上することを認め、その場合には、透明性の確保と説明責任の観点から、事務所の要件を具備することを示す書類提出の義務付け及び事務所としての表示等（看板・表札など）を要件としている。この事務所費支出の要件の一つである看板・表札などの表示等を有する必要があるという点については、「事務所としての表示等を有していること」を要件としており、特別な事情がある場合を除いて、原則「事務所」等の表示をすることが適切であると考えている。

請求人が指摘する岩田議員の事務所費については、ホームページやチラシなどの広報物で同一住所を公開していること、また、近隣関係などから「事務所」との表示ではなく、「岩田」という表示に留めていたことなど、議員の置かれた立場を総合的に判断すると、特別な事情があったと判断せざるを得ないと考えられることから、「政務活動に要する経費・同細目」に违背するものでないと判断できる。なお、自宅兼用の事務所費については、29年度から計上対象外となっている。

(6) 人件費

議員が第三者を雇用する場合の人件費について、それが政務活動の補助に当たるか否かの判断については、明らかに政務活動に反映・寄与しない場合や政務活動に要する経費等に照らして必要性・合理性を欠いている場合などを除き、議員の政務活動の対象が広範囲におよび調査方法も多様なことから、議員の自律的判断に委ねられている。ただし、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容については、区民が疑念をいただくことがないよう透明性を高めるためにも、実態と乖離することがない適切な記載内容が求められる。また、会派・議員が広範な裁量権を持っているという平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、会派・議員の政策的判断を尊重することも考慮すべきである。なお、手引きの「基本的に按分は不要ですが」に関する指摘箇所は、例示しているように他の項目の按分率にあわせて計上してくださいというルールを明示しているにすぎず、請求人の指摘は当たらない。

請求人が指摘する人件費については、松浦議員、河津議員、杉並区議会公明党、はなし議員、吉田議員から事務作業の区政との関連性等が示されており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

なお、勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記するとし、平成30年度の「政務活動費の支出に関する事務処理について（手引き）」に定めている。

(7) その他

・領収書の宛名

請求人が指摘する富本議員に対する領収書の宛名の使い分けについては、当該議員から合理的な説明がなされており、請求人の指摘をもって不適切・不当であるとは言えない。また、小林議員に対する宛名が無記名である領収書の提出の件については、本人から購入先へ依頼し宛名記載を終えている旨の説明を受けている。なお、提出時の添付資料に会員番号の記載があり、今回、当該会員番号が小林議員本人であることがわかる資料もあわせて添付している。議会事務局としては、これらのことから本人の計上分として適当であると考えられる。

・按分

当区議会では、他の用途との併用が明らかである場合には、政務活動に資するために必要な経費相当額を区分することを規程第2条第2項により定めている。この他に、各支出の按分上限を明示した政務活動に要する経費細目も定めているが、これは平成19年度の検討会において、区議会の会派・議員の活動の実態を勘案したうえで弁護士や公認会計士等の有識者からの意見を反映させ、議会全体が遵守する基準として定めたものであり、その後も継続的に改正を行っている。

また、この政務活動に要する経費細目で定めていない経費については、その必要性と区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が判断している。

この判断については、会派・議員の説明が必要であり、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でないと認められる場合を除き、政務活動に必要な経費として認めることが妥当と考える。なお、具体的に区分する場合の按分方法については、政党活動や後援会活動など、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務活動費の趣旨に適合しない部分は、区政報告における紙面の面積や区政報告会での時間配分、また、ホームページにおけるページ数に基づく割合等で区分していることは、合理的な区分方法と考える。

また、請求人は、「杉並区では合理的な区分が困難な場合は、「社会通念上相当な割合」の按分とは2分の1であることを裏付けている」旨、主張しているが、按分の原則にある「社会通念上相当な割合」による按分とは、政務活動とそれ以外の活動との区分が困難な場合は、それぞれの活動実態に即した按分率により支出額を決定するというものであり、杉並区議会では、例えば、事務所自宅兼用 FAX なしの固定電話通信については、政務活動を4分の1、ガソリン代については同じく2分の1等、経費細目ごとに精査した上で、社会通念上相当な割合として認定している。

請求人の按分に関する指摘に対しては、会派・議員からそれぞれ合理的な按分の考え

方が示されており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

なお、請求人は、広聴広報費の計上にあたり、仙台市議会議員の政務調査費に関する仙台地裁の判決を引用しているが、同訴訟については、現在も仙台高裁において係争中であることを確認しており、今後の動向に注視していきたい。

8 平成30年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、政務活動費の使途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識を変える必要がある。

また、政務活動費の適正な執行を確保するため、平成29年度の調査検討委員会での検討結果（*）を受け、金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとすることやインターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費の支出割合の上限を2分の1（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない）とするなど、規程の一部を改正した。

今後は、これまで以上に区民の納得と信頼が得られる政務活動費制度をめざして、按分の割合（上限）が定められていない経費や月極駐車場代、その他改善すべき課題を整理し、検証・見直しに取り組むこととしている。

【平成29年度の調査検討委員会での検討結果】（*）

	平成30年度	平成29年度
規程の改正	<u>金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとする。</u>	—
	<u>視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする。</u>	—
	宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、 <u>「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料</u> を添付する。	宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、 <u>領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する。</u>
	<u>政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する。</u>	—

	所属政党発行の機関紙(機関誌又は冊子を含む)の購読については、議員1人当たり各1部とする。	所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする。
	インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とする(ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない)。	インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する。
	ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書(レシート)によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する。	ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する。
手 引 書 の 改 正	視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記する。	—
	一定期間にわたり役務の提供を受ける場合(ホームページ維持管理費等)は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出する。	—
	事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等(区議会議員〇〇事務所、〇〇議員事務所等)を有していることが必要である。	事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していることが必要である。
	政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記する。	—

平成28年度 政務活動費支出状況(決算数値)

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算払分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳											支出計
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情 等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費		
1 杉並区議会公明党(8名)	15,360,000	7,541,390	7,818,610	15,360,000	1,304,474	137,526	3,708,875	0	0	954,370	1,433,365	0	280,000	7,818,610		
2 共産党区議団(6名)	11,520,000	2,803,477	8,716,523	11,520,000	27,900	3,000	6,772,922	0	0	318,816	860,791	0	406,000	8,716,523		
3 浅井くにお議員	1,920,000	128,707	1,791,293	1,920,000	600	0	1,453,866	0	0	0	148,996	0	40,950	1,791,293		
4 安斉あきら議員	1,920,000	1,920,000	0	1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5 井口かづ子議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6 市来とも子議員	1,920,000	55,479	1,864,521	1,920,000	29,582	272,780	979,492	0	600	0	233,399	192,868	0	1,864,521		
7 井原太一議員	1,920,000	1,324,108	595,892	1,920,000	84,392	123,686	76,232	0	0	0	257,429	13,203	0	595,892		
8 今井ひろし議員	1,920,000	199,812	1,720,188	1,920,000	144,764	17,796	1,216,097	1,500	0	0	189,113	109,968	0	1,720,188		
9 岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	114,018	0	1,227,857	0	14,400	0	272,141	171,584	120,000	0	1,920,000	
10 上野エリカ議員	1,920,000	336,064	1,583,936	1,920,000	66,626	10,846	1,506,464	0	0	0	0	0	0	1,583,936		
11 大泉やすまさ議員	1,920,000	1,654,050	265,950	1,920,000	48,450	0	333	0	0	0	166,470	9,747	0	265,950		
12 大熊昌巳議員	1,920,000	1,006,425	913,575	1,920,000	30,017	0	225,077	0	0	0	0	472,763	0	913,575		
13 太田哲二議員	1,920,000	37,863	1,882,137	1,920,000	74,384	1,435,040	39,304	0	0	5,210	66,086	177,113	0	1,882,137		
14 大和田伸議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	26,294	0	1,085,559	0	2,250	0	186,925	273,022	300,000	45,950	1,920,000	
15 奥田雅子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	72,729	75,428	245,290	0	0	0	28,800	227,117	528,660	741,976	1,920,000	
16 河津利恵子議員	1,920,000	743,431	1,176,569	1,920,000	96,450	10,846	141,600	0	0	0	154,060	308,613	0	1,176,569		
17 川野たかあき議員	1,920,000	61,396	1,858,604	1,920,000	188,373	62,004	1,418,928	0	0	0	164,384	16,415	0	1,858,604		
18 木梨もりよし議員	1,920,000	19,167	1,900,833	1,920,000	15,800	0	1,825,189	0	0	0	48,444	11,400	0	1,900,833		
19 木村ようこ議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
20 けしば誠一議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	102,860	159,968	574,515	59,520	0	0	103,072	140,513	486,161	293,391	1,920,000	
21 小泉やすお議員	1,920,000	1,565,044	354,956	1,920,000	153,124	0	333	0	0	0	56,399	104,150	0	40,950	354,956	
22 小林ゆみ議員	1,920,000	1,002,200	917,800	1,920,000	39,929	37,446	468,990	0	0	0	138,575	232,860	0	0	917,800	
23 佐々木浩議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	39,869	18,846	1,300,244	0	0	0	21,062	204,126	335,853	0	1,920,000	
24 新城せつこ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	75,006	211,968	572,635	62,840	0	0	207,625	55,915	466,709	267,302	1,920,000	
25 そね文子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	72,499	10,144	243,459	474	474	0	62,604	227,117	563,229	740,000	1,920,000	
26 田中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,772,205	0	0	0	49,599	98,196	0	0	1,920,000	
27 富本卓議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	82,420	0	1,277,181	0	0	0	117,536	127,917	273,996	40,950	1,920,000	
28 はなし俊郎議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	140,723	0	1,010,463	3,000	0	0	0	110,079	14,785	640,950	1,920,000	
29 藤本なおや議員	1,920,000	16,347	1,903,653	1,920,000	100,649	0	1,139,848	550	0	0	49,330	196,776	300,000	116,500	1,903,653	
30 堀部やすし議員	1,920,000	5,007	1,914,993	1,920,000	0	35,000	1,222,851	0	2,300	0	535,941	118,901	0	0	1,914,993	
31 増田裕一議員	1,920,000	889,058	1,030,942	1,920,000	43,476	24,846	633,781	0	0	0	218,485	10,354	100,000	0	1,030,942	
32 松浦芳子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	58,043	49,752	1,485,237	0	0	0	47,704	78,264	0	201,000	1,920,000	
33 松尾ゆり議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	42,244	90,572	1,597,776	0	0	0	133,942	49,162	0	6,304	1,920,000	
34 山本あけみ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	306,472	27,956	1,343,375	500	0	0	121,849	117,348	0	2,500	1,920,000	
35 吉田あい議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,168,439	0	0	0	6,000	166,822	0	578,739	1,920,000	
36 脇坂たつや議員	1,920,000	376,542	1,543,458	1,920,000	30,580	37,648	1,081,465	0	0	0	244,994	107,821	0	40,950	1,543,458	
合計	88,320,000	21,685,567	66,634,433	88,320,000	3,612,747	2,853,098	38,815,882	128,384	20,024	324,026	5,457,196	6,571,171	3,489,393	5,362,512	66,634,433	

※ 5:井口かづ子議員、19:木村ようこ議員は政務活動費の交付を受けない届を提出

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算私分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳											支出計
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情 等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費		
1 杉並区議会公明党(8名)	15,360,000	7,542,016	7,817,984	15,360,000	1,317,594	137,354	3,695,301	0	0	0	954,370	1,433,365	0	280,000	7,817,984	
2 共産党区議団(6名)	11,520,000	2,803,738	8,716,262	11,520,000	27,900	3,000	6,770,491	0	0	318,816	329,264	860,791	0	406,000	8,716,262	
3 浅井くにお議員	1,920,000	128,707	1,791,293	1,920,000	600	0	1,453,866	0	0	0	148,996	146,881	0	40,950	1,791,293	
4 安斉あさきら議員	1,920,000	1,920,000	0	1,920,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5 井口かづ子議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 市来とも子議員	1,920,000	55,642	1,864,358	1,920,000	27,554	280,512	979,492	0	600	0	233,399	187,001	0	155,800	1,864,358	
7 井原太一議員	1,920,000	1,324,108	595,892	1,920,000	84,392	123,686	76,232	0	0	0	257,429	13,203	0	40,950	595,892	
8 今井ひろし議員	1,920,000	200,968	1,719,032	1,920,000	144,801	17,796	1,215,897	1,500	0	0	188,414	109,674	0	40,950	1,719,032	
9 岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	114,018	0	1,227,857	0	14,400	0	272,141	171,584	120,000	0	1,920,000	
10 上野エリカ議員	1,920,000	336,064	1,583,936	1,920,000	66,626	10,846	1,506,464	0	0	0	0	0	0	0	1,583,936	
11 大泉やすまさ議員	1,920,000	1,654,050	265,950	1,920,000	48,450	0	333	0	0	0	166,470	9,747	0	40,950	265,950	
12 大熊昌巳議員	1,920,000	1,017,945	902,055	1,920,000	30,017	0	225,077	0	0	0	133,248	472,763	0	40,950	902,055	
13 太田哲二議員	1,920,000	37,863	1,882,137	1,920,000	74,384	1,435,040	40,274	0	0	5,210	66,394	175,835	0	85,000	1,882,137	
14 大和田伸議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	26,294	0	1,085,559	0	2,250	0	186,925	273,022	300,000	45,950	1,920,000	
15 奥田雅子議員	1,920,000	6,500	1,913,500	1,920,000	66,229	75,428	245,290	0	0	0	28,800	227,117	528,660	741,976	1,913,500	
16 河津利恵子議員	1,920,000	743,431	1,176,569	1,920,000	96,450	10,846	141,750	0	0	0	154,368	308,155	0	465,000	1,176,569	
17 川野たかあき議員	1,920,000	61,396	1,858,604	1,920,000	188,373	62,004	1,418,928	0	0	0	164,384	16,415	0	8,500	1,858,604	
18 木梨もりよし議員	1,920,000	19,167	1,900,833	1,920,000	15,800	0	1,825,189	0	0	0	48,444	11,400	0	0	1,900,833	
19 木村ようこ議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
20 けしば誠一議員	1,920,000	15	1,919,985	1,920,000	102,860	159,968	574,501	59,520	0	0	103,072	140,512	486,161	293,391	1,919,985	
21 小泉やすお議員	1,920,000	1,565,044	354,956	1,920,000	153,124	0	333	0	0	0	56,399	104,150	0	40,950	354,956	
22 小林ゆみ議員	1,920,000	1,002,632	917,368	1,920,000	39,929	112,446	478,062	0	0	0	63,575	223,356	0	0	917,368	
23 佐々木浩議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	39,869	18,846	1,300,244	0	0	0	21,062	204,126	335,853	0	1,920,000	
24 新城せつこ議員	1,920,000	6,400	1,913,600	1,920,000	75,006	211,968	572,635	56,440	474	0	207,625	55,915	466,709	267,302	1,913,600	
25 そね文子議員	1,920,000	6,500	1,913,500	1,920,000	65,999	10,144	243,459	474	0	0	62,604	227,117	563,229	740,000	1,913,500	
26 田中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,772,205	0	0	0	49,599	98,196	0	0	1,920,000	
27 富本卓議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	82,420	0	1,277,181	0	0	0	117,536	127,917	273,996	40,950	1,920,000	
28 はなし俊郎議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	136,224	0	1,013,063	400	0	0	0	129,363	0	640,950	1,920,000	
29 藤本なおや議員	1,920,000	16,347	1,903,653	1,920,000	100,649	0	1,139,848	550	0	0	49,330	196,776	300,000	116,500	1,903,653	
30 堀部やすし議員	1,920,000	5,007	1,914,993	1,920,000	0	35,000	1,222,851	0	2,300	0	535,941	118,901	0	0	1,914,993	
31 増田裕一議員	1,920,000	901,858	1,018,142	1,920,000	43,476	24,846	621,131	0	0	0	218,793	9,896	100,000	0	1,018,142	
32 松浦芳子議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	58,043	49,752	1,485,237	0	0	0	47,704	78,264	0	201,000	1,920,000	
33 松尾ゆり議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	42,244	90,572	1,597,776	0	0	0	133,942	49,162	0	6,304	1,920,000	
34 山本あけみ議員	1,920,000	4,261	1,915,739	1,920,000	306,472	27,956	1,339,114	500	0	0	121,849	117,348	0	2,500	1,915,739	
35 吉田あい議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,168,439	0	0	0	6,000	166,822	0	578,739	1,920,000	
36 脇坂たつや議員	1,920,000	381,726	1,538,274	1,920,000	30,580	37,648	1,081,465	0	0	0	239,810	107,821	0	40,950	1,538,274	
合計	88,320,000	21,741,385	66,578,615	88,320,000	3,606,377	2,935,658	38,795,544	119,384	20,024	324,026	5,367,887	6,572,595	3,474,608	5,362,512	66,578,615	

※ 5:井口かづ子議員、19:木村ようこ議員は政務活動費の交付を受けない届を提出

30 杉並 第 10595 号
平成 30 年 5 月 21 日

杉並区監査委員 様

杉並区長 田中 良

平成 28 年度政務活動費に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

平成 30 年 5 月 11 日付け 30 杉監査第 69 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費(現在の政務活動費)が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 89 号)は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号)が制定された。

(3) 平成 24 年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務活動費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項及び第2項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第1号様式）

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務活動費の交付に関する届）

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。（条例第5条第3項）（規則第2号様式）

(2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知（政務活動費交付対象者状況通知書）する。（条例第6条第1項）（規則第3号様式）

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知（政務活動費交付対象者変更通知書）する。（条例第6条第2項）（規則第4号様式）

(3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知（政務活動費交付決定通知書）する。（条例第7条）（規則第5号様式）

(4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。（条例第8条第1項）

(5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。（条例第8条第2項）

(6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動

費を区長に返還しなければならない。(条例第 8 条第 4 項及び第 6 項)

(7) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)

(8) 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

3 政務活動費の適正化に向けた取り組み

(1) これまでの取り組み

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

また、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から毎年、政務活動に要する経費細目について改正を行い、この間、区議会の自律的な取り組みにより適正化と透明性の向上を図ってきたところである。

平成24年度の政務調査費に関する措置請求書に対して、監査委員から、議員自身による自律的な点検の励行や区議会の自律的なチェック機能の強化を図り、区民の信頼が得られる制度として確立されるよう意見・要望が出された。これに加え、平成26年度は、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求められた。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感を持ち、平成26年10月14日、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会・政務活動費専門委員会にて検討し、その結果をまとめ、平成27年2月6日、区議会議長が区長に対し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知を行い、平成27年5月に「政務活動費の支出に関する事務処理について」を全面改訂した。

さらに平成28年2月1日に、「平成27年度政務活動費調査検討委員会検討結果」をまとめ、平成28年4月から規程を改正するとともに、平成29年2月2日には、「平成28年度政務活動費調査検討委員会検討結果」を受け、規定を一部改正し、より一層の政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めた。

また、平成28年度の監査結果における監査委員の意見・要望を受け、平成29年3月30日付で、議長から全議員宛に、政務活動費を執行する場合は、金券類(切手、商品券、図書券等)による支払いの計上を控えることと、契約期間など支出の対象となる期間を明示した書面を提出することの通知を行い、政務活動費の適正な運用と使途の透明性のさらなる確保に努めた。

(2) 平成29年度の取り組み

区議会では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、政務活動費の使途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識改革を図っている。

政務活動費の適正な執行を確保するため、平成29年度の調査検討委員会での検討結果を受け、インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費の支出割合の上限を2分の1とするなど、規程の一部を改正し、政務活動費の適正な運用と使途の透明性のさらなる確保に努めた。

4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

今回の措置請求の対象となっている政務活動費については、条例第11条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正に執行したものであると考えている。

平成29年度の議会の取り組みとして、前年度に続き、政務活動費調査検討委員会及び政務活動費専門委員会の審議を重ね、改善を図るなど評価するものであるが、これまで以上に、区民の納得と信頼が得られる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の一層の確保が図られるよう必要な助言に努めながら、自律的な取り組みを後押ししていく。

30 杉議会第 247 号
平成 30 年 5 月 21 日

杉並区監査委員 様

杉並区議会
議長 大熊 昌巳

平成 28 年度政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 30 年 5 月 11 日付 30 杉監査第 70 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

平成 28 年度分における、請求人が会派・議員別に個々に指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

会派又は議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 28 年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

なお、富本卓議員、大泉やすまさ議員、小林ゆみ議員、河津利恵子議員、太田哲二議員については、本人からの申し出により、それぞれ訂正処理等を進める。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費（旧政務調査費）の使途に関しては、平成 19 年 5 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成 21 年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌 22 年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、使途に関する事項を中心に、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出にあたっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられていると考えている。今回は、平成 28 年度分の政務活動費であり、その当時の基準により、会派・議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

また、平成 29 年度の調査検討委員会での検討結果を受け、金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができないものとすることやインターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費の支出割合の上限を 2 分の 1 (ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない) とするなど、規程の一部を改正した。

先述したとおり、政務活動費の適正な運用の確保に向けては、これまでも不断の検証・見直しを行ってきたが、政務活動費の使途については、区民に対する説明責任を十分に果たすことが、より一層求められており、今後は、政務活動費がこれまで以上に区民の信頼が得られる制度として確立できるよう、更なる改善に向けて不断の検証・見直しに努める所存である。

4 個別事項についての会派・議員からの説明

1. 富本 卓議員

① 領収書の氏名について

まず、私の本名は、トミモト タカシである。

そうした中、選挙については、初出馬時より選挙時には選挙管理委員会に、当選後は、通称名トミモト タクの通称名使用届を議会事務局に申請し認められ、議員活動を初当選以来、一貫して通称名で行っている。ゆえに議会事務局も私の本名及び通称使用に関しては承知をしている。

さらに加えるならば、政務活動費に関する書類の中で、契約書などは漢字名で氏名が記載されている点や住所が記載されている点から、容易にトミモトタカシ＝トミモトタクと判断できる。また、銀行口座については、その表紙（漢字名で記載されたもの）も事務局には届けているので、その点からも判断が可能である。

また、一般的な契約書類や銀行口座名などは、当然、本名であるトミモト タカシでしか申請もできず認められないので、政務活動費の一部＝JCOM の契約書などは、本名での契約にならざるを得ない。

次に、使い分けの指摘についてであるが、正直、使い分けをしている思いはなく、ただ、家賃については、自分で振込名称が変更できるので、政務活動費の証拠書類としての使用を前提に、わざわざ通称名に変更し行った。その点が今回、逆に指摘をされアダとなったのは残念である。

それらを踏まえた上で申すならば、請求人は、手引きの点＝議員本人名義以外は無効を指摘しているが、これは例えば、トミモトだけでは家族が使ったかもしれない疑義がある

ので、その点を指摘しているのもであって、私のケースは全くそれとは違いトミモトタク（本名 トミモトタカシ）のモノと上記の点からもわかるように特定できるので、全く的外れな指摘と言わざるを得ない。

② 調査研究費 会派視察における土産物代の計上について

大泉やすまさ議員に同じ

③ 広報広聴費 「区議団区政報告」の費用計上について

大和田伸議員に同じ

④ 広報広聴費 富本個人の区政リポートについて

Dream 初秋号について

議会活動、議員活動を載せており、適切に対応しており問題がないと考える。また、旅行会の案内と同封云々の指摘があるが、ゆえに郵送費、封筒作成代、封入作業代は、按分して計上している。その事によって、このレポートの記載内容そのものに問題があるようなニュアンスの書きぶりは指摘としておかしいと考える。

なお、初秋号における後援会の記載内容について改めて確認した結果、平成 30 年 5 月 21 日付で出納簿及び支出額を以下の通り訂正し 8,612 円を返還する。

<広聴広報費 5 件の計上金額>

誤) 453,154

正) 444,542

TOMMY 通信について

TOMMY 通信創刊号、同第 2 号とも、地域の会合や駅頭街頭活動、また地域での陳情・要望活動等での訪問時や来客時に配布している。

また、TOMMY 通信創刊号について、参議院選挙に関する写真等も使用しているので 80% 計上として対応しており、全く問題がないと考える。

Dream 初春号について

まず、顔写真や名前の大きさについては、同僚議員に富田たく議員が在籍する。非常に間違えられることが多い。よって、顔写真と名前を大きく記載することは、受け取る区民の皆様に、正しい政務活動情報をお知らせする為に必要であると考えます。

次に、見出しについては、例えば年齢の記載はプロフィールの一部である点、また、一般的な文章が、時候の挨拶を記して始まるのと同じような意味合いで、感謝の念を記しているにすぎず、この点については見解の相違と考える。

次に、文章そのものの内容についても、書き出しについては、年を振り返るにあたり例示として使用したものであり、先の述べたと同様の考えで記しており、問題はないと考える。その後、本論として保育や議会改革についての進捗や考え方などを記しており、請求人の指摘は見解の相違と考えるものである。また、請求人はこの文章は挨拶と記している

が、その後の紙面の内容は、保育問題を中心として一般質問の内容に言及しており、この文章は挨拶でなく、その後続く序章である認識という思いで記しているため、全体の構成上からも請求人の指摘はあたらない。

なお、初春号における後援会の記載内容について改めて確認した結果、平成30年5月21日付で出納簿及び支出額を以下の通り訂正し5,951円を返還する。

< 広聴広報費2件の計上金額 >

誤) 371,932

正) 365,981

⑤ 広報広聴費 富本個人のHPについて

まず、大前提として、使途基準に基づき適切に対応しており問題がないと考える。

次に、請求人の指摘にある通り、混在しているため按分し計上をしている所である。按分比については、ページ構成等を総合的に勘案し計上している。(下記参照)

また、私は、議員自身の考えや活動をより詳細に提供できるツールとして必要なものであると考える。

私は、議員の広報広聴活動の姿勢を示す＝政務活動に対する積極的な姿勢を示す上でもHPはしっかりと作成をさせていただいている。

実際に私個人の活動についてHPを見て、区民からの問い合わせや意見要望もあるところである。

他にも私のHPを先に見て質問の内容などを知って、その後、それを確認する上で、区議会のHPで録画動画を見ているケースもある。また、プロフィール(例えば、所属政党や当選回数、住所など)については、区民にとってみれば区政調査を依頼する際などは非常に大切な情報である。

また、HPのあり方を請求人は指摘をしているが、下記に示した通り、政党活動等に当たる部分については、按分し除外しているため問題はない。

また、ブログの記載についても言及しているが、ブログはTOPページの部分に含まれており、以下の記載の様にTOPページの部分を按分しており、すでに一部除外しているため、その指摘は当たらない。

今回の指摘を受けて、改めてHPについて、TOPページ以外の割合を検証した。画面全体の長さに対して、以下、このような割合となった。

プロフィール 5% スタイル 4% 政策 15% 実績 19%

公約達成度 6% 活動報告 40% 応援団募集 11%

ここから応援団募集の11%の全てとスタイルの4%の50%を計上外としてひく。

$100 - 11 - 2 = 87\%$

全部で8ページある中で、上記のページは7ページある。

ゆえに、8分の7の87%計上→全体の76.1%

次に、TOPページは1ページ

TOPページは、様々な内容が含まれているので33%を計上した。

8分の1の33%計上→全体の4%

76%+4%=80%となるが、より慎重を期して75%を計上した。

2. 井原太一議員

【調査研究費 ①会派視察における土産物代の計上について】

大泉やすまさ議員に同じ

【調査研究費 ②視察・西園寺・シェア金沢】

視察の内容については、視察報告にすでに記載をしました。

報告書に記載する以外にも視察した結果を区政・政務活動に生かす方法には、いくつかあります。

例えば、視察した先の取り組み、制度や条例等を(1)杉並区にも導入する、(2)杉並区の実行計画など、その将来像・在り方を検討する材料にする、(3)実施あるいは検討している政策の証左、あるいは反証の材料とする、(4)一般質問などで紹介し、議論を活性化させる、(5)区民に知らせ啓蒙する、ほか多種多様であり、またそれらが複合的に組み合わさっていると思います。

これらは報告書、議会質問の議事録・録画など、形に残るものもあれば、形には残らなくともその考え方、手法、理念などが後々に生かされるものもあります。

このたび視察した西園寺およびシェア金沢の2つの視察先は、ともに同じ社会福祉法人佛子園が運営し、成功事例としてテレビなどマスコミでも取り上げられたものです。そのなかで、私が特に注目している点は、これらの2施設が、地域共生施設・コミュニティー施設として奮闘している点です。

高齢者施設あるいは障がい者施設は、かつてのように地域から隔離した施設ではなく、これからは地域と共存したものでなければなりません。そのことは、そこを利用しそこで生活する人たちの人生をより輝かせ、人としての尊厳を高めるとともに、地域にとっては人の交流や地域の活性化を増進し、地域生活をより多様化した豊かなものにするということでもあります。

当該法人は、その初期において石川県に高齢者福祉施設を建設するにあたり、近隣住民から反対運動を起こされ、大変な苦勞をしました。その苦い経験から、新しい施設をつくる際には、このたび視察した先も含め、地域との融和、共生を図るために、様々な工夫を行っています。

その詳細は、すでに報告書に記載があり、あるいは別の機会に改めたいと思いますが、その建設過程と開設後から現在に至る過程を調査することにより、地域との共生はどのようにあるべきか、考え方と課題が浮かび上がってきます。

温泉を掘り当て、浴場は地域住民には無料開放する。温泉目当てに近隣からの有料来場

者が訪れ地域が活性化し、そこにUターンで若者が戻って来て人口が増えた。食堂は地域に開放し、住民の居場所としても出入りができる。地場の特産である漬物を土産品として関連施設で全国販売するルートをつくり、漬物工場では障がい者の雇用を確保、その指導は地域の一般婦人たちが行う。など、これらの仕組みの中で、施設と利用者と地域が融合しています。様々な施設を集めて、ひとつのエリア内にまちをつくってもしました。

もちろん成功ばかりではなく、失敗や課題もありますが、これらはマスコミ報道や東京で入手する資料等には記載がありません。現地で直に聞き、調査しなければわからないことも多くありました。

地域にはそれぞれの事情や特性がありますから、全く同じものを杉並区に建設・導入することはできません。そんなに単純な話ではありません。

しかし「施設と利用者と地域とが共生して行く」という方向性は、杉並区も同じく目指しており、その課題解決はこれから増々重要になります。

今私の住む町に、平成31年度秋の開設を目指して、待望の知的障がい者施設をつくる計画が進んでいます。

この計画には、施設の1階部分に町会などが利用する開放型の会議室、障がい者が職業訓練するためのパン焼き作業場とともに地域の方々が集えるオープンカフェをつくる、などの計画が盛り込まれています。これは私が提案した内容ではなく受託事業者が企画した内容ではありますが、私とその議会および保健福祉委員会などでの審議の過程で、その大切さを十分に理解でき、自信をもって諸議案に賛成できるのは、上述の視察による知見およびそれ以外にもこれまで自分で培って来た知見に裏付けられているからです。

ところで、では地域住民が使えるコミュニティスペース（場所・空間）や利用規則などの仕組みができればそれで安泰か、全てが上手く行くかということ、決してそうではないことは容易に推察されます。なぜならば、そもそもこれら3者が共存して行くという風土、文化がこれまでこの地域には無かったからです。いきなり、さあ明日から住民の皆さんはそれを実践してくださいと言っても、どこから何をするやら、戸惑うこともあるでしょう。であるならば、それを知っている、たとえ一部であってもそれを理解している有志たちが、間に立ってこれらを調整して行く、ファシリテーターあるいはコーディネーター的な役割を演じる人も必要になります。

これは、余談になりますが、この施設・利用者・地域の融合の大切さを知っている政治家は、そのような役割を演じるべきではないか、と私は思っています。視察をはじめ、様々なところで知見を広め勉強を重ねている、土壌を有しているからです。さらに地域の事情も知り、行政の事情も知っており、両者の中間に位置し全体を俯瞰できる立場にいるからです。

政治は本来、選挙に勝つための活動でも、多数を得るために徒党を組む活動でもない、私は思っています。もし政治の在り方をそのように誤解している人、それが政治活動だと思いついでいる人、これは住民ばかりでなく政治家も含めてですが、がいるとすれば、その誤解は解いて行かなければならないと思っています。

政治は、本来今ばかりでなく20年30年50年先の将来に何が必要になるのか、そのビジョンと課題を地域住民と共有し、その夢を実現して行くために、住民とともに自ら汗し努

力する活動です。そこには、思想・信条はあったとしても、党派は付随的なものに過ぎず、本質的なものではありません。

更に余談になりますが、思想・信条、この町をこうしたい、このようなコミュニティーを作りたい、このような世の中にしたい、という思いは、政治家ばかりでなく、主権を有する住民（国民）の誰もが持っているものであって、政治家だけが持つものではありません。ですから、もし思想・信条を禁じると言うことであれば、政治家ばかりでなく先に論じたいいわゆる地域の「有志」は誰も活動ができなくなってしまいます。大切なことは、思想・信条を排除することではなく、思想・信条によって他を排斥しない、お互いを尊重し、住民が等しく恩恵を受けられるようにしなければならない、ということだと考えます。

さて、本論に戻りますが、このたびの視察で得られた様々な知見は、これから私がこのような役割を果たす時にも、大いに役立つであろう、その意味では目には見えませんが区民に大いに還元できるものであると考えています。これも「人づくり」です。

【広報広聴費 ①「区議団区政報告」の費用計上について】

大和田伸議員に同じ

【広聴広報費 ②区政報告会－井原太一と語る会（28年11月28日）】

まず前提として申し上げたいことは、私は区議会議員が区民から選ばれた以上、区民に対して区の様子、議会の様子、審議の内容等々を報告する義務があると考えています。例えば区政報告会や区政レポート等はこれに当たりますが、これは議員としての責務の一部であって、これは政務活動であり、政治信条等を述べるためのいわゆる政治演説、政治活動とは区別されるべきものである、と考えています。

そのため、私は政務活動としての「区政報告会」と、政治活動としての演説会とは別個のものとして、従来より別々に分けて（区別して）それぞれ別日別案内で開催をしています。今回28年11月28日に開催したものは、前者の政務活動としての「区政報告会」にあたります。

さて、その前提の上で、以下に今回ご質問を受けた点について、順次お答えいたします。

まず“「井原太一後援会」が後援している”“後援会が主体なのであろうか”についてです。

今回の区政報告会は、主催は区議会議員である井原太一「個人」です。これは、上述の議員の責務から考えれば当然のことです。よって、後援会が開催しているのではないかと云々というご指摘は当たりません。

ところで、会場を借りてこのような演説会を開催する場合、様々な作業・労務が必要になります。机を出したり、椅子を並べたり、来られた方を席まで案内したり、資料をお渡ししたり等々、とても「個人」でやり切れる範囲ではありません。そこで、これらの作業は、後援会の方々数名がボランティアで手伝っていただきました。それが、ここに記載されている「後援」の意味です。

主体は、あくまで区議会議員である井原太一「個人」です。

次に、質問順とは前後しますが“参加者”についても“後援会が主体なのであろうか”と疑義がされています。

まずこの報告会への参加・入場資格について、後援会に限定するなどの制限は一切なく、誰でも入場できるようにし、区民が報告を聞きたいといらした場それを拒否・排除するようなことはしておりません。これは、前提でお話しした政務活動としての「区政報告会」の性質からすれば当然のことで、開かれたオープンな会にしています。

参加者の内訳について、その多くは一般区民でした。後援会の方は、上述したお手伝いの数名に少し加わった程度です。

開催のご案内は、一般区民向けに、会場周辺をはじめその近隣でチラシの配布、電話かけ、口コミ等で行いました。その中で、後援会の会員はほんの僅かしかおらず、ほとんどは一般区民です。前提で述べた「報告する義務」のことを考えれば、一般区民に開催告知することは、当然のことです。

なお、来場者は40名程度と、ご案内した数には遠く及びませんでした。これが区民の区政に対する関心の薄さを反映した数字なのかもしれません。国民主権の風土を醸成しきれていないとすれば、私も含めて、議員はもっと反省しなければなりません。

よって、あたかもこの区政報告会が「後援会会員のために開催し、参加者の大半が後援会会員である」「後援会活動」であるとの類推を招くような言い回しは適正ではなく、そのような事実はありません。

次に、報告会に“都議と国会議員の秘書”が参加した件についてです。

まず、広く一般に告知した段階で、都議にしても、国会議員の秘書にしても、どこかで開催を聞きつけ会場に来たとしても、入場を拒否したり排除したりする理由はありません。少なくとも、どちらも杉並区民だからです。ここに“都議らを招き入れ”たという事実はなく、区民として報告会を聞きに来た、というのが実態です。

ところで、国と都と区は、それぞれが独立した組織ではありますが、まったく関係がないのか、というところではありません。一般によく国は制度を作り、国や都は予算を降ろしてくる、という言い方がされています。国のつくる制度とは、外交や安全保障などの大きな話ばかりではなく、もっと身近な地域の福祉や住民の生命に直接関わるものも多くあります。実際に、例えば財政面から見たときに、杉並区の近年の一般会計年度予算額約1800億円に対して、区税、手数料、区債（借金）などの自主財源で賄える金額は約820億円と全体の約46%に過ぎず、半分以上は国や都の支出金、交付金、分担金などが区の財源を埋め合わせています。ちなみに、一般会計以外の特別会計についても、例えば国民健康保険事業会計の年度予算額約553億円のうち、保険料その他の自主財源で賄える額は約213億円で、全体の約39%に過ぎません。

このように、区政と国政・都政とは分離したものではなく、とても密接な関係にあること、お互いに連動していることは自明ですから、区政報告会の中で併せて都政報告や国政報告が行われたとしても、これは何ら不思議ではありません。

そのように考えると、都議など他階級の議員が私の区政報告会に来て、私の報告を聞いていたとして、もし他の参加者、区民から彼らの報告も聞きたいと要望が出た場合には、

これを無下に断る理由を見い出せなくなります。区政と都政、国政は全く無関係ではなく、互いに連動し、制度が重なり合っているからです。

なお、その際に私が気を付けていることがあります。それは、この報告会が政務活動の範囲で行なわれていることなので、他階級の議員に政治活動あるいはそれを連想させるような話をされてしまわないようにすることです。そのために、それぞれがお話しを始める前に、そのことをしっかりとお願いをし、ご了解を得てからお話しをしていただくようにしています。ですから、他階級議員の話は、他の通常の「政治集会」に見られるような通り一遍の挨拶では決してなく、区政の課題に連動した都政、国政の報告、政務活動となっています。

このように、どちらも政務活動の範囲であり、公務でありましたが、私の政務活動費の集計から敢えて時間按分でこの時間を差し引いたのは、この時間を「政治活動」だと解したからではなく、同じ区民（都民・国民）に対する政務活動だとしても、これは都の政務活動費、あるいは国会議員のそれに類する費用があるとすればそこから支出するべきもの、と解したからです。

よって、他階級の議員が政務報告を行ったことで、“政党・選挙・後援会の活動になって”しまっているという事実はありません。

最後に、「区政報告会」の中身、内容について述べます。

前提でも述べた通り、私は政務活動として区民に区や議会の様子を伝える「区政報告会」と、政治的主義主張を述べる「政治集会」とは別物として、それぞれ分けて開催をしています。

このたびは政務活動として行う「区政報告会」で、その構成は前半にパワーポイントを使った報告（約 40 分）、後半にそれに関する質疑応答と区民からの聴取（約 23 分）を行いました。

パワーポイントの内容は 72 ページにわたり、大きく、

1. 議会の動きと活動内容、
2. 杉並区の動きと現状／総合計画、実行計画の改定、施設再編計画の状況、保育園の待機児童問題、災害対策、平成 27 年度決算状況と今後の財政見通し等々
3. 下高井戸周辺地域（このたびの開催会場の周辺）で起こっている区の施策／下高井戸おぞら公園建設、永南小跡地利用など、11 の事業について
4. 今後の展望などを報告させていただきました。40 分ではとても説明しきれないくらいのボリュームでしたが、地域の住民にとってはどれも必要な知っておきたい事項であると判断し、早口で説明をしました。

このパワーポイントの内容は、印刷して全文を報告書に添付してあります。

また、質疑応答では、報告事項に対する質疑のほか、地域で起こっている課題についてのご指摘などもあり、白熱した時間であったと思います。

区の状況は、区の広報紙などでも発表されていますが、その過程でどのような議論がなされたのか、どこがその計画のポイントなのか、実行にあたり注意点をどのように捉えているのか等々は、紙面等からでは決してわかりません。このような報告会で、議員から話

しを聞いてみて、あるいは質疑をしてみて、わかるものです。

報告時間も、質疑応答の時間でも、ただただ時間に追われ政治的な要素を盛り込む時間的余裕など、まったくありませんでした。もちろん、たとえ時間があつたとしても、会の性質上当初から盛り込むつもりはありません。

ですから、これらの時間帯については、政務活動にあたりとし、当該時間数を按分対象に加えて、政務活動費として計上、支出をしました。

ここには、“政党・選挙・後援会の活動になって”しまっているという事実はありませんし、よって法令には違反しておらず、計上した政務活動費の全額返上を求められる所以もありません。

もし仮に、ここで全額返上ということであれば、あるいは報告内容を否定して時間按分ではなく一律50%などと切り捨てるようなことがあるとすれば、では議員の政務活動、議員の報告義務とは何なのか、という根本的な疑問が残ってしまうことでしょう。

活動は委縮してしまい、疎外されてしまいます。

そしてそれは、政務活動そのものの否定につながるものだと理解しています。

3. 今井ひろし議員

調査研究費 会派視察における土産物代の計上について

大泉やすまさ議員に同じ

広報広聴費 「区議団区政報告」の費用計上について

大和田伸議員に同じ

4. 大泉やすまさ議員

【調査研究費】

会派視察における土産物代の計上について

本件指摘は、請求人が『一般区民の通常の生活において、どこかを訪ねた際に、土産物を持参することに懸念が示されることはあまり多くない』とするとともに、『各議員が、視察先に土産物を持参すること自体に異議を唱えているのでは全くない』としている通り、視察訪問に際して、その受け入れや準備に対する視察先への謝意として土産物を持参することについては異議ないものと理解するところであります。

そのうえで、請求人は『「政務活動費」に計上する視察においても、もし土産物が必要な場合は、「公金」ではなく「自分の財布」から出費するのが、「一般社会通念である」との見解を示されているところですが、平成16年9月15日京都地裁判決において、『視察先への土産は、視察への協力に対する謝礼としての意味を有するものと解され、社会通念上適正な範囲内のものであれば、これを「交際経費」ということはできず、先進地調査又は

現地調査に要する経費（調査費）に該当するというべきである』とされた判例に照らし合わせると、本件土産の内容、金額は社会通念上適正な範囲内のものであることから、本支出は適正なものと判断し、本件指摘は当たらないものと考えます。

【広聴広報費】

「区議団区政報告」の費用計上について

大和田伸議員に同じ

【資料購入費】

「時事通信社：JAMP（時事行財政情報モニタ）」「都政新報」購読費の計上について

本件指摘の、次年度に渡る購読費支出の考え方については、平成 29 年 11 月 2 日仙台地裁判決において任期以降の期間に係る支出を違法とした判例があるものの、任期期間内の次年度分の支出に対する是非を示した規定は存在しないため、区議会で採用している「交付年度を含む 1 年以内」という考え方により、交付年度内に実際に支出した経費として計上したものであります。支出時点の年度で計上することとされている現在の制度において、任期期間内かつ契約期間が次年度に渡る購読契約を結んだ際に、当該年度と次年度とを分けて計上することは不可能であるため、本件支出は適正であると考え、返還には応じられません。

ただし、都政新報購読料については、2017 年 3 月に 2016 年 7 月～2017 年 3 月分と次年度の 1 年分を支払ったものですが、1 年を超える計上となっていたため、以下の通り訂正し、15,300 円を返還します。なお、今回改めて内容を確認したところ、JAMP（時事行財政情報モニタ）領収証の領収日が記載されていなかったため、平成 30 年 5 月 21 日付で領収日のわかる取引推移一覧表（写）を添付しました。

< 出納簿摘要欄 >

誤) 都政新報 (2017 年 7 月～2018 年 12 月分)

正) 都政新報 (2016 年 7 月～2017 年 6 月分)

< 計上金額 >

誤) 36,870

正) 21,570

5. 脇坂たつや議員

調査研究費 会派視察における土産物代の計上について

指摘された視察先への土産物代は、計上していない。

「区議団区政報告」の費用計上について

大和田伸議員に同じ

個人区政報告代

ルールに基づいて適切な運用を行っているので、返還請求に応じることは出来ない。私は政務活動費を使用して、予算・決算という区政における重要な議会を終えた後に、杉並区政レポート「惑星」を定期的に発行しており、印刷物は特段、選挙を意識したものではない。内容に関しても、区民に区政への理解を深めて頂く一助になりたいという思いから、時の区政の重要政策や課題等を取り上げ、それに対する私の考え方を示している次第である。また、号によっては区政に対する意見や要望を求めるスペースを作っているため、合わせて申し添えておく。次に、封書発送についてであるが、あくまでも区政に対するの関心を集めることを目的とし、レポートを送っている。また、ポスティングについてであるが、政務活動費の金額は限られており、区内全域に投函することは出来ない状況にある。そうした中で、範囲を指定して配布するという選択をすることは止むを得ないものと判断したのであって、指摘の様なことは当たらない。尚、郵送にはDMを用いてコスト削減を図っている。業者からはDMの性格上、郵便局を通す方が確実に区民の元に届くと説明を受けていたが、可能な限り低コストで郵送した上で、こぼれた分については切手を貼って送付の方が政務活動費を使っていることへの理解が得やすいと判断し、この様な対応を取った次第である。政務活動費を用いて、区政報告を作成しているということは強く認識しており、ご理解を頂きたい。

個人ホームページ代

ルールに基づいて適切な運用を行っているため、返還請求に応じることは出来ない。私は自身のホームページの費用に政務活動費の一部を按分し、9割を計上している。それは、残りの1割に政治活動が含まれていると認識しているからである。具体的に指摘を受けている通り、石原伸晃衆議院議員からのメッセージが政治活動だと捉えている。実態としては全体の割合からしても1割にも満たないが、区民感情を考慮に入れ、区切りの良い数字とした次第だ。また、現在利用しているブログについては、掲載内容のタイトル等がホームページにポップアップ表示されるが、ブログのサービスはホームページの契約内容には含まれておらず政務活動費として計上しているものではない。その前提で一言申し上げるのであれば、政治というものは生活に密着したものであり、仮に政治家が浮世離れした生活をする様であれば、区民の声を届けることは出来ないと考えている。例えば、私が子育てをしながら感じたことは、もしかしたら普遍的な世の中の課題であって、ブログに思いを綴って考えをまとめながら、議会の場で取り上げることで改善が図られるかもしれないと考えるのは自然なことなのではないだろうか。もちろん、選挙日程が重なれば、それについて触れることはある。しかし、それも含めて先に述べた通り、全体の割合からしても1割には満たず、現状の按分率が最適だと判断している次第である。

新聞代（自由民主1年分）

ルールに基づいて適切な運用を行っているので、返還請求に応じることは出来ない。政党の機関誌に関しては、公明党の「公明新聞」と共産党の「赤旗」を購入し、自由民主党の「自由民主」と読み比べをすることによって、政治を俯瞰的に捉えようとしているものであり、指摘された意図はあたらない。

携帯電話代

ルールに基づいて適切な運用（50%按分）を行っているので、返還請求に応じることは出来ない。

6. 佐々木浩議員

●調査研究費 会派視察の際の土産物代の計上について

会派視察に参加した議員として、政務活動費が公金であることは当然ながら認識しており、ルールに基づいての支出を心がけております。

ご指摘の文中でも引用されておりますように、平成16年9月15日京都地裁判決において、視察先への土産は、社会通念上適正な範囲内であれば、現地調査に要する経費として調査費に該当するとされております。

このことから視察の際の土産物代を政務活動費に計上する事自体には問題なく、また指摘の当該案件の金額につきましては社会通念上適正な範囲であると認識しております。

したがって返還の必要はないものと判断しております。

7. 藤本なおや議員

●調査研究費 会派視察の際の土産物代の計上について

佐々木浩議員に同じ

8. 小林ゆみ議員

●調査研究費 会派視察の際の土産物代の計上について

佐々木浩議員に同じ

●事務費

①ノートパソコン、USB-C 接続ケーブル、マウス代について

当該支出の領収書が無記名となってしまったことは、私（小林ゆみ杉並区議会議員）が購入時に申し出ることを失念してしまったためである。今回の指摘を受け、平成30年5月16日付で購入先であるケーズデンキに領収証へ宛名を記載してもらい、あわせて領収書等貼付用紙にその旨を補記した。なお、会員番号から購入者が「小林優美（小林ゆみ杉並区議会議員）」であることがわかるレシートを添付した。

また、パソコンの計上の按分に関しては、備品購入費支出に関する処理の取り決めに則り、実態に即して50%の按分で計上している。ご指摘の通り、パソコンは所得税法上の耐用年数では4年である減価償却資産である旨認識しており、且つその購入に関しては任期満了までの期間を鑑みて購入することに留意が必要であることも十分認識している。なお、備品台帳については既にファイルに添付済みである。

②携帯電話代について

私は携帯電話を2台所持しており、その内訳として、杉並区公式ホームページ等において電話番号を公開しているドコモの携帯電話（購入時から現在まで、インターネットに接続できない）と、もう1台は電話番号を公開せず、インターネット接続をし、タブレット感覚で使用しているソフトバンクのスマートフォンである。便宜上、政務活動費の書類上ではその主な使用目的から、ドコモの方は「通話用」、ソフトバンクの方は「検索性」と記載している。

私は事務所を構えていないため、公開している通話用の電話番号が事務所機能を果たしている。通話用の携帯電話では、主に区民の皆様からのご意見やご要望、面会希望等の電話を受け、また、区議会事務局や他議員との連絡や、区議会に必要な事項の問い合わせ等を行っている。

検索性の携帯電話では、インターネットに接続し、杉並区公式ホームページをはじめとするサイトでの杉並区政に関する情報の収集、各種ニュースの閲覧、区議会での質問を作成する際の調査、公式ブログでの区政報告の掲載、区議会事務局や他議員との連絡等を行っている。また、メールに関しては、検索性の携帯電話のメール機能で主に区議会事務局や他議員との連絡に使用している。

以上のとおり、通話用と検索性の携帯電話の両方を用い、杉並区政の為に使用していたが、今回、請求人から疑われること自体が本意ではないため、平成30年5月21日付で出納簿及び支出額を訂正し、通話用の携帯電話代20,838円を全額返還する。

9. 岩田いくま議員

① 調査研究費 会派視察の際の土産物代の計上について
佐々木浩議員に同じ

② 広聴広報費（按分）
按分計上しているのではなく、区内特別郵便利用による割引である。

③ 資料購入費（犯罪心理学事典）
教育（非行・いじめ、PTSD）、情報セキュリティ、防犯、児童虐待等の政策課題に活用している。

④ 事務所費

昨年も同じ内容の監査請求を受けており、同様の回答となるが、表示を「(区議会議員) 岩田事務所」ではなく「岩田」とした理由は、

- (1) 議員は個人名で活動しており、「岩田事務所」という組織は存在せず、「事務所」を付加することでかえって来訪者に混乱を与えかねない
- (2) 区議会公式 HP や各種広報物における連絡先はすべて同一住所で公開されている(かつ、広報物における連絡先は「岩田事務所」ではなく「岩田いくま」である)
- (3) 「岩田事務所」と表示することによる家族(特に子供)や近隣住民への影響
 - * インターホンやドア等は自宅部分と共用であること、及び、過去の来訪者の行動に伴う家族及び隣戸等近隣住民へのご迷惑の経験

上記を総合的に考慮のうえ、区議会事務局作成の「政務活動費の支出に関する事務処理について」に記載されている「政務活動のため必要な事務所としての表示」に関して、議員名の表示で要件を満たすと判断した。

なお、平成 28 年度の政務活動費調査検討委員会検討結果に基づき、平成 29 年度からは事務所費の計上を行っていない。

10. 松浦芳子議員

【調査研究費】 会派視察の際の土産物代の計上について

佐々木浩議員に同じ

【広聴広報費】 区政報告について

区政報告は、極力 区内の情報を伝える事になっているが、関連を掲載する場合は按分している。平成 29 年新春号では、山田宏前区長の写真を載せたが、区民より「山田さんは、どうしているの? 何やっているの?」と聞かれることが多いので、山田氏の近況を載せた。

区民への情報との思いで掲載したが、現在の区政には関連しないとも思われるので 95%の按分とした。所属する政党とあるが、私自身は、自民党党员ではない。

あくまでも区民への質問に対する情報提供として載せている。

【人件費】

人件費に関しては、区政報告の作成や発送準備、発送するために名簿整理、ポスティングをお願いしたための人件費でそれ以外の人件費は計上していない。

勤務内容については、区政報告発送準備には、区政報告の作成や印刷、三つ折り、封筒に入れる、封筒を閉じる等があるが、今後は、具体的に書くことにする。

郵便局へ持ち込む発送は、家族がやっているので計上はしていない。

住所録データ入力修正については、区政報告を郵送すると「転送不能」で戻ってきたり「受け取り拒否」や「死亡」との連絡を頂くので、その住所を修正する作業をしてもらおうが、今後は「区政報告郵送用住所録データ入力修正」と書くことにする。

勤務時間については、早朝が良いという方がおり朝から作業をして頂いている。

作業場所については、自宅の一室を事務所に使っており、パソコンを使う場合は、事務所で作業してもらうが、区政報告の発送準備の作業は、事務所では狭くて出来ないので、自宅の居間で作業をしてもらっている。

11. 山本あけみ議員

○調査研究費

① 女性議員有志南伊豆町における土産物代

土産代については、視察先に対する挨拶用に用意した少額のもので、判例にも社会通念上適正な範囲内の金額であれば認められるとの判断があり、今回の支出は適正と考えます。

② 泣いた赤鬼鑑賞券

鑑賞券支出は、NPO 活動資金助成事業に関して、実際に会場に足を運び鑑賞する事で本助成事業が区政にとって有用な使われ方をしているかといった調査を行う上で重要であると考え行ったものであり、個人的な娯楽や特定の NPO 法人への助成が目的ではありません。

○広聴広報費

区政報告、高井戸公園 NEWS、オフィシャルサイトへのご指摘に関して。

区政に関してとその他の選挙対策や政治活動に関しての按分比に関しては、紙面の使う分量に沿って按分比を都度決めて計上をしている。按分比の説明は以下の通り。

【区政報告 vol. 19】4 ページ目グリーンテーブルの記事を未計上、第 33 回木曜茶話会特別講演会のご案内の内、区政にかかわる年金に関しての講演であるが吉田はるみ事務所と共催のため半分を未計上。これらの未計上の紙面を 10%として、残り 90%を政務活動費に計上。

【区政報告 vol. 20】印刷物は全て区政に関する事なので 100%計上し、郵送の為の封入時に 3 枚の内 1 枚を政治活動に関するチラシを同梱したため省き、2/3 を政務活動費として計上。

【区政報告 vol. 21】4 ページ目グリーンテーブル部分及び第 42 回木曜茶話会の告知部分を面積按分して未計上とし、紙面の分量に従い、15/16 を政務活動費として計上。

【区政報告 vol. 22】4 ページ目、映画上映会は政治活動のため未計上。また、第 42 回木曜茶話会の特別講演会は、国・都・区政の連携した取り組みについての意見交換の機会として企画した。国・都・区政が密接に関連して諸問題に取り組まなければならない段階にあるため、山尾衆議院議員、西村前参議院議員の参加を依頼した。そのため両者の該当面積のうち半分を未計上とし、面積按分して、7/8 を政務活動に計上。

【高井戸公園 NEWS 等】高井戸公園 NEWS 等、他の区政報告は区政に関する内容であるため按分をしていない。

【旧オフィシャルサイト】旧オフィシャルサイトとは、現在のサイトの前に管理運営していたものである。そのサイトのコンテンツである「政策」「プロフィール」「応援して下

さる方へ」「ブログ」の内、「ブログ」の一部、「応援して下さる方へ」の部分に政治活動が含まれることから80%の政務活動費計上とした。

【2017年保育関連臨時特別号】保育関連の杉並区長と世田谷区長他との対談は、当時の保育需要の増大、保育施設の整備の重要性などを杉並区民向けに情報提供を目的として行ったもので、全て政務活動費に計上をしている。また、西村正美氏からは、歯科医師と元国会議員の立場から、乳幼児の虫歯について、生活の中で防げるはずのものを防ぐことができない。そこには、そもそも普通の生活を送れていない実態があり、貧困や虐待といった社会の問題が虫歯という形で露出するようになった事を踏まえ、厚生労働省が取り組む、「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」について話を伺った。専門性の高い議論をいただき、お読みいただいた区民に議論の信用性を高めるため、プロフィールを掲載した。

区政報告の郵送先は政治活動の後援会組織とは別であり、区議としての活動を通じて知り合い、お互いの活動報告や意見交換などを目的に郵送している。

当該年度に計上した、オフィシャルサイト作成料に関して、作成した当時には区政に関する活動が一覧で示すことが出来る事を第一目的にまた、情報検索をしやすいよう、プロのデザイナーに依頼をしてまとめたが、費用は抑えてくれるよう依頼をしたため、世間一般の価格より半額程度で制作できた。

区議の日々の活動や調査研究内容に関して、政務活動費の使途基準に則って計上をしているが、今後使途基準の見直しがあった場合には準拠していく。

○事務費

携帯電話

現在、私用と共通の携帯電話番号は非公開としている。

主に既に面識があり、信頼関係の下携帯電話番号をお互いに通知している方との連絡用、自宅事務所電話からの転送、区政に関するパソコンメールや携帯メールの確認、インターネットを利用した調べものに使用している。

携帯電話番号を公表すべきとの指摘に関しては、インターネットなどを通じて全世界に情報が瞬く間に発信される現状においては、悪用防止などの観点からも同意できない。個人用と区議の職務用に2台所持する方法もあるが、外出先に常に2台を持ち歩く必要性も出てくることから負担が大きい。既に自宅事務所の電話も区民用に公開しており、転送をして携帯電話で受け取れるようにしており、通信料のほとんどを区政関連として使用している実態ではあるものの、家族以外の方との通話など若干の私用として10%程度含まれると考えられることから、多めの20%として按分率を決定した。なお、家族間の通話やメールは無料の契約をしており、費用が発生していません。

以前、自宅事務所に明け方の5時頃に区政に関する苦情の電話があり、家族の生活の場でもある事から対応に苦慮した。携帯電話は外出先にも持参することから全区民の都合に沿った形での電話でのご相談など、日夜を通して全ての時間で受け付けることは不可能である。しかしながら、携帯電話に出ない場合には、無視をされたと感じ取る方もいらっ

しゃる事を考え併せて、自宅事務所での留守電などでの対応をしている。また、自宅事務所電話の通信料は計上していない。

これらの事から本計上は妥当と考え、返還に応じる考えは無い。

今後、使途基準の見直しがあれば、携帯電話番号の公表について準拠する。

12. 河津利恵子議員

視察先手土産代について

視察先への手土産代は、受け入れ先にとっては視察現場との調整や場所の確保、資料の作成等を考えると視察のための負担はそれなりに大きく、謝礼の意味もあり社会通念上、過度でない手土産は政務活動の一環として妥当なものと考えています。

広聴広報費 ホームページ運営・管理費について

請求人は、家族や自身のことについての記述が多く、個人的であることを指摘していますが、季節ごとに感じることや、身の周りで起こっていることに関して、私の思いをお伝えしているつもりで、私のスタイルでもあります。20年に及ぶ活動をする中で、個人的にも知っていてくださる方も多くなっていることや、河津利恵子という介護や子育てをしながら区政にかかわっている女性議員が日ごろ感じていることや生活実感も伝えていき、より身近に感じて頂きたいと考えているからです。しかし、社会的な問題や区政、議会に関する情報も同時に記載し必ず発信しています。これらのことを踏まえ、前回の抗弁にも記しましたように、ブログの導入部分（最初のパラグラフ）において、時事、気象、プライベートも含めた近況報告などを扱っています。この部分を全体の文書量からみて20%を差し引き80%の按分としています。

ブログというものをどのように捉えるかは、個々の受け止め方にもよると思いますが、請求人の個人的なことのみの発信という言い方は、やや心外なものを感じます。請求人の考えとは見解が異なるとしか思えません。

なお、監査請求を受け改めて内容を確認した結果、ホームページ運営・管理費（7月分）のブログ更新の件数に誤りがあったため、平成30年5月21日付で出納簿及び支出額を以下のとおり訂正し2,400円（3,000円×0.8）を返還します。

<計上金額>

誤) 8,000

正) 5,600

事務費

収支報告書における説明のとおり、家人は自身のパソコンを所有しており、専ら私自身の仕事で使用しています。また、党務や後援会に関する活動も皆無であることや、パソコンを他の使途で活用することもほとんどなく、調査研究のための検索や連絡など、ほぼ政務活動に関連した使用であることから、80%としています。

人件費

こちらも、以前にも同じような抗弁となってしまいます。仕事は月に数回、私の自宅事務スペースと在宅で行っていただいています。報告書の摘要欄には主なテーマとして依頼していることを記述しています。しかし、政策的なテーマの調査研究の他にも、電話対応、議会や委員会質疑のテープ起こし、毎月幾つかの団体の定例会や集会でミニ議会報告や勉強会などを開催しており、そのためのレジュメや資料の作成、顔が見える範囲の方への、議会報告や資料の発送手続きや手配り等々、さまざまな事務を依頼しています。また、党務や後援会活動は一切行っていないため、以上のことから、使途基準に則って計上しています。なお、平成30年度からは、新たな使途基準に基づき、複数の勤務内容があれば、記述するようにしたいと思います。

13. 上野エリカ議員

- ・女性議員視察の土産物代について
河津議員と同じになります。

- ・区政レポート vol110 の作成費、2017年3月31日の計上について

区民の皆さまに配布するのは4月からですが、実際に作成、印刷したのは年度内の3月であるために、実際に支払いを行った日付の領収書で計上してあります。なお、今回改めて内容を確認したところ、添付した領収書の日付は作成業者の誤記により「2016年3月31日」になっており、正しくは2017年3月31日であること、請求書の品名にある区政レポート (A4) vol 109 は vol 10 であることがわかったため、作成業者に再発行を依頼し、平成30年5月21日付で添付しました。

- ・レポートの内容について

区政に関連するものを載せておりますので、請求人の主張には当たらないと考えます。

14. 市来とも子議員

【調査研究費】視察先への土産代

昨年も同様の内容の監査請求を受けたが、請求人も認めている通り、視察への協力に対する謝礼として土産物を持参することは一般的慣行であり、京都地裁判決において社会通念上適正な範囲であれば「使途基準にいう「調査費」に該当する」という判例が出ており適正なものであると考える。

【事務費】複合機保守料、複合機リース料

昨年も同様の内容の監査請求を受けたが、請求人が指摘したコピー複合機については、保守費用を含めたリース契約を行っており、(1) 区政報告の印刷、(2) 区政報告会のお知らせ等の印刷、(3) 区政資料の印刷、(4) 区政資料のスキャン、(5) FAX で区民の意見・

要望を聴取する目的で使用している。複合機のリース料7ヶ月分の理由については、27年度支払済みである年間契約（28年8月末まで）のリース契約期間終了後、月払いの再契約をしたものである。また、政党活動については事務担当者が他所にて事務及び印刷を行っており、請求人が指摘したコピー複合機は政党活動には使用していない。実態としては80%を超えるものであるが、政務活動以外の活動も考慮に入れ80%を計上した。

【研修費】

○自治体議員立憲ネットワーク

請求人が指摘した2回の視察は、国が地方自治体を訴えるという異例の状況が前提としてある。国による自治体への訴訟問題をめぐり県知事自らがその課題と問題認識を話し、自治体の権限を超えてどこまで国が関与できるのか、地方自治法における国との関係を改めて問い直し、地方自治とは何かを学ぶための視察であった。特に沖縄問題はその対立構造が顕著であるが、自治体の権限及び立憲主義をどのように守るのかを議員の立場として学ぶことは必要であり、その観点から折に触れて会派の議会質問で発言をしている。

○社民党夏季研修会

請求人が指摘した研修会は、阪神淡路大震災を経験した兵庫の議員が中心となり、災害対策、防災、新エネルギーを中心とした自治体政策を学ぶために企画したものであり研修費に該当するものであると考えるが、政党主催の研修会であるため50%の計上とした。

15. けしば誠一議員

【研修費】

2016年立憲主義と地方自治研修会の視察に関し、以下見解を述べます。

- ① 4月および11月の視察は、全国自治体議員立憲ネットワークの呼びかけによる、地方自治の在り方を学ぶ目的で行われたものである。2回にわたり翁長沖縄県知事や沖縄県議会をはじめ立憲ネットワークに参加する沖縄県各市町村議会議員が参加し、研修会后、知事と議員との交流会も行われ、自費で参加した。翌日の座り込みも県の自治体議員とともに行動し、その過程でそれぞれの自治体での取り組みなどもお聞きしている。
- ② 視察で学んだことと区政への反映について、沖縄の基地問題と、政府による自治の否定に対する沖縄の自己決定権の主張は、平和都市宣言を掲げる杉並区政にも直結するものと考え、これまでも議会でも何度か質問してきた課題である。憲法制定時から日本から切り離され、米軍政の下に置かれていた沖縄では、子ども・女性、人々の人権が奪われ脅かされてきた。施政権返還後も、いまでも繰り返され続けている。憲法よりも日米安保条約が優先する実態である。沖縄の人々が基地被害の現実を告発し、米軍新基地建設を1分1秒でも遅らせ、止めるため行動する姿勢に学ぶ意義は大きい。
- ③ 現実にも、かつて1993年、区立杉森中に米軍機が不時着する事件が起こった。米領事館に抗議し、区に要請を行った経験からも私たちは2017年2月の新城一般質問で取り扱っている。その際、区は「横田基地を飛び立った米軍ヘリが赤坂のヘリポートに向

かう途中、緊急点検を知らせるランプの表示があつて、そのまま杉森中のグラウンドに不時着したという事件で、当時、人けがなかったというところで大事に至らなかったものの、非常に重大な事故につながりかねないということで、松田良吉区長名で外務省宛てに、米軍に再発防止と安全確保について徹底するように要請を行ったということ。この事件ではそうした対処を行ってきたところで、オスプレイの問題にちょっとつなげますと、オスプレイについては、周辺市町で構成される基地対策連絡会とさらに東京都が加わって、これは米軍自体に対して安全確保や7項目等の要請を行っているということは承知していますので、その動向は見守ってまいりますけれども、区にとっても、区民の安全・安心の確保という観点から、必要な情報については提供を求めていきたいというふうには考えております。」と答弁している。

基地問題は沖縄だけの問題とは考えない。オスプレイの横田基地での訓練がはじまり、周辺自治体での被害が予想され、それぞれの議会でも反対決議や議員の行動が始まっている。日頃から平和、日米安保・地位協定、憲法について沖縄とともに行動し、その闘いの中から学ぶことを重視しており、区内での街頭宣伝を通して区民にも訴えている。

16. 新城せつこ議員

【調査研究費】

視察に係る土産代の公費支出に関する返還請求について、見解を述べます。

本件は女性議員有志の視察によるものであり、南伊豆町の所管課および当該施設に、資料の準備や説明など時間を割いていただいた。本件は議員の政務活動として行われたものであり、政務活動費ルールに照らしても、社会通念上も、認められているものと理解し、問題があるとは考えない。

【研修費】

けしば誠一議員と同様

17. そね文子議員

【調査研究費 土産物代分担額について】

指摘された視察先への土産物代は、計上しておりません。

【広聴広報費 レポート経費の按分および発行部数について】

①「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」において広報紙に関して定められているのは、「政務活動に要する経費細目」の中で「印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する」という記載があるのみです。そこで、この「実態に即して按分」の考え方として、『生活者ネットすぎなみ』発行に関わる経費の按分については、東京都議会における政務活動費使途としての「広報紙（誌）発行費」の考え方を参考にしています。

都議会の平成30年4月版「政務活動費の手引き」には、「政務活動とその他の議員活動

(政党活動、後援会活動等) とが混在する場合は、合理的に説明できる割合又は 1/2 を上限とする割合で適切に按分した額について政務活動費として支出できる」と記載され、「合理的に説明できる割合の例」として「紙(誌)面の面積・分量等の合理的な方法により、政務活動とその他の議員活動(政党活動、後援会活動等)の内容を案分する場合」を挙げています。

『生活者ネットすぎなみ』はこれに倣い、「紙面全体の総分量」に対する「政務活動を内容とする分量」の割合を目視により判断し、按分しています。

100号4pに掲載した「大河原まさこ～云々」のインフォメーションは指摘されたように政務活動には該当しないため、このページ全体を対象から除外し、4ページ中3ページ分すなわち75%の按分としました。

101号については1pと4pは直接区政に関する内容ではないため2ページ分50%の按分とし、102号および103号についてはいずれも4p以外は区政に関する内容なので、3ページ分の75%としました。

②配布部数は100号：26,470、101号：26,620、102号：26,570、103号：26,160です。

発行責任者は当時都議であった小松ですが、都議の活動については別途、都議会レポートを発行しており、『生活者ネットすぎなみ』配布部数は区議二人でカバーしています。

なお、この印刷料は部数に応じた代金となっているため、配布数の増減により、按分が同率であっても経費が各号で異なる結果となっています。

18. 奥田雅子議員

【調査研究費 土産物代分担額について】

指摘された視察先への土産物代は、計上しておりません。

【広聴広報費 レポート経費の按分および発行部数について】

そね文子議員と同様

【研修費 視察研修費について】

2016年4月に沖縄で実施された自治体議員立憲ネットワーク研修においては、日米地位協定の下で人権が蹂躪される日常を強いられてきた現地の状況を視察し、その歴史的背景を学ぶことができました。報告書に記載した内容に加えて、国に対する地方自治体のあるべき形や、地方における国政の関与のあり方について考察を深めたことは収穫であり、杉並区政のあり方を考えるうえで今後生かしていきたいと思えます。この間、道路行政に関する住民との取組みなどを通して国政に向き合ってきましたが、沖縄での研修がこの活動をさらに充実させていくことにもつながるよう、努めていきます。

19. 松尾ゆり議員

【調査研究費】

土産代については、視察先に対する挨拶に用いたものです。判例にも社会通念上適正な範囲内の金額であれば認められるとの判断があり、今回の支出は適正と考えます。

20. 杉並区議会公明党会派共通

【調査研究費】 視察先への土産代

視察先への土産は、視察への協力に対する挨拶や謝礼としての意味を有するものであり、金額的にも社会通念上相当な範囲内にとどまっており、政務活動費として計上できるものと考えている。

他の自治体の裁判例においても、同様の見解が示されている。

【資料購入費】 公明新聞・「月刊公明」購読料

区議会議員として政務活動費で購入している公明新聞及び「月刊公明」は、いずれも調査研究等の政務活動のための資料として活用しているものである。公明新聞には、地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されている。

政党機関紙の政務活動費による購読については、他の自治体で争われた裁判例においても、直ちに政党活動には当たらず、使途基準に合致するとの見解が見られる。杉並区議会の政務活動費に関する規程が、政務活動費による政党機関紙の購入を議員1人当たり1部まで認めているのも、新聞の内容が政務活動に役立っている事実を考慮しているものと理解している。

公明新聞が日刊での記事を掲載している新聞紙であるのに対し、「月刊公明」は国内外、地方自治、政治、経済、行政等の課題に関して識者が寄稿した論文を多数掲載している月刊誌（書籍）である。区民との意見交換の際に同誌を使用するなど、いろいろな使い方があるので各自3冊ずつ購入しているが、政務活動費として1冊の計上を行っている。

【広聴広報費】 お茶代

区民からの区政に関する意見聴取等を、区議会の応接室で行うことが度々ある。そのため会派として、いつでも区民からの相談や陳情を受けられるよう当番制で原則議員が議員控室にいるようにしている。実際に、相談や陳情のために、アポイントなしで控室を訪ねてくる区民も少なくない。また、区内の多数の団体と意見交換会を区議会棟の会議室等にて定期的で開催しており、区政についての意見を伺う貴重な会議となっている。その会議の際に、紙コップに注いでお茶を出すなどしている。

従って、これらの計上したお茶代については、「選挙活動、政党活動、後援会活動」の経費ではなく、上記した通りほとんどを政務活動に使用しているものであると認識しているが、あえて50%の按分で計上している。なお、平成30年5月21日付で領収書等貼付用紙の備考欄に、平成28年5月分の対象人数180人を補記している。

【事務費】 携帯電話代

携帯電話については、党本部より全議員に各1台支給されており、会派所属の議員は、2台保有している。党、後援会活動や私用等、政務活動以外の案件については、党から支給されている携帯電話を使用している。政務活動費に計上しているものは、党本部から支給されたものとは別のもう1台の携帯電話であり、こちらは専ら政務活動のために使用するものとしており、その使用実態は政務活動100%に近いとの認識であるが、政務活動以外の内容について会話をしたり、メールが来たりすることも可能性としてゼロではないので、80%の按分としている。

21. 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

【広聴広報費】 区政報告に関する費用・ホームページ管理運営費

区政報告の発行は、すべて区政に関する調査研究と区民の声を区政につなげ実現した政策についてのものなので、それらを郵送する際の宛名シール作成費も、すべて経費として計上している。

郵送したもの以外は、駅頭や区政報告会、ポスティングなどで配布している。

なお、「宛名シールはがし」については50%の計上とした。同製品を購入・使用した背景として、区内特別郵便の方に100通未滿の郵便番号「167-」の宛名を貼ってしまい、はがす必要が発生したため。この処理をせずにこれらをはがきごと廃棄し、新たに宛名シールを作成すると、より多くの経費が発生するため、より少額の経費で済む対応をした。従い、「シールはがし」は必要な経費と考える。

ホームページ作成・インターネットサーバー管理費について、活動を頻繁に報告し、更新しているフェイスブックと本ホームページは連動するような設定となっている。公明党サイトとのリンクも貼っているが、同サイトには杉並区政にも参考になる地方行政に関する記事も多く掲載されているので、区民サービスとしてもリンクを貼っているものであり、ホームページは殆どが政務活動に関する内容であることから按分率は妥当である。

【人件費】 事務作業等補助に関するもの

「政務活動費領収書整理補助等」については、政務活動に費やした経費の領収書等の整理を依頼しており、必要な経費と考える。勤務先は横山の自宅事務所である。

「通信返却物住所整理等」は、区政報告が転居や死亡等により返送される郵便物の整理であり、次回の区政報告を郵送する時に「転居先不明」などの無駄を省く意味で重要である。作業は、横山の自宅事務所、もしくは各補助員の自宅で行った。

「区政相談補助等」は、昨今、区民の要望や、相談内容が多岐になっているため、効率よく対応できるよう、自身に代わってスポット的に区政相談の受付や聞き取り等をお願いしている。時間的、労力的に効率よく対応することは、時間と経費を最大限に活用するため必要と考える。勤務場所は、横山の自宅事務所である。

「区政資料整理補助等」は、調査研究に関して必要とする情報をインターネットや書籍、新聞を活用して収集しているが、それら膨大な資料を精査し整理をお願いしている。作業の場所は、横山の自宅事務所、もしくは各補助員の自宅で行った。

「通信郵送事務手伝い」については、区政報告を郵送することは、区政に対する姿勢、政務活動の内容、相談された方々の思いがどのように区政に生かされたかを伝える重要な手段である。そのための区政報告の宛名シール貼りと、郵便局への配送である。郵送されない通信は個別に手渡している。

名簿整理は、区政報告の郵送先の名簿のデータ化を依頼したものであり、そのための人件費を支払った。この作業は、横山の自宅事務所、もしくは各補助員の自宅で行った。

22. 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）

【広聴広報費】 区政報告に関する費用・ホームページ管理運営費

区政報告の発行は、議会報告や政策の紹介など、専ら政務活動に関するものであり、按分する必要はない。また、郵送したもの以外は駅頭や区政報告会、個人的に手渡しをするなど幅広く配布している。

ホームページは、挨拶、政策、取り組み等のページ毎に日常の議会活動や実現できたことなど更新を行ってきた。また同ホームページにリンクを貼っている「Facebook」においては、日常の活動や実現できたこと、議会における質問など区政に関する事などを中心に報告を随時行っている。自身のホームページを見た区民から、相談や要望、意見などの連絡をいただくこともある。自身のホームページは、主権者としての区民が区政に携わっていただくツールとして活用する趣旨で開設している。このホームページでは、公明党のサイトにも、区政に参考になる地方行政に関する記事も多く掲載されているので、区民へのサービスとしてリンクを貼っているが、ホームページの内容はほとんどが政務活動に関するものであり、按分率は妥当と考えている。

23. 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）

【広聴広報費】 区政報告に関する費用

区政報告の発行は、区民に対して会派や議員が実施した政務活動や区政情報を報告するとともに、区民から様々な相談や意見・要望を寄せてもらう双方向のコミュニケーションを図っていく重要な政務活動の一つである。

広報紙を発行するにあたって、1人でも多くの区民に広報紙に関心を持ってもらい閲覧してもらうために、文面に様々な工夫を凝らして、政策、実績等をわかりやすく区民に伝えている。

その目的は区政の情報を解りやすく提供することであり、広報紙の内容から、それが後援会報の性格など持たないことは明らかである。

24. 杉並区議会公明党（大槻城一議員）

【広聴広報費】 区政報告に関する費用

区政報告の配布については、郵送以外に区政報告会、各種団体の会合等において配布している。また、自ら個々に配布し、その他ボランティアに依頼するなどして全ての枚数の配布は完了している。また区政報告には、発行年と号数が記載されており、発行日がなくても問題はないと考える。

25. 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）

【広聴広報費】 区政報告に関する費用

区政報告について、広報紙（区政報告ハガキ）は、議員としての政務活動や区政についての情報を区民に伝えるために発行したものである。

26. 杉並区議会公明党（北明範議員）

【広聴広報費】 区政報告等に関する費用

自身の区政報告 24 号、25 号の内容は、静岡県焼津市、杉並区すぎのき生活園、ペップキッズ郡山、杉並区のびっぱひろっぱ等の視察についてであり、調査研究活動の成果を報告しているものである。また、健康体操メンバー募集や認知症クラブの立ち上げについても報告しているが、高齢者の健康をテーマとしての活動については議会でもたびたび質問しており、調査研究活動の一環である。地域防災活動についても、これは地域の防災力向上のために行っている活動であり、地域での現場の声を区政に届けるための調査研究活動である。簡易水道消火栓は、地域防災力の向上のために 1 日でも早く区民に知らせるため

に広報紙に掲載した。

区政報告に掲載している議会質問の内容については、調査研究活動の成果を区民にできるかぎりわかりやすく伝えるように工夫したものであり、100%政務活動である。よって指摘は当たらない。

区政報告関連の送料については宛名シール貼り業者に、区内の郵便局まで運送を依頼した際に発生した費用である。

なお、区政報告会については、防災防犯公園や感電ブレーカーに関すること等を報告しており、すべて区政に関する内容となっている。

27. 川野たかあき議員

① 2016年4月3日～5日 沖縄県視察について

ご指摘の報告書の「視察目的」にも記載しておりますように、本視察の目的は沖縄の現状から、国と自治体との在り方、立憲主義を学び区政の参考にするものであります。「区政への反映」というのは必ずしも一般質問などを行うことのみではなく、視察での経験や知識が議員に蓄積されていくものと考えます。その蓄積からなる議員が日々の様々な議員活動を行っていくわけで、それ自体が「区政への反映」であります。

よって50%の按分は必要ないものと考えます。

② 2016年5月2日～5日および8月9日～12日の熊本県被災地視察について

どちらもそれぞれの報告書に記載の通り、杉並が被災した場合を想定し、どう備えておくべきか、どのように対応すべきかを確認、参考とするための視察です。視察とはいえ、ただ見学するだけでなく、実際に現場に足を踏み入れてみなければはわからないことも多くあります。たとえば民間のボランティアをどのように受け入れて行政とどのように連携していくのか、なども被災後の復興支援として非常に重要なポイントです。より詳細に、住民目線、民間ボランティア目線での状況把握を行うために、ボランティア活動を通じての視察を行いました。目的はボランティアではなく視察であり、視察の手段としてボランティア活動を行ったということでもあります。

よって50%の按分は必要ないものと考えます。

③ 2017年3月30日～31日 大阪府視察について

ここで訪れた「こどもの里」は、2015年に「さとにきたらええやん」というタイトルのドキュメンタリー映画にもなった施設です。里親事業や児童館機能など子育て支援事業の拠点であると同時に、義務教育を終えた子どもたちが自立した日常生活および社会生活を営むことができるように共同生活をしながら、日常生活上の援助および生活指導ならびに就業支援を行う、杉並どころか全国でも珍しい先進的な施設です。視察するに十分に価値のある施設であると考えます。また「区への提言」ということですが、①でも述べました通り、一般質問などを行うだけが提言ではありませんし、視察での経験や知識が議員に蓄

積されていくものと考えます。また機会や必要があればこれからでも質問することなどもできます。実際にこの施設について区の職員とは何度か話をしておりますし、同じような施設は杉並では現状ありませんが、区内での「子どもの居場所」を考える際の参考にもなります。そしてボランティア活動については②で述べたのと同様でして、目的はボランティアではなく視察であり、視察の手段としてボランティア活動を行ったということであり、

よって50%の按分は必要ないものと考えます。

④ A, 2016年5月10日、B, 2017年1月26日に開催された2つのセミナーについて

どちらも内容は領収書に添付した資料にある通りです。Aは聖学院大学客員准教授（当時）であり「下流老人」の著者でもある藤田孝典さんによる講演（領収書に添付資料あり）と、江東区議による「介護保険」に関する活動報告、立川市議による「生活困窮者自立支援法、生活保護」に関する活動報告です。Bは武蔵野大学非常勤講師の新津尚子さんと高砂市議を講師にお招きした「幸せで持続可能な社会を目指して・予算編」と題した講義です。

いずれも確かに「緑の党グリーンズジャパン」が主催ですが、内容は上記の通りでして規程第2条にある「政党活動に関する経費」にはあたらないものと考えます。

よって50%の按分は必要ないものと考えます。

28. 太田哲二議員

[研修費 第3回勉強会の按分について]

平成28年第3回の案内チラシには、円より子の写真と勉強会への一言が印刷されている。表面の約8分の1のスペース、裏面を含めると約16分の1のスペースです。したがって、按分に関しては、余裕をもって4分の1とし、政務活動費を4分の3とした。

会場使用料と講演料を4分の3としなかったのは、印刷物関連ではないと思ったからです。指摘されて思うには、第3回勉強会として一体の事業なので、分かりやすく、会場使用料と講演料も4分の3とすることが妥当と思います。したがって、

4月30日 会場使用料 3300円(①)×3/4=2475円(②) ①-②=825円

4月30日 講演料 30000円(①)×3/4=22500円(②) ①-②=7500円の合計、8325円を返還します。

なお、4月4日研修会会場費（阿佐谷区民センター）2400円については、ほのぼのよろず相談の開催に関するものであり、第3回勉強会とは別の経費であることから按分していません。

[研修費 第4回勉強会の按分について]

平成28年第4回勉強会も、[A. 研修費 第3回勉強会の按分について]の説明と同様です。

5月25日 案内チラシ印刷 270円(①)×3/4=202円(②) ①-②=68円

6月3日 講演料 48895 円(①)×3/4=36671 円(②) ①-②=12224 円
6月3日 資料コピー 170 円(①)×3/4=127 円(②) ①-②=43 円
6月3日 会場使用料 5300 円(①)×3/4=3975 円(②) ①-②=1325 円
の合計、13660 円を返還します。

[研修費 第8回勉強会の按分について]

平成28年第8回勉強会の案内チラシには、西村まさみの写真と勉強会への一言が印刷されている。表面の約8分の1のスペース、裏面を含めると約16分の1のスペースです。したがって、按分を余裕をもって4分の1とし、政務活動費を4分の3とした。事務ミスで按分されていないものが一部にあり、修正します。なお、ご指摘の11月26日の金額に誤りがあったため、正しい計上金額で算出しました。

11月26日 案内チラシ印刷 460 円(①)×3/4=345 円(②) ①-②=115 円
12月4日 案内郵便切手 820 円(①)×3/4=615 円(②) ①-②=205 円
の合計、320 円を返還します。

[研修費 講演料5万円について]

平成28年第5回勉強会の講演料が、大学教授なので5万円としたことに関して。まったく別の団体で、a大学教授を講演会講師に依頼したことがあり、有名教授だったので40万円でした。また、別の団体でb大学教授を依頼した時は20万円でした。ある人の話では、関係が深ければ、交通費程度でも引き受けてくれることもある、ということです。公定価格があるわけではなく、もっぱら私の社会通念上の判断で5万円としました。

[勉強会の按分を50%にすべきとの指摘について]

「政治活動、後援会活動の側面を持っていると思われる」から50%にすべきとの指摘について。会場で、政党・後援会の入会案内をしていません。指摘は、おそらく、間接的にそうしたことに繋がるのではないかと、ということだろうと思います。

思うに、行為(勉強会)と結果(党員・サポーターへの入会、後援会入会者)に因果関係があるのでは、という想像からの指摘と思いますが、そもそも、入会者を増やそうという意思も行為もしていませんし、新しい入会者もいません。

あるいは、行為(勉強会)と結果(漠然たる支持者増加)に因果関係を認めるということかも知れませんが、行為(勉強会)の意図・目的は、純粹に勉強であり、それを通じて区民の意思を学んだり、そして区政に反映するために開催しており、結果(漠然たる支持者増加)を目的としていません。

それゆえ、50%に按分せずともよい、と考えます。

なお、参考までに、平成28年度に実施した勉強会の一覧とその概要は以下のとおりです。

(1) 平成28年第3回「お金と福祉の勉強会」4月30日午後6時30分～

場所：阿佐谷区民センター

内容：

①「NHK問題 あらためて」講師：小林緑（国立音楽大学名誉教授、元NHK経営委員）
各地で「NHK受信料拒否」の単一公約で市議会議員に当選している事実がある。金欠で受信料を払えない人もいる。あるいは「言論の自由」が脅かされているという認識により確信的に不払いの人もいる。国政のみならず地方政治にあっても「言論の自由」の行く末は、大きな関心事である。

②「保育園問題、どうなるの、どうするか」講師：太田哲二

平成28年4月に「杉並区保育緊急事態宣言」が発せられ、5月の第1回臨時議会には、待機児童解消のための「一般会計補正予算第2号」が提案された。待機児童問題が区政最大のテーマになった。

(2) 平成28年第4回「お金と福祉の勉強会」6月3日午後6時30分～

場所：阿佐谷区民センター

内容：

①「事業所得（所得税）と法人税」「話題のパナマ文書」講師：酒井富雄（公認会計士）

中小零細事業者にとって、個人の事業とするか、法人の事業とするか、その選択は悩みどころである。また、現実に、中小零細事業者からの税金相談が寄せられます。

②「保育園、介護ロボット」講師：太田哲二

区立公園の一部用地を保育園に転用するのはケシカランという反対運動が勃発して、その賛否が大問題に発展した。

平成28年に入って、5か所の特養現場に試行的に介護ロボットが導入された。どんな介護ロボットなのかを解説する。

(3) 平成28年第5回「お金と福祉の勉強会」午後6時30分～

場所：阿佐谷区民センター

内容：

①「日本の精神医療の問題点と今後の展望」講師：長谷川利夫（杏林大学教授）

精神病院に長期入院中の精神障害者の退院促進が大きな課題になっています。杉並区も同じです。

②「選挙終わって日が暮れて、後のまつりか？」講師：太田哲二

参議院選挙、都知事選挙が終わり、そこで主張された公約の中から、保育園問題を取り上げた。

(4) 平成28年第6回「お金と福祉の勉強会」午後6時30分～

場所：阿佐谷区民センター

内容：

①「奨学金が返済できない。どうしようか？」講師：渡辺寛人（NPO法人POSSE事務局、東大大学院総合文化研究科）

私の所にも奨学金の返還困難で相談に来る人がいる。どうして、こんな変な事態になったのか、今後どうすべきか。区政で可能なことは何か。

②「借金処理7つの手法」講師：太田哲二

多くの区民が借金苦に陥っている。借金苦が解消されれば、その分、確実に世の中は明るくなる。

(5) 平成28年第7回「お金と福祉の勉強会」午後6時30分～

場所：阿佐谷区民センター

内容：

①「変化の時代における自治体経営」講師：田中良（杉並区長）

勉強会が通算100回なので、100回記念ということで区長に依頼。年に1回、区長に依頼している。

②「ほのぼのよろず相談をしています」講師：太田哲二

区民の切羽詰まった相談こそが、区民の「声なき声」です。区民の「声なき声」を知ることが最も大切です。

(6) 平成28年第8回「お金と福祉の勉強会」午後6時30分～

場所：阿佐谷区民センター

内容：

①「精神の作業所って、こんな所です」講師：丸山ハツミ（作業所所長）

精神障害者の作業所の実態を知るとは、障害者施策にとって非常に重要です。

②「所得税、社会保障の基礎を知れば、家計防衛」講師：太田哲二

所得税が決まると住民税が連動して決まる。さらに、国保、介護、保育など社会保障の自己負担分も連動して決まる。それと、多くの社会保障の自己負担分は「世帯構成」が微妙にからんでいる。したがって、家計防衛のため、所得税の節税と「世帯構成」を考える。

(7) 平成29年第1回「お金と福祉の勉強会」午後6時30分～

場所：阿佐谷区民センター

内容：

①「成年後見人制度について」講師：松崎敏光（成年後見支援センターヒルヘエ杉並地区リーダー）

高齢者・障害者福祉にとって成年後見人制度の様々な知識を知るとは重要です。

②「リカードの比較優位説の矛盾」講師：太田哲二

なぜ、生活苦の人が多いのか。日本経済が暗いのか。なぜか。区政を考えれば、どうしても、その疑問に行き着く。考えに考えると、根本的には、知識人・政治家の「リカードの比較優位説」への盲信にあるのではないか。すでに、「リカードの比較優位説」は破綻が証明されているにもかかわらず。

(8) 平成29年第2回「お金と福祉の勉強会」午後6時30分～

場所：阿佐谷区民センター

内容：

①「年金の必要な資格期間が25年から10年に短縮されます」講師：阿部穂高（社会保険労務士）

年金の資格期間が25年から10年に短縮されたことの解説及び「10年に満たない場合でも、なんとかなる」方法があることの説明。

②「杉並区議会第1回定例会はこんなでした」講師：太田哲二

平成29年第1回定例会で審議された予算の概要と議論された論点を参加者に話して区民の意見を聞きました。

29. 浅井くにお議員

【広報広聴費】

○「区議団区政報告」の費用計上について。

大和田伸議員に同じ

【広聴広報費】

○区政レポートの印刷部数の必要性・郵送との区分け、郵送相手は支持者かについて。

私の所属する政党である自由民主党は、地域に根差した活動を行っております。特に、基礎的自治体の区議会議員は、一定程度の活動地域を持ち、その地域の区民の方々とのコミュニケーションを通して、地域の代弁者として活動を行っています。また、私は、生まれも育ちも杉並の北西部であるため、この地域の方々との関わり繋がりが強く、必然的に代弁者としての活動の中心もこの地域が多くなります。

一方で、区民全体に関わる課題には、会派の議員と共に全区民に対する活動を行っております。

こうしたことから、杉並区広報、杉並区議会だより等による区全体に関する区政情報を補完するため、浅井くにお区政レポートは、前述した地域に関する区政の詳細情報をはじめ、近年話題となっている政務活動費の使い道の記事を盛り込むなどして編集発行しております。活動の中心になる地域にお住まいの方々へ幅広く区政について知って頂くためには、区政レポートのポスティングによる配布が必要と考えております。

また、私の区政レポートを読みたいとお申し出の方には、私に興味のある方、私の活動の情報を得ようとする方など様々な方が居られ、直接郵送しております。

私の行うその他の広聴広報活動は、地域の駅や地域の調査時等に区民の方々と直接お会いしながら行っており、これも私の活動において大変重要と考えております。

【資料購入費】

○杉並区郷土博物館発行の図録購入について。

請求人からは、図録と区政との関係や購入目的について聞かれておりますが、杉並区の歴史や文化、伝統芸能といったこれまでの杉並に関する情報を収集し、未来の杉並のあり方を考えながら活動を行うことこそ、区議会議員に求められる職責の一つと考えます。

購入した図録に関しては、その後、関係する建物の視察を行うなど、活動に活かしてお

ります。また、図録は、杉並の歴史や文化、伝統芸能などの理解を深め、杉並らしさを大切に活動に活かす目的で購入したものです。

【事務費】

○携帯電話料の按分・携帯電話番号の公表について。

これまでも同様な話があり、その都度説明をしてきておりますが、議員就任当時は使用状況から 50%の按分率を使用していました。しかし、近年の活動状況では、全体の利用に対する政務活動での利用の比率がかなり大きくなっており、70%～80%となっています。このことから、携帯電話の政務活動利用を 70%としています。これは、使用実態に即した按分利用と考えています。

請求人も利用明細書を見ていると存じますが、携帯電話料として計上している内訳は、携帯電話料とタブレットの通信料の合算額です。タブレットが含まれているのは、携帯電話よりも画面が大きく、どこでも資料・情報収集ができ、区民をはじめ話し相手に関係情報を見て頂くことが出来るため必要なものです。

また、携帯電話の番号を公表していないことについては、公表している浅井くにお事務所の固定電話（転送通信料・電話料未計上、自家の電話は別回線）の携帯電話への転送により対応しており、区民から私への電話や私の活動に支障はありません。

30. 大熊昌巳議員

初めに、按分に関する指摘があり、この間、私は、請求人から指摘を受けた支出について、順次、按分率の修正や返納を致して参りました。

請求人からの指摘には真摯に対応を致し、段階的に按分率を 50 パーセントに下げて参った事にご理解を頂きたいと存じます。

請求人から指摘を受け按分率を 50 パーセントに変更したからそれで良しとしているのではないかと受け取れる指摘がありますが、この指摘は請求人の一方的な解釈であり、見解の相違と申し述べさせていただきます。

私は、毎年度、請求人から厳しく指摘を受けておりますが、真摯に対応を致して参った所存であります。

〈広聴広報費〉

「区議団区政報告」の費用計上について

大和田伸議員に同じ

〈事務費〉

PC ウィルス出入口対策リース料

セキュリティ機能を有した HUB 等を使用し、外部からのウィルス侵入対策や、外部へのウィルス拡散を防ぐ等の対策に係る費用。

ノートPC・名簿ソフトリース料

ノートパソコンと名簿ソフトのリースに係る費用。名簿ソフトは、リースのデスクトップパソコンにインストールし、区民への区政報告等の送付のため使用している。

名簿管理ソフト保守料

名簿管理ソフトの保守に係る費用。ソフトの仕様に関する問い合わせ対応・トラブル対応・バージョンアップ対応が主な保守内容

上記に示された支出が不適切であり「客観的且つ合理的な説明はない」と指摘がありますが、区議の活動に当然必要な支出と考えております。

上記に示した項目を政務活動費の収支報告書に記載する区議が少ないのではと思います。パソコンの環境を整えようとする私の様な区議と気にしない区議がいると思います。パソコンの使用に習熟した区議と不慣れた議員がいると思います。

請求人が指摘する様に、私はパソコン関連の支出が確かに多いと思いますが、私は、これまでも繰り返し申し述べて参りました様にパソコンの使用には習熟しておりませんので、政務活動費の使用に当っては、当初より誤りのない様パソコンの環境づくりに力点を置き毎月の経常経費として支出計上を致して参りました。過去に請求人から量販店に行けば安価なパソコン関連の機材が揃うと指摘を受けましたが、その様な問題ではない事にご理解を頂きたいと思っております。パソコンによる公文書の取り扱いもある中でパソコンに不慣れた私から情報の流失が万が一にも起こらぬ様にとの判断があります。

区議が使用するパソコンのウィルス対策は大変重要な取り組みであると、私は、考えております。

私が杉並・自民党総支部の会計であった事や自身の支部会計について、私が使用するパソコンの環境が総支部や支部の情報流出防止ではないかと「区民としては疑念がわく」と指摘がありますが。何の根拠も無い請求人の全くの邪推であり、この様な邪推をあたかも真実の様に文章化する事については、私自身が軽んじられているのではと思う次第です。あまりにも先入観が強く疑いを掛け挑発する指摘方法は如何なものかと思っております。

請求人から見れば、私などは、正に、浅学菲才の区議と思われておられる事と思っておりますが、区民の負託に応える為の努力を怠った事はなく、ましてや、政務活動費の不正使用などするはずもない事です。

請求人は、自己の見識を適正に行使し、指摘される側も納得のいく指摘をお願い致したく思っております。

31. 大和田伸議員

<広聴広報費について>

(1)「区議団区政報告」の費用計上について

- ・本件指摘の区議団区政報告は、会派を構成する所属議員とその活動地域、また会派とし

ての区政に対する課題認識、活動内容の周知を通して、区民が区政に関する意見を寄せる機会を増やすことで、会派としてより幅広く区民の意思を把握し、区政に反映させることを目的とした会派による活動であります。よって、政党の宣伝活動そのものとする請求人の指摘は当たらないものと考えるとともに、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」第9条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）に規定された政務活動に該当するものと判断し、その返還には応じられません。

なお、区政報告第3号の支出については、印刷代3,996円（3,000部）を会派人数12名で按分し、一人当たり333円となります。また、区政報告第4号の支出については、新聞折り込み・印刷代752,933円（136,800部）を会派人数12名で按分し、一人当たり62,744円となります。

（2）区議会レポート28年春号（7500部）について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘は当たらないものとする。

まず、請求人は「当該春号の按分費7/8の根拠が不明」と主張しているが、これは面積按分を根拠としているものである。（*ここであえて分母の「8」について申し添えるのであれば、用紙を中央折りで横に2度折り曲げれば誰の目から見ても明確であると解する）。計上に該当しない1/8の部分は、表面の〈ご挨拶〉の箇所であり、その文面と写真は請求人がご指摘のまさに「選挙活動」に該当しているのと自身で判断し、計上から除いているものである。請求人の指摘事項に、「大和田の顔写真が大きい」・「〈ご挨拶〉部分に写真3枚と石原代議士との写真が掲載」とあるが、顔写真の大きさについては、これがA4サイズならば請求人の指摘も分からなくはないが、原稿サイズは請求人も分かるようにA3であるので、「特段顔写真を敢えて大きくしている」という指摘は当たらないものとする。また、〈ご挨拶〉部分については、既に説明させて頂いている通り、そもそも計上部分から除いているので、請求人の指摘は当たらないものである。

請求人からは裏面についても指摘を受けているが、「阿波おどり」（請求人は「阿波踊り」と記載しているが、正式には「阿波おどり」である）の写真が何をもって30%と主張しているかは不明だが、阿波おどりは杉並区を代表する伝統文化であり、今や「まちの賑わいの創出」だけでなく、台湾との交流の重要なツールとして欠かせない杉並区の資源である。また、「会派紹介」についても疑義を唱えているようだが、これは政治活動とは一線を隔すものであり、第一会派として広く区民の皆さんからご意見やご要望をお寄せ頂きたいという政務活動の意味合いで記載したものである。よって、請求人の指摘は当たらないものである。

（3）区議会報告用ハガキ（7100部）について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘は当たらないものとする。

まず、請求人は「区の重要テーマであった活動テーマの羅列に過ぎず」と糾弾している

が、逆に「区議会報告」とは多くの項目を細かく記載すれば良いのであろうか？そのような「初見で読む気力も削がれるような文章」を一体何人の方がご覧下さりご理解を下さるのであろうか？それはある意味、出し手側の単なる自己満足に過ぎないのではなかろうか？私の理想とする「杉並区議会報告」はご覧頂く方に、ダイレクトに分かりやすくご理解頂くことである。もし仮に、私が何の脈絡もなく、既に区報等に記載された文面をそのまま自身の「区政報告」としているのであれば、甘んじて請求人の指摘を受け止めることも考えるが、私の「杉並区議会報告」は本来であればもっと字数を増やしたいところをなるべく端的にシンプルに、何度も推敲してまとめたものと自負している。

また、「新年の挨拶」とする冒頭の一文についても、毎回抗弁させて頂いているが、社会通念上の儀礼の挨拶の枠内であると解するものである。よって、請求人の指摘は当たらないものである。

（４）区議会報告 2017 年新春号印刷費について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘は当たらないものとする。

請求人は按分割合 4/6 の根拠が不明としているが、これも面積按分が根拠である。（*ここでもあえて分母の「6」について申し添えるのであれば、用紙を 3 つ折りすれば表面 3 面、裏面 3 面と、誰の目から見ても明確であると解する）。

計上していない 2/6 の箇所はまさに請求人のご指摘の裏面箇所であり、お互い共通認識の通りである。

しかしながら請求人が指摘する「区政課題報告と選挙活動が混在、大和田議員の意図が不明」という部分については、私たちの杉並区議会議員政務活動は決して杉並区・杉並区議会だけで足りるものではなく、時には東京都・東京都議会との連携によって成るものも多くある。保育施策一つとってもそれは明らかであり、せめてその部分については請求人も理解して頂けるものと期待する。よって、請求人の指摘は当たらないものである。

（５）区政報告会について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘は当たらないものとする。

請求人は「党派の実力者を招き、政党への利益誘導要素を有している」と指摘しているが、これについても、私たち杉並区議会議員の政務活動については決して杉並区・杉並区議会だけで足りるものではなく、時には国、国会との連携によって成るものも多くある。現に、国との連携によって空き家対策特別措置法等の重要法案も成立している。したがって、私自身は政党への利益誘導という考えは毛頭なく、請求人の指摘は当たらないものである。また、当日の区政報告会では、杉並区議会における常任委員会の概要や震災救援所等、区政に関することを説明しており、按分する必要はないと考える。なお、監査請求を受け改めて内容を確認し、平成 30 年 5 月 21 日付で参加者（約 100 名）を補記している。

<事務費について>

携帯電話代について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

まず、請求人は「政務活動費から支出している議員の携帯電話番号は、議員名簿等で区民に対し公表すべき」と論じているが、私の場合は議員名簿や区議会レポート等で公表している電話番号、即ち事務所の電話である 6768-9011 にお電話して頂くとそのまま私の携帯電話に転送されるように設定してあることから、その通話のほとんどが区民の皆様からのご意見やご要望とご理解頂きたい。また、前述のとおり政務活動が大半を占めており、100%近くの計上をしてもよいと考えているが、低めに按分計上している。

よって、請求人の指摘は当たらないものである。

32. はなし俊郎議員

広報広聴費 「区議団区政報告」の費用計上について

大和田伸議員に同じ

広報広聴費 「区政報告」の費用計上について

区政報告の印刷内容は、区民の方から議会からの動画を見ていたが、聞き取れないところがあるので、質問内容を区政報告に載せてくれないだろうかとのご意見があり、今回指摘にある形にしたところ、読んでくださっている方々より、「動画の言葉を聞きながら読んでいくとよく理解できた。」との反響があった。このことから広報すぎなみや区議会だよりなどの内容を区政報告に活かすことは、区政情報をより良く伝えることができる。新聞購読者の激減（デジタル化、スマートフォンの普及によるものが大きい）の中で、通信で区民に区政状況を伝える手段としては最良と思われる。もちろん、杉並区民 56 万人の 31 万 7 千世帯に配布は出来ませんが、区政を知ってもらい、より良い杉並区にするための努力は、他の区議と同様であります。

また、区政報告の内容については、当時の委員会等などでの審議を経て可決されたものであり、区民に伝えるべき重要な区政情報である事と考える。

区民に読んで知って貰い、区民からの広聴活動に活かしていきたい。

携帯電話代（70%按分）について

区民の方々と行政とのやりとりをする手段の一つとして携帯電話がある。何処に居ても留守番電話にメッセージが入っていれば、連絡が取れる。携帯電話を私的に 50%以上使うことはなく、本来ならば 100%でも良いところであるが 70%としている。

人件費について

政務活動補助要員は、こちらの指定した事柄等について、区政に関する調査等を依頼している。

33. 吉田あい議員

●「区議団区政報告」の費用計上について

大和田伸議員に同じ

●按分対象記事 6.7%を引く【平成 28 年春号区政報告】

6.7%は「今こそ憲法改正を！」の部分である。

現行の日本国憲法から波及する影響は、杉並区政にとっても大きなものである。したがって、必ずしも按分する必要はないかも知れないが、政治的な意味合いも含まれていると判断し按分するものである。

按分の計算方法は、新聞全体の大きさから、記事の大きさを差し引いた数値である。なお、今回の指摘を受け改めて確認した結果、平成 30 年 5 月 21 日付で平成 28 年春号の計算式（原稿全体・両面：横 24cm→24.4cm）を訂正した。なお、按分率に変更はない。

●子育て奮闘記の記事について【平成 28 年決算号及び春号区政報告】

子育てに関する記事を書けることにより、子育てに悩む方、仕事と子育ての両立に不安に感じている方から多くの相談を受けるようになった。区民の方からすれば、「自分と似た立場」「自分と同じ子育て中」と言うところに親近感を持ち、「この議員なら、子育てに関する気持ちを理解してもらえるのでは。」と考え、相談に来られたと推察される。

48 人いる議員の中で、自分の悩みをどの議員に相談すれば良いのだろう…と考える区民は大勢いる。だからこそ、それぞれ議員の経験や特色（介護を経験した、子育て中、建設会社に勤務した経験があり、まちづくりに強い…etc）を明確に打ち出すことは、開かれた議会への第一歩であり、結果として区民福祉の向上に繋がる。

また、とかく難しく捉えられ、敬遠されがちな政治の話題を、より身近に親しみやすく感じて頂くため、あえてタイトルや表現方法を柔らかくし、子供の写真を載せたものである。特に「なみすけ」に触れた意味は、杉並の公式キャラクターであり、広く普及させるためである。地域経済活性化に貢献するためにも、折に触れ「なみすけ」の話題を提供する必要があると感じているためである。

このように記事の持つ波及効果を考えれば、適切な支出である。

●携帯電話代

私は携帯電話を 2 台所有し、議会用とプライベート用と使い分けている。区民にも広く周知し、区民相談や陳情、議会事務局からの連絡用として使用している携帯電話を計上している。3/4 にしている理由は、月に数回程度、会派連絡の電話がかかって来るためである。

●人件費

名簿整理・名簿作成・名簿整理作業と書かれた中には、区政報告の送付先の住所変更等の連絡があった場合のデータ処理ほか、寄せられた区民相談の転記、ペーパーレス社会に逆

行したかのような区からの膨大な資料の整理・それに伴う地域住民からの資料の整理（例、高円寺一貫校に関する資料ならば、随時、区から関連資料が配られる。そして、その計画に疑問を持っている住民の方からも、区の計画を検証した独自の資料等が膨大に送られてくる。そのような資料を日付や種類ごとに整理、必要に応じてデータ化し、また、独自で調査した関連資料もファイリングしている。）が含まれている。

ただ、「名簿整理」「名簿作成」「名簿整理作業」と記した点では不十分な面もあり、「事務所で電話受付相談」や資料のデータ作業などもあることから、今後、複数の勤務内容があれば、記述するようにしたいと考える。以後、正確に記すことにする。

区民相談においては、自分が議会中で留守の時など、まず相手の話を聞いてもらう、その内容を集約してもらう…事などを目的にお願いしている。相談者の中には「議員さん相手だと、気後れして上手に話せない…」という方もいる。（特に女性の方に多いように思われる。）しかし、補助職員さん相手だと、その緊張もほぐれ、日ごろ困っている事を延々と話してくれるケースが多々ある。そして、それは陳情者だけの問題ではなく、地域全体の問題であったケースも間々見受けられる。陳情者の立場に寄り添い、より話しやすい環境を整えることも、開かれた区政の第一歩と考え実践しているところである。そのため、彼が担ってくれている役割は、非常に大きい。

勤務地は基本的には、私の自宅である。しかし、区民相談・陳情に関しては、まず相手の家で話を聞き、現地に出向き現状を確認し、自宅に戻って話の要点や資料を整理する…と言った事も、日常茶飯事である。

また、資料収集に関しては、図書館へ出向くケースが多い。

ネット社会と言われ、久しい昨今である。一つの案件に対し、膨大な情報がインターネットの中に飛び交っている。その中には事実ではないもの、あるいは、作為的に偏向されたものも混在されている。それを、いかに精査し、検証するかは、議員活動において非常に重要である。そしてこの作業は一人で行うよりも、複数人で行う方が、より冷静かつ客観的、公平公正なものになる。自分自身の考えが一定の主義主張に偏らないようにするためにも、検証作業においては、複数人の目が必要と考える。また、資料収集の類に関しても、幅広い見地で、幅広い資料収集する方が、多角的な判断ができる。自分一人では、自分の意見に近い資料を中心に収集する傾向が見られたため、それを自戒する意味でも、他の人に資料収集、検証等をお願いしている。

昨今、区政を取り巻く環境は、大きく変化し、多岐にわたっている。

求められる内容も 近所の騒音やゴミ出しトラブルの解決から、隣国からのミサイル発射から どのように区民を守るか？といった、多様かつ広範囲になっている。そのような背景の中、補助職員の手を借り、効率的に仕事をこなすことは、国が掲げている「働き方改革」にも繋がると考える。

このような観点から人件費は適正に使われており、請求人の指摘には当たらないと考える。

34. 増田裕一議員

【広聴広報費 区政・国政合同報告会開催に関連する経費】

区政・国政合同報告会（以下「本会」）に、当時の民進党東京都第8区総支部長・吉田はるみ氏を招いたことから、本会を政党活動とみなし、関連経費の全額の返還を求める主張である。

しかしながら、本会は、前半に私・増田から議会での質疑内容や視察報告等の年間の活動報告、後半に吉田氏から国政報告の一環として、訪日観光客の誘致に向けた取組について講話があったのみで、政党活動の実態はない。

次第の構成上、実態に即して関連経費を50%按分したもので、政務活動費への計上は妥当であると認識している。

35. 田中ゆうたろう議員

【区政報告（平成28年予算特別号・平成29年予算特別号）について】

平成28年予算特別号、平成29年予算特別号の区政報告について、いずれも写真の割合が多いとの指摘についてであるが、顔写真の表示については、最低限、常時区民からの意見を募るにあたり、他の議員との混同を招かないよう、議員本人の顔と氏名を区民に周知しておく必要があるためである。また、区政報告に掲載した写真は、区政報告の本文内容（「尖閣諸島を視察以来、杉並区議会での質疑を通し領土教育の充実を訴えてきた件」「自身、保育園理事・幼稚園副園長として地域の子育てに携わるから、女性の十分な育休と確かな復職を保障する社会の構築が必要であることを実感している件」）を補助し、区民の理解を促進するもの、区民に区立公園を利用した地域コミュニティへの参加を呼び掛けるもので、いずれも杉並区政にとって非常に重要なテーマ・不可分の内容であり、それを区民に伝える目的で掲載している。

【区政報告ハガキについて】

ハガキは、当議員が区民に対し、平成28年の区政の状況を報告する目的で作成している。第一に、学童保育に入れない児童や園庭のない保育所に通う子供、自宅で子育てをする専業主婦世帯の親子の貴重な居場所であった区立公園を、住民の理解を得ないままに潰し、保育所に転用した杉並区の保育行政に対して、反対する立場を表明したものである。第二に、増田寛也氏が都知事選に落選した直後に不自然な形で区顧問に就任したことと、その顧問料が区の貴重な財源から支払われていること、第三に区長・区議団が韓国ソッチョ区との交流にあたり、交互に行き来するという原則に則って、本来ならば相手方が訪日すべきところを、莫大な費用を使って訪韓したこと、以上3項目の要旨を区民に広く報告したものである。

また、冒頭の一文は、杉並区のこれまでの経緯を鑑みつつ、拙速な区立公園潰しや不適切な区顧問就任、区長・区議団の訪韓等の失政を許さぬ美しい我が町杉並を守るとの姿勢から上記の質問を行い、かつその要旨を区民に報告する旨を端的に述べたものである。一

般に年賀状で使用される「謹賀新年」「明けましておめでとうございます」等、新年を寿ぐ意味内容を持ち、かつ形式的にも一定の定型を持つ賀詞とは明確に異なる。季節に関する語彙がたまたま含まれていることを以て、ただちに「一般人の通常の新年の挨拶状大きな違いはない」と決めつけることは、悪意に基く一方的解釈と言わざるを得ず、極めて不当である。

よって、当該ハガキは、年始の挨拶や選挙を目的としたものではないことは明らかである。

36. 木梨もりよし議員

広聴広報費 区政報告平成 28 年春季号について

- ① 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」に基づいています。
- ② できるだけ多くの区民の皆様に、区政報告をお届けすることは、大変良いことであると考えています。
- ③ 区政報告平成 28 年春季号は、予算関連の大変重要な区政報告であり、年度末と年度初めに分けて、政務活動費を有効に活用させていただきました。

杉並区監査委員 様

杉並区議会

議長 大熊 昌巳

平成 28 年度政務活動費に係る調査について（追加回答）

平成 30 年 5 月 11 日付 30 杉監査第 70 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、平成 30 年 5 月 21 日付 30 杉議会第 247 号により回答したが、議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除・誤記更正されたことは適当である。

2 平成 28 年度の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

●富本卓議員

次のとおり、平成 30 年 5 月 21 日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

8 月 21 日 区政報告宛名ラベル購入費 (50%)	広聴広報費	4,504
8 月 27 日 区政報告封筒作成代 (50%)	広聴広報費	44,820
9 月 20 日 区政報告封入作業代 (50%)	広聴広報費	27,488
10 月 3 日 区政報告印刷代	広聴広報費	160,000
10 月 12 日 区政報告郵送代 (50%)	広聴広報費	216,342
1 月 20 日 区政報告新聞折込代	広聴広報費	83,932
1 月 24 日 区政報告印刷代	広聴広報費	288,000

【誤記更正】

8月21日 区政報告宛名ラベル購入費 (98.1%×1/2)	広聴広報費	4,418
8月27日 区政報告封筒作成代 (98.1%×1/2)	広聴広報費	43,968
9月20日 区政報告封入作業代 (98.1%×1/2)	広聴広報費	26,965
10月3日 区政報告印刷代 (98.1%)	広聴広報費	156,960
10月12日 区政報告郵送代 (98.1%×1/2)	広聴広報費	212,231
1月20日 区政報告新聞折込代 (98.4%)	広聴広報費	82,589
1月24日 区政報告印刷代 (98.4%)	広聴広報費	283,392

*上記の訂正により、支出額を14,563円減額し、同額の残額が生じたため、6月7日に返還された。

●大泉やすまさ議員

次のとおり、平成30年5月21日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

3月29日 都政新報 (17年7月～18年12月分)	資料購入費	36,870
-------------------------------	-------	--------

【誤記更正】

3月29日 都政新報 (16年7月～17年6月分)	資料購入費	21,570
------------------------------	-------	--------

*上記の訂正により、支出額を15,300円減額し、同額の残額が生じたため、6月8日に返還された。

●河津利恵子議員

次のとおり、平成30年5月21日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

7月29日 ホームページ運営・管理費(80%)7月分/梶間奈都子	広聴広報費	8,000
-------------------------------------	-------	-------

【誤記更正】

7月29日 ホームページ運営・管理費(80%)7月分/梶間奈都子	広聴広報費	5,600
-------------------------------------	-------	-------

*上記の訂正により、支出額を2,400円減額し、同額の残額が生じたため、6月14日に返還された。

●太田哲二議員

次のとおり、平成30年5月21日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

4月30日 「4.30勉強会」会場使用料(阿佐谷区民センター)	研修費	3,300
4月30日 「4.30勉強会」講演料(小林緑)	研修費	30,000
5月25日 「6.3勉強会」案内チラシ印刷費	研修費	270
6月3日 「6.3勉強会」講演料(酒井)	研修費	48,895
6月3日 「6.3勉強会」資料コピー	資料作成費	170
6月3日 「6.3勉強会」会場使用料(阿佐谷区民センター)	研修費	5,300
11月26日 「12.11勉強会」案内チラシ印刷	研修費	460
12月4日 「12.11勉強会」案内郵送用切手82円×10	研修費	820

【誤記更正】

4月30日 「4.30勉強会」会場使用料(阿佐谷区民センター)3/4	研修費	2,475
4月30日 「4.30勉強会」講演料(小林緑) 3/4	研修費	22,500
5月25日 「6.3勉強会」案内チラシ印刷費 3/4	研修費	202

6月3日 「6.3 勉強会」講演料（酒井） 3/4	研修費	36,671
6月3日 「6.3 勉強会」資料コピー 3/4	資料作成費	127
6月3日 「6.3 勉強会」会場使用料(阿佐谷区民センター)3/4	研修費	3,975
11月26日 「12.11 勉強会」案内チラシ印刷 3/4	研修費	345
12月4日 「12.11 勉強会」案内郵送用切手 82円×10枚 3/4	研修費	615

*上記の訂正により、支出額を 22,305 円減額し、同額の残額が生じたため、6月6日に返還された。

杉並区監査委員 様

杉並区議会

議長 大熊 昌巳

平成 28 年度政務活動費に係る調査について（追加回答）

平成 30 年 5 月 11 日付 30 杉監査第 70 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、平成 30 年 5 月 21 日付 30 杉議会第 247 号により回答したが、議員より出納簿及び収支報告書の訂正の届出があったため、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

1 調査結果について

今回の届出は、議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除されたことは適当である。

2 平成 28 年度の出納簿及び収支報告書の訂正状況について

●小林ゆみ議員

次のとおり、平成 30 年 5 月 21 日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

【誤記控除】

4 月 21 日 携帯電話利用代（通話用）（50%、3 月分）	事務費	1,736
5 月 23 日 携帯電話利用代（通話用）（50%、4 月分）	事務費	1,736
6 月 21 日 携帯電話利用代（通話用）（50%、5 月分）	事務費	1,736
7 月 21 日 携帯電話利用代（通話用）（50%、6 月分）	事務費	1,736
8 月 22 日 携帯電話利用代（通話用）（50%、7 月分）	事務費	1,736
9 月 21 日 携帯電話利用代（通話用）（50%、8 月分）	事務費	1,737
10 月 21 日 携帯電話利用代（通話用）（50%、9 月分）	事務費	1,737

11月21日 携帯電話利用代（通話用）（50%、10月分）	事務費	1,737
12月21日 携帯電話利用代（通話用）（50%、11月分）	事務費	1,737
1月23日 携帯電話利用代（通話用）（50%、12月分）	事務費	1,737
2月21日 携帯電話利用代（通話用）（50%、1月分）	事務費	1,737
3月21日 携帯電話利用代（通話用）（50%、2月分）	事務費	1,736

* 上記の訂正により、支出額を 20,838 円減額し、同額の残額が生じたため、6月19日に返還された。

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年 6月21日条例第31号 平成15年 4月30日条例第19号
平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号
平成25年 2月20日条例第 1号
〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年 1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月 1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度 4月 1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しな

ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和39年杉並区条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年6月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第44号)

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 (会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加(会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。)に要する経費 (参加費・会費、宿泊費、交通費)
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費)
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費) 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日

規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第 2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月20日規則第 2号）

1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号

改正	平成20年4月1日議長訓令甲第2号	平成22年4月1日議長訓令甲第2号
	平成23年3月31日議長訓令甲第1号	平成24年3月30日議長訓令甲第1号
	平成25年2月28日議長訓令甲第1号	平成26年3月31日議長訓令甲第1号
	〔題名改正〕	
	平成27年3月31日議長訓令甲第1号	平成28年3月31日議長訓令甲第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲1号〕

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
 - (2) 政党活動に関する経費
 - (3) 後援会活動に関する経費
 - (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
 - (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
 - (6) 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
 - (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
 - (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
 - (9) その他政務活動の目的に合致しない経費
- 2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうち政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号・25年1号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研

修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）

- (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
 - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
 - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）

- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日議長訓令甲第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする） ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）
研修費	○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする

	<p>○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する</p>						
広聴広報費	<p>○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する</p> <p>○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）</p> <p>○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する</p> <p>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない</p> <p>また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する</p>						
要請陳情等活動費	○細目なし						
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する						
資料作成費	○細目なし						
資料購入費	<p>○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする</p> <p>○所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする</p> <p>○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</p>						
事務費	<p>○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する</p> <p>○備品購入費については、実態に即して按分する</p> <p>なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和40年法律第33号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする</p> <p>また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</p> <p>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</p> <p>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない</p> <p>また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない</p> <p>また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</p> <p>○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する</p> <p>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="443 1794 999 2002"> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4
固定電話（事務所専用）	1/2						
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2						
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4						

	○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする		
事務所費	○事務所賃借料について		
	自己所有	計上できない	
	賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
		自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) ×1/2
<p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p>			
	○事務所光熱水費について		
	自己所有	計上できない	
	賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする
		自宅兼用	計上できない
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>		

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号・28年2号〕

様式(省略)

政務活動費の支出に関する事務処理について

(平成 28 年度版)

平成 28 年 4 月
杉並区議会事務局

《 目 次 》

I 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方	1
2 政務活動費とは	2
3 政務活動費を充てることができる経費の範囲	3
4 政務活動費として支出できない経費	4

II 手続編

1 各支出項目の細目・留意事項	5
2 提出書類	27
3 各種様式・記載例	43

III 資料編

1 例規関係（抜粋）	53
2 過去（政務調査費）の判例	53
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	53

会派・議員の皆さまへのお願い

I 基本編

1 政務活動費支出の基本的考え方

(1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

(2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

(3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

2 政務活動費とは

地方自治法 第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めることにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

凡 例

自治法：地方自治法

条 例：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

規 則：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

規 程：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

3 政務活動費を充てることができる経費の範囲

(条例第9条「別表」より)

調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

研修費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費
- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費
- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

会議費

- 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費
- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

事務費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

事務所費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

4 政務活動費として支出できない経費（規程第2条）

- 1 選挙活動に関する経費
- 2 政党活動に関する経費
- 3 後援会活動に関する経費
- 4 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- 5 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- 6 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 7 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 8 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 9 その他政務活動の目的に合致しない経費

政務活動に要する経費と上記1～9の経費が混在する場合は、それぞれに相当する部分を区分する必要があります。困難である場合は、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければなりません。（按分の原則）

II 手続編

1 各支出項目の細目・留意事項

★支出計上にあたって特に留意する必要がある事項 . . . 6

調査研究費	7
研 修 費	10
広聴広報費	12
要請陳情等活動費	15
会 議 費	16
資料作成費	17
資料購入費	18
事 務 費	19
事務所費	23
人 件 費	25

支出計上にあたって特に留意する必要がある事項

次に掲げる各支出経費について計上する場合には、誤解を招かないよう特に説明をする必要があります。

交通費	公共交通機関	一般的に合理的でない経路による場合
	タクシー代	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 頻繁に利用する場合 区外を目的地とする利用 高額な利用の場合 ⇒可能な限り他の公共交通機関を利用します。
	ガソリン代	ひと月当たりの給油頻度が高い場合 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合
	有料駐車場	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 区外での利用の場合
<u>書籍代</u>		<u>政務活動との関連が疑わしいもの、娯楽性の高いものなど</u>
郵送料		切手・官製はがきの頻繁な購入 切手・官製はがきの大量購入 郵便区内特別郵便制度（割引・別納）を使用しない場合 年度末の購入 ⇒切手・官製はがきの購入には、上限額、上限枚数の設定があります。（ただし、官製はがきは事務費として計上する場合のみ） ⇒原則、年度内で使用します。
備品・消耗品購入		年度末の購入・まとめ買い 毎年にかかるPC関連品の購入 高い按分割合の設定（1/2を超えるなど） <u>高額・高性能な備品等</u>
事務所賃料		按分割合の合理性 ⇒事務所としての表示（看板・表札）が必要です。 ⇒自宅兼用の場合に添付する図面は、事務所としての使用部分や面積が明確に分かるようにします。

調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

【支出の参考例】 調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 月極駐車場代の支出割合の上限は1／2とする。
- ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1／2とする。（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする）
- スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる。
- タクシー利用額の上限は年額240,000円とする。
（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する。）

◆支出にあたっての留意事項

【月極駐車場代】

「賃貸借契約書」の写しを添付します。

【ガソリン代】

ひと月あたりの給油頻度が多い場合、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後に計上する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

【交通費の実費】

- 宿泊を伴う、或いは航空券・JR指定席券及び乗車券を購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受けます。
- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や、視察先等において利用当日別途必要となった交通費（JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に、「政務活動交通費記録簿」に記載します。

（１）公共交通機関

- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。
- 一般的に合理的でない経路の場合は、誤解を招かないよう特に説明が必要です。

（２）タクシー代

- 「政務活動交通費記録簿」裏面に「領収書」を貼付します。（別紙あるいは領収書等貼付用紙の利用も可）
- 夜間から深夜の利用、区外を目的地とする利用、頻繁な利用、高額な利用の場合は誤解を招かないよう説明が必要です。
- 可能な限り、他の公共交通機関を利用するものとします。

（３）駐車（駐輪）料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」を記載します。利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

(4) 有料道路料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」「利用区間」を記載します。

【視察報告】

宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの視察・研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

- 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照
- 「政務活動交通費記録簿」の記載については、36ページ参照
- 「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

研 修 費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

【支出の参考例】 会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費

- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、宿泊費、交通費

政務活動に要する経費細目

- 懇親会費の計上はできないものとする。
- 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする。
- 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする。
- 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する。

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分が必要です。他の参加者との情報交換が有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。

【講師謝礼金】

適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【研修受講報告】

宿泊を伴うか、往復の交通費が１万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

○「政務活動視察報告書」の記載については、３８ページ参照

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

＜ 参 考 ＞

公共政策大学院等に係る授業料については、平成２７年４月１日より計上できない取扱いとなりました。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、３３ページ参照

広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費

〔支出の参考例〕 資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、
文書通信費

- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

〔支出の参考例〕 印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する。
- 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）。
- 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

◆支出にあたっての留意事項

【区政に関わる諸団体が主催する会合】

区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします（ただし、議員自らが所属している団体を除きます）。案内状または招待状を添付します。

【区政報告書などの印刷経費】

- 区政報告書などの印刷物原本を添付します。封筒を印刷した場合は、封筒も提出します。（４０ページを参照）
- 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。（紙面に占める割合での按分が合理的です。当該号発行に要する全ての経費が按分の対象です。）

【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

【郵送費】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に１００通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、日常の通信用に使用する切手も含めて（項目を問わず）、年額で３０，０００円を上限とし、１回当たりの購入は１００枚を限度とします。
- 官製はがきの利用については、大量に購入する場合には、誤解を招かないよう説明が必要です。（報告会の通知や返信用はがきとして利用する場合には「見本」を添付するなど。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

【ホームページの運用管理経費】

サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は、按分が必要となりますが、合理的な按分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目
<input type="radio"/> なし

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（８ページ）

【資料印刷経費・郵送費】

広聴広報費の項を参照（１３ページ）

会 議 費

1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費

2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する。

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

【資料印刷経費、郵送費、会場借上げ経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

【支出の参考例】 印刷・製本費、原稿料

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【資料印刷経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

【支出の参考例】 書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、
有料データベース利用料

政務活動に要する経費細目

- 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする。
- 所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする。
- 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取り扱う。

◆支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

タイトル、資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」「何月分」等を記載します。政務活動との関連が不明な書籍等については、誤解を招かないよう説明が必要です。

【定期購読】

1年を超える購読料は支出できません。

事 務 費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

[支出の参考例] 事務用品・備品購入費、事務機器等借上げ費、
インターネット接続料、文書通信費

政務活動に要する経費細目

- 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する。
- 備品購入費については、実態に則して按分する。なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする。また、任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする。
- ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する。
- 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする。

固定電話（事務所専用）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1 / 4

- 政務活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする。
- ◆ 支出にあたっての留意事項
- 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする。

【備品台帳】

各自で作成し、管理します。様式は自由ですが、「見本」を参照して作成し、区民の誤解を招かないよう適正な購入・管理を行う観点から、備品台帳の写しを議長に提出します。

○「備品台帳」の作成については、41ページ参照

【実態に即した按分】

備品や事務用品の物品の購入に当たり、実態に即して按分する場合には、合理的な説明が必要です。

また、50,000円未満の物品についても、十分配慮する必要があります。

【所得税法上の耐用年数】

所得税法で定める主な器具・備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

事務机・事務椅子・キャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
ラジオ・テレビジョン・テープレコーダーその他の音響機器		5年
パソコン	サーバー用のものを除く	4年
	その他の電子計算機	5年
複写機、計算機（電子計算機を除く）		
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、（携帯電話機）	6年
	上記以外の電話設備その他の通信機器	10年
カメラ（デジタルカメラ）		5年

【備品管理上の諸注意】

- 購入から任期满了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要があります。
- 耐用年数内に再度備品を購入する場合は、合理的な説明が必要です。
- 備品の性能については、社会通念上、政務活動に必要な範囲内とするよう留意する必要があります。また、政務活動との関連が不明なものや高額な備品については、誤解を招かないよう説明が必要です。
- 任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えます。

【ポイント制度を導入する小売店（家電量販店等）での購入】

購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上します。また、貯めておいたポイントを使用して物品等を購入した場合は、当該ポイントを現金による支払と同様に扱い、政務活動費として計上可能とします。

【郵送料（切手・官製はがき）】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に100通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、区政報告書等に要するものも含めて（項目を問わず）、年額で30,000円を上限とし、1回当たりの購入は100枚を限度とします。
- 官製はがきの購入については、事務費として計上する場合は、年額で30,000円を上限とするとともに、1回当たりの購入も100枚を限度とします。（官製はがきの購入については、広聴広報費と取扱いが異なることに注意。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

広聴広報費の項を参照（13ページ）

【携帯電話・スマートフォン等の料金】

- 使用実態に即して按分します。
- 月々の料金に携帯電話・スマートフォン本体の分割払い料金が含まれている場合がありますが、分割購入の場合も本体価格が50,000円以上であれば、備品台帳を作成する必要があります。

【事務用品等購入にあたっての留意点】

事務用品、備品購入費支出の際、年度末の購入（特にまとめ買い）、毎年
にわたる購入、適切なサイクルによらない購入、按分割合が高い計上の場
合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

○ 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

事 務 所 費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

[支出の参考例] 事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料

政務活動に要する経費細目

○ 事務所賃借料について

自己所有		計上できない
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする。 なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする。 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2

※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう。

※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は、月額50,000円とする

○ 事務所光熱水費について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする。
	自宅兼用	計上できない

◆支出にあたっての留意事項

[事務所の賃料]

「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

○ 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとします。

また、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

【事務所費支出の要件】

○ 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していることが必要です。

○ 事務所の賃料等を計上する場合は、「事務所の要件を具備していることを証明する書類」が必要です。具体的には、「賃貸借契約書の写し」、「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（41ページ参照）

○ 特に、自宅が賃貸物件で、事務所を兼用する場合は、事務所としての使用部分や面積（按分の根拠）が明確に分かるようにします。

○ 議員の親族が経営する会社・店舗等の一部を事務所として賃貸する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

人 件 費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【支出の参考例】 賃金、社会保険料、交通費

政務活動に要する経費細目

- 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない
- 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

事務所費の項を参照（24ページ）

【議員活動全般を補助する職員】

- 按分が必要です。支出割合の上限は1/2です。
- 計上に際しては、「雇用契約書の写し」を添付する必要があります。

【政務活動のみを補助する職員】

- 基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します。
- 計上できる月額の上限は50,000円です。

- 計上に際しては、補助する「職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類を提出します。

【定期的な勤務の補助職員】

例えば、毎週月～金曜日・午前9時～午後3時の勤務のように、勤務日数が定期的な場合は、政務活動のみの補助とは捉えられない可能性が高いことから、誤解を招かないよう説明をする、または「議員活動全般を補助する職員」として按分するなどの取扱いが必要です。

- 「勤務の実情を証明する書類」の作成については、42ページ参照

2 提出書類

<収支報告及び領収書その他の証拠書類の取扱い>

収支報告について	29
提出書類について	29
1 政務活動費収支報告書	30
2 政務活動費出納簿	31
3 領収書及び領収書等貼付用紙	33
4 政務活動交通費記録簿	36
5 その他添付書類	38
収支報告書等の保存及び閲覧について	42

収支報告について

会派の代表者、議員は、前年度分の「政務活動費収支報告書」に、政務活動の収支を表す「出納簿」及び「領収書その他の証拠書類」を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければなりません。

(条例第10条第1項)

提出書類について (作成方法等詳細は次ページ以降を参照)

I 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

II 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

III 「領収書その他の証拠書類」

(「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)に貼付または別紙添付)

なお、次の経費を計上する(支出した)場合は、それぞれ以下の書類を提出します。

① 交通費 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)

② 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える

日帰りの調査・研修会等の経費

. . . . 「政務活動視察報告書」(規程第3号様式)

③ 広報紙発行に要する経費 . . . 作成した「広報紙」等

④ 備品の購入 . . . 「備品台帳の写し」

⑤ 事務所の賃借料等 . . 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」

⑥ 補助職員の賃金等 . . 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」

1 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

- 原本を提出します。写しは5年間保存します。
(平成28年度分は平成34年4月30日が過ぎるまで保存)
- 平成29年5月1日から閲覧に供するとともに、7月を目途に区議会ホームページに掲載します。

① 日付

議長(事務局)への提出日を記載します。

② 議員名

政務活動費を会派で受けている場合には「会派名」「代表者氏名」を、議員個人で受けている場合は「議員名」を記載します。

③ 備考欄

項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

④ 支出額の合計

平成28年度からは、事務の効率化を図る観点から、交付額の範囲内で収支報告するものとします。

※「政務活動費収支報告書」の記載例については、45ページ参照

2 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

- 原本を提出します。写しは5年間保存します。
(平成28年度分は平成34年4月30日が過ぎるまで保存)
- 平成29年5月1日から、政務活動費収支報告書とともに閲覧に供します。

① 日付

領収書の日付、口座振替など、入出金のあった日を記載します。ただし、調査研究費などひと月にまとめた交通費は、月の末日に計上します。

② 摘要

支出内容・按分率等を記載します。主な記載例は次のとおりです。

物品購入	事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
資料購入	資料代(〇〇区△△に関する資料)
書籍購入	書籍代(〇〇題名、外3冊)
雑誌購入	雑誌代(月刊●● 〇月〇日号)
備品リース	コピー機リース料(〇月分) 1/2
補助職員賃金	政務活動補助職員賃金(〇月分 氏名)
区政報告発行経費	区政報告印刷代(〇月〇日発行号) 4/5
	区政報告郵送料金(〇月〇日発行号) 4/5
光熱水費	事務所電気料(〇月分) 1/2
電話料金	事務所電話料(〇月分、FAXあり) 1/2
講師謝礼	講師謝礼(〇〇に関する勉強会)
研修等参加費	研修会参加費(〇〇に関する研修)
交通費	交通費(〇月分)
駐車料金	駐車料(区民相談)
有料道路通行料	高速料金(東京—〇〇/〇〇市立施設視察)
地方視察経費	宿泊費(〇〇市視察)

※年に複数回支払う場合は、(〇月分)(〇月〇日発行分)等と明確に記載します。

③ 項目

当該経費について、該当する「項目」（条例第9条別表に掲げる）を記載します。「項目」それぞれの金額の合計が、収支報告書の「支出」欄に記載されることになります。

④ 整理番号

出納簿の記載順（昇順）に、機械的に番号をふります。「月単位」「年間を通して」、どちらでも構いません。整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書等、関係書類にも必ず記載し、相互に照らし合わせることができるようになります。

⑤ 受・払・残

「受」は政務活動費の振込金額（年4回）を、「払」は支出金額を、「残」は支出金額を控除した残額を記載します。

※参考	4～6月分	4月 8日（金）
平成28年度政務活動費振込日	7～9月分	7月 8日（金）
（予定）	10～12月分	10月 7日（金）
	1～3月分	1月10日（火）

※「政務活動費出納簿」の記載例については、46・47ページ参照

3 「領収書」及び「領収書等貼付用紙」

「領収書その他の証拠書類」は、領収書等貼付用紙にそれぞれ貼付します。
(規程第3条第1項)

(1) 「領収書」について

- 領収書（レシート）は、必ず原本を添付します。サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）については、「発行者」「金額」「日付」「取引内容」が明記されていることが必要です。
- 印刷・印字が劣化する恐れがある場合は、コピーを取り、原本とともに添付しておくか、または「発行者」「金額」「日付」「取引内容」等を、領収書等貼付用紙の備考欄に補記します。

① 「宛名」について

- 原則として、議員本人名義以外の領収書は無効です。
- 通信費など各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、「領収書原本」「宛名が配偶者や会社名義であることの説明」「配偶者・会社が発行する証明書」の3点をもって、例外的な取扱いができることとします。
- 手書き領収書の場合は「宛名」の記載が必要です（「上様」は不可）。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）で、金額が5万円以上の場合は、改めて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄があれば宛名の記載を求めます。5万円未満であっても、一般的な領収書の形式を取っているものについては、「宛名」を記入してもらいます。

② 「領収書」以外の証拠書類での代用

光熱水費・電話料金など、口座振替・クレジットカード払いとしている場合であっても、原則として、領収書の原本の提出が必要ですが、紛失等やむをえない事情があると認められる場合（特に、インターネット接続料は、領収書が発行されないケースがあります。）次のように取り扱います。

- 口座振替による支払いの場合は、振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- クレジット会社が発行する利用明細書、及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- 当該通帳原本は、5年間保存します。

(2) 「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)

① 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。複数の領収書を貼付する場合は、該当する全ての整理番号を記載します（枠外でもかまわない）。

② 領収書等貼付欄

- 領収書を複数枚貼付する場合は、他の領収書と重なったり、備考欄の記載事項が隠れないようにします。
- サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- サイズが大きい証拠書類等は、別紙添付とし、領収書等貼付用紙には、「別紙のとおり」「支出の明細は別紙のとおり」など貼付欄に記

載します。

③ 備考欄

出納簿に「支出内容」を書ききれない場合や、以下のような特別の説明を必要とする場合に記載します。なお、説明資料がある場合は「別紙」として提出します。

ア 領収書の金額と出納簿記載の金額が異なる場合、説明を記載します。

- 複数購入したもののうち、一部を計上する場合
(事務用品・書籍購入などの場合に、計上する品目を特定するなど)
- 按分により計上する場合
(賃料・備品購入の按分率・計算式等を記載するなど)
- 発生ポイント分を控除して計上する場合
(家電量販店等の購入において、値引き相当額を明示するなど)

イ 領収書、出納簿の記載内容では購入等した品目を確認できない場合、品名や内訳などを記載します。

ウ 政務活動との関連性がわかりにくい場合、必要性など、適正な支出であることを示すため、以下のような説明を記載します。

- 講師謝礼について、目的や内容、区政との関連性などを記載する。
- 施設の入場料・観覧料など、視察目的等を記載する。
- 備品購入に際して、利用目的や按分の考え方などを記載する。
- 郵送料の支出に関して、何をいつ何部郵送したかなど具体的に記載する。
- ホームページの更新料について、URLや更新の目的、更新した内容などの説明を記載する。

※「領収書等貼付用紙」の記載例については、48ページ参照

4 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)

政務活動のため交通機関を利用して出張する場合は、「政務活動交通費記録簿」を作成します。(規程第3条第2項)

① 全般的事項

- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や視察先において別途必要となった交通費（JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に記載します。
- 調査研究費、研修費など、項目別に作成し、出納簿には、月末の日付で「交通費（〇月分）」とその月の合計額を記載します。
- タクシーや鉄道・バスで、領収書（レシート）が発行される場合は、「政務活動交通費記録簿」の裏面（または別紙）に貼付します。
- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。

※「利用明細（履歴）」に関する注意事項

① スイカについて

履歴の印字は直近の利用分最大 50 件まで印字可能ですが、1 日の利用件数が 21 回以上の場合、一部印字できない場合があります。また、一度印字された履歴は再印字できず、利用から 26 週間を超えた履歴は印字できません。

② パスモについて

履歴の印字は直近の利用分、最大 20 件まで印字可能です。ただし、一部の鉄道事業者では 100 件まで印字可能な事業者があります。

③ スイカ・パスモ共通

バスを利用した場合は、バスの事業者名しか印字されません。

- 宿泊を伴う視察・研修で、航空券・JR指定席券及び乗車券を（事前に）購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受け、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。
- ガソリン代、有料道路通行代、駐車・駐輪料金については、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

② 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。複数ページにわたるときは、枝番を付けるなど工夫して記載します。

③ 日

当該交通機関を利用した日を記載します。

④ 出張先

施設の名称など行き先を具体的に記載します。ただし、相談等で個人宅が行き先の場合は、区民宅（地名・町名）である旨記載します。

⑤ 利用交通機関

「鉄道」「バス」「タクシー」に区分して記載します。

⑥ 経路

- 出発駅—到着駅を記入し、往復であればその旨を記載します。なお、タクシーの場合は、地名・町名・施設の名称などを記載します。
- タクシー、鉄道・バスで、領収書が発行された場合は、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑦ 備考欄

出張内容・目的を記入します。また、一般的に合理的でない経路の場合に、その経路とした理由など、交通費計上に関して説明等があれば記載します。

※「政務活動交通費記録簿」の記載例については、49ページ参照

5 「その他添付書類」

次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、政務活動費収支報告書に添えて提出します。(規程第4条)

(1) 「政務活動視察報告書」(第1号・規程第3号様式)

宿泊を伴うか、または、往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を作成し提出します。

① 全般的事項

- 別途報告書類を作成する場合は、「政務活動視察報告書」を表紙にし、作成した書類を添付します。報告書の概要欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。
- 複数の議員による視察等で、連名で報告書を提出する場合も、それぞれ参加した議員に提出していただく必要があります。この際、代表者1名は通常どおり「政務活動視察報告書」を記載し、添付報告

書類、資料等を提出します。その他の議員については、「政務活動視察報告書」については通常どおり作成の上、概要欄に「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載します。資料等の添付は不要です。

- 会派で政務活動費を受け取っている場合は、会派名で提出します。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、「研修会・講演会等の名称」「開催日時・会場名」「設置主体・主催者」「概要」などを記載します。また、可能な限り「資料」「レジュメ」を添付します。
- 平成29年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに、添付資料も含め閲覧に供します。

② 会派・議員名

政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「個人名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。当該調査研究、研修会・講演会等に計上した全ての整理番号を記載します。

④ 実施日

調査研究を実施した期間、研修会等に参加した日付等を記載します。

⑤ 参加者氏名

参加した者（議員）の氏名を記載します。

⑥ 視察先

「訪問先の施設名（研修会場）・担当部署」等と、「道府県名・市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

何を調べる（学ぶ）ために訪問（出張）したのか、簡潔に記載します。

⑧ 行 程

往復の経路について、利用交通機関や区間等を記載します。

⑨ 概 要

政務活動による調査研究（研修受講）であることがわかるよう、区政との関連性など記載するとともに、視察先で入手した資料の写し、レジュメなど内容がわかる資料があれば添付します。

※「政務活動視察報告書」の作成については、50ページ参照

(2) 「広報紙」(第2号)

- 区政報告など、広報紙の作成に要する経費を計上する場合は、当該広報紙を提出する。封筒、同封するはがき等を作成した場合は、当該封筒・はがきもあわせて提出します。
- 平成29年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに閲覧に供します。

(3) 「備品台帳の写し」(第3号)

備品の購入に要する経費を計上する場合は、「備品台帳(様式自由)の写し」を提出します。ただし、備品台帳には、「品目及び形態・型番」「数量」「購入価格」「取得年月日・廃棄年月日」「設置場所(所在地)」を記載しておくとともに、その他付属品やクレジットカード払いの支払日(出納簿に記入した日)など、備考欄を設けておき記入しておく必要があります。備品台帳の参考例を用意しています。

備品台帳の原本は、各自(各会派)で保管します。

※「備品台帳」の作成例については、51ページ参照

(4) 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」(第4号)

事務所の賃借料や光熱水費等を計上する場合は、事務所の要件を具備していることを証明する「賃貸借契約書の写し」又は「事務所の図面及び写真等」の書類を提出します。

- ① 事務所専用の物件を賃借する場合は、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」を添付します。
- ② 自宅と兼用の場合は、面積による按分割合を明確にするため、「事務所としての使用部分や面積が明確に分かるような図面、写真等」が必要です。また、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」も併せて添付します。

(5) 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」(第5号)

- ① 議員活動全般を補助する職員を議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員について計上する場合は、「雇用契約書」の写し
- ② 特定の政務活動を補助するために雇用する職員について計上する場合は、「その職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類(様式自由)を、領収書に添付して提出します。「勤務日」「勤務時間・実働時間」「時間給等賃金の単価・日額」「勤務内容(政務活動との関連性がわかるよう具体的に記載したもの)」を明確にします。「政務活動補助職員勤務報告書」として参考例を用意しています。

※「政務活動補助職員勤務報告書」の作成については、52ページ参照

収支報告書等の保存及び閲覧について

議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、(政務活動費収支)報告書及び出納簿を閲覧に供します。

(条例第10条第4項)

議長は、帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供します。

(規程第4条第2項)

3 各種様式・記載例

1	政務活動費収支報告書	45
2	政務活動費出納簿	46
3	領収書等貼付用紙	48
4	政務活動交通費記録簿	49
5	政務活動視察報告書	50
6	(参考) 備品台帳	51
7	(参考) 政務活動補助職員勤務報告書	52

1 【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

提出日を記入します
 ※平成29年4月1日～4月30日に提出していただくことになります

平成 29 年 4 月 4 日

杉並区議会議長 宛

政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

朱肉を使用する印鑑を押印します

年度を記入します

平成 28 年度政務活動費収支報告書

年度を記入します

平成 28 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 28 年度政務活動費の収支について報告します。

項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

28年度の交付額を記入します

1 収入
 政務活動費 1,920,000 円

主な支出内容を記入します
 (単位 円)

2 支出

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	〇〇市視察経費 等
研修費	50,000	〇〇研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費 等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	〇〇会議会場費 等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料 等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

「1収入-2支出」の金額を記入します

3 残 額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

28 年度

政務活動費出納簿

平成28年 4月 1日 から

平成29年 3月31日 まで

議員氏名

⑩

2 【記載例】出納簿

出納簿

(その2)

年	月	日	摘 要	項 目	整理番号	受	払	残
28	7	1	前葉繰越					
		2	事務用品代(品名)	事務費	1			
		2	書籍代(書籍名)	資料購入費	2			
		3	事務所電話代(**%・5月分) / NTT 東日本	事務費	3			
		3	事務所電話代(**%・5月分) / NTTコミュニケーションズ	事務費	4			
		5	事務所電気料(**%・5月分)	事務所費	5			
		7	事務所賃料(**%・8月分)	事務所費	6			
		8	堺市・茨木市視察交通費(東京-大阪間往復乗車券・特急券)	調査研究費	7			
		8	政務活動費(7月~9月分)					
		10	携帯電話料金(**%・5月分)	事務費	8			
		12	書籍代(〇〇〇外2冊)	資料購入費	9			
		15	堺市・茨木市視察宿泊費(大阪市滞在)	調査研究費	10			
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)	調査研究費	11			
		20	印刷代(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	12			
		21	郵送料(85%・区政報告7月21日発行分)	広聴広報費	13			
		22	研修参加費(地方版総合戦略策について)	研修費	14			
		25	インターネット接続料(**%・6月分)	事務費	15			
		31	交通費(7月分)	広聴広報費	16			
		31	交通費(7月分)	調査研究費	17			
		31	交通費(7月分)	研修費	18			
		31	政務活動補助職員賃金(7月分)	人件費	19			
			7月分計					
			次葉繰越 累計					

具体的な品名も記載します
購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します

支出項目が同じでも、支払先が異なる場合は、一行ごとに記載します
(電話料金、新聞購読料などが該当)

支出が複数月に亘るものは、何月分かを記載します
(光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当)
また、按分して計上するものについては、按分率も記載します

内容によって支出項目が分かれる場合、詳細を記載します
(例：駐車料金は、調査研究費、広聴広報費のどちらにも該当するため、目的を明記します)

当月支出分を支出項目別に合算し、月末付けで計上します

整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書にも必ず記載します
※上から機械的にふります
※月ごとでも、年間通し番号でも構いません

月ごとの計と累計額を記入します
「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

3 【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 9・14
----------	-----	----------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄

領収証	平成28年 7月12日
〇〇〇〇 様	
¥ 〇, 〇〇〇-	
但し、〇〇〇〇として	
〇〇書店 印	

品名、内容等がわかるよう記入を依頼します

※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します

※「お品代」という表現は好ましくありません

複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします

※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します

領収証	28年 7月 22日
〇〇〇〇 様	
¥ 〇〇, 〇〇〇-	
但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として	
(公社)〇〇研究会	
代表 〇〇〇〇 印	

支出内容の説明を記載します

「領収書」及び「領収書等貼付用紙」（33ページ）を参照のうえ、記載します

備考

- 「記入例1」 練馬区ケア24視察(高齢者介護調査研究)
練馬区南田中3丁目「〇〇駐車場」2時間利用
- 「記入例2」 区政報告(7月21日号) 政務活動報告85%、その他15% (報告書別途添付)
印刷費162,000円 × 85% = 137,700円計上
- 「記入例3」 研修参加費「地方版総合戦略の策定に向けて」平成28年7月22日午後1時~4時
〇〇会議室(港区)、〇〇研究会主催、総合戦略策定のプロセスと検証の視点
- 「記入例4」 書籍代 領収書金額7,800円のうち4,700円を計上
《書籍名》〇〇〇(1800円)、〇〇〇(2000円)、〇〇〇(900円)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号

7月分

No. 16・17・18

議員名 ○ ○ ○ ○

出納簿の整理番号を記載し
ます

備考欄には、出張内容を記
入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	南阿佐ヶ谷→善福寺 ※往復	762	広聴広報費	区民相談(就学援助)
11	横浜市役所	鉄道	南阿佐ヶ谷→日本大通り ※往復	1,344	調査研究費	○○調査
14	堺市役所	鉄道	大阪→なんば→堺東 ※往復	1,000	調査研究費	介護保険計画調査 現地での移動交通費
15	○○センター 茨木市役所	鉄道、タクシー	大阪→茨木、茨木→○○センター(タクシー)、○○センター→茨木市役所(タクシー)、茨木→新大阪	2,440	調査研究費	子育てサポート事業調査 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	鉄道、タクシー	南阿佐ヶ谷→板橋区役所前、板橋区役所→練馬区役所(タクシー)、練馬→南阿佐ヶ谷	2,345	調査研究費	○○調査
20	西荻窪駅自転車駐車場 東高円寺駅自転車駐車場	鉄道	南阿佐ヶ谷→西荻窪→東高円寺→南阿佐ヶ谷	761	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道・タクシー	南阿佐ヶ谷→東京、東京駅→○○会館(タクシー)、馬喰町→阿佐ヶ谷	1,539	研修費	○○研修受講
◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合						
日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京→他都市間の交通費」があります。項目「政務活動交通費記録簿」(36ページ)を参照。						
				762	広聴広報費	件数が多く、複数枚 使用する場合は、最終 ページにのみ項目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で項目ごとに記 載します
				7,890	調査研究費	
				1,539	研修費	

タクシーなど、領収書が発
行されるものは・・・
①経路を区切って記載
②領収書は裏面に貼付

別内訳

5 【記載例】政務活動視察報告書

第3号様式（第4条関係）

政務活動視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・

- ①政務活動費を会派で受け取っている場合…「会派名」
- ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成28年 7月14日～平成28年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	堺市○○課 茨木市○○センター、○○課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	往復の経路について、利用交通機関や利用区間など、書ききれない場合は別紙添付

記載事項は・・・

- ①視察の場合
訪問先の「施設名、担当部署」など
- ②研修の場合
「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・

- ①視察の場合
「調査対象、何に関する調査か」など
- ②研修の場合
「何に関する研修か」など

概要

◆記載する際の留意事項

「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。

※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。

※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。

→報告書を別途作成している場合

*この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。

*別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。

政務活動補助職員
勤務報告書

(28年 7月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	金	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)作成補助
2	土	—				
3	日	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します				
4	月	—				
5	火	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)校
6	水	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助
7	木	—				
8	金	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)校
9	土	—				
10	日	—				
11	月	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○会議使用資料作
12	火	9:00-12:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助
13	水	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助
14	木	—				
15	金	—				
16	土	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助
17	日	—				
18	月	—				
19	火	—				
20	水	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)郵送準備作業
21	木	10:00-13:00	3	1000	3,000	区政報告(第○号)郵送作業
22	金	—				
23	土	—				
24	日	—				
25	月	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成
26	火	—				
27	水	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します				
28	木	(雇用契約書を作成する場合に準じています)				
29	金	—				
30	土	なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示				
31	日	しますので、本人にその旨を説明してください				
		※ご住所と生年月日は公開しません				

「政務活動の事務補助」ということがわかる作業に、できるだけ具体的に記載します

※政務活動費で支出可能な政務活動補助職員への賞金は、議員活動全般ではなく、「政務活動の補助」に対してのみです。

そのため政務活動との関連性がわかるように記載します。

勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します
(雇用契約書を作成する場合に準じています)

なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示
しますので、本人にその旨を説明してください
※ご住所と生年月日は公開しません

押印は朱肉を使用します

※スタンプ印は好ましくありません

合計
出勤日 11日 69,000 円

勤務者

氏名 ○○ ○○ (印) 生年月日 ○○年○月○日

住所 杉並区○○○ 1-1-1

III 資料編

1 例規関係（抜粋）	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則	59
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程	60
杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱	64
杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱	65
2 過去（政務調査費）の判例	67
1 「調査研究費」関係	67
2 「研修費」関係	67
3 「広聴広報費」関係	68
4 「会議費」関係	68
5 「資料購入費」関係	69
6 「事務費」関係	70
7 「事務所費」関係	70
8 「人件費」関係	71
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	72

1 例規関係（抜粋）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

（平成 13 年 3 月 23 日条例第 26 号）

最新改正 平成 25 年 2 月 20 日（題名改正）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（会派に係る政務活動費）

第 3 条 会派に係る政務活動費は、各月 1 日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額 16 万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務活動費）

第 4 条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第 1 項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額 16 万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

（議長に対する届出）

第 5 条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届

け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、

各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

（透明性の確保）

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

政務活動に要する経費

項目	内 容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費（調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研 修 費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費（会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費（参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費（印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費）
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費（資料印刷費、交通費、文書通信費）
会 議 費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費（資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費）
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費（参加費・会費、交通費、文書通信費）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費（印刷・製本費、原稿料）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料）
事 務 費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費（事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費）
事 務 所 費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料）
人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（賃金、社会保険料、交通費）

備考 括弧内は、例示とする。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成13年3月30日規則第35号)

最新改正 平成25年2月20日(題名改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届(第2号様式)によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿(第7号様式)によるものとする。

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書(第8号様式)によるものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

(平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号)

最新改正 平成 28 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年杉並区条例第 26 号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年杉並区規則第 35 号。）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 104 条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第 2 条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- (6) 条例第 9 条第 1 項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

(領収書等の提出)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第 2 号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第 1 号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第 2 号様式）を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第 3

項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
- (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
- (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
- (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則（平成28年3月31日議長訓令甲第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項 目	内 容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする） ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる ○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）

研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする ○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広聴広報活動における茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する ○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする） ○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する
要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙の購読については、議員 1 人当たり 1 部のみとする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う
事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000 円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする

事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○ はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする ○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に則して按分する ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" data-bbox="437 456 1161 573" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">固定電話（事務所専用）</td> <td style="width: 30%;">1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> ○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする 	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4										
固定電話（事務所専用）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4																
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所賃借料について <table border="1" data-bbox="395 757 1355 1070" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">自己所有</td> <td style="width: 50%;">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率)×1/2</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする ○ 事務所光熱水費について <table border="1" data-bbox="395 1245 1355 1559" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 35%;">自己所有</td> <td style="width: 50%;">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> 		自己所有	計上できない	賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率)×1/2		自己所有	計上できない	賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない
	自己所有	計上できない															
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率)×1/2															
	自己所有	計上できない															
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする 																

杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱

(平成 21 年 6 月 19 日 21 杉議会第 435 号)
最新改正 平成 25 年 3 月 29 日杉議会第 1138 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会会議規則(昭和 31 年 9 月 25 日議決)第 125 条第 4 項の規定に基づき、杉並区議会政務活動費調査検討委員会(以下「委員会」という。)の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

(1) 政務活動費の使途に関する事項

(2) その他委員会が必要と認めた事項

2 委員会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(会長等)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は議長職にある者とし、会議を統括する。

3 副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 その他の委員は、会長が指名する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第 5 条 委員会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱

(平成 22 年 5 月 28 日 22 杉議会第 116 号)

最新改正 平成 26 年 3 月 31 日杉議会第 1090 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。)に規定する政務活動費(以下「政務活動費」という。)に関する意見聴取機関として、杉並区議会政務活動費専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置することにより、公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、杉並区議会議長(以下「議長」という。)から求められた次の事項について調査等を行い、その結果を議長に報告する。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) 政務活動費の適正な執行に関する事項
- (3) その他議長が必要と認めた事項

2 議長は、必要があると認めるときは、専門委員会に対し、政務活動費の適正な執行のために会派又は議員及び区議会事務局からの相談に応じるよう求めることができる。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、委員 3 名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が任命する。

3 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 専門委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 専門委員会は、会長が招集する。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 専門委員会の会議は、非公開とする。

(権限)

第 5 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、議長に対して区議会が保有する政務活動費に関する情報の提示を求めることができる。

2 専門委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する情報の全部又は一部を

検査することができる。

(守秘義務)

第6条 専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 過去（政務調査費）の判例

1 「調査研究費」関係

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決(平成 19 年 2 月 9 日)》

2 「研修費」関係

- × △△連合会(政党)の政経セミナー一会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム

《札幌高裁判決(平成 19 年 2 月 9 日)》

3 「広聴広報費」関係

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面 1 ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成 20 年 9 月 5 日)》

4 「会議費」関係

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会に

において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒ一等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて(あるいは加えて)、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決(平成16年9月15日)》

5 「資料購入費」関係

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使用基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といふことができるから、その全額を本件使用基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代(りんごニュース)については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件使用基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物といふほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入して

よいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

6 「事務費」関係

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。

※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金(合理的に案分すると2分の1)、政務調査以外の議員活動の電話料金(4分の1)が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

7 「事務所費」関係

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料(賃料)の金額(月額5万5000円)にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決(平成 19 年 12 月 26 日)》

8 「人件費」関係

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番号や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのであるから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める用途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成 20 年 3 月 24 日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過

- 平成12年「地方自治法」改正
・・・「政務調査費」制度化
- 平成13年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」制定（平成13年4月1日施行）
- 平成18年12月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」改正（平成19年5月1日施行）
・・・収支報告書・出納簿に加え、領収書原本の提出を義務付け
- 平成19年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」制定（平成19年5月1日施行）
- 平成20年3月「政務調査費検討会」報告書
・・・新たな使途基準細目を作成
- 平成21年6月「杉並区議会政務調査費調査検討委員会設置要綱」制定
- 平成22年5月「杉並区議会政務調査費専門委員会設置要綱」制定
- 平成24年9月「地方自治法」改正
・・・政務調査費が「政務活動費」に改められる。政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることが義務付けられるとともに、透明性をより一層確保することが求められる。
- 平成25年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」施行
・・・「政務活動費」に改められたことに伴い、条例の題名、規則で定めていた使途基準の条例化等の改正を行う。これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」、その他要綱等の所要の改正を行う。

会派・議員の皆さまへのお願い

■ 平成28年度分の取扱い

事務局では、政務活動費収支報告書等関係書類の内容確認を四半期ごとに行います。次のとおり、事務局議会法務担当へ書類を提出してください（提出書類は29ページ参照）。

① 『4月分～6月分』 …… 7月5日（火）まで

② 『7月分～9月分』 ……10月14日（金）まで

③ 『10月分～12月分』 …… 1月10日（火）まで

※①～③においては「収支報告書」の提出は不要です。

④ 『4月分～3月分』 …… 4月4日（火）まで

※全ての書類を提出してください。

- ★ 平成29年5月1日から「政務活動費収支報告書・出納簿・政務活動視察報告書・広報紙」の4点は閲覧に供します。「領収書・政務活動交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。
- ★ 平成29年7月を目途に、「政務活動費収支報告書」を区議会ホームページに掲載します。
- ★ 上記①～④の手順を踏まない場合、事務局で内容を確認できないまま、閲覧に供し、あるいは情報を公開することになりますのでご留意ください。

30 杉議会第 14 号
平成 30 年 4 月 6 日

監査委員 様

区議会事務局長
佐野 宗昭

平成 29 年度杉並区職員措置請求監査結果における 意見・要望事項等への対応状況について（報告）

平成 29 年度の杉並区職員措置請求（平成 27 年度政務活動費に関する住民監査請求）の監査結果における意見・要望事項等への対応状況について、下記のとおり報告します。

記

1 意見・要望事項の内容

（1）按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、ガソリン代、事務所賃借料等のように支出割合の上限を 2 分の 1 等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

（2）団体の会費（年会費）について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、団体の会費（年会費）について、「政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする」と定められているのみで、計上する場合の提出書類等についての規定が設けられていない。

団体の会費（年会費）を政務活動費に計上するためには、当該団体の目的や活動内容が政務活動と関連性を有することが必要であり、その目的や活動内容が分かる資料の提出や入会目的の明記など、計上する場合の留意事項等について検討されたい。

(3) 政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について

「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成29年度版）」においては、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容について、「政務活動との関連性が分かるよう具体的に記載する」とこととされ、また、区議会事務局長の抗弁書では、「政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容については、政務活動に対する執行機関や他の議員からの干渉を防止する必要があるため、区政との関連性を有すると判断できる内容であれば、その記載方法の具体性の度合いは、議員の自律的判断に委ねている」との見解が示されている。

確かに、政務活動に対する執行機関や他の議員からの干渉を防止することにも配慮する必要性は認められるところであるが、全く異なる複数の勤務内容がある場合に一つの勤務内容のみを記載するなど、実態と乖離した勤務内容の記載は適切ということとはできない。

また、政務活動との関連性が分かるよう具体的に記載するという点においても、必ずしも十分でない記載が見受けられる。

より適切な記載内容となるよう、改めて、勤務内容の記載方法について検討されたい。

(4) 平成29年3月30日付け区議会議長通知について

平成29年3月30日付け区議会議長通知により、運用の改善が図られたことは評価することができるものであり、その内容について、政務活動費規程等に明記されたい。

2 対応状況

平成30年度に向けて別紙のとおり改善した。なお、別紙「3 平成30年度の検討事項」以外にも改善すべき課題があれば引き続き検討する。

1 意見・要望事項への対応状況

(1) 按分の割合（上限）が定められていない経費について 規程改正

(現行) インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する。

(改正) インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2とする。ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない。

(2) 団体の会費（年会費）について 規程改正

(新規) 政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に、区政との関連性を記載する。

(3) 政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について【手引書改正】

(新規) 勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記する。

(4) 平成29年3月30日付け区議会議長通知について

ア 金券類による支払について 規程改正

(新規) 金券類により支出した経費に対しては、政務活動費を充てることができるものとする。

イ 支出の対象となる期間を明示した書面の提出等について 【手引書改正】

(新規) 一定期間にわたり役務の提供を受ける場合（ホームページ維持管理費等）は、契約期間等支出の対象となる期間を明示した書面を提出する。

2 その他の改善事項

(1) 宿泊を伴わず、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等の参加費について **規程改正**

(現行) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する。

(改正) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者、概要等」が分かる資料を添付する。

(2) 視察関連費用の経費負担の正確性について **【手引書改正】**

(新規) 視察先や行程等が他の議員と異なる場合は、政務活動視察報告書や領収書等貼付用紙備考欄等に、経費分担を明記する。

(3) 視察先への土産代について **規程改正**

(新規) 視察先への土産代に関する支出は、1箇所当たり5,000円を限度とする。

(4) 所属政党発行の機関紙の購読について **規程改正**

(現行) 所属政党発行の機関紙の購読については、議員一人当たり 1部のみ とする。

(改正) 所属政党発行の機関紙 (機関誌又は冊子を含む) の購読については、議員一人当たり 各1部 とする。

(5) 事務所の表示について **【手引書改正】**

(現行) 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していることが必要である。

(改正) 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示

等（区議会議員〇〇事務所、〇〇議員事務所等）を有していることが必要である。

（６） ポイントの取扱いについて

規程改正

- （現行）ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する。
- （改正）ポイントカード制を導入している小売店で物品等の購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して支出する。

【手引書改正】

- （現行）購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上する。また、貯めておいたポイントを使用して物品等を購入した場合は、当該ポイントを現金による支払と同様に扱い、政務活動費として計上可能とする。
- （改正）購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上する。

3 平成30年度の検討事項

按分の割合（上限）が定められていない経費及び月極駐車場代については、30年度も引き続き検討を行うものとする。